

# 地域研究

## 巻頭言

『地域研究』の発刊にあたって

比嘉 政夫 1

## 論文

沖縄大学構内におけるクマゼミ個体群の季節変動と鳴き声の騒音レベル

中村 和雄 3

入会権者の女子孫の入会権継承および取得ー沖縄県の事例

小川 竹一 9

発展途上国におけるガバナンス論議の矛盾ー国際機関の開発戦略と発展途上国国家論、その変遷と矛盾ー

東江 日出郎 31

沖縄現代史の展望と方法をめぐってー国際関係研究における理解の一つの試みー

若林 千代 43

『カフェ・ライカム』に見る戦争、女、記憶

与那覇 晶子 55

## 研究ノート

語り得ぬ沖縄戦の姿

安里 満理子 69

ー証言分析から真実を読み解くー

沖縄島羽地内海における漁船漁業の資源利用

池口 明子 77

档案に見る琉球の清朝への貢品リスト(その一)

孫 薇 91

ー朝貢の実態と本質を理解する鍵ー

渡真利源吉の思想と実践

鈴木 崇之 105

ーライフヒストリーに基づく戦後沖縄児童福祉史研究・序説ー

No. 1

## 調査報告

老人介護者の生活実態調査・研究報告(2)

大城 トモ子 117

国吉 和子

田中 寛二

座間味・阿嘉島の地形地質と赤土流出

渡辺 康志 127

## 翻訳

比嘉政夫著書「沖縄群島(琉球列島)祭祀空間的村落與家」劉 剛 133

元、明時期の中国が遭遇した海禁と倭患

劉 剛 139

(張荷著『吳越文化』第6章)

草野 美保

『地域研究』執筆要項

2005年6月

# 『地域研究』投稿規定

## 1. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）および本誌編集委員会が投稿を依頼した者に限ります。

## 2. 投稿原稿

投稿原稿は、原則として琉球列島およびアジアを対象とした未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとします。

(1) 総説Reviews

(2) 論文Articles

“判例研究”（法学）などを含む。

(3) 研究ノート Reports－研究の中間報告など

(4) 調査報告Field Notes－現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など

(5) その他－書評、資料紹介、翻訳など

## 3. 原稿の執筆

1) 原稿は、日本語または英語で書かれたものに限ります。

2) 原稿は、執筆要項にしたがってワードプロセッサーで作成し、ディスクと印刷した原稿2部を投稿票と一緒に編集委員会宛に送付してください。

3) 原稿の掲載と種分けは、編集委員会で決定します。

4) 本誌掲載の論文等の著作権は、沖縄大学地域研究所に所属します。本誌掲載の論文等の執筆者が著書等に転用する場合は、地域研究所の許可を受けてください。

5) 投稿された原稿（図、表を含む）とディスクは、原則として返却しません。

## 4. 抜刷

抜刷は、50部を執筆者に贈呈します。それ以上の抜刷の印刷には応じられません。

## 『地域研究』の発刊にあたって

At the Issue of "Regional Study"

Masao Higa

沖縄大学地域研究所では、これまで『地域研究年報』、『地域研究所所報』、『地域研究叢書』の三種の刊行物を世に問うて来た。そのうち、前二者すなわち「年報」と「所報」の違いがこれまで不明瞭であったことを確認し、2004年4月の第1回幹事会において、研究所としてのイメージを刷新するために学内の所員や学外の特別研究員の論文など研究成果を発表する研究報告書に相当するものと、研究所としての事業報告や所員・研究員の年間活動報告を載せるものを区別する方針を決め、それは所員総会にあたる運営委員会で承認された。

研究所発足以来15年間にわたる歴代の所長をはじめ所員、研究員のさまざまな研究所運営や研究活動の足跡を踏まえ、2002年度～2004年度にわたり行なった創立15周年記念連続シンポジウムが予想以上の成功を収めた。15年間の歴史をより積極的に継承するために、幹事会における幾度かの検討を経て、論文など研究成果を発表する場として『地域研究』、事業報告や年間活動報告を載せる場として『年報』を刊行することにした。それは国内の大学や研究機関の成果報告の刊行物を取り寄せ、多くの研究機関の成果刊行物が研究成果を発表する「研究報告」と、年間の研究活動や事業報告を載せる「年報」に類別できることが確認されたからである。

沖縄大学地域研究所は、現在、沖縄大学の法経学部、人文学部に所属し、地域研究所の研究プロジェクトに関わる教員57名が学内所員として所属し、また本学および地域研究所の研究プロジェクト推進に不可欠な外部の研究者ならびに、沖縄あるいは琉球列島の地域研究に実績のある人、175人を特別研究員として迎えている。創立以来17年、学内外の多くの人々によって沖縄大学地域研究所の研究調査活動は支えられ、その成果も着実に積み重ねられてきた。

これらの歴史と研究の理念を受け継ぎ発展させるために、研究発表の場として『地域研究』創刊号を世に問うことになった。今後、その内容をさらに充実させ学界での評価を確実にするために、可能な限り早く発表論文などについてのレフェリー制度の導入を含め、学外からの研究者を含めた編集委員会の構想へつなげていきたい。

内外の多くの方のご支援とご指導を賜りたいと思う。

沖縄大学地域研究所所長

比嘉 政夫

## 沖縄大学構内におけるクマゼミ個体群の季節変動と鳴き声の騒音レベル

中村 和雄\*

Seasonal Fluctuations of a Cicada *Cryptotympana facialis*  
Population and Its Sound Level on the Campus of Okinawa University

Kazuo Nakamura

毎年、沖縄大学構内のホルトノキに集まって鳴くクマゼミの鳴き声の騒音レベルを知るため、2004年7-8月に鳴き声のレベルの日周変動と季節変動を求めた。また、成虫個体数の季節変動を知るため、大学構内の3箇所のホルトノキに集まるクマゼミのそれぞれに標識再捕法を適用した。

その結果、Bailey法によって推定された雄個体数は、7月上旬から増加し始めて、中旬にピークに達した後、減少して、8月上旬には終息した。クマゼミは日の出前から鳴き始め、主として午前中に鳴く。この間、鳴き声のレベルは日の出直後が最大で、その後減少して行って、午後には終息した。鳴き声のレベルの季節変動は、クマゼミが集まる3箇所のうち2箇所ではほぼ雄個体数の変動に近似したが、1箇所では雄がほとんど終息したはずの8月上～中旬でも相当高いレベルが見られた。この違いは、個体数の推定は12-15時に行ったのに、鳴き声のレベルの測定は7-10時に行ったことに起因すると考えられる。すなわち、クマゼミの雄は朝と昼で集まる場所を変更している可能性が考えられる。

音源から距離を変えてレベルの変化を測定した結果、7m離れると音源の約半分のレベルに減少し、27mでは0になった。

以上のことから、沖縄大学構内に集まるクマゼミの鳴き声は、7月中の午前中は騒音レベルが高いが、20m以遠ではほとんど問題にならないことが予想される。今後、学生や周辺の住民がクマゼミの鳴き声をどの程度、騒音として感じているかを知る必要がある。

**キーワード：**騒音レベル、クマゼミ、*Cryptotympana facialis*、個体数推定、標識再捕法

In order to determine the sound level of a cicada, *Cryptotympana facialis*, in trees of *Elaeocarpus sylvestris* (Elaeocarpaceae) on the campus of Okinawa University, Naha City, Okinawa, I obtained daily and seasonal fluctuations of the sound level during July and August, 2004. The number of male adults was estimated at each site of three groves of the trees by the capture-recapture method.

The number of male adults increased from early July, attaining a peak in mid-July, and decreased thereafter till early August. The cicada began to sing before sunrise and finished by midday. The sound level decreased gradually from the maximum just after sunrise to 0 at the midday or early afternoon. Seasonal fluctuations of the sound level, obtained in the morning, nearly corresponded to that of the male adult population size in the afternoon for the two of the groves. However, the sound was kept at an even higher level in early and mid-August at the other, suggesting that males behave differently depending on the time of day. The sound level decreased by about half at 7 m from the sound source, and attained almost 0 at 27 m.

These results suggest that the sound of this cicada on the university campus will be perceived as an unpleasant noise by residents within about 30 m of the groves only in the morning in July.

**Key words :** Sound level, Cicada, *Cryptotympana facialis*, Estimation of number of males, Capture-recapture method

---

\*沖縄大学法経学部、902-8521 那覇市国場555、nakm@okinawa-u.ac.jp

クマゼミ *Cryptotympana facialis* は、わが国の関東以西の太平洋岸沿いに分布する種で、琉球列島では沖永良部島から先島諸島まで見られている（環境庁の1995年の調査結果による）。沖縄では、市街地や平地の林で普通に見られるが、沖縄島北部山地には生息しない（東、1987）。那覇市では、成虫は6月下旬に出現する（平年値は6月22日）（沖縄気象台、2003）。ホルトノキ *Elaeocarpus sylvestris*（ホルトノキ科）、センダン *Melia azedarach*（センダン科）、その他の木に数匹～数十匹の個体が集まって鳴くため、相當にうるさい。

那覇市内に位置する沖縄大学では、例年7月上～中旬から構内に植栽された数本のホルトノキでクマゼミが鳴き始め、8月上～中旬まで続く。筆者は、1998年以降、毎年、クマゼミに標識再捕法を適用して、個体群パラメータの推定を行ってきた。その結果の一部は、すでに報告した（中村、2000）。

ここでは、2003～2004年の個体群を対象にして、ク

マゼミの鳴き声の強さの日周・季節変動を求めた。また、標識再捕法によって推定した個体数と鳴き声の強さとの関係も明らかにした。これらの結果から、騒音としてのクマゼミの鳴き声の特性を明らかにしようとした。

## 方 法

### 1. 調査場所

クマゼミの個体群パラメータの推定と鳴き声の特性を求めた沖縄大学構内には、3箇所（場所A～C）にホルトノキが植栽されている（図1、表1）。このうち、場所Aでは1本の木の枝が民家の入り口を覆う形に伸びているため、この民家でのクマゼミによる騒音は相当大きいと考えられる。それに対して、場所BおよびCは民家からも大学の教室からも離れているため、クマゼミの鳴き声の影響はそれほど大きくないと考えられる。

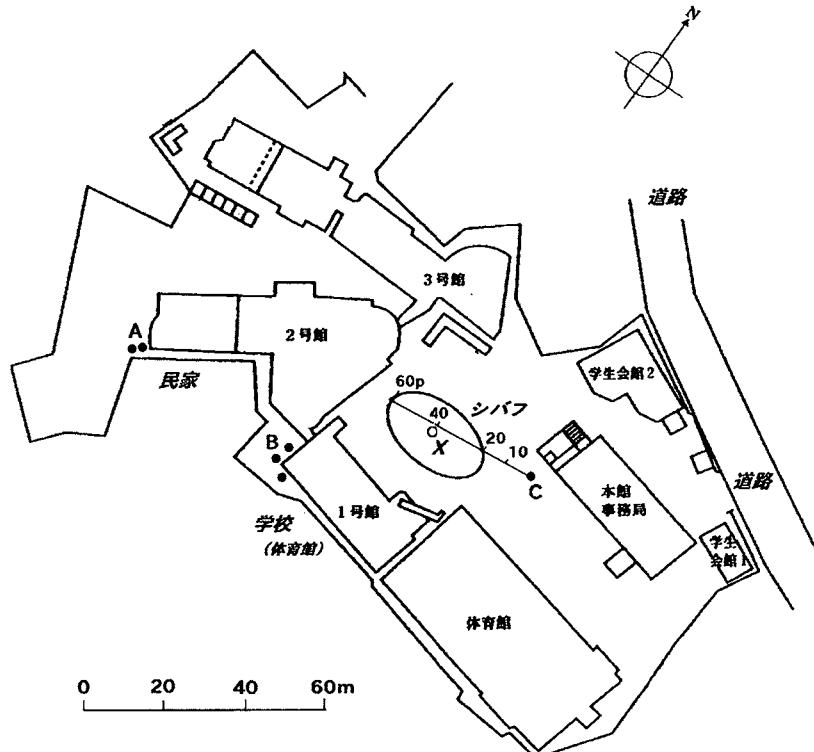


図1 沖縄大学構内の地図 A-Cは、ホルトノキの植栽場所で、黒丸は木の位置を示す。Xは、騒音のバックグラウンド測定場所。CからX付近を通る直線上の数値は、音源Cからの距離と鳴き声のレベルを測定した地点で、数値の単位はpaces。

表1 調査場所とそこにおけるホルトノキの本数と樹高

場所	位 置	ホルトノキ	
		本 数	樹 高(m)
A	科学実験室ウラ	2	10.0
			5.5
B	1号館ウラ	3	6.0(枯死寸前)
			6.0
			5.5
C	本館と体育館の間	1	4.5

## 2. 標識再捕法の適用

ホルトノキに止まっているクマゼミ成虫を捕虫網で捕獲し、翅に不透明ペイントマーカーで個体ごとに番号をつけ、雌雄の別と番号を記録してから、同じ場所に放した。1～数日後に成虫を捕獲して同様に番号をつけて放したが、成虫にすでに番号がついているときには、その番号を記録してから放した。こうして、場所ごとに雌雄ごとに新しくつけた個体番号、前回までに放したものうち再捕獲された個体番号を記録した。2003年は、7月3～11日、14～17日、7月28日～8月2日の3回の期間の毎日、放逐一捕獲を繰り返した。2004年は、7月15日～8月6日の期間に1～3日の間隔で、放逐一捕獲を繰り返した。この作業は、1200-1500時に行った。

得られてデータは、農業環境技術研究所 山村光司博士作成のプログラムを用いてBailey法 (Bailey, 1951) へ適用し、場所A-Cごとに雌雄別の個体数を推定した。

## 3. 鳴き声の騒音レベルと特性の測定

クマゼミの鳴き声の騒音レベルは、積分型騒音計(アコー製6626)を用いて測定した10秒間の等価騒音(A特性)レベルで表した。測定場所は、場所A-Cのホルトノキの樹幹から3m離れた地点と、Cから27m離れた地点X(図1)とした。地点Xでは、クマゼミの鳴き声はかすかにしか聞こえなかつたので、ここでの騒音レベルをバックグラウンドのレベルとした。測定は、同一場所で継続して3回行い、3回の平均値を求めた。各場所の平均値から地点Xでの測定値を差し引いた値を、クマゼミによる騒音レベルとした。

鳴き声の強さの日周性をみるため、2004年7月21日と30日に0600-1600時の1～2時間おきに場所A-Cと地点X

での騒音レベルを測定した。この時期は、後で見るように、クマゼミの個体数がピークから減少に至る時期であった(図2)。

鳴き声の強さの季節変動をみるため、2004年7月21日～8月16日の間の16日について、0700-1000の間に、鳴き声の騒音レベルを測定した。

次に、音源からの距離と騒音レベルとの関係を求めるため、2004年7月26日0700と7月28日0630に、場所Cから10 paces (6.7 m), 20 paces (12.3 m), 40 paces (26.9 m), 60 paces (40 m)離れた4地点(図1)で、騒音レベルを測定した。

また、音源からの距離と平均周波数との関係を見るため、7月26日に同じ4地点で鳴き声を録音した。録音した鳴き声は、Avisoft SASLab Pro (Raimund Specht, Germany)を用いて、各地点における平均周波数を求めた。

## 結 果

### 1. 個体数の変動

2003年および2004年に実施した標識再捕法の結果から、クマゼミの個体数をBailey法によって推定した。ここでは、場所A-Cのそれぞれにおける雌雄別および雌雄合わせた成虫数を求めたが、再捕獲数が0であったために、個体数の推定ができなかった場合もあった。ここでは、クマゼミの鳴き声のレベルを対象としたから、以下では主として雄の個体数の変動のみを見る。

図2は、こうして得られた2003年および2004年における場所A-Cごとの雄個体数の季節変動である。2003年では7月上旬から個体数が上昇し始め、中旬前半にピークに達した後、減少して行って、8月上旬にはほぼ終息した。これを場所間で比較してみると、個体数がピークに達するまでは、AとBでの個体数はほぼ同じで、変動曲線はほとんど重なっていた。それが、ピーク後の個体数では、Bの個体数の方がAよりも多かった。場所Cでの個体数は、A, Bよりも少なく、このため変動曲線を求めることはできなかった。

2004年における個体数の変動は、調査を開始した7

月中旬後半にピークに達した後、減少して行った。場所間の違いは、2003年とほぼ同じで、個体数のピーク後はBにおける個体数の方がAよりも多かった。Cでの個体数は、A、Bよりもはるかに少なかった(図2)。

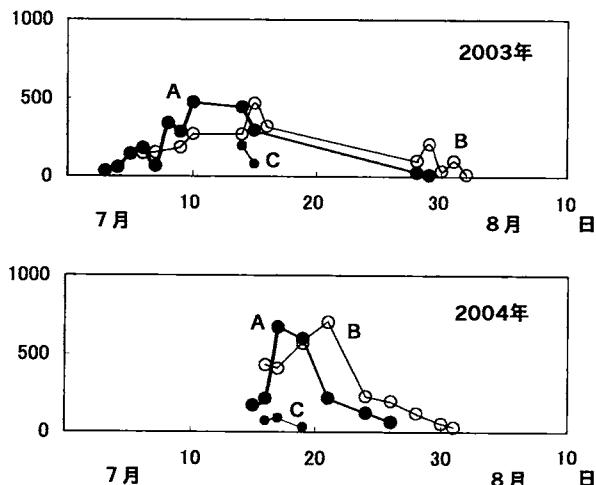


図2 2003年および2004年の場所A-Cにおけるクマゼミ雄個体数の推定値

## 2. 鳴き声の日周性

2004年における場所A-Cでのクマゼミの鳴き声の騒音レベルの日周変化を図3に示した。個体数がピーク近くに達していた7月21日には、鳴き声の強さは場所AとBではほぼ同じで、Cは小さかった。この傾向は、個体数が前者よりも減少した7月30日でも同じであった。これは、場所間の雄個体数の違いを反映したものと考えられる。

7月21日には日の出後が最も大きく、その後減少して行った。場所A、Bでは、10時頃再び上昇したが、その後は減少に転じ、午後は0近くまで下がった。その傾向は、7月30日も同じであったが、1000-1100には0になった。

これらの結果から、クマゼミの鳴き声は日の出直後が最も高く、その後、時間の経過とともに減少すること、0600-1000の間では比較的安定した高さを保っていることが分かる。

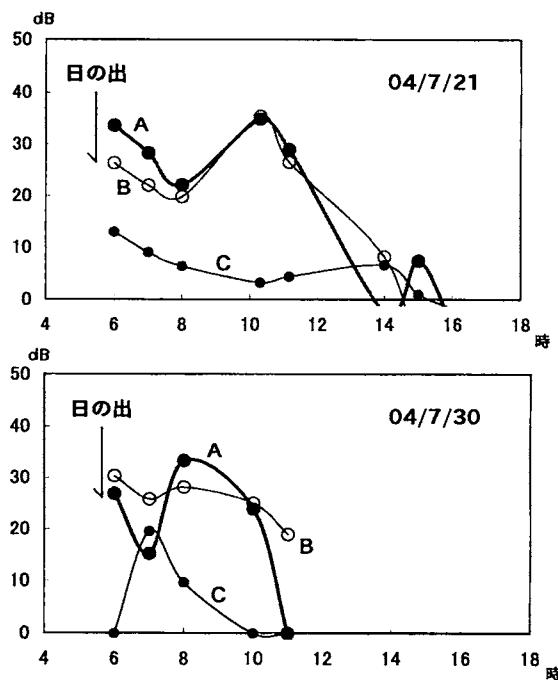


図3 2004年7月21日および7月30日における場所A-Cのクマゼミの鳴き声の日周変動 鳴き声のレベル(縦軸)は、バックグランドでの値を引いたもの(以下同じ)。

## 3. 鳴き声の季節変動

2004年における場所A-Cでのクマゼミの鳴き声のレベルの季節変動を見ると(図4)，7月下旬の調査開始時から8月上旬までは、場所AとBとではほぼ同じレベルであった。しかし、その後はBでは0近くに減少したのに対して、Aでは8月中旬までそれほど減少しなかった。場所Cでのレベルは、A、Bのレベルより低く、8月上旬以降は0になった。

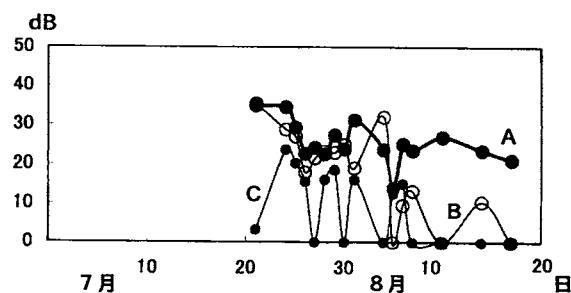


図4 2004年の場所A-Cにおけるクマゼミの鳴き声のレベルの季節変動

## 4. 音源からの距離の増加に伴う騒音レベルの減少

場所Cからの距離を増加させていったときのクマゼミの鳴き声のレベルの変化は、調査を行なった2004年7

月26日、28日の両日とも、6.7m (10 paces) で音源での約半分のレベルに落ち、27m (40 paces) までには0になった(図5)。

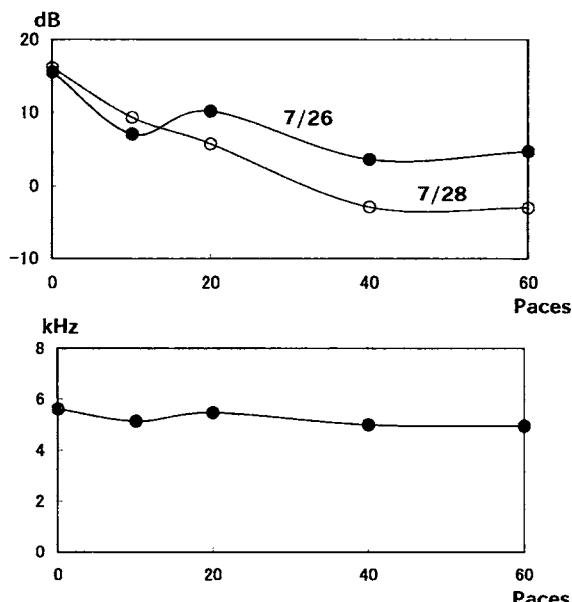


図5 場所Cからの距離を変えたときの鳴き声のレベルの変化(上図)と平均周波数の変化(下図) 距離の単位はpaceで、1 pace = 0.67m。

音源からの距離の増加に伴う平均周波数の変化は、音源での5.6kHzから40m (60 paces)での4.9kHzまでの減少で、その変化は小さかった(図5)。

##### 5. 雄個体数と鳴き声の強さとの関係

2003年と2004年において、同日の鳴き声のレベルと雄個体数が得られた13個のデータを用いて、雄個体数( $N$ )に対する騒音レベル( $S$ )との関係を回帰分析によって求めた(図6)。ここでは、雄個体数は対数値を用いた。その結果、両者の間に以下の回帰直線が求められた： $S=16.314\log(N)-8.748$  ( $r^2=0.7115$ )。

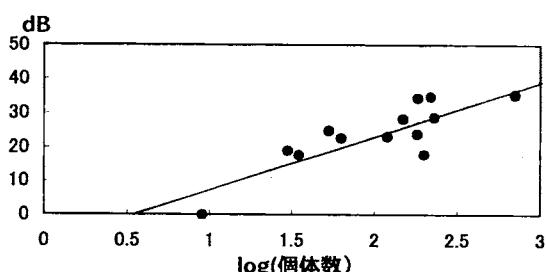


図6 2003年および2004年に推定された雄個体数に対する鳴き声のレベルの関係 直線は、両者間で得られた回帰直線。

##### 考 察

クマゼミは、沖縄島南部では例年、梅雨明け後の7～8月の真夏に出現し、夜明けとともに鳴き始める。このため、この鳴き声は、真夏を象徴するものとして扱われることが多い。クマゼミがよく集まるホルトノキは、公園や民家の庭や墓地などに見られるため、この季節にはクマゼミの鳴き声は市街地で普通に耳にする。ホルトノキが植栽されている近くでは、相當にうるさい騒音であると考えられる。

クマゼミは、一般に午前中だけ鳴くとされている(岩附, 1985; 湧, 1998)。ここで得られた結果(図3)に観察結果を合わせると、クマゼミは日の出前からすでに鳴き始めているが、そのレベルは日の出直後に最高に達し、その後、徐々に低下していき、12時までにはほぼ鳴き止む。しかし、曇天のときは午後にも鳴くことがある(図3)。これらのこととは、クマゼミの鳴き声は天候(あるいは、照度)に依存していることを示唆する。

また、図3の結果から、個体数の少ない場所Cでの鳴き声のレベルは、A, Bよりも低く、しかも日の出直後の2時間以降でのレベルは0近いことが分かる。このことは、クマゼミの雄個体数が場所C程度なら、騒音として問題になることは少ないと予想される。

標識再捕法によって推定した雄個体数の季節変動(図2)と鳴き声のレベルの季節変動(図4)とは、必ずしも一致しなかった。最も大きな不一致は、7月末～8月には雄個体数は0近くであったのに、鳴き声のレベルは8月中旬まで比較的高いレベルを保っていたことである。7月下旬における場所Aでの個体数はBよりも低く、8月には捕獲数が少なくて個体数の推定ができなかった。一方、BとCでの個体数と鳴き声のレベルの消長には、それほど大きな差は見られない。したがって、両者の不一致は、場所Aだけに見られるものといえる。

この差は何に起因するのだろうか？ 個体数を推

定するために標識再捕を行ったのは、方法で述べたように、1200-1500の間であった。したがって、推定された個体数は、この時間にホルトノキに集まっていた雄である。一方、鳴き声のレベルの測定は、0700-1000を行った。このことから、一日の間の時間によって、クマゼミ雄の行動が異なることが示唆される。すなわち、7月下旬から8月中旬までの間、クマゼミの雄は日の出後から午前中は、場所Aのホルトノキに集まって鳴くが、その後は他所へ移動すると考えられる。一方、雌はどういう行動を取っているかは興味あるところであるが、ここで得られた結果からは分からぬ。

場所Aのホルトノキは、他の場所のものに比べて樹冠が最も大きく広がっており、クマゼミの摂食場所として容量が最も大きいと考えられる。このことが個体数の終息期に、この場所だけに雄が集まって来たことと関係しているかもしれない。

音源から遠ざかるにつれて、鳴き声のレベルは急速に減少し、10mでほぼ半分のレベルになり、30m離れるとはほとんど0になった。このことから、クマゼミの鳴き声による騒音は、音源から比較的狭い範囲でしか問題にならないことが予想される。また、家の前にホルトノキがあっても、窓を閉め切った屋内では騒音レベルは低いものと考えられる。

今、クマゼミ成虫が出現して増加にある時期の鳴き声のレベルを知るために、雄個体数と鳴き声の騒音レベルとの間で求められた回帰直線式を2003年に推定された雄個体数に適用して、騒音レベルの季節変動を求めてみた(図7)。これによると、7月上旬の成虫の出現直後は鳴き声のレベルはそれほど高くないものの、10dBを超えているから、すでに騒音として問題になる

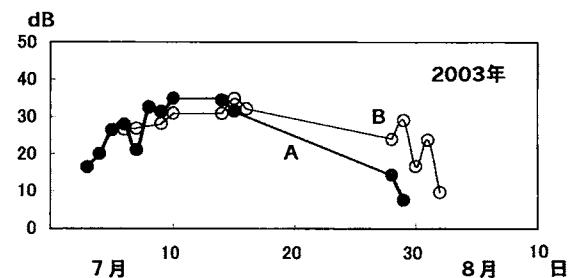


図7 雄個体数に対する鳴き声のレベルの間で得られた回帰直線(図6)を用いて推定した2003年の場所AとCにおける鳴き声のレベルの季節変動

レベルに達していると考えられる。

クマゼミの鳴き声のレベルの季節変動のグラフから、クマゼミの雄は7月末～8月中旬には特定の場所で午前中の短時間だけ鳴くことが示された(図4)。これから、クマゼミの鳴き声が騒音として問題になるのは、主として7月一杯ではないかと考えられる。

クマゼミの鳴き声を騒音として感じるか、そしてそれが人々の生活にどの程度の影響を与えるかは、個人によっても状況によっても異なるであろう。そのため、今後、アンケート調査などによって、その点を明らかにする必要がある。

## 引用文献

- 東 清二, 1987, 『沖縄昆虫野外観察図鑑 第3巻』, 沖縄出版, 242pp.
- Bailey, N.T.J., 1951, On estimating the size of mobile population from capture-recapture data. *Biometrika* 38:293-306.
- 岩附信紀, 1985, 『セミのカレンダー』, 沖縄出版, 32pp.
- 湊 和雄, 1998, 『南の島の昆虫記』, 沖縄出版, 232pp.
- 中村和雄, 2000, 沖縄大学構内におけるクマゼミ個体群の動き－標識再捕法のクマゼミへの適用. 沖縄大学紀要17:75-91.
- 沖縄気象台, 2003, 『沖縄地方の天候』, 沖縄気象台業務課気候・調査室.

## 入会権者の女子孫の入会権継承および取得 — 沖縄県の事例 —

小川 竹一\*

Can Female Descendant Acquire the Right of  
“Iriaichi” (Common Right) : A Legal Dispute case in Kin-Cho (Town) in Okinawa

Takekazu Ogawa

本件は、金武町金武区において、入会権を有していた者の女子孫が入会団体（金武部落民会）から入会権を認められないことに対して、入会権の確認を求めるに同時に入会地が米軍用地になっていることから生じている賃貸料の配分を求めて訴訟を提起した事件である。金武区の部落住民は、琉球王府時代から杣山を維持管理し、山林の利用権が認められていた。明治32年に沖縄県土地整理法によって、これらの山林が官有とされたが、明治39年に地元部落に30年年賦で払い下げられた。一旦、部落所有山林となつたが、大正時代から国策として進められた「部落有林野統一事業」により、昭和8年ころ無償で金武村有となつた。そのとき村と区の統一条件として、林野の収益を区6村4で配分するほか、部落が従来通り山林を利用するなど、部落が地役の入会権を留保することになった。

入会権は、民法において共有の性質を有する入会権（294条）と地役権の性質を有する入会権（263条）が規定されているが、相違は、土地の所有権が入会集団に帰属するか否かであり、土地の用益内容については違いはない。権利内容は基本的に「地方の慣習に従う」とされている。入会権は、部落に基礎を置く入会集団の統制のもとに一定の土地を共同で管理し利用する権利である。入会集団が土地所有権を有しない場合が地役権的入会権である。入会地の利用方法は、入会集団の決定によって定まる。入会集団の統制の元に共同で利用したり、その決定によって、構成員が分割して利用したりすることもある。また、第三者に賃貸して収益を得ることもあり、また利用を行わずに保全を行うことも含まれる。

入会権者の範囲は慣習によって定まるが、本件部落民会は、会則で女子孫排除原則を定めている。このような慣習が存在したのか、あるいは存在したとしても公序良俗に反する慣習であって無効であるということが法律上の争点である。第1審では、入会慣習に触れることなく会則が男女差別を行っていることから公序良俗違反として原告女子孫の請求を認めたが、第2審では、女子孫を排除する慣習が存在し慣習を尊重するとして原告が敗訴し、原告女子孫側が上告した。

会則が定める資格基準は、沖縄の門中集団に見られる祭祀継承の慣行であるトートーメー継承の禁忌に基づいている。しかし、ある世帯が部落の構成員として認められるか、すなわち入会集団権者資格に関わる慣習とは次元が異なる問題である。本件は、入会権慣習とは関係の無いトートーメー慣行が軍用地料配分をめぐって再編されて利用されたことから生じたのであり、沖縄社会に根深くある女性差別と新たな社会問題である軍用地料問題が、複合して現れている問題である。不労所得である軍用地料が勤労意欲の低下を引き起こしたり、地域の中で不公平感を生じさせたりするなどの地域問題を引き起こしている。 本件訴訟の原告女性らが提起した問題は、巨額の軍用地料の配分のあり方や米軍用地からの開放された後の利用の仕方という長期的な展望に立って、地域資源の管理のあり方を考えなければならないことを明らかにした。

キーワード：入会権、慣習法、トートーメー、軍用地料、杣山（そまやま）、男女差別

参照条文：民法第二百六十三条 共有ノ性質ヲ有スル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ外本節ノ規定ヲ適用ス、民法  
第二百九十四条 共有ノ性質ヲ有セサル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ外本章ノ規定ヲ準用ス、法例第二条  
公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定ニ依リテ認メタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ関スルモノ  
ニ限り法律ト同一ノ効力ヲ有ス、民法第一条ノ二 本法ハ個人ノ尊厳ト両性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釈ス  
ヘシ 民法第九十条 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス）

---

\*島根大学法務研究科、〒690-8504 島根県松江市西川津町1060、ogawat@soc.shimane-u.ac.jp

## 目次

1. 本件訴訟の概要
  - 1.1 訴訟提起に到る経緯
  - 1.2 本件係争地域の概要
  - 1.3 本件入会地の所有権帰属
2. 金武部落の入会慣習
  - 2.1 沖縄戦に到るまでの入会慣習
  - 2.2 寄留民の入会権取得
  - 2.3 戦後における入会制度
  - 2.4 「共有権者会」会則による入会権者資格基準の意味
  - 2.5 旧慣条例制定と部落民会の設立
3. 那覇地方裁判所平成15年11月19日判決（地位確認等請求事件）の検討
  - 3.1 争点と判旨
  - 3.2 一審判決の検討
  - 3.3 入会権理解の誤り
  - 3.4 入会理論からの検討の視点
  - 3.5 入会権取得に関わる慣習検討のあり方
4. 控訴審判決（福岡高裁那覇支部平成16年9月7日）の検討
  - 4.1 控訴審判決における入会慣習認定
  - 4.2 控訴審判決の問題点
  - 4.3 控訴審判決の論理の特徴
  - 4.4 控訴審判決の入会理論の誤解
  - 4.5 入会慣習の認定と評価
5. 女子孫（女子）排除原則の論理と入会慣習
  - 5.1 入会権者限定の論理とトートーメー慣行
  - 5.2 トートーメー継承の禁忌
  - 5.3 部落民会則の検討
  - 5.3 部落・入会集団・門中組織に関わる構成員資格
  - 5.4 縁故世帯の入会権取得
  - 5.5 会則における補償金支払基準の変化
6. 金武部落民会会則の法的評価
  - 6.1 トートーメー慣行の法的評価
  - 6.2 会則の法的評価
7. 展望

## 1. 本件訴訟の概要

## 1.1 訴訟提起に到る経緯

本件における被告・被上告人である金武部落民会は、金武町町有地上に地役権的入会権を有するほか、部落有地として共有的入会権を有する入会集団である<sup>(1)</sup>。同部落民会は、戦前から入会権を有していた部落住民とその男子孫が会員となっている。

同部落民会の入会地は、米軍統治下において軍用地として使用され、復帰後も引き続き軍用地として使用されている。このため、国から軍用地使用料が支払われ、町有地については、町に支払われた軍用地料の50%が条例（「旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例」）に基づいて、部落民会に分収されている。共有入会地については、同会が直接国と賃貸借契約を結んでいる。平成13年度においては、総額5億3500万円が部落民会に支払われた。このうち、3億4000万円が、1世帯当たり約60万円として同会正会員及び準会員に支給された。残りを毎年積立てている。現在23億円を越える預金があるほか、金武区にも財政補助を行っている。

なお、同会の正会員は約450名（うち女性約80名）で、特例会員として補償金を受給している女性は約50名程度である。女性が会員となる場合は極めて制限されている。

被告は、金武部落民会会則を定めていて、女性は原則として会員になることができないとしている。このため原告女性26名は、1998（平成10）年から、会員たる資格を認めるように交渉を続けていたが、被告は、これを拒否した<sup>(2)</sup>。2002年12月に、同会会員たる地位の確認とこれまで10年間にわたる補償金（賃料の配分）の支払を求めて提訴した。

那覇地方裁判所は、平成15年11月19日、女性を部落民会の会員としないことは憲法14条および民法1条3項の趣旨に反し、民法90条に違反し、「公序良俗違反」となり、部落民会会則の女子孫排除規定は無効であるとして、原告の請求を認めた。これに対し、福岡高等裁判所那覇支部は、平成16年9月7日、女性を入会権者として認めない慣習が存在し、これは公序良俗には反し

ないとして、原告主張を棄却した。これに対し、原告は、上告した。

### 1.2 本件係争地域の概要

金武町は、沖縄本島中央部にあり、南には金武湾が開けていて、恩納村とは、東南の山脈によって接していて、それより南東方側に、太平洋に向かってゆるやかな台地状をなしている。総面積は37.77平方キロで、東西最長12.75キロ、南北最長8キロ、最小2キロである。

金武町は、琉球王府時代は、現恩納村と旧久志村（現東村）の一部を含む広大な金武間切を形成していた。1673年に、恩納間切、久志間切計6村を分村した。金武間切は、明治41年（1908年）、島嶼町村制により金武村と改称し、以前の村は区となり、法人ではなくなった。1945年に米軍統治下では、一時6市が設置されたが、翌年旧に復し、宜野座村が分離した。1980年には、町制がしかれ金武町となった。

1902年に、金武間切の村は、金武、漢那、惣慶、宜野座、古知屋、伊芸、屋嘉であったが、金武村を分割して並里村を設けた。その後島嶼町村制により、間切が村となり、これらの村は区となった。戦後、宜野座村に4区が分割され、現在は、金武、伊芸、屋嘉、並里、そして並里から中川区が分区して五つの行政区となっている<sup>(3)</sup>。

米軍の沖縄上陸以来、基地が拡張され、金武区、伊芸区、屋嘉区にまたがるキャンプハンセン地区に飛行場を建設され、1957年（昭和32年）には、キャンプハンセン内に海兵隊兵舎が建設され、1959年には演習場部分が新規接收された。ギンバル訓練場は、1957年に使用開始され、金武レッドビーチ訓練場は、1956年に使用開始されるなど、1950年代後半に基地が拡大していった。いくらか基地が縮小された現在であっても、町域の60%は米軍用地となっている。

### 1.3 本件入会地の所有権帰属

本件入会地は、琉球王府時代において杣山と呼ばれ、琉球王府の所有に属し、林野の維持管理は、地元部落

の義務として行われた。地元部落は、この山林を自由に利用することができた<sup>(4)</sup>。

明治32年には、沖縄県土地整理法に基づいて土地改革が行われたが、杣山の多くは官有地に編入されてしまった。このため林野の利用を制限された住民らによって、盗伐や管理が十分になされなくなるなどの弊害が生じ、明治39年杣山払下げが行われ、地元部落は高額な払下げ代金を30年賦（当初15年賦であった）によって国に支払うこととなった。金武間切の各村も払下げを受け、1936年（昭和11年）頃支払いが終わった。

大正時代から部落有林野統一事業が行われ、1933年頃には、当時の金武村に所有権が移転された。この際、金武部落ほか3部落（並里、伊芸、屋嘉）と村との間に協定が結ばれ、部落と村との間で6対4において収益を配分することが約されたという。

戦後においても村有地が米軍用地として使用されたときに、この協定によって分取金が支払われてきていた。戦火のせいか、協定文書は存在していなかった。分取割合については、当初は毎年議員協議会で調整を行って定めたが、1967年3月に、同協議会で以後5対5とすることになった。町は、分取金を歳入予算に計上しないで、直接4区に配分していたため、中川区住民から提訴があり、町長・収入役が地方自治法に違反しているということで分取金の返還が命じられた。

これを契機として、旧慣による分取金支払を確認するため、前記条例が昭和57年1月に制定された。

本件条例においては、町が分取金を交付する団体として、「部落民会」（名称は各区にまかせる）を設立することが要件とされた。部落民会の構成員資格が、「①杣山払下げ当時の住民として生活していた者及び②当該部落民会の協議によって会員と定めた者」として定められ」た。

## 2. 金武部落の入会慣習

### 2.1 沖縄戦に到るまでの入会慣習

『金武町誌』には、戦前の杣山利用について次のような記述が見られる<sup>(5)</sup>。

1. 金武村での産物の中心は、建築資材ではなく、主として薪、山竹であった。村の若者が1日4回ほど山に入り、薪を集めて、各部落の集積所（港）に集めた。そして、山原船に積み込まれて、与那原まで運ばれたという。

2. 王府時代から明治時代にかけて、各部落にいた山工人は山工毛で、林産物の出荷管理をし、船主との売買責任者であった。薪は一束一厘、山原竹は三厘の手数料であった。

3. 明治41年に払い下げられて以後、杉、櫻などの貴重木の仕立て山を設定し、山当を置いて、管理を強化し、違反者には山札を課した。

戦争のため、山林が乱伐され、戦後は、住宅復興のために山林がますます荒廃した。戦後村では、植樹計画を立て、部落ごとに総出で杉や松の植林につとめたという。

『金武区誌』には次のような記述がある<sup>⑯</sup>。

1. 造林は天然造林が主であった。昭和10年頃から県の指揮監督のもとに、村が実施主体となって、公有林施業計画に基づいて施策がなされた。

2. 区事務所には、山当が置かれ、村の杣山の保護・育成の責任を負った。村の取締は厳しかったが、自家用の生木をとるときは、区事務所に申し出て許可を取ることができた。

3. 村賦（各戸出役）があるのは、原ブー（道路工事、暗渠浚いなど）や山ブー（植林・山林伐採）である。山ブーについては、男は13-60才まで、女は15-55才まで義務がある。総出賦に出ることができない家には、1日の日當に相当する過怠金が課される。村共有の施設をつくるために一時に他人数の労働力が必要なときは、人口割ブーが課された。

4. 山札については、毎年正月金武、並里の有志会で決定され、違反者には罰金（札手間）が課せられた。これが課せられるのは、①公有林、私有林、他人の原野から生木を無断で持ち運ぶ者、②区事務所からの入林許可内容に違反した者、③他人の薪や材木を盗んだ者である。（並里、金武区民は、双方の山で、

枯枝を採取することは自由にできた。）

杣山払い下げ代金完済までは、部落の各世帯の重要な義務は、この代金の分担であった。杣山払下げのための代金を30年年賦によって償還するために、金武部落住民は、山代金（償還金）を負担した。これは、昭和8年まで、区長が部落民から徵収（ヤマデヌチャシー）した。これを払えない、貧困家庭には、入林許可を与え、薪新木を採ることを許し、この売上金を山代金にあてた。

## 2.2 寄留民の入会権取得

寄留民とは、他の地域の出身者で、部落の領域の土地に入植してきた者を指す。士族身分の者などが入植してきた事例が多くあった。金武区では、喜瀬武原や伊保原に士族身分の入植者があった<sup>⑰</sup>。

『金武共有権者会沿革史』によれば、寄留民が入会林野を利用することが認められるには、木草賃50銭を毎年3月に支払わなければならなかった。また、寄留民が、区民の資格取得することもでき、20円（アザマジワイジン・字交際金）を支払えばよかった。だが、20円の支払いは困難であり、木草賃をはらう者が多かったが、これを支払って帰化した人も少なくないという<sup>⑱</sup>。

ここから窺えるのは、金武部落が縁故関係を持たない移住者も広く受け入れる慣行があったことである。20円を支払った者は、部落民に含めて考えられた<sup>⑲</sup>。

ここで注意しておかなければならないのは、寄留民とは、金武とは縁故関係を持たない士族身分の移住者たちであり、その他、戦前から金武区には、並里出身者で金武区出身女性と婚姻して金武区で世帯を構えた者があったことである。これらの者は、縁故世帯としてもとの部落に居住していたのであるから、当然部落の一員として扱われた。寄留民とは別個の扱いであったと推測できる。

## 2.3 戦後における入会制度

沖縄戦の混乱や戦後の米軍占領によって金武地区も大きな変化が生じた。転入者が増えたが、寄留民から

の木草賃の徵収などは行われなくなった。元来の部落制度を採用する余地がなく、米軍政下で、旧慣の復活もできないまま行われなくなった<sup>(10)</sup>。

このような中で、1956年には、[共有権者会]が設立され、入会団体としての存在を明確にした。この設立のきっかけは、1951年頃からの米軍基地拡張計画に対処するための財産保全対策を行うことにあった<sup>(11)</sup>。本会は、区の有力者を中心に設立が進められ、有志会や区政委員会および戸主会を開いて、部落有地を、区長管理から同会管理に移すことにし、部落民の中で入会権者を明確にするための方針を定めた。部落民のほか、昭和19年当時の寄留民も含めて入会団体を組織することとした<sup>(12)</sup>。金武村（当時）の他区では、このような動きはなかったので、当時の金武区の入会権を保全しようという際立った意識の高さの表れであろう。

5カ年の討議を経て、1956年9月16日に会が発足した。部落有地に対する権利者を確定し、部落が所有する不動産などの財産を管理することを目的とした。

移住民も増え、区の人口が増加して、区と入会集団とが一致しなくなってきたための措置であろう。本会結成以後、区に居住する住民組織である金武区と旧部落民からなる入会集団との分離が明確になった。2代目会長までは、区長と兼務であったが、以後は別になった。当初、会長兼務していたのは、当時の金武区財政が、公有林払い下げのほかは、賃貸料に頼っていたために両者の関係を直ちに断ち切ることができなかつたためである。なお、村有地にかかる分収金は、区の管理が続いた。

なお、原告から聞き取りによれば、米軍基地に編入されて以後も、1965年頃までは、住民の立入りは可能であり、生活の必要性がある限りで利用は行われていたという<sup>(13)</sup>。

入会権資格取得者は、「共有権者会」で決定され、これに連動して村有地入会の部分においても資格取得が決定された。

このように昭和31年以降は、入会権者であるか否かは、共有権者会がもっぱら決定することになった。実

際の山入りが行われなくなり、賃貸料の管理や配分が会の中心業務となつたために、入会権者であるかどうかは、山の賦役仕事などを果たしているかなどのような基準ではなく、専ら共有権者会の会則によって決定されることになった。

共有権者会による入会権者確定が、戦前の慣習に則って行われたものであるかは、検討を要する問題である。

#### 2.4 「共有権者会」会則による入会権者資格基準の意味

共有権者（入会権者）の範囲を定めるため、二つの住民資格要件を設けた。第1が、明治39年杣山払下げ当時の住民であり、第2が、昭和19年当時居住していた寄留民とされた。これに、第3要件として、性別要件があり、第1、2要件を満たした者の男子孫とされている<sup>(14)</sup>。

第1要件は、旧部落民の範囲を、時期を区切って確定し、第2要件は、他部落からの移住者に入会権を認める時期を制限したものである。

入会林野利用が行われなくなった後の他地域からの移住者で、部落による入会林野の維持管理のための負担を行っていない者について、一定の時点をもって入会権資格を与えないことを明確にすることは、入会団体の決定によって可能である。ただし、昭和31年の共有権者会会則に定められた、「昭和20年当時の居住者」という要件で排除されるのは、新移住者との関係で入会権の権利関係を明確する意図と考慮すれば、金武と全く縁故関係を持たない移住者に限定すべきであった。それにもかかわらず、戦前からの金武区出身女性と婚姻した縁故移住者世帯は、会則の運用によって、共有権者会から排除された。縁故転入者世帯を部落民として扱う慣習があったことからすれば、不当である（後述3.2.3参照）。

#### 2.5 旧慣条例制定と部落民会の設立

復帰後は、軍用地料の分収について、金武村（町）

長、助役が、予算に計上し議会議決を得ることなく、直接、各区に交付していた。これに対し、金武町の中で唯一軍用利料を分取していない中川区住民が、住民訴訟を提起をし、配分行爲の違法性を追求した。那覇地裁昭和57年10月27日判決は、村長、収入役の行爲を地方自治法242条の2①項4号に違反するとし、村長、収入役に損害賠償を命じた<sup>(15)</sup>。

この問題に対処するために、「旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例」（昭和57年1月6日）が制定された。本条例は、部落有財産である杣山を金武村（当時）に統一するにあたって、町と部落民会との間で林産物および入会地の管理・処分にかかる協定があつたことを確認し、分割合を5対5に定めた。これにより、村有地軍用地賃貸料は、町一般予算に計上され、町から5対5の割合で、各入会団体に交付されることとなつた。

条例では、「部落民会」とは、「杣山払い下げ当時当該部落の住民として生活のために杣山を利用していた者及び当該部落民会の協議によって会員と定めた者の団体」をいうとされた。これにより、各区では、条例の趣旨にそった入会団体が結成されることとなつた。金武区では、1982年7月12日に「部落民会」が、並里区では、「並里財産管理会」が、伊芸区では、「伊芸財産管理会」が、屋嘉区では、「屋嘉財産管理会」が結成された<sup>(16)</sup>。

この条例の草案作成は、伊芸出身の安富祖一博町会議員が中心となつてゐた。町議会での説明、答弁において、男子孫に限るという問題には言及されていない。

このとき設立された「部落民会」は、町有地上の入会地を管理する団体であり、後述する「入会権者会」と合併して出来た、全入会地を管理する「部落民会」と区別するために、旧「部落民会」とする。この旧「部落民会」で、正会員と準会員とに分け、正会員を払い下げ当時の部落民あるいは男子孫の世帯主もしくは家代表者とし、準会員を昭和21年3月以前からとした。両者の区別は、寄留民であつてもアザマジワイジンを納めたものは部落民として扱われることからすると、

払い下げ代金の負担の有無によって差がつけられていことになろう。両者の相違は、準会員には入会権処分権がなく配分額が低いことである。

この後、金武区においては、部落有地に関わる「共有権者会」は、1978年7月1日に「金武入会権者会」に名称変更した。これと部落民会は、実態が同一であったので、平成12（2000）年5月に両会が合併し、「金武部落民会」となつた。（以上の部落民会等の会則の変遷については、資料1「共有権者会」「部落民会会員資格表参照。）

### 3. 那覇地方裁判所平成15年11月19日判決（地位確認等請求事件）の検討

#### 3.1 争点と判旨

第一審判決は、争点を、（1）被告に関する諸会則のうち、被告の正会員たる資格を本件土地払下げ当時の男子孫に限る規定部分は、公序良俗に反し無効か、（2）原告らは、被告の承諾を得たり、あるいは加入申込手続をしたりすることなく、被告の会員たる地位を認められるか、という二つの問題に整理した<sup>(17)</sup>。

判決は、金武地域の入会慣習を、被告会則に見られる入会権者資格に関する規定から、「基本的には男性を中心とする『家（世帯）』単位に帰属するものとして取り扱う旧慣が存する」と認定した。この認定事実を元に争点について以下のように判断した。

争点（1）について、入会権者を家長である男性とする慣行があるとしても、その慣行は、女性を性別のみに差別するもので、憲法14条の趣旨及び民法1条の2の趣旨に反し、民法90条により無効であるとした。争点（2）については、原告は性別要件以外は、会則に定めた会員資格要件を満たしているとして原告の会員たる地位を認めて、平成4年から平成14年に到る10年間の補償金支払を認容した。この争点（2）は、部落民会の会員資格を得るために、入会契約を経る必要があるか否かという点で争いになつてゐたが、入会権の取得に関わる問題なので、入会契約などを観念する余地が無いので、本稿ではこの争点には触れない。

判決は、会則に見られる会員資格規定が、入会権取得に関わる慣習を現したものであるとの前提に立っている。これは、原告弁護団においてもそうであったので、女子孫が入会権を取得する慣習が存在するかについては、詳しい検討を行わず、入会慣習を実証する事実的な証拠の検討はなされなかった。被告会則規定において男子孫と女子孫とが差別的に扱われていることが公序良俗に反して無効となるのかについての法的判断が中心的问题となつた。

判決は、被告会員資格が金武区の入会慣習に基づくものであるとしても、そのような慣習自体が合理性の無い差別であるとした。

「当該規定部分が被告の主張するような『入会権の帰属する主体を家の家長とする』との金武部落の旧慣に従って定められたものであると解したとしても、そもそも、そのような旧慣自体が『入会権の帰属主体とされる家の家長は、男性である』との旧慣を前提とするものであつて、合理的な理由なく女性を男性と差別するものであるから、結局、当該規定部分は、男性が入会権の帰属する主体である家の家長として扱われる事を前提とし、男性を家の中心的存在として扱う一方で、女性が入会権の帰属する主体としての家の家長として扱われることを原則として否定するものにはかならず、女性を女性であるが故に合理的な理由なく男性と差別する規定である。」

また、被告が、女子孫について代行会員あるいは特例会員などとして、一定の補償措置を講じていることによっても差別を合理化できないと判示した。

「当該措置の要件及び内容は、相当程度限定的なものであつて、かかる措置が講じられているからといって、直ちに、本件土地払下げ当時の住民の子孫であるが故に当然に正会員たる資格を認められる男子孫との取扱いの差異を補完し得るものではない。」

原告らが金武部落住民以外と婚姻していることをもって会員と認めないことも、合理的な理由は無いとした。

「…男子孫が他部落出身者と婚姻しても何ら会員資

格を失うことはないのに、女子孫のみ他部落出身者と婚姻したというだけで、会員資格を有しない、という取扱いをすることに、およそ合理的な理由は認められない」とした。

### 3.2 一審判決の入会理論の問題点

第一審判決は、男女平等の理念に従って、入会慣習に対しても、性別による差別を禁止した憲法14条および両性の平等な扱いを求める民法1条の2の趣旨を考慮して、その法源性を審査した点は、評価されるべき点である。法例2条にのつとり、慣習が法源となるためには、公序良俗に違反してはならないことを明確にした意義は大きい<sup>(18)</sup>。

第一審判決は、被告・部落民会の入会権者資格規定が金武区の本来の慣習であったのか、入会権取得に関わる慣習はどのようなものであったのかについて詳細な検討を行わないで、被告の主張する男子孫による継承が金武区の慣習であると認定した。この点については、控訴審判決と共通する点である。違いは、このようにして認定した慣習の評価の点で大きな違いがあった。

そもそも、女子孫排除原則がどうして入会慣習となったのか金武区における入会権者の範囲に関わる慣習において、どのような者（世帯）が入会権を取得できたのか、そこに女子孫（世帯）が含まれる余地が無かったのか、会則にある女子孫排除原則を貫くことの現実的結果はどのようになるかなどということが明らかになって、女子孫（世帯）が排除されていることが合理性の無い差別であるという評価が可能になるのである。これらのことが十分に明らかにされなかつたことが、控訴審段階で反対の判断がなされた原因となつたと言えるだろう。

### 3.3 入会理論からの検討の視点

入会権取得に関わる慣習の点からは、次の諸点についての検討が必要であった。

① 部落民会会則の原則は、1961年の共有権者会会則

に由来するものである。共有権者会則が果たして、その当時の入会慣習に基づいていたものであるのか。会則は、女子孫排除を原則としている。このような会則が果たして入会慣習と言えるものであったのか。一般的に世帯継承者は男子であり、沖縄で門中に所属する世帯においては、特に直系の男子孫による継承を重んじる慣習が存在することは確かである。だが、果たして、これが入会慣習としても存在するのであろうか。

世帯を継ぐのが一般的に男子であるというのは、一般的な社会的慣習の問題であり、それに従わないことをもって、一定の集団から排除されるというようなサンクションを加えられるほど規範力を持つ慣習ではない。

そうすると、そのような強い規範的な力を持つ沖縄の家の継承慣行であるトートーメー継承慣行との関係を考慮しなければならない。後述するように、このトートーメー継承慣行は、祭祀継承に関わる領域の問題であり、門中という男系の祭祀集団の構成員資格（門中墓への入墓資格など）に関わりがあるが、部落構成員として認められるか、さらに、部落財産である入会林野を管理・利用する入会集団構成員として認められるのかというような部落の制度・運営に関わる問題とは、関係がない。トートーメー継承の慣習があることから、部落構成員（入会集団）において女子孫世帯を原則的に排除する慣習があったと認定することは誤りである。（4参照）。部落の構成員資格取得に関わる慣習あるいは入会権取得に関わる慣習について検討しなければならない。

②入会集団は、集団の決定として一定の時点で入会権者の資格要件を限定することができる。1961年の時点で、1940年3月の時点まで遡って、それ以後の居住者は、一切認めないという決定を行ったが、どのような決定は有効であろうか。戦前あるいは戦後において、区に居住するように到った転入者においても、区の女性と婚姻し、部落民として受け入れられて米軍の囲い込みが厳しくなる以前まで山林も利用して

いたような者については、縁故をもたない転入者は同じに扱うことはできないではなかろうか。少なくとも、戦前からの縁故世帯や米軍による囲い込みが厳しくなく山林に出入りできた時期までの縁故世帯については、自らの権利を失う会則を定めた「共有権者会」会則制定からは排除されたのではなかったのかが問題となる。全員一致によって定められたものでなければ、無効となる。

③入会慣習も公序良俗違反の判断の対象となるのは、第一審判決が示した通りである。慣習法は、法例2条の制限内において、法源としての効力が認められるのであるから、憲法あるいは民法1条の2の趣旨に基づいて、公序良俗違反の慣習であってはならない。だが、入会慣習が公序良俗違反であるかは、形式的に男女平等ではないことから直ちに判断されるのではなく、入会林野の管理統制にあたって必要とされるような差別であったのかなど、慣習が生まれ存続してきた根拠を明らかにした上で、そのような慣習がもたらす結果を踏まえて判断されるべきものである。このような観点から、女子孫排除原則が合理性を欠くものであるか否かを、具体的に判断することが必要である。

### 3.4 入会権取得に関わる慣習検討のあり方

部落に居住しているから直ちに、入会権があるとすることもできない。部落における入会権者の範囲については、部落構成員と入会権を有する範囲（入会集団）が一致する場合もあるし、一致しない場合もある。一致する場合においては、部落構成員として認められることの慣習的要件を、一致しないときは、特に入会集団構成員として認められる慣習的要件を検討しなければならない。

第一審判決は、入会権者の子孫が部落で世帯を構えれば、男子孫と同じように女子孫も入会権取得が認められるという考え方を示した。しかし、入会権取得は、部落構成員となる資格を得たことが前提になるのであり、部落構成員資格に関わる慣習の検討が必要である。

男子孫にあるのだから、男女平等上、女子孫にもあるということでは、実質的な慣習の存在が明らかにすることができる。入会権は、相続されるのではなく、部落=入会集団の決定にかかる問題である。

中尾英俊は、膨大な入会調査事例から、入会権の取得慣習を以下のように分類している<sup>(19)</sup>。

慣習①：部落に居住して一戸を構えれば当然に権利を認める。

慣習②：部落に居住して一戸を構え、一定の負担金、加入金を納めれば権利を認める。

慣習③：部落に居住して一戸を構えて、一定の年限居住し、部落の共同作業に従事し部落住民としての義務を果たした者に権利を認める。

慣習④：部落に居住して一戸を構え、入会林野の権利（株などとよばれる）を譲り受けた者に権利を認める。

慣習⑤：分家した者とかいったん部落の外へ出たが再び部落にもどってきた者など、入会権者と血のつながりがあるとか特定の縁故関係ある者に限って権利を認める。

慣習⑥：従来の入会権者以外一切新たな権利を認めない。

金武区の入会慣習は、過去においては、移住者（寄留民）については慣習②にあたるような慣習があり、慣習⑥のような限定的なものではなかったことは明らかである。中尾の調査によても、女子孫を一律に排除するという基準を持つ例は無い。

上に見たような慣習基準から見れば、女子孫を入会権者として排除する慣習が存在するのか否かという問題の立て方は、入会慣習を理解する上では正確ではない。①女子孫が世帯主（婿取り）として入会権を継承できるか、②女子孫が世帯主として分家を構え入会権を取得できるか、③女子孫（妻）と他部落転入者（夫）世帯は入会権を取得できるか、という問題に整理しなおした上で、慣習の根拠を検討し法的評価を加える必要がある。

①について、女子孫排除原則が部落構成員資格取得

あるいは入会権取得に関わる慣習であるとすれば、公序良俗違反であることは疑いがない。②についても、男子分家が認めるのに女子分家を認めないとすれば、合理性の無い差別に該当しよう。本件原告の問題は、③の事例である。このような世帯は、女子孫が世帯主となった分家でもないし、寄留民とも違って、金武区に縁故を有する縁故転入者世帯と捉えるべきであろう。このような世帯の入会権取得が制限される場合は、転入者を排除するという要因もあり、必ずしも女子孫差別だけが理由になっているとは断することはできない場合もある。本件では、実質的にどのような要因が関係しているのであろうか。

部落民会会則の入会権資格基準との関係を検討してみよう。縁故転入者世帯が排除される理由はどのようにつけられるのであろうか。第1は、男子孫世帯ではないからであり、第2は、戦後、金武区は、寄留民加入制度を廃止しているからということになる。

第1の男子孫ではないという一律排除的な原則が入習としても成り立つかは疑わしい（後述4参照）ので、第2の寄留民制度との関係が問題となる。これも後で述べるように、金武における寄留民とは、もとの部落以外の原野等に入植した士族等が対象となっていたので、縁故転入者世帯をこれと同じに扱うことはできないし、戦前から金武（妻）・並里（夫）世帯は、少なくとも何世帯は、存在して部落民としての交際を行ってきていた。この点の慣習を検討する必要がある。このように検討していくと、本件の問題をただ単に、女子孫世帯排除原則を入会慣習として、その当否を抽象的に論じるだけでは不十分であることが理解できよう（後述4参照）。

#### 4. 控訴審判決（福岡高裁那覇支部平成16年9月7日）の検討

##### 4.1 控訴審判決における入会慣習認定

第一審では、原告主張が認容され、被告・部落民会が控訴し、控訴審では、被告・控訴人側が逆転勝訴し、原告女性らの会員資格は認められなかった。

控訴審の審理の特徴は、第一審においては、原告女性らが男子孫と平等な権利を有することを前提にして、審理を進めたのに対し、原告女性らがどのような根拠によって入会権を有し、入会団体たる控訴人の会員資格を有するのかを争点としたことであった。被控訴人は、「当該地方（金武部落）の慣習に基づいて本件入会権者たる資格を取得したことが認められる必要がある。…被控訴人らが当該地方（金武部落）の慣習に基づいて本件入会権者たる資格を取得したことが認められなければならない」とした。

控訴審判決は、入会権の帰属主体である部落民とは、「生活の基本単位である家ないし戸の代表者を指し、入会権は家の代表者からその後継者へと承継されるのを原則とする」とした(27頁)。その上で、入会権者の資格を「一家の代表としての世帯主に限定する慣習は、入会権の本質に合致する」とした。原告・被控訴人側の独自の入会権理解である、血縁的=地縁的条件を満たすすべての者に入会権が認められるという主張を否定するものであった。

金武部落の入会慣習の実態については、原告・被控訴人側がほとんど主張・立証しなかったこともあって、被告・控訴人側の主張に沿って認定された。金武共有者会が結成されたときの確認された入会権者の範囲およびその後の部落民会会則に見られる基準が、慣習であるとされた。部落民会会則には、改正によって、新しい基準が設けられているのであるが、判決は、「入会権は、過去の長年月にわたって形成された各地方の慣習に根ざした権利であるから、そのような慣習がその内容を徐々に変化させつつもなお現時点で存続していると認められる以上は、その慣習を最大限に尊重すべきである」とした。

判決が、「入会権」=世帯の権利であると捉えたのは一応正当ではある。だが、入会権が世帯主のみに属し、世帯を継承する後継者は多くの場合長男がなり、女子が世帯主になるのは稀な事態であるということを認定して、ここから、会則規定が慣習として正当な内容を有しているという判断を導き出した点が大きな問題点

である

#### 4.2 控訴審判決の問題点

控訴審判決は、入会権の権利内容が慣習によって定まるという立場にたって、慣習をもとにして判断を行うとした。しかしながら、入会慣習についての理解が十分でなく、誤った慣習理解のもとに判断を行った。原告女性らが、金武区域の入会慣習によって入会権者として認められるか否かという問題設定は、それ自体としては入会紛争を解決するにあたって正当な判断である。

しかしながら、同判決が、会則が慣習を反映したものであると認定したことは、慣習についての十分な審理に基づいたものではなく、慣習の認定について誤りがある。また、入会権者を世帯主に限るという慣習法を世帯主は男子が継承する社会的慣習があることと結びつけて、女子孫は入会権者になれないと判断したことにも入会権の法源となる慣習法の理解について誤りがある。

入会権が慣習に従うといつても、その法源となる慣習も、法例2条によって、公序良俗に反しないことが求められるから、ただ単に慣習であるから尊重すべきであるというだけで効力を認めることはできないことに留意しなければならない。

#### 4.3 控訴審判決の入会理論の誤解

まず、入会理論についての誤解からみて見よう。

① 入会権が世帯に属する権利であるとしながら、入会権者は各戸につき1名とし、世帯主のみに属するものとするとして、女子孫の入会権を否定する論拠にしているのは誤りである。

判決のような表現をとることを認めて、入会権が世帯に属するとの理解が前提となっている。本件での問題は、女子孫を含む世帯が入会権を有するかという問題であるのに、女子孫が世帯主になる慣習は無いということをもって、女子孫世帯に入会権が無いとすることは理由とならない。また、入会権の内容は、慣習

を法源として定まるが、判決は、男子が世帯を継承することを社会的慣習と認め、これが、入会慣習となることも不合理でないとするようである。世帯を継承することが社会的慣習であるとしても、これを慣習法とすることには、疑問がある。誰を跡継ぎにするかは各世帯の問題であるからである。

入会権は、世帯に属するのであって、世帯主のみに属するのではない。世帯に属する者は皆等しく入会権を行使できる。入会権は、各戸割りであり、世帯員は変動するので、世帯主は、世帯として、権利行使し義務を負担する必要があるとき、例えば、入会団体での議決権行使あるいは世帯割の負担を行なうときなど、世帯を代表して権利義務を負う立場にあるものである<sup>(20)</sup>。

② 入会権が二重に帰属する可能性があるとの理解は誤りである。

判決は、女子孫にまで入会権を認めると、夫が他部落の入会権者である場合にその死亡によって、夫の入会権を承継すると同時に自己の入会権をも有することになることをもって、女子孫に入会権を認めることは不当であるとする。大きな誤解である。

入会権取得は、基本的には入会集団の統制に従うことが条件である。離村失権の原則は、入会集団を離れた者は、その管理統制に服すことができなくなるので入会権を失うとされるものである。他区出身の夫が死亡したときに、妻は金武の入会権と他区の入会権を二重に取得するということはあり得ない。入会権は、原則的には、その区に居住して入会集団の管理統制に服すことができなければ、権利を得る資格はない。妻が金武区に留まる限り他区の入会権者となることはないし、金武区から転出すれば、金武区の入会権を失う。

判決は、金武区と並里とは、同一字でその境界が入り組んでいることを念頭をおいて、この二重資格のおそれを避ける意味で、女性が離婚後復氏しなければ特例会員として認められないとする規定に合理性があるとするが、前述のように、部落に属するとは、居住し

ているだけでなく、その部落の管理統制に服するということであるから、どちらの部落会に属しているかは自明のことであり、判決は、離村失権原則について十分な理解を欠いていると言えよう<sup>(21)</sup>。復氏すると嫁先の家から実家に戻るという意識を背景にした規定であろうが、判決が、この意識を前提にしてこの結論を導きだしたとすると、婚姻を家に従属させる考え方となり、人権感覚上大きな問題があると言えよう。

③ 原告主張は、金武区の部落民の子孫であって、現に金武区に居住しているならば、男女を問わず平等に入会権を有するとするものであった。

これをとらえて、判決は、原告主張に従うならば、子供はすべて幼年であっても入会権を有することになり、子供数が多少によって補償金支給額に不平等が生じることをもって原告主張を批判する。「被控訴人らの主張を前提にすると、入会権者の子孫であって金武区域内に居住する者は、乳幼児に至るまで全員が当然に本件土地の入会権を取得し、入会権者として控訴人に財産（軍用地料）の分配を請求することができ、居住者数の多い家族ほど多額の分配金を受領できることになってしまい、かえって、各戸間の不公平、不平等が生じるという不合理な結果を招来」するとする。（判決文27頁）これは確かに、原告が入会権を個人権であると主張しているようにも読める部分があることとも関連するが、原告主張の趣旨は女子孫世帯に入会権を認めよという前提のもとに、男・女子孫平等に入会権がある主張していることは明らかである。原告主張を否定する根拠とはならない。

原告弁護団は、入会理論の学問的水準とは相当異なる法的構成を行ってはいるが、裁判所は、それを捉えて原告主張を否定するのではなく、その主張するところは、女子孫世帯の入会権取得を主張しているという実質を捉え、すべての子孫が入会権を取得すべきだとは主張していないのであることを踏まえて判断すべきであった。その点で、判決は理論批判に走り過ぎている誤りがある。

#### 4.4 入会慣習の認定と評価

控訴審判決は、被告部落民会会則に定める会員資格要件を、金武区の入会慣習を反映したものであると認定した。部落民会規定は、昭和31年の「共有権者会」会則に由来するので、本来的には、部落民会会員資格=入会権者の範囲に関する規定が、①それまでの金武区の入会慣習を反映したものであるのか、②本来の入会慣習とはいえない場合には、「共有権者会」会則が入会権取得資格者全員の同意を得て有効に成立して、慣習の変更とも言うべき事態があったのかを認定しなければならなかった。

さらに、③女子孫排除原則が慣習法として機能することの実際的効果を検討したうえで、公序良俗違反の評価を行うべきであった。

控訴審判決は、以上の点の認定や評価が十分に行われていない。以下、検討しよう。

① 入会慣習が慣習法として尊重されるべき根拠が明らかにされていない。

同判決は、先述したように、入会権者=世帯主という出発点から、世帯主=男、世帯主後継者=長男という社会的慣習を媒介にして、女子孫は、原則として入会権者になれないという規定を尊重されるべき慣習と認定した。同判決は、会則の女子孫排除原則について、「このように男子孫と女子孫とで取扱いに差異を設けるべき必要性ないし合理性は特に見当たらない」とし、周辺の同様の条件を有する入会団体が、「女世帯」を平等に扱うものもあることから将来の慣習の変化が想定できるとしながら、現時点において存続している以上は、「慣習に必要性ないし合理性がないということのみから直ちに当該慣習が公序良俗に違反して無効であるということはできない」とした。

入会慣習が慣習法として規範的な効力を有するとすれば、その地域の事情に応じた一定の根拠がなければならないであろう。現に規定がそうなっていることを以って尊重されるべき慣習であるとするだけでは、本末転倒の論理である。裁判所には、これを明らかにするような立証をなすべきことを求めることが要求されたところである。後述するように、会則の根拠は、ト

ートーメー継承原則にしか見出せないことを明らかになれば、入会慣習ではないことが明らかになったであろう。

② 入会権の取得が部落の構成員として世帯を維持していく上で不可欠であるということを踏まえて、女子孫排除原則が公序良俗に反するか否かを判断する必要があった。

「・・歴史的・社会的にみて、家の代表ないし跡取りと目されてきたのは多くの場合男子（特に長男）であって、現代においても、長男が生存している場合に次男以下又は女子が後継者となったり、婚姻等により独立の世帯を構えたりした場合に女子が家の代表ないし世帯主となるのは比較的稀な事態であることは公知の事実といえること」（判決文29頁以下）とした。このことから、「入会権者たる資格要件を定めるに際し男子と女子とで同一の取扱いをすべきことが現代社会における公序を形成しているとまでは認められない」（30頁）という判断を導き出している。

跡取りに関する社会的慣習の存在が、女子孫排除原則の入会慣習が公序良俗に反しないということを肯定するものではない。女子孫排除原則が現実的にどのような結果をもたらすかを考察すれば明らかである。本件慣習によると、入会権者であっても女子孫しかいなない世帯は、一定の年限の経過により世帯が有していた入会権を失うことになる。（50歳以上の独身女性に対する補償規定があるが、これは入会権を認めたものではない。）これは、男子孫が無く女子孫しかいな場合は、女子孫を排除して、トートーメー養子を跡継ぎとしなければ、最終的にはその世帯の入会権は失われるということになる。

入会権は、部落という仲間的共同体がその構成員の共同の生活を維持していくために存続してき権利である。重要なことは、いったん仲間として承認された世帯の存続を保障していくながら共同体の永続を図っていくことである。それにもかかわらず、本件会則によれば、入会集団構成員世帯から入会権を剥奪する事態を認めているのである。本件会則が、女子孫一般を排

除している点に注意しなければならない。新たな入会権取得世帯（分家など）を認めるときに女子孫を排除するだけでなく、すでに入会権者であった世帯から入会権を奪う方向でも働くのである。これは、部落がその構成員世帯の存続を保障しながら、共同体の永続を図ってきたあり方に反している。一旦、仲間的共同体の一員となった世帯から、女子孫が家を継いだことを理由として、入会権を剥奪するという結果をもたらすことは（戦前ならば部落構成員たる資格を奪うことになる）、著しく公序良俗に反する。

③金武区出身（妻）・並里出身（夫）世帯のような縁故世帯が部落民として受け入れられていた慣習があり、これらの世帯を除いて行った入会権者の範囲確認作業および共有権者会会則決定は無効である。

戦前においては、女性が他部落出身者と婚姻することについては、内法による制限や、実際の地理的交通事情などの制約などから、ほとんど生じていなかった。しかし、並里出身男性と婚姻した女子孫世帯が、金武部落内で世帯を構える例があり、このような縁故世帯も部落民として認められた慣習があったと見ることができる。「共有権者会」の会則が、このような入会権資格を有するはずの縁故世帯を排除して定められたとすれば、入会権者の全員の同意を得ずして重要事項である入会権資格を変更したことになり、無効と評価される。これは重要な問題であるのに、訴訟においては、十分に審理されなかった。

## 5. 女子孫（女子）排除原則の論理と入会慣習

### 5.1 入会権者限定の論理とトートーメー慣行

控訴審判決は、女子孫排除原則も一応慣習として尊重されるべきとしたが、その合理性や必要性を見出しづらいと述べている。入会権の権利内容は、地域の慣習に従うと規定されているように、その地域の慣習が法源として認められて強制力をもって適用されるということになるのであるから、その存在の認定や法例2条の「公序良俗要件」に合致しているかの判断は、おざなりであってはならない。

慣習にもそれが慣習として承認されてきた社会的根拠が存在する。会則に定められている女子孫排除規定が入会権者の範囲を限定する何らかの必要性に基づいていると一応推定してみよう。

一般的に、入会権者を限定する必要性は、入会資源が希少であることから、資源保全のために利用権者を制限するために新規参入者を認めないとということや、部落中の特定の者が取得したり維持管理に貢献してきた土地であるので、権利関係を明確にするために新規権利者が発生しないようにするということからであろう。女子孫排除原則が、資源の保全あるいは権利者の範囲の限定ということを目的とした慣習でないことは明らかである。戦前の金武には寄留民が入会権を取得できる制度があるように、金武は広大な入会地を有し、戦前の利用は、薪採取下草刈などの古典的共同利用にとどまっていたので入会権者を限定する必要性は乏しかった。権利者の範囲を限定する要求も、戦前においては強くなく、分家が広く認められ、寄留民でも認められる場合があったのであるから、この理由からは、女子孫排除を行って、権利者の範囲を限定した慣習があったとは考えられない。共有権者会が設立されたのは、米軍によって基地拡張がなされたあと、賃貸料が支払われるようになることに対して、入会権者の財産保全のために賃貸料を確保しようとしたことが大きな契機になった。したがって、権利者範囲限定の論理は、戦前からあったものではなく米軍による賃貸料支払いによって、生み出されたものであると推測するのが、合理的である。

権利者範囲限定の論理となっている女子孫排除原則がどのような意図で「部落民会会則」に定められているのか、まずは会則規定に即して仔細に検討してみよう。

「部落民会会則」は、以下のような原則で定められている。

1. 入会権を承継するのは、男子孫に限る。
2. 世帯主が死亡し、男子孫がないかまだ成年していない

- い場合は、配偶者に一代限りの代行権を付与する。
3. 世帯主が死亡し男子孫が無い世帯で、女子孫がその家の後継者になっていて、引き続きとどまる場合は、一代限りの代行権を付与する（平成14年廃止）。
  4. 3において、権利を与えられた女子孫は、三十三年忌を過ぎると権利が消滅する。また、位牌が移動した場合にも、代行権を失う。
  5. 女子孫でも独身で50歳を超えた者には一代限りで補償金を支払う。離婚をしている場合は、復氏することが条件となる。
- （2は会則に規定がなく、事実上の扱いである。）

上に挙げた女性に関わる入会権取得基準が、男子孫による祭祀継承慣行によるトートーメー継承者に限定する趣旨で定められていることを次に明らかにしよう。本件がトートーメー慣行に関わることは、訴訟において問題となっていないが、本件事件の鍵となる問題である<sup>(22)</sup>。

## 5.2 トートーメー継承の禁忌

トートーメーとは、尊い人（先祖）という意味から位牌のことを指し、これを継承するについて幾つかの禁忌がある。この禁忌は、男子の血縁集団による墓を中心とする祭祀組織である門中の組織化とともに広まった。長男による位牌の継承を重視し、位牌のみならず財産についても位牌継承者が相続することで、男女差別に関わる問題が生じている。

禁忌とは、①タチーマジクイ（他血混淆）：男子血縁ではない養子をとることにより他の血縁が混じること、②イナググワヌス（女元祖）：婿養子を迎えるなどして女子が位牌継承者になること、③チョーデーカザバイ（兄弟重なり）：同じ位牌立てに兄弟の位牌が並ぶこと、④チャッチウシクミ（嫡子押込み）：長男を排除して二男以下が継承者になること、などである。

門中制は、近世以降の首里の士族層を基盤に成立し、しだいに沖縄本島中・南部に広まった。門中制が本来無かった、本島国頭地域や先島地域では、位牌継承慣

行も存在しなかった。しかしながら、これらの地域においても、明治以降になって、門中組織化が進んだり、ユタの影響によったりして、位牌継承の禁忌が強く意識されるようになったりし。ユタは一種の靈能者であり、家庭の幸不幸を、位牌継承が正しに行われているかに関わらせて占うため、禁忌を犯すことにより祟りがあるという意識が生じ、近年でも根深く存在する。

## 5.3 部落民会則の検討

本会会則に見られる入会権取得基準は、ぴたりとトートーメー継承方法に則っていて、トートーメー継承者（長男）と門中の一員となる者（次男以下男子孫）に限ろうという趣旨であることが容易に読み取れる。控訴審判決は、世帯主は男子と目されるのが一般的な慣習である認定したが、個別の世帯の事情によって女世帯（婿取り）が生じることは有りうる。一般的慣習は、そのようなことにまで規制を加えようとするものではない。上に見た規定1の女子孫排除規定は、個別世帯の事情によって女世帯が生じることを認めないものであり、もしこれが真に入会慣習であったとしたら、女世帯は、生活権を奪われることになったであろう。これは、一般的社会慣習をもって説明できるものではないのである。

規定2および3によって、配偶者、女子孫にも一定の権利が与えられているが、極めて制限的なものである。女子孫の権利は、代行権という位置づけになっていて、あたかも家の権利かあるいは死者の権利であって、女子孫は本来的には、入会権が帰属していないとしている。本来、入会権が部落での世帯としての構成員資格に関わるものであったことからして、女子孫が世帯主となったとしても、その世帯の有する入会権には、変化があるはずがないのである。規定4にるように、死者祭祀が終了する三十三年忌をもって、代行権が消滅する。この代行権は、死者祭祀を行う限りでの権利として位置づけられている。このようなことが、部落の構成員資格および入会集団構成員資格に関して存在することはあり得ないのである。死者祭祀

を終了したら、女子孫は、部落あるいは入会団体から、排除されるということになるからである。根底にあるのは、女性を死者祭祀のための存在にしか過ぎないとみる考え方であろう。

規定5も、補償金支払基準が入会慣習と全く関係ないことを端的にあらわしている。補償金を受ける資格が、独身であること、50歳以上であること、復氏することにあることは、入会慣習と無関係である。これは、女子孫が他家のトートーメーを預かる立場に無いこと、子供を生む可能性が無いこと条件として、一定の利益を与えようとするものである。女子孫が他部落出身者と婚姻することを抑制する機能も果たすことになろう。

### 5.3 部落・入会集団・門中組織に関わる構成員資格

入会権者資格について、被告が主張する会則に現された慣習というものは、実は、トートーメー継承慣行であることが明らかになった。原告ら女子孫が入会権者となれない根拠はそれ以外にあるというのであろうか。以上の考察から明らかになったのは、入会権取得資格は、部落構成員資格に関わることであり、それは、トートーメー継承慣行あるいは門中構成員資格とは、次元を異にする問題であるということであった。

次に、入会集団構成員資格と部落構成員資格との関係を北原淳の見解に沿って見てみよう<sup>(23)</sup>。

戦前の金武区にあっては、部落民であることと入会権者であることとは一致していた。

同じ部落民であっても、入会権を有する者と有しない者とがある場合がある。沖縄以外では、本戸のみが入会権を有し、新戸は入会権を有しないという例がある。沖縄の場合においては、明治39年まで地割制が行われ、王府時代には人頭税が課せられていたために、平等に土地を割り当てることが行われ、次男三男等が新たな世帯を構えれば部落の構成員となることが容易に認められ、部落の中でも立場は平等であったことが認められている。女子にも土地を分けていた。土地を割当てられることは、権利でもあると同時に義務を課

せられることでもあった。

沖縄の家は本土のように、本家・分家などの家格により、集落における地位が異なることが無いことや、地割制のために、その家の財産として土地が承継されることが無いなど、村落の中で家の自立化が進んでいなかった。このため、沖縄の家を家（ヤー）と表記して違いを強調する見解も有力である。

沖縄においては、部落において家（ヤー）の平等的な立場が見られることから、本土のように部落の構成員内において、入会権に関する差別は、存在しないと考えられる。

一方で、個々の家の承継については、トートーメーの継承慣行に基づいて行われる。この局面においては、長男と他の男子、男子と女子との差別が明確に現れる。だが、この原理により家を継承した本家（モトヤー）が、部落内における、地位や権利において特別な立場を持つことを意味するわけではない。

もう一つ重要なのが、門中と部落との関係である。門中は、部落を越えた親族組織であり、部落も、単一の門中から成り立っている訳ではないことである。門中は、基本的に、墓を中心とする祭祀継承に関わるだけであって、部落の制度や運営に関わる組織ではない。

家（ヤー）は、それぞれの門中に属していると同時に、部落に基盤を置いている。門中の家の継承に関する規範に従ってその構成員として認められるということと、部落の構成員として認められるということとは別の次元の問題である。

女子孫が家を継承したり、あるいは新たな家の世帯主になったりするということは、門中の原理からは認められないことであっても、そのために、部落の構成員として認められないということにはならないであろう。

女子孫の入会権取得資格に関わる問題は、トートーメー継承の問題とは本来関係が無いといえるであろう。

女性の入会権取得が問題となる事例を分けて考察してみよう。

①世帯主たる夫が死亡したときの妻の入会権継承、

- ② 父親が死亡し、家を継いだ娘（独身）の入会権継承（婿養子を取った場合を除く）
- ③ 家を出て独立した娘の入会権取得、
- ④ 他部落出身者と婚姻して世帯を構えた娘世帯の入会権取得

四つの事例に分けられる。①は、妻に関わる問題であるから、女子孫に関わる問題は、②、③、④であり、②は、すでに入会権者であった世帯における入会権継承問題であり、③④は、新たな入会権者世帯として認められるかという問題である。③は、次男三男が独立したときに、入会権取得が認められるかという問題と同じレベルの問題である。④は、金武出身女子孫と婚姻した他部落出身者世帯が、部落構成員として入会権取得が認められるかという問題である。

本件原告らの問題は、①と④の問題であり、金武区出身女性と婚姻した縁故者世帯を入会権者として受け入れる慣行があったのか、そして、前夫の死亡により、他部落出身者と再婚した妻は、再婚によって部落構成員たる資格を失うのかという二つの問題の検討が必要になる。会則が、この場合をも排除しているのは、トートーメー継承禁忌に反するということではなくて、他部落出身者と婚姻した女性は、他の門中に属することになったからであろう。

部落と門中は、社会的に機能する次元の異なる組織であるので、門中に関わる規範によって、部落構成員資格の基準とすることは誤りである。純粹に、新たな世帯を部落構成員として受け入れる慣行の問題として扱えば足りる。金武部落には、戦前において、寄留民を受け入れる慣行があった。このことからすれば、金武と縁故関係にあり、金武旧部落内に居住した世帯は、当然に部落民として扱われたことになっただろうし、これらの世帯は部落内での居住が許されていたことからすれば、寄留民としては考えられていなかったとも言えよう。

②の事例である、入会権者であった世帯を、女子孫が継承する事例は、次のような場合であろう。世帯主である父が死亡し、他出していない娘が家を継いだ場

合である。改正前会則では、三十三年忌が過ぎると、入会権が消滅する。（女子孫が50歳になれば、特例で補償金を受けられるということになっている。）この女子孫が、他部落出身者と婚姻しているときには、もともと入会権を承継しないし、入会権承継後に他部落出身者と婚姻すれば入会権を失うことになる。このような事例で、世帯としては残っているのに、入会権者と認めないということは部落の運営原理としてはあり得ないということが言えよう。戦前の生活において、女子孫世帯の入会権を制限するということは、生活の基盤を奪うことには等しかった。2000年改正で廃止したのは、一層の改悪である。

部落民会則による入会権者資格基準は、入会慣習を作為的にトートーメー継承原理と混同させたものであり、トートーメー慣習は、祭祀継承に関する慣行であり、これを入会権者資格すなわち部落構成員資格に関する慣習であると認定することはできない。

#### 5.4 縁故世帯の入会権取得

原告らは、金武出身女性で他部落出身者と世帯をなした者らである。戦前は、異なる部落間での婚姻は非常に少なかった。だが、並里区は、金武区と隣接し、小学校区も同一だったので、男女が交際する機会があって婚姻に至り、金武部落内に居住して、金武部落民として生活する例があった。このような縁故世帯（金武・妻=他部落・夫世帯）を、寄留民（縁故無き他部落出身者）と同視することはできない。

女子孫である原告らの世帯は、寄留民世帯とは異なるのであるから、寄留民を対象とする昭和20年3月以前から居住していたことを要件とする会則の線引きにあっても、入会権取得は否定されない。原告らの問題は、他部落出身者と婚姻した女子孫の世帯が、部落の世帯として認められるか否かの問題であり、このような慣習は事実として認められていたと言えるであろう。

#### 5.5 会則における補償金支払基準の変化

会則改正によって、補償金支払対象者などについて

変更が行われている。これらは、正規の会員として入会権を認めないが、会員同様の補償金を支払うというものである。

これらの者が入会権を有しないのに、会員同様の補償を受けられるのは、説明が困難である。権利を与えるのではなくて、扶助あるいは恩恵的な措置であるとしたら、なぜ、これらの者にだけそのような措置が行われるのか説明することができない。

1. 独立生計で50歳以上の女子孫にも支払う（平成12年改正）。

2. 世帯主と同居している長男も特例会員として、補償金を支払うこととした（平成14年改正）。

ここに見られる特例会員制度は、部落民会会則の矛盾が集約されているものである。

本来は、入会団体構成員資格でなければならないのに、それとは関係の無いトートーメー継承の原理によって、規定されている。そして、世帯要件を緩やかに適用する運用を行っている。このため、20歳を過ぎて、形式的別居を行えば、学生で独身であっても世帯として認められて、軍用地料の配分が受けられるのである。

このように、男子孫には、実質的な世帯を構えているかということではなく、形式的な別居によって会員資格を認めることの不公平さに対する不満対策が、特例会員制度であろう。

1は、他部落出身者のトートーメーに関わらないことが条件となっているとしか理解できないであろう。他部落出身者と婚姻し、夫が死亡したり、離婚したりした女子孫も対象者となるが、氏を復することが要件となっている。同じ兄弟でも、姉妹だけが排除され、姉妹の中でも、独身・50歳以上のものが特例に該当するというのであるから、合理的理由は、見出し難い。長男が特例会員となったことによって男兄弟の利益享受の公平化が図られ、これに対して、姉妹が排除されていることの不合理さがより明らかになった。

2は、本来ならトートーメーは世帯主が守っているので、長男は現段階では無関係であり、トートーメ慣行によって資格を定めている会則の原理からも説明で

きない事態である。そのため特例会員という例外的な資格を作らなければならなかった。

現在の会則による資格基準は、特例会員を設けたことによって、男子孫にもれなく補償金配分を行い、女子孫には厳しい条件のもとに例外的に配分するという補償金分配基準としての性格を強く持つことになった。これにより、会則規定が、入会慣習とは別個の根拠に基づくものであり、このことが、世帯概念の柔軟化という運用や会則改正より明確になっている。

ここから見ると部落民会は、権利者の範囲を制限して入会権者が分散化することを避けようとする方針はなく、広く利益配分を行うために、権利者拡大を図っていることが指摘できる。

女子孫特例会員は、会の運営から排除されていた。特例会員制度は廃止されたが、改悪の方向であった。

## 6. 金武部落民会会則の法的評価

### 6.1 トートーメ慣行の法的評価

部落民会会則による、女子孫（女性）排除原則は、入会慣習とは一致していないことを明らかにしてきた。そうであるならば、慣習と整合性の無い部落民会会則は、無効である。また、仮に慣習を体现したものであっても、法例2条により、慣習が公序良俗に反するものであれば法源としての効力が認められない。公序良俗違反性は、憲法14条および民法1条の2の趣旨にしたがって判断される。

慣金武部落民会会則が、入会団体構成資格について慣習を規定化したという基準は、実は、祭祀継承を定めるトートーメの慣行を取り入れようとして策定されたものであったとすればどのような法的評価が加えられることになるのだろうか。

トートーメ慣行は、男子直系子孫に位牌を引き継ぐ形で祭祀継承を行い、血族関係を保持するための慣行であるが、祭祀継承者決定についてこの慣行によることは憲法14条その他の法令違反になるとした審判例が存在した。本件では、入会権者の資格基準となっていて、戦前であるならば部落で生活を危うくされるよ

うな結果となる。入会権者たる地位を奪われた世帯は、以後入会権を回復できないという世帯間の差別をも引き起こす。このように、女子孫が世帯を継いではならないという規範的強制を伴うものとなり、憲法14条および民法1条の2の趣旨に反し、公序良俗に反する慣習となる<sup>(24)</sup>。

## 6.2 会則規定の法的評価

会則は、法的に次のような評価を受けなければならぬであろう。

1. 夫の死亡により、妻が世帯主となった世帯につき、入会権資格を代行会員として種々の制約を加えているのは、性別のみによって差別を行うものであるから、憲法14条、民法1条の2の趣旨から民法90条に反し無効である。
2. 父が死亡し、同居女子孫が家に残っている場合につき、入会集団構成員として認められてきた世帯であるのに、一代限りの代行会員とし、三十三年忌を過ぎて入会権を消滅させることになる。性別のみを理由として入会権を消滅させたりする規定であるので、憲法14条、民法1条の2の趣旨から民法90条に反し無効な規定である。
3. 女子孫が入会権を有する世帯を継承しようとするとき、男子孫と差別して、入会権を継承することを否定しているのは、合理的な理由がなく、性別のみを理由とする差別であるので、憲法14条の趣旨、民法1条の2の趣旨から、民法90条に違反し無効である。  
世帯の自然的推移のうちに女世帯が生じるのは何らかの不利益が与えられるべき理由は無いのに、トートーメー養子による継承を行わなければその世帯は入会権を失うとすることに帰結するし、養子が継げば、女子孫はその家から排除されるからである。
4. 女子孫と他部落出身者とが婚姻した世帯につき、金武区の慣習は、縁故者世帯として、部落集団構成員として認めてきた慣習があるにも関わらず、このような女子孫を含めて会則によって排除しているのは、慣習に反する規定であり無効である。また、他

部落出身者と婚姻した女子孫を排除するについて、性別を理由とした規定を設けて排除したことは、合理性のない差別規定であり、公序良俗反し無効である。

5. 男子孫については、単独世帯であっても容易に入会権者として認めたり、長男にも同様の補償を認めたりしているのは、入会権取得に関わる世帯の認定についての慣習に反する疑いがある。年齢要件と建物要件を基本として独立世帯を認定する運用を行っているが、入会権における世帯は、別個独立に権利義務を果たす主体であることが要求されてきたことからすると、実質的には世帯を構えていない入会権を取得させることになる。また、50歳以上の長男が独立生計を営んでいる場合には、世帯概念に修正を加えて権利者と同様の補償を行っている。このように、世帯を緩やかに認めるなど、男子孫について、一方的に、柔軟な資格認定をしながら、女子孫について排除原則をとっている。これは、女子孫の不利益にとどまらず、男子孫がいる会権者世帯と女子孫しかいない会権者世帯とについて、軍用地料の配分について子孫の性別を理由として合理性の無い差別となり、民法90条に反する。

## 7. 展望

金武町における広大な軍用地の将来はどうなるのであろうか。金武区ほか、並里区、伊芸区、屋嘉区では、入会団体が多額の軍用地料を得ている<sup>(25)</sup>。

入会林野を使用した演習のために、深刻な被害を被っている地域もある。一方で、軍用地料配分によって、不労所得を得ることによって、経済的な基地依存が強まっている状況もある。

金武部落民会は、もとからの部落住民やその子孫であり、入会林野を守っていくべき人々の団体である。かつて、父祖たちが、先祖代々にわたり維持管理してきた山林に対し、現在の入会権者たちは、何も働きかけることができず、その代わり経済的恩恵を受けている。部落民会の役割は、軍用地料の配分だけではなく、

地域全体の財産ともいるべき林野が、将来に基地から開放されたときに、どのように保全し利用するのかの展望を持たなければならないであろう。巨額の軍用地料についても、地域の将来を見据えた使い方を考えなければならないのである。軍用地料の使途については、地域で異なり、宜野座村の各区のように、権利者に個人配分しないで、区全体の用途に使用するところもある。金武部落民会もその用途を考えるべきときではないだろうか<sup>(26)</sup>。

金武という地域には、戦後の移住者など入会権を有しない者も居住し、米軍による被害を被っている。高額な軍用地料が基地対策としての側面があり、基地による多様な被害を被っている住民の犠牲の上にも成り立っている収入であるとも言える側面がある。

巨額の収入がある「部落民会」は、単なる私的権利団体ではなく、広大な土地資源を管理すべき立場にあり、地域の命運に影響を与えることができる公共的な使命のある団体となるべきであろう。

このような中で、原告女性らは、部落民会に参加資格を得て、部落民会の性格を変えようという意欲を持っている。仮に、原告らが勝訴したとして、軍用地料の配分を受ける者が増えただけであるならば、本件訴訟にも積極的な意義は薄れるであろう。原告被告どちらが勝訴するかは別として、入会団体として入会地が将来開放されることを展望した展望を準備しておくことが必要であろう。そのためには、狭い地域において、子孫同士が一体になれないとは大きなマイナスであり、部落民会が女子孫との融和を図り、将来の金武を見据える地域の中核的団体になることを希望したい。

## 注

(1) 本件第1、2審を通じて、入会権が十分に理解されていないために、原告の主張が訴訟において十分に反映されていない。

入会権の基本的な内容を、入会権理解の入門書でもあり基本書でもある中尾『入会林野の法律問題』(勁草書房)によって掲げておこう。

①入会権は、一定の部落に住む者だけが部落の慣習（おきて）にしたがってこれをもつことができる権利である。

②入会権は個人がもつ権利ではなく「世帯」（又は世帯主）が持

つ権利である。

- ③入会権は個人の権利ではないから相続されない、
- ④入会権は自由に他人に売ったりゆずったりすることはできない（p.62）。
- ⑤部落民全員が入会権を持たない場合があり、入会権を持つ部落民たちを「入会集団」と呼ぶが、その集団の構成員であるためには前提として部落民でなければならない（p.109）。
- ⑥入会団体の財産に重要な変更を加えるには、全員一致の原則によらなければならない（p.324）。[慣習]と「旧慣」とは異なり、「慣習」は新たに生まれてきたものであってもよい（p.306）。
- (2) 原告・仲間美智子らが「ウナイの会」を結成し、この運動を始めたきっかけは、平成12年に、50歳以上の独身女性を特例会員としたことによって、同じ女子孫なのに自分らが排除されていることに疑問が生じたためという。ウナイの会の主張について、成定洋子「基地から生まれた『女性』排除の『慣習』」（インパクション2004年12月号、p.131）参照。
- (3) 金武町の人口数は、10,772人（4332世帯）、うち金武区、4,770人（2,091世帯）、並里区、2,573人（1,003世帯）、中川区、921人（313世帯）、伊芸区906人（365世帯）、屋嘉区、1607人（560世帯）である。平成16年12月現在。
- (4) 沖縄の入会林野の歴史については、仲間勇栄『沖縄林野制度利用史研究』（ひるぎ社、1984年）参照。
- (5) 『金武町誌』（金武町刊、1983年）p.89、p.113、p.512以下参照。
- (6) 『金武区誌』（金武区刊、1995年）p.98以下。
- (7) 喜瀬武原は、金武区の一組をなし、廃藩置県の翌年（明治13年）に那覇、首里、泊の士族6家族が入植したことに始まる。金武町誌p.704。
- 伊保原は、戦前金武区の一組をなし、明治中期に、本部、今帰仁などからの移住してきた士族などによるものであり、昭和20年頃には40戸になっていたという。金武町誌p.704。
- (8) 『金武共有権者会沿革史』（金武共有権者会刊、1984年）p.5。
- (9) 前掲『金武共有権者会沿革史』p.9。
- (10) 戦後は、木草賃の徴収がなされなくなった。「戦前木草賃を出していた多くの寄留民（現会員又はその子孫）が逆に本会の一員として又入会権の持続者として入会補償金が部落民と共に支給されているが、これは将来財産の所有権が明確にされるまでは止むを得ないと解する。」前掲『金武共有権者会沿革史』p.9。
- (11) 昭和26年9月12日、琉球新報に米軍政府が基地賃貸料の支払準備中であると報じられ、部落の故人となった先輩方が「これから世の中がどう変わるとも、昔から継承されてきた字の財産だけは元の買主である旧部落民の子孫で共有し永遠に保護管理する権利と義務を忘れてはならない。米軍の賃貸料支出の前に独立した組織を早急に創れと」指導したという。（前掲『金武共有権者会沿革史』あとがきp.123）会の中心になったのは、当時の区長（安富清憲氏）であった。この資料の記録も安富氏による所が多いようである。会員となるべき者が、

- 賃料の配分範囲としてのみ意識されていた。
- (12) 「部落民を中心に寄留民が昭和19年現在金武の行政区域に寄留していた者も含め、財産の保全団体を組織し区長管理から組織（本会）に一済の権限を移すこと…」を決議した。（前掲『金武共有権者会沿革史』p.7）1961年7月17日の創立委員会では、共有権者の範囲は、戦前金武行政区に家を構えて居った人を基準に置くとされていた。62年9月29日の確認委員会では、①戦争立退前正規の寄留手続を得て世帯を構成して居た者、②村外居住者は戦前の戸主とし、村外での分家者は復帰で認める、③並里居住者も認める、などの基準が確認された（同p.11）。64年7月総会で、村外居住者には通知しないことが決定された。なお、同書には、男子孫に限るとした記述はない。
- (13) 原告・仲間美智子からの聞き取り。終戦後しばらくは山番が置かれていたという。
- (14) 第1要件、第2要件は、「共有権者会」創設のときの基本的確認事項であったが、第3要件に関する論議は、前掲『金武共有権者会沿革史』には見当たらない。第3要件は、「金武協有権者会会則」（1956年9月制定）6条によって定められた。「会則」では、第1、2要件については、言及せず、会員名簿登録者としている。「共有権者会」が名称変更してきて「金武入会権者会会則」（1973年7月1日制定）では、6条1項「この会の会員たる資格は明治以前から金武の部落民として入会地を求めた者及びその者の男子孫。」、同2項「昭和20年3月1日以前から金武区民として世帯を構え、かつ毎年区の行政費として木草賃を納付していた者及びその者の男子孫。」とされた。
- (15) 判決文は、中尾英俊編『戦後入会判決集第2巻』（信山社、2005年）p.263以下。
- (16) 並里、伊芸「財産管理会」は、女子孫が入会権を取得することを認めている。
- (17) 第一審判決文は、中尾英俊編『戦後入会判決集第3巻』502頁に、コメント付で掲載されている。「入会権が慣習に従うとはいえ、法例二条における制限の上から、原告らの主張を認めた本判旨に合理性がある」とする。原告弁護団が部落民であれば誰でも入会権者として入会地を使用収益する権能を有すると主張したのに対して、「公序良俗の範囲内であれば、入会持分権の承継あるいは新規取得は慣習によって定まるのであり、部落民であれば誰でも入会持分権を取得するという慣習はまずありえない（入会権者の姻族関係を理由に入会持分権取得を認める例はある。）」とする。p.504以下。
- (18) 264、293条にいう「慣習」について、封建的な「旧慣」であると理解する傾向があるが、慣習は新しくつくることができるものである（中尾英俊『入会林野の法律問題』p.306）。法例2条によって慣習の法源性を判断するとき、市民法的価値観を持つ判断することが必要となる。慣習だから古い価値観であっても尊重されるという判断をしてはならない。
- (19) 中尾前掲『入会林野の法律問題』p.116。
- (20) 入会権が世帯の権利であることの意味は次のように説かれている。
- 川島武宜説。「入会団体を構成する基本的単位は、当該地域集団における各『家』ないし世帯であり、権利義務もすべて『家』ないし世帯に帰属するから、入会権者たる個人とは『家』ないし世帯を代表する個人を指す。農村社会においては、各『家』ないし世帯が、私的農業経営および生活の基本単位であるゆえに、それは同時に入会団体の基礎単位でもありうる。この点でも、入会権者たる住民が、地方公共団体の住民とは根本的に異なる範疇であることは明らかである。」川島編、『注釈民法7巻』、1968、有斐閣、p.557。下級審判決として、入会権は一戸を構える戸主もしくは世帯主たる資格を有する者のみがこれを有し、家族僕婢は補助者または代行者としてのみ使用収益しうるとしたものがある（盛岡地裁昭和5年7月9日判決、新聞3157、9）。
- 川島前掲書は、部落住民である以上、戸主非戸主の区別なく入会権を有する（大館区裁判決年月日不詳（評論3民251）とした下級審判決について、これは入会権の意味を正確に把握していないとして批判する。また、「入会権者たる地位は、各『家』ないし世帯の代表者から代表者へと承継されていくものであるから、原則として、民法の個人法的相続原理に服さないを一般的慣習とする。」（川島前掲書p.557）。
- 入会権が世帯に属する権利であることは疑いないが、その上で、入会権は世帯主が有するという法的構成は、世帯主の個人的権利であることを意味するわけではない。
- 中尾は、先の盛岡地裁昭和5年7月9日判決について、「大体このように考えてよいのですが、世帯主個人がもつ権利というよりも、家ないし世帯を代表する世帯主がもつ権利ですから、むしろ、家ないし世帯がもつ権利だ、といった方がよいでしょう。」とする（中尾前掲書p.65）。それは、「妻や子が山入りして草を刈るのを世帯主である父や夫の権利を代わって行使しているのだと考えるよりも、世帯主に代表される世帯（あるいは家）がもっている入会権を、その世帯の一人として行使しているのだ、と考える方がふつうであり、正当だ」からであるとする（同p.65）。
- 「入会権は部落の中の家ないし世帯がもつ権利である、ということができます（ここにいう家とは戸籍上の家ではなく、現実の家=世帯をいいます。）…ただ、法律上、家=世帯が権利をもつことができるかどうか、が問題となるので、形式的には、世帯の代表者である世帯主が入会権をもつ、といってよい」（同p.65）。
- 控訴審判決は、入会権を世帯主の権利であるとするが、これは、入会権は世帯主が世帯を代表して有する権利であるということを理解していない。本件は、女子孫が世帯の入会権を主張しているのであり、女子孫個々人に入会権があることを主張しているのではないのに、女子は世帯主ではないから、入会権者になれないというの誤りである。
- (21) 中尾前掲『入会林野の法律問題』p.155。
- (22) 成定洋子、2004、「基地から生まれた『女性』排除の『慣習』」

インパクション2004年7月号、p.139注10は、トートーメー継承にまつわるタブーとは異なる慣習であるとする。

トートーメー継承が各家の問題であるのに、入会団体の慣習として転用されていることには気づかれにくかったのであろう。共有権者会設立に携わった幹部の巧妙な知恵であろう。

(23) 北原淳「ヤー(家)の二元的構造と門中・村落」は、「ヤーの二元的構造」という概念で、ヤーの門中の位置づけと村落でのそれとは、違った次元の存在として現れることを実証的に示した。北原淳・安和守茂、2002、『沖縄の家・門中・村落』第一書房は、沖縄の土地・家族の法的考察に示唆を富む。

「・・第1に、門中が一種の父系的出自組織だとしても、その単位とされるヤーは、父系的血筋の継承（いわゆるグワンス＝位牌の継承）の権利・義務にその機能を限定される。第2に、古典的人類学のモデルだった出自組織が有したような政治・法制的機能の多くは、明治30年代の土地整理事業までは、『地割制』をもつムラ組織（その下部組織のクミ）を通じて経済的単位としてのヤーの性格をも規定した。第3には、ヤーはこのようにムラ組織の単位として政治・法制的機能を担わされたが、公租賦課原理に人頭割制が残る点にもうかがえるように、ムラを構成する法制的単位（株的単位）として平等的性格を持っている。同書p.44。

沖縄の入会権の特色は、入会集団すなわち村落の構造にあることを指摘するものとして、中尾英俊編、1973、『昭和47年度沖縄県における入会林野に関する調査』沖縄県がある。

「・・沖縄県の集落においては、村落一門中一世帯（家）一個人という系統の中で世帯というよりもむしろ個人（家族員）の方が表面に出て、入会権の主体が世帯であることが直ちに理解され難い感がある（現に入会権者数を部落住民個人全員と答えたところもある）。これは地割制度、人頭税など歴史的事情によるものと考えられるがなお今後研究を要する。」p.174。

「入会権の新たな取得についてはこれを認めないという集落は全く例外的であって、村の中で分家した者や村の出身者で帰村したものにかぎられるという集落もそれほど多くなく、大部分は、村びと（部落の住民）としての資格を得れば権利の取得を認める、というのである。個人分割や団体直轄利用

が少なく大部分が古典的共同利用で権利者の持分が確定せず、しかも林野が余り積極的に利用されていない状態であるから、新たな入会権の取得をみとめることにそれほどの抵抗はないであろう。」p.173。

(24) 1980年代はじめには、沖縄の女性たちがトートーメー継承をめぐる女性差別に反対する問題提起を行い、琉球新報などのキャンペーンもあり相当の盛り上がりを見せた。

1981年3月24日は、那覇家庭裁判所において、墓の継承を中心とした祭祀継承者指定に関わる審判がなされた。被相続人（1964年死亡）の子はすべて女子で、生前から被相続人の世話を被相続人（父）死亡後も祭祀を行ってきた未婚の申立人とそのいとこが、墓地の継承権をめぐって争った事件で、いとこ側は、トートーメー継承慣行から申立人には祭祀継承権がないと主張した。審判は、トートーメー慣行は、女性を差別するものであり、憲法14条その他の法令に違反するとして、申立人に祭祀継承権を認めた。事件は、那覇市の繁華街（国際通り裏）にあった門中墓に対する立退き補償金の支払いを那覇市が行うとしたところ、申立人いとこから、異議が述べられ、那覇市が支払いを保留したため生じた事件であった。新聞に大きく取り上げられ、大きな話題になった（琉球新報1981年3月25日朝刊）。また、この事件の顛末を取り上げたものとして、堀場清子、1990、『イナグヤナバチ』ドメス出版参照。本件訴訟においても、想起されるべき事件である。琉球新報編、1980、『トートーメー考：女が継いでなぜ悪い』琉球新報社、及川伸、1981、「男女差別慣習と法の役割--那覇家裁トートーメー審判を契機にして」法律時報53巻8号、長谷川曾乃江、2002、「トートーメーと女性の権利」比較法雑誌36巻1号参照。

(25) 沖縄タイムス1996年4月25日「金武・宜野座 軍用地料で潤う区予算「返還後」の財源消失に不安の声隠さない区長 岁入支える基地収入」（特集：脱基地元年125万人の挑戦）参照。

(26) 宜野座村の例につき、軍用地料が入会集団ではなく、区全体のために利用されている根拠を考察するものとして、阿波連正一、1991、「入会権の機能—宜野座村の軍用地料を素材に」農業法学会「農業法研究」26号参照。

## 付表

## 共有権者会、部落民会等会員資格

	原始的会員	入会資格者	入会判断基準	妻の地位	女子孫の地位 1	女子孫の地位 2
共有権者会 会則 1956.9	金武行政区域内に住所を有し会員名簿登載者(6条1項)	(継承) ・男子相続者  (取得) ・男子孫分家者(6条2項) ・男子養子(7条1項) ・男子孫の帰郷者(妻) (*2)		(後継会員) ・会員夫死亡のとき妻	(代行会員) 会員死亡で男子孫が無いとき生前から同居し、残存するとき消滅事由 ・33年経過 ・男子孫ができたとき ・その者が家を出たとき ・位牌が手を離れたとき(9条)	
(旧)部落民会 会則 1982.3	・正会員 払下当時、榎山の使用収益権者の子孫で世帯主 ・準会員 昭和20年までの榎山利用者の子孫で世帯主(*1)	(継承) 男子孫による相続 (取得) 男子孫による分家	二世帯以上の同居世帯は一世帯とみなす	規定なし		
入会権者会会則 1986.3	①明治以前から部落民で入会地を求めた者及びその男子孫 ②昭和20年3月1日以前から金武区民として世帯を構え、木草賃を納付していた者及びその子孫(6条)	(継承) 会員を相続した男子孫、養子 (取得) ・分家して独立生計の男子孫(7条) ・会員が家族と別居しこの妻あるいは男子孫(6条)		(後継会員) 会員死亡により後継会員となる(8条)	(代行会員) 会員死亡で男子孫が無いとき生前から同居し、残存するとき消滅事由 ・33年経過 ・男子孫ができたとき ・その者が家を出たとき ・位牌が手を離れたとき(9条)	(特例補償) 女子孫で50歳を超えて独立生計を営む(一代のみ)(6条の2) 1991年改正(*3)
部落民会会則 2000.5  合併によって成立	(正会員) 榎山払い下げ当時の榎山使用権者の男子孫(準会員) 明治40年から昭和20年3月山利用権者又は男子孫	同上	二世帯以上同居は一世帯とみなす	規定なし	(代行会員) 女子孫で会員の生前から同居し、その死亡後も引き続き居住している者は代行会員となる。 会員死亡後33年間で代行権は消滅する(6条)	(特例補償) 女子孫で50歳を超えて独立生計を営む者 ・一代限り補償金を支給(会員権を廃止) 離婚者は復姓が条件(7条)
部落民会会則 改正 2002.5			長男特別補償50歳以上で独立生計者世帯継承まで補償金支給(48条)		廃止	同上(48条)

(\* 1) 正会員、準会員の区別は、払下げ代金の負担をした世帯か否かの区別である。共有権者会会則にはこの区別がないのは、部落有地は無償で取得したからである。正会員には、入会権処分権があるほか配分額が多い。

(\* 2) 継承は、世帯主から入会権を受け継ぐ場合、取得は、新たに入会権を得る場合である。

(\* 3) 会員同等の補償金が支給されるが、会員ではない。

## 発展途上国におけるガバナンス論議の矛盾 — 国際機関の開発戦略と発展途上国国家論、その変遷と矛盾 —

東江 日出郎\*

Contradictions between Governance Approaches for Developing Nations: Transformation of the Developing Strategies of International Organizations for Developing Nations, Transformation of the Theory of the State, and the Contradictions between the Two Approaches

Hideo Agarie

本論文執筆の目的は、発展途上国のより良い発展のため、どのような政治や行政のシステムを構築すべきか、ということに関するこれまでの議論を整理することによって、途上国における国家構造の実態を知った上で、特に地方における政治や行政のあるべき姿とはどのようなものとなるのかに関する視点を獲得することである。

途上国のガバナンス論には、少なくとも、国際機関の開発戦略と第3世界国家論の二つの流れが見られる。これらは、その理想とする政治体制において相矛盾する一方、民主主義体制をとることに関しては一致する。途上国の地方政治・行政において現在求められているのは、非ボス的で、効果・効率的な政治・行政の実践である。しかし、第3世界国家論研究者が指摘するように、現在の第3世界諸国の方では、ボス政治家が地域の政治経済を、あらゆる抑圧的手段を用いて、国法とは別に独自のルールを作り支配している。その現状を踏まえた上で、途上国諸国民がよりよい生活をするために必要な新たな地方政治・行政のモデルを作るには、ごく稀にではあるが、確かに存在するより良い地方政治家の肖像を研究することから始める必要がある。

**キーワード：**国際機関、開発戦略、ガバナンス、発展途上国国家論

There are at least two approaches concerning the governance in the developing nations, including the development strategy elaborated by the international organizations and the theory of the state. The latter advocates a democratic but more centralized politico-administrative system, and the former advocates a democratic and more decentralized one. A common point shared by these two approaches, despite the fact that they contradict each other in their conclusions about the politico-administrative system that they regard as ideal, is the fact that they both posit the existence of local politics and local public administration as long as they adopt a democratic system. Research into objective parameters for the non-bossy, effective, and efficient practice of local politics and local public administration should be undertaken now to ensure a better life for people in developing nations.

**Key words :** Development strategy, International organizations, Governance, Theory of the state

### 1. はじめに

途上国の発展を促していくためのガバナンスの在り方の模索に関しては、少なくとも、二つの大きな流れが見られる。一つは、国際機関の途上国に対する援助を念頭に置いた開発戦略の中に見られるものであり、もう一つが発展途上国国家論の描く途上国の政治や経済、行政の構造に対する認識である。本稿は、発展途上国、とりわけ筆者の研究するフィリピンのより良い

発展を促すためのガバナンスの在り方、特に、開発の現場となる地方レベルでのガバナンスの在り方を模索し、1991年の地方自治法施行以後の地方分権化の流れの中で行われている地方自治の実態が、どのようなものかを研究する前提として、これらの二つの流れを検討し、整理することを目的とする。従って、本稿の構成は、第1に、国際機関などの開発戦略の中でガバナンスがどのように位置づけられてきたのかを概観し、

\*名古屋大学大学院国際開発研究科、連絡先：〒902-8521 那覇市上間543-6, hideo@nirai.ne.jp

その特徴と変遷をまとめ、第2に、発展途上国に関する国家論の系譜を整理し、その特徴と変遷を整理する。そして、最後にこの二つの議論が孕む矛盾を明らかにし、フィリピンにおける地方におけるガバナンスを地域研究的に研究するための視点を確立したいと考える。

## 2. 国際機関の途上国開発戦略の変遷とガバナンス

加型開発というものが主流となっているが、その背景には、発展途上諸国の開発に関して、近年では参1950年代以来の開発戦略の変遷やこれまでの開発プロジェクト実施の試行錯誤の経験があると言う<sup>(1)</sup>。そしてその開発パラダイムは、1960年代の「トリクルダウンアプローチ」、1970年代の「成長と平等アプローチ」、そして1980年代の「構造調整アプローチ」、「持続可能な開発戦略」などと変化し、発展途上国政府の役割を取り分が大きくなり、かつ成長の便益が貧困層強調する「参加型開発」と「良い統治」の促進へと変化してきている。ここでは、特に国際開発の発展途上国に対する支援に対する考え方、つまり国際機関の開発戦略の変遷を整理する。

1950年代から1960年代にかけて、アジア、アフリカに多数の独立国が出現し、1960年代には国連が「開発の10年」として発展途上国の開発に支援の手を伸ばし始めた。そしてこの時期に国際機関によって採用された開発戦略は、「トリクルダウンアプローチ」だった。それは、マクロレベルでの経済成長と工業化を追求し、それが達成されれば、全体のパイが大きくなつて国民一人一人のにも滴り落ちるという仮説に基づいていた。そのために、国際機関や二国間援助機関の援助も、途上国の工業化のボトルネックとなっている輸出・輸入ギャップ(外貨不足)、投資・貯蓄ギャップ(貯蓄不足)を解決することを第1とした。つまり、十分な投資を賄うだけの貯蓄、資機材や原材料輸入を賄うだけの外貨獲得能力のない途上国に対して支援することが援助

の柱となっていた。だが、経済成長や工業化の成果が底辺の住民には届かず、雇用問題や所得分配の不平等、貧困問題、地域間格差の問題が深刻化し、さらには環境問題という新たな問題が発生していった。また、この時期には「統治」や「参加」はそれ程注目されるることはなかった。

これらの問題は、その問題自体の深刻さもさることながら、発展途上国の中長期的な安定にも結びつかないという反省に立ち、1970年代には「成長と平等アプローチ」が登場した。これは、経済成長と共に公正な所得分配を図ろうとするもので、「基本的ニーズ(Basic Human Needs: BHN)アプローチ」と呼ばれるものである。基本的ニーズアプローチとは、発展途上諸国の下層40%の民衆に焦点を絞ってプロジェクトを行うもので、食糧や基礎教育、基礎保健、住宅、清潔な水供給などを提供することを目指していた<sup>(2)</sup>。このアプローチに大きな役割を果たしたのは、国際労働機関と世界銀行であった。国際労働機関は1976年の世界雇用会議で雇用創出とBHNの充足を優先する開発戦略を提唱し、その中で、経済成長の加速、貧困層が生産的資源にアクセスできるような資源再配分のための土地改革、政策決定過程への貧民の参加と開発における女性の役割、国際的な経済改革への支持などの必要性を説き、開発戦略の転換が必要と提唱した。また、世界銀行は、「成長を伴う配分」研究の中で、低所得グループの厚生を向上させるための基本的なアプローチとして、貯蓄向上とより効率的な資源配分による成長の極大化、教育、信用へのアクセス、公共サービスによる貧困層への投資、財政制度、消費財の直接配分による所得配分、土地改革による資産への貧困層への移転などの必要を提唱した。それによって、成長と貧困対策の2本柱に援助戦略が変化した。だが、BHNアプローチは、様々なサービス提供を行うために必要となる政府の予算と人員に限りがあり、活動の持続可能性の問題と福祉的な活動が多いため経済的なインパクトが少ないという側面があった。このアプローチでは、貧困者に焦点を当てることや、女性の役割を重視してサービス提供を実

施すると伴に、住民の参加の側面が注目されるようになり、受益者の参加がプロジェクトの成功にとって重要な要素だという認識が高まった。その背景には、トップダウンで計画されたプロジェクトが必ずしも住民のニーズを反映せず、プロジェクトが終了すると、活動の持続性がなくなり、効果を十分上げることができなかったことの原因が、計画立案過程での住民の参加、意見の反映、実施過程での住民の参加、住民組織による管理運営の促進が十分取り入れられてこなかったことに起因する、という認識があった。また、これらの所得再分配を目指したアプローチは、政府の介入を大幅に認めるもので、財政面や行政面において政府の主導的な役割を求めるものだった<sup>(3)</sup>。その意味では、この援助戦略は途上国政府の役割をかなり重視したものと言える。しかし、この時期には行政や政治における地方分権を行い、地方自治・行政への住民の参加を促す試みは見られなかった。

1970年代終わりから1980年代にかけては、国際通貨基金、世界銀行が中心となって提唱された構造調整アプローチが登場する。その背景には、2度の石油ショックとそれによる先進国経済の停滞と一次産品市況の低下により、途上国の経常収支の赤字が増大、累積債務問題が深刻化して途上国経済が急激に悪化したことがある。これは途上国政府が為替レートの切り下げやマネーサプライの増加率の抑制、政府財政赤字の縮小などによってインフレの抑制と経常収支赤字の縮小を行うことで経済の安定化を図り、更に過度の政府介入や規制のために歪められた資源配分や非効率的な経済を是正するために、政府の介入や規制の撤廃によって市場メカニズムを導入して民間活力を積極的に利用する<sup>(4)</sup>、と言う条件の下、国際通貨基金が短期の安定化プログラム融資を世界銀行が中期的な構造調整融資を行って途上国政府のマクロ経済運営を改善する、というものだった。しかし、構造調整の過程で政府の財政支出や補助金の削減などにより、食糧価格の上昇や教育や保健などの社会サービスの低下が見られ、社会・経済的な弱者へのしわ寄せが現れるようになり、国連

児童基金などは、構造調整の社会的コストを重視して「人間の顔をした調整」の必要を提唱するなど、構造調整に対する批判を提出した。そこで世界銀行は、社会セクターへの融資や反貧困プログラムなどの社会的弱者に対する構造調整の悪影響を軽減するためのセーフティーネットプログラムの実施を組み込むようになった。また、途上国政府も財政難や緊縮財政のためにNGOや民間セクターを社会サービスの提供手段として用いるようになった。教育や保健、水供給、住宅供給などの政府サービス機能をNGOや民間に移管したり、民間との契約や合弁によってサービス提供を行う事例が見られるようになり、民間セクターやNGOの開発活動、草の根レベルでの自助活動が注目されるようになった。

1980年代の終わりから1990年代に入ると、「将来世代がその欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を充たすこと」<sup>(5)</sup>という、より環境に配慮した「持続可能な開発」という概念が登場した。この考え方方が国際的に登場する端緒となったのは、1987年の「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」とその報告書である「我々の共通の未来(Our Common Future)」が出版されてからである。同報告によると、持続可能な開発とは、「世界の全ての人々の基本的欲求を満たし、世界の全ての人々によりよい生活を送る機会を拡大することを必要とする」<sup>(6)</sup> もので、経済成長が必要だとする一方で、「持続的開発は社会がその生産力を高めつつ、同時に全ての人々に対する均等な機会を確保することによって、人間の基本的欲求を満たすものでなければならない」<sup>(7)</sup>と述べ、貧困問題をも視野に入れている。さらに、「持続的開発は地球上の生命を支えている自然のシステム（大気、水、土、生物）を危険にさらすものであってはならない」<sup>(8)</sup>し、「再生不能資源の減少度が将来における選択肢の幅を出来るだけ狭めない限りにおいて可能である」<sup>(9)</sup>と述べて、生態系保全を訴える。そして最後には、「天然資源の開発、投資の方向、技術開発の方向付け、制度の改革が一つにまとまり、現在および将来の人間の欲求と願望を満

たす能力を高めるよう変化していく過程を言う」<sup>(10)</sup>、と結ぶ。この概念によって導かれる政策目標は、七つある。第1に、貧困層の生活改善を達成する最低限の経済成長、第2に、開発行為を行うに当たって、それを省エネルギー型にすると伴に、それによって得られる利益を公平に分配することなど、成長の質を変更すること、第3に、雇用、食糧、エネルギー、衛生といった基本的な欲求を満たすこと、第4に、人口の伸びを持続可能なレベルに確保すること、第5に、工業国が高い消費レベルを改め、開発途上国の消費量を増加させて最低限の生活水準を保つことによる資源基盤の保護と強化、第6に、人間と自然を結びつけるような技術の方向転換と危険の管理、そして最後に、環境と経済を考慮に入れた意思決定を行うための制度変更である<sup>(11)</sup>。これらの政策目標を達成するための具体的なものとしては、第1に、意思決定における効果的な市民参加を保障するための政治体制、第2に、余剰価値および技術的知識を他者に頼ることなく、持続的な形で作り出すことのできる経済体制、第3に、調和を欠いた開発に起因する緊張を解消しうる社会体制、第4に、開発のための生態学的基盤を保全する義務を遵守する生産体制、第5に、新しい解決策をたゆみなく追求することのできる技術体系、最後に、持続的な貿易と金融を育む国際的体系、自らの誤りを正すことの出来る柔軟な行政体系が必要であると言う<sup>(12)</sup>。この概念には、成長と平等アプローチへの振り返しの側面が見られる。そしてここには、参加型の統治・行政が強調されており、そこには地方分権も含意されている。

また、1989年には、経済協力開発機構の開発援助委員会は、1990年代の開発協力の中心課題として、持続的な経済成長の促進、全ての人々の生産過程への広範な参加と公平な利益配分、環境の持続可能性の保障と人口増加の抑制、という相互に関連するテーマを取り上げ、参加型の開発の重要性を取り上げた。開発援助委員会は、「参加」という概念に関して、消極的参加と積極的参加に分けて考えている。前者は、サービスの利用や集会への参加、決定の受け入れなどで、後者は

サービス提供への関与や意思決定への参加などが含まれる。活動の意思決定への参加は、地方レベルで行われるもので、草の根レベルの組織への参加は、人々にとって民主主義とエンパワーメントの経験となり、社会全体の民主的な生活の基礎となりうるもので、民主化の促進、民主主義の醸成につながるという。参加型開発を促進するためドナーの援助も効果的な経済政策、サービスや資源への公平なアクセス、意思決定への広範な参加という、三つの条件を満たすようなアプローチをとることが望まれる。そのためには、効果的な経済政策の採用、基本的なサービスへの広範なアクセスの確保、意思決定過程への広範な参加醸成の役割強化、政府以外の開発の担い手であるNGOや民間セクターの重視、NGOとの協力の促進が必要だとする。このような参加型の開発を促進するためには、途上国政府の責任と効率性が重要となり、民主的な政治システム、法制度などのいわゆる「良き統治」が求められると言う。これは途上国政府の官僚の方向転換を要求するものと言える。

さらに、1992年、国連開発計画(UNDP)は、地球環境サミットで、都市における環境問題解決のために開始したライフ(Local Initiative Facility for Urban Environmental Problem)において、参加型の地方自治(Participatory Local Governance)を採用しているし<sup>(13)</sup>、1996年度の人間開発報告では<sup>(14)</sup>、自然環境のシステムや将来世代の生活機会を保護して、すべての人々の選択肢の拡大、特に貧困層や弱者が開発過程の中心に来るべきで、経済成長は手段で、目的は人間開発だとする、「持続的人間開発」という考え方を打ち出している。また、「持続的人間開発のための良き統治(Governance for Sustainable Development)」の中では、経済成長は持続的人間開発のための手段であるが、経済成長が必ずしも貧困の問題を解決するわけではない、と言う。さらにそれは、先住民やエスニック・マイノリティの不平等の存在を指摘している。また、持続可能な人間開発には、五つの要素がある。第1に、男女の能力や選択の機会の増加は、彼らの飢餓や剥奪から自由になる

ための選択を行う能力を増進、参加や決定を承認する機会を増大させるという意味でのエンパワーメント。第2に、個人的な満足感や幸福、目的や意味の意識に重要な帰属感と共に、人々が一緒に働くことやその相互作用に関心をもつという意味での協力。第3に、公平さ。これは、能力や機会の拡大は単に所得だけを意味するものでなく、全ての人がアクセスできる教育システムなども含まれる。第4に、現世代のニーズが、将来世代が飢餓や剥奪から自由である能力行使できる権利を奪うことなく達成されること。そして最後に、特に生計の確保だが、人々は、病気または抑圧や突然の有害な混乱などに巻き込まれないという意味での安全保障(Security)である。また、良き統治の要素としてUNDPは、参加、透明性、説明責任、効果・効率、平等、法の支配、広範なコンセンサス、最貧困層や社会的弱者の声の反映を求めている。さらに、途上国の国家(=政府)が行うべきこととして、第1に、持続的人間開発を達成するための公共サービスや環境整備を行うこと、第2に、公的、民間分野の活動で安定的で効果的、かつ公平な法・規制の枠組みを整えること、第3に、市場で安定と平等を保障し、公益のために利害を調整し、効果的に説明可能な公共サービスの提供を行うことを謳っている。だが、これらを行うことにおいて、国家は、人々が切望する生活を探し始め、達成し、それを維持する機会を増進ことによって、最貧困層の関心やニーズを充たすことを保障する、という課題に直面する。さらに国家は、市民の需要や変化する経済状況によりよく対応するために、分権的な政治的、経済的システムを形成すべきである、という。

途上国も先進国同様、国家は社会・経済活動におけるその役割を再定義することを強いられている。民間セクターは国家と市場のより良いバランスや市場環境に資する国家の役割を要求するし、市民はより大きな分権化だけでなく、政府からより詳細な説明責任や政治・行政的な敏感さ(Responsiveness)を要求している。さらに、国家を超えた社会・経済的トレンドからのグローバルな圧力は、国家の本質とアイデンティティに

対して挑戦を突きつけている<sup>(15)</sup>。

このように、1960年代のトリクルダウンアプローチから、成長と平等アプローチ、構造調整アプローチ、そしてその延長線上にある持続可能な人間開発など、援助政策に関連して国際機関はあらゆる側面で「参加」を促進するよう、発展途上諸国に圧力をかけるようになってきた<sup>(16)</sup>。また、その中には、中央集権的国家行政の分権化も含まれていた<sup>(17)</sup>。

だが、これとは別の考え方もある存在する。それは、発展途上諸国における国家論の中に見られる考え方である。

### 3. 発展途上諸国の国家論と開発

発展途上諸国家に関する国家論で著名なのは、グンナー・ミュルダール(Gunnar Myrdal)やサミュエル・ハンチントン(Samuel P. Huntington)、ジョエル・ミグダル(Joel S. Migdal)などであるが、近年ではその議論も修正を迫られている。ここでは、フィリピンの文脈での修正を試みた研究者を主に取り上げ、その議論の特徴をまとめ、その中で地方政治がどのように考えられているかを整理する。ここで特にミグダルの議論を修正しようとする研究者として取り上げるのは、マーク・ターナー(Mark Turner)とデビッド・フルム(David Hulme)、パトリシオ・アビナレス(Patricio N. Abinales)、ジョン・サイデル(John T. Sidel)、木村宏恒氏である。

開発計画の初期には、彼らが変革しようとしたその環境に対して、より大きな支配能力があると考えられていた。この仮説の誤りはすぐに理解され、科学者たちは、発展途上諸国の国家と社会との関係が西欧諸国のそれといかに異なっているかを探求し始めた。ミュルダールは、決定された政策はしばしば執行されない、という意味での軟性国家(Soft State)論を提起した<sup>(18)</sup>。ハンチントンは、発展途上諸国の中でも重要な政治的特質は、政府の形態にあるのではなく、統治の程度にあるのであり、途上諸国には、政治共同体(Political Community)や効果的(Effective)で権威のある(Authoritative)、正統的な(Legitimate)政府が不足していると言う。つまり、

発展途上諸国の政府は、単に統治をしていない、と考えているのである<sup>(19)</sup>。また、彼は、開発システムにとって重要なことは、民主主義といった政府の形態ではなく、政府がいかに効率的に統治できるかということ、そのために政治的安定が必要であるとして、共産主義的全体主義と区別される途上国の権威主義(独裁)体制を「安定」を基準に擁護した。そしてそれはアメリカの政策にもなり、軍事政権とテクノクラートが協調し、アメリカと世銀がそれを支援する体制の理論的根拠となつた<sup>(20)</sup>。より最近では、ジョエル・ミグダル(Joel S. Migdal)は、誰が人々の社会的行為を導くルール(Rules of the Game)を作る権利と能力があるかということについて国家と社会との間で続く闘争があり、国家の立法(State Legislation)は存在するが、それは必ずしも強制(Enforce)されていることを意味しない、という「弱い国家と強い社会(Weak State and Strong Society)」という議論を提起する。ミグダルは伝統的な制度と諸慣行、そして国家（の統治）を妨げ、国家に浸透する、様々な形での強者の社会集団(Strong Men Organizations)の存在を指摘している。前近代的な宗教勢力や部族、氏族勢力、商業資本家などが途上国内のあちらこちらに蜘蛛の巣のようなネットワークとして存在し、彼ら自身が、その支配領域で、独自に慣習的規範(Rules of the Game)を作っているため、国家機構は様々な政策を実行することを妨げられるか、妥協を強いられ、国家の社会に対するコントロールを浸透させることは出来なかつたのである。また、ローカル・ストロングマンたちの社会的コントロールの基盤は、地域の人々の生存戦略に必要となる主要な要素を提供することにあると言う<sup>(21)</sup>。弱い国家の指標とされているものは多く、それらの中には、第1に、徴税能力のなさや社会がそれらを忌避する能力をもつこと、第2に、公的な法令に基づく行政は、汚職(Corruption)や慣習の強制力(force of Custom)、または地域の強者(Local Strong Man)が暴力を行使する能力、第3に、土地改革に関する法制度は立法化されるが、最小限にしか実施されないこと、第4に、作物の分割に関する小作契約は結ばれるが、地域

的慣習のために土地所有者と小作人の間で別の契約が結ばれうこと、第5に、国家は金利の上限を規定するにもかかわらず、高利貸しの金利が優越しうること、第6に、国会議員は地域の人々の期待と実践によりよく適応するために、彼らの公式の役割を恣意的に変更すること、第7に、国家の行政の担い手たちが、行政を個人的利得、または親族やエスニシティに基づく集団の利益に使用されるために、公的な説明責任のメカニズムが脆弱であること、などが含まれる。

だが、この「弱い国家」というモデルが適用できない地域も存在すると言うのは、マーク・ターナーとデビッド・フルムである。彼らは、モーリス・ジンキン(Maurice Zinkin)を引用する。つまり、アジアにおいて西欧におけるよりも国家の介入に対する抵抗感は薄いと論じたのである。東アジアNICsの経済的成功は、單なる市場の勝利というだけでなく、強力な国家制度とも関係があるという事実がそれを裏付けていると言う。大統領の政治的リーダーシップや官僚エリートは、彼らの優先順位の第1に、経済開発を置き、直接・間接税や関税、割当制度、輸出補助金、そして輸入代替工業の保護などを通じて、価格統制、分配統制、そしてその他の政府介入を行った。例えば、韓国はこのような政策で成功したが、この韓国経済の成功は新古典派的なより効率的な配分メカニズムによってではなく、強い政府による輸出振興政策によって牽引されたのである。このような東アジアNICsの権威主義体制下での経済的成功の議論は、発展途上諸国における権威主義体制を擁護してきただけでなく、発展途上諸国において強い国家を形成することが経済発展のためには理想であるとする考え方を浸透させ、現在でもそれは残っている<sup>(22)</sup>。

だが他方、彼らは、強い政府と権威主義体制は必ずしも同義というわけではない、と主張する。権威主義体制は経済的成功を伴ってきたが、社会・経済的災害を伴ってきたことも確かである。例えば、軍事政権は、より多くの職、より少ない汚職、より良い社会サービスを提供すると主張するが、それを実践して正統性を

確保し続けることはできなかった。また、独裁者は、往々にして権力の座に留まることに第一義的な関心があり、国家のより大きなニーズよりも、自己の政権維持を意図した政策に焦点を当てがちなのである。このことは、しばしば、同意を求めるための国家的な暴力の脅威とは別に、日常生活への国家の最小限の浸透を意味し、それは権威主義体制がしばしば弱い国家を伴うことになる、というのである。発展途上諸国に対して「強い国家」や「弱い国家」といった「全てか無か」、という分類は行うべきではなく、強い、または弱い国家の諸要因に注目する必要があると考えるのである<sup>(23)</sup>。また、政府の提供する諸サービスに関しては、単に規模の縮小のみを考えるのではなく、効果・効率を向上させることを考えることが重要だと言う一方、行政の肥大は、政府が開発においてその他のパートナーを信頼していないか官僚の自己利益の反映であると言う。そのような場合、NGOや民間に機能を委譲すること(Decentralization)で非効率的で効果的でない行政運営を補完する参加型の開発が考えられるとも言うのである<sup>(24)</sup>。

フィリピンという国家の文脈で、ミグダルの議論を批判的に継承する試みを展開している研究者にパトリシオ・アビナレスとジョン・シデルがいる。彼らはともにミグダルの提起した発展途上諸国の国家モデルを修正しようとする。

アビナレスは、その研究対象がフィリピンの辺境のミンダナオ島で、ムスリム系諸エスニシティによる分離独立を目指した激しい武装闘争にも拘らず、同地域が現在でもフィリピンの一部を構成し続けてきたことを国家論の中に位置づけようとする<sup>(25)</sup>。彼は、ミグダルの「弱い国家と強い社会」というモデルを、フィリピンのようないわゆる弱い国家(Weak State)に適用、修正して、更にその辺境であるミンダナオをその中で位置づけようとする。彼が修正しようとする点は、ミンダナオのような地域で、なぜ、国家による社会的コントロールを自治的な諸社会勢力が完全に破壊せず、それを食い物にする程度でやめているのか、ということ

にミグダルの理論が答えていないことである。また、首都の外に出ると、地方が本当にローカル・ストロンゲンマンや革命勢力による支配と抵抗のアリーナとなっているのか、また、国家による支配と調停の場となっているのか吟味し、それらの概念、意味を修正することで彼はミンダナオの状況を説明しようとする<sup>(26)</sup>。フィリピンでは、1946年に独立した後、1960年代後半までは、弱い国家の中でムスリム系諸民族が少なくとも大規模な分離独立の武装闘争を展開することなく、フィリピンという国家に適応したかに見えたが、マルコス大統領が戒厳令を布告、いわゆる権威主義体制に移行した1972年からは、明確な分離独立のための擬似革命的武装闘争がムスリム系諸民族の中で新たなストロングマンが登場して展開された<sup>(27)</sup>。この事実を指摘した上で、彼は、さらに、国家の強さの一部は、国家と社会の区別が曖昧であることの結果であると考える。つまり、現実の、または作られたアイデンティティや言語、階級、共同体的アイデンティティ、そして宗教が国家と社会の区別を曖昧にしてきたために、ローカル・ストロングマンが国家と地域を結ぶ仲介者として安定を確保し、大きな抵抗が存在しなかつたが、マルコスが権威主義体制を敷いて、それを解消したため、つまり既存のムスリムのストロングマンを弱体化させたため、国家だけでなく、既存のストロングマンに対抗することも意図した大規模な擬似革命的な分離独立のための武装闘争がムスリムの間から生じたと考えているのである。彼は、ポストコロニアル国家においては、しばしばいわゆる弱い国家の方が強い国家よりもより活発であることの理由をここに見出しているのである。

サイデルは、アビナレスよりも、より厳しくフィリピンについてこれまで唱えられてきた諸言説、理論を批判する。彼が批判の対象とするものは、カシキズム(Caciquism)やパトロン-クライアント関係(Patron-Client Relations)またはクライアンテリズム(Clientism)<sup>(28)</sup>、寡頭(Oligarchy)、そしてミグダルの国家モデルである。カシキズムやクライアンテリズムとは、スペイン植民地

時代の影響を反映する用語であるが、サイデルは、戦後の独立国家としてのフィリピンは、アメリカ植民地時代の制度構造を継承しており、よりアメリカ植民地時代の影響の方が大きいと考えている。そのため、用語を区別して、ボシズムという用語を用いるのである。また、それによって彼はこれまで過小評価され、あまり理解されてこなかった、経済的資本蓄積や政治的競合関係、社会関係における暴力と抑圧的压力の役割を強調する。つまり、地方における市町長や州知事などの要職に着く政治家とその地域の住民との関係において、クライアンテリズムでは、互酬的関係と受け止められてきた上位者と下位者との関係が、実は上位に立つ者のある種の脅しが最も大きな要因として成立するような上下関係だというのである<sup>(29)</sup>。

寡頭や「弱い国家と強い社会論」に対してもサイデルは批判を加える。ポスト・マルコス期のフィリピンの選挙は、国家から独立した経済基盤として広大な土地を所有するエリート、または寡頭による直接的階級支配の復活であり、封建的、または準封建的社会構成をフィリピンは維持しているというネオマルクス主義的見方は、アメリカ政治学の用語に置き換えると、フィリピンは、伝統的エリートやローカル・ストロングマンに支配された社会と対峙するポストコロニアルな弱い国家(Strong Oligarchy and Weak State)ということになる。サイデルは寡頭やストロングマンと呼ばれる存在、つまりフィリピンの国家構造自体は認めており、この議論がクライアンテリズムよりは政治的に説得力があり、かつ歴史的事実にも根ざしていると考えている一方、それは彼らが政治的権力や経済的基盤を形成、つまり資本を蓄積する上での国家構造、機構の役割を軽視しているとも考えている。そして多くの寡頭たちの権力や富の源泉として、私的土地位所有権ではなく、国家の諸資源、つまり予算や規制権限、その他の裁量権などへのアクセスと、中国を中心とした外国の商業資本を提示する。低開発の国家機構がアメリカ植民地時代の初期から極端に選挙で選出された市町長、知事、国会議員などによって支配され、資本の本源的蓄積過

程の間それが継続したため、ボスが誕生し、それが現在でも存在すると考えているのである。さらに「弱い国家」論に対しては、フィリピンの国家は、開発国家としては失敗したために、相対的に弱い国家のように見えるが、州の国家機構を握る知事が、地域の住民の福祉を考慮せず、略奪者として住民から搾取を行う略奪国家としては、「強い国家」だったと言い、ミグダルのように中央政府のみに注目して国家を「弱い」と言うことには否定的である。ローカル・ストロングマンまたは、ボスが支配する中央政府の出先機関も地方政府も、国家構造の一部を構成するものであり、住民にとっては強い国家であったと考えているのである<sup>(30)</sup>。そして最後に、サイデルはフィリピンにおける民主主義の危うさを指摘する。ローカル・ストロングマン、またはボスが存在するフィリピンのような国では、民主主義的選挙で彼らが当選し、地方や中央レベルの国家機構を掌握することによって、その権力や富の源泉を獲得する手段を手に入れることになるからである<sup>(31)</sup>。

発展途上諸国家の諸要因をより詳細に分析し、特徴付けた上で、より良い政治体制を構想しようとする議論を提起するのが木村宏恒氏である<sup>(32)</sup>。木村氏は、発展途上諸国の国家を特徴付けるために五つのポイントを挙げている。第1に、これまでの国家に対する議論、つまり「強い政府」や「弱い政府」についての議論が、中央政府に偏っていると指摘し、国家には七つの要素があると言う<sup>(33)</sup>。内閣(政府)、行政部、軍・警察、地方政府、議会、司法部そして国営企業である。これらの特徴と相互関係がその国家を特徴付けると言う。ここで重要なのは、地方政府を「国家」という概念に含めて考えていることである。州、市、町政府や自警団(私兵)などを通じた「強い地方権力」の「地方ボス支配」は、一種の強い政府の表現形態であると見なしているのである。そのため、仮に中央政府が弱かったとしても、国家自体が弱かったと考えることは問題があると言う<sup>(34)</sup>。また、木村氏は住民の視点を取り入れており、「各種開発プロジェクトの遂行のために住民が不本意移転を強いられるとき、彼らが直面したのは『強い国家』であ

り、『弱い国家』ではなかった。地方政府(州・市町村)や自警団(私兵)などを通じた地方ボス支配や軍の存在は、一般民衆にとって巨大な存在であったと言い、サイデルの議論を支持する<sup>(35)</sup>。第2に、国家体系の外枠に展開する政治体系の構成要素との諸関係、つまり経済権力、宗教組織、マスメディア、労組、農民組合、エスニシティなどとの相互関係がその国家を特徴付ける<sup>(36)</sup>。そしてそれらは通常、何らかの政党と結びついて国家と関係していると言う。現代国家においては、経済成長を最優先課題(政治神話)とするようになったため、経済成長の担い手である民間経済部門を活性化させるための様々な政策が展開される。そのため政治権力の分析にとって、相競合する経済諸団体の相互的力関係を分析することは政治制度そのものを分析する以上に重要であり、政府と企業との関係が体制、または現代国家の性格をほぼ決定すると考える。しかし、発展途上国では、民間経済部門は弱体である場合が多い一方、宗教勢力とエスニシティはしばしば強力であるから、必ずしも公式通りには行かないと言う。また、テレビや新聞の普及によって、国民からコンセンサスを得る必要が生じるため、マスメディアのコントロールも重要だと言う。さらに、労組、農民組合などの社会諸団体を、しばしば体制翼賛的な政党を通じて強制的に体制に糾合する国家コーポラティズムの在り方も重要な視点だと指摘する。第3は、古い要素と新しい要素の接合様式である。古い要素はしばしば新家産制や権威主義体制の名で呼ばれており<sup>(37)</sup>、近代化の過程で根強く存続している。家産制とは、家父長制が国家レベルに拡張されたもので、大統領は國父として君臨し、領民を保護すると同時に断固たる支配を行う。新家産制は、独立後の途上国国家が近代的様相を整え、経済や福祉政策を采配するような段階に至ってもなお、家父長制的支配の特徴を維持している政治体制のことである。インドネシアのスハルト政権期やフィリピンのマルコス政権期などがこれに当たる。このような新家産制や権威主義アプローチは、しばしば開発独裁と呼ばれる開発途上国の強権力の源泉がどこから生まれ

たのかを問う過程で展開された。植民地支配の(近代的)強権力がその一つの源泉だったが、アジア諸国のように植民地支配以前に王朝伝統があったところでは、その王朝支配の在り方から説き起こすことが一般的となつた<sup>(38)</sup>。第4は、開発国家の強権力の源泉は、王朝伝統や植民地支配よりも、1960年代以降の開発の進展の中で集積されたものがより重要だと言う点である。国の最重要課題である経済成長のために、国家が経済政策を采配し、経済成長の円滑な運営のために教育、福祉などの社会政策を行う体制となると、国家運営の最重要部門である財政政策、産業政策、労働政策などは、専門知識、政策立案能力、膨大な調整を必要とするようになり、機構としては膨張し(行政国家化)、テクノクラートによる運営が不可避となる。一方、行政府に対する議会の地位は低下し、議会と政党は行政の諮問機関・監視役的な地位に後退する。また、国民は主権者というよりも政党の動きを観戦する半主権者に過ぎなくなる。行政国家の運営を政党が監視し、注文をつけ、国民がそのシステムを定期的な選挙という一種の世論調査でチェックする体制ができる。そして国家の現代化の課程では、家産制的・権威主義的特徴が根強く存続するとともに、「人治から法治へ」、「予測可能性(accountability)」、「制度化(institutionalization)」、「透明性(transparency)」といった国家の現代的要素が、その領域を広げる。その結合様式が開発国家の第4の特徴となる。第5は、国家の現実の機能である。開発資金がどの程度あって、何ができているのか、先進諸国からの認知の度合いと援助額、社会サービス、汚職の程度などである。そして木村氏は、現在では、第三世界と呼ばれた諸国も民主化の時代に入ったとする一方で、地方分権的な政策では、いわゆるローカル・ストロングマンたちが行政を恣意的に私的利害に利用する恐れがあることを指摘し、民主主義体制は維持するが、より集権的な地方制度を採る政治体制が望ましいと言う<sup>(39)</sup>。

ここまで、ミュルダールやハンチントン、ミグダル、フルムとデービッド、アビナレス、サイデル、そして

木村氏の議論を概観して、発展途上諸国の開発体制に関する議論を整理してきた。このような議論は、発展途上諸国の開発の遂行には強い国家、つまり権威主義的政治体制が必要である、という単純な議論から強い国家や弱い国家の意味を問うものとなってきたと言えるだろう。そして木村氏は、国家の諸要素を中央政府に限定せず、地方政府にまで拡大して国家を理解し、強い政府や弱い政府に対して別の観点を提起している。これらの議論を参考にして考えると、強い、弱いなどと途上諸国の国家を評価するときには、中央政府や地方政府を総合的に評価すべきだということである。そして木村氏は、政治や行政の制度としては民主的体制をとりながらも、社会の側、もしくは、国民の意思として国家に実権を預けるような社会コーポラティズムのようなコンセンサス政治の方が、よりフィリピンのような発展途上国ではより望ましいと考えている。

#### 4. むすびにかえて

国際機関の発展途上国開発戦略と発展途上国国家論の議論は明らかに矛盾している。つまり、国際機関は民主主義と地方分権を「良い統治」の名の下に推し進めようとする。しかし、発展途上国の現状をより深く研究する国家論研究者はそれには懐疑的である。発展途上国の政治、社会構造の問題をよく知っており、地方に存在するボスがより民主的で分権的な制度を食い物にする恐れを知っているのである。

しかし、一方で、権威主義体制の有効性が懐疑的なものでしかないことも、発展途上国国家論研究者は既に経験的に知っており、民主的な制度自体は否定していない。つまり、民主的な制度を探る以上、そこには地方の政治や行政が存在することになる。フィリピンのような発展途上国の方は、現在、ボスが蜘蛛の巣のようなネットワークを張り、市町長や知事、国会議員などの地方や中央政府の要職を握ることで、地域住民の生存戦略の主要な要素、つまり、地方のポリティカル・エコノミーを、物理的暴力や脅しなどで強引に支配下に置き、独自の慣習的規範(Rules of the Game)を作

って支配している、と考えられている。このような地方の実態を抱えていながら、民主主義を維持し、国家的発展を遂げて、全ての国民が発展の恩恵を享受できるような制度と実践はいかなるものとなるのだろうか。これは、発展途上国の地域研究者の大きな課題であると言えるだろう。非ボス的で効果・効率的な地方政治や行政が今望まれている。そのためには、わずかながら存在するそのような地方政治家が、何故、そしてどのように誕生し得たのか、またそれが何故、どのように権力を維持しえるのか、更に何故、またどのように、権力の座から落ちていくのか、その客観的条件を知る努力を続けることが、必ず必要なのでないか。そのことによって、途上国の地方政治や行政のより良いモデルを作り上げる1つの道筋が見えてくるのではないかだろうか。非ボス的地方政治と行政の肖像を研究することの重要性が、ここにある。

#### 注

- (1) 武田長久、1997年、『参加型開発における仲介組織の役割---仲介組織と政府の開発計画との連携の促進に向けて---』名古屋大学大学院国際開発研究科博士論文、p.9。国際協力事業団、1995年、『[国際協力事業団]分野別援助委員会研究会報告 参加型開発と良い統治』、序文1頁、第1章1頁。分野別援助研究会報告では、参加型開発が主流となった背景として、1950年代以降の開発戦略論の変遷と東西冷戦終結後の主要先進国における途上国援助の位置づけの変化、更に政治的民主化、経済的自由化ないしは市場指向型経済への移行といった世界的な潮流の中で「参加」が中心的な課題として位置づけられるようになったことも、無視できないと言う。
- (2) 木村宏恒、2001年、「国際開発研究と政治学」名古屋大学大学院国際開発研究科紀要『国際開発研究フォーラム』第18号、p.4参照。
- (3) 木村前景論文、p.4参照。
- (4) 資源の効率的配分をもたらすような政策の内容としては、価格政策、関税改革、課税、財政補助金、金利政策などのインセンティブの構造改革、公共投資優先順位の改定、政府予算と債務管理の改善、公企業部門の改革や民営化などの制度強化が含まれる。
- (5) World Commission of Environmental and Development, 1987, *Our Common Future*, Oxford University Press, ; 大来佐武郎監修、1987年、『地球の未来を守るために』福武書店、p.28参照。
- (6) 大来前掲書、p.67参照。
- (7) 大来前掲書、p.67参照。

- (8) 大来前掲書、p.68参照。
- (9) 大来前掲書、p.69参照。
- (10) 大来前掲書、p.69 - 70参照。
- (11) 大来前掲書、p.73 - 91参照。
- (12) 大来前掲書、p.91参照。
- (13) Local Initiative for Urban Environment (LIFE) Management Development and Governance Division, *Participatory Local Governance: Life's Method and Experience 1992-1997 Technical Advisory Paper 1*, United Nations Development Program.
- (14) 国連開発計画、1996、『人間開発報告 1996年度版 経済成長と人間開発』国際協力協会 p.1。
- (15) United Nations Development Program, 1997, *Governance for Sustainable Human Development A UNDP Policy Document*, pp.2-7.
- (16) 國際機関だけでなく、先進諸国や援助に关心を持つ諸個人も同様に、参加を促進するように圧力をかけている。デビッド・コーテン著 渡辺龍也訳、1995年、『N G Oとボランティアの21世紀』；ジョン・フリードマン著 齊藤千宏・雨森孝訳、1995年、『市民・政府・N G O「力の剥奪」からエンパワーメントへ』新評論；ピーター・オーケレー編著 勝間靖・齊藤千宏訳、1993年、『「国際開発論」入門』築地書館株式会社；外務省・財團法人国際開発高等教育機構 1996年、『1995年 シンポジウム 報告書、「参加型開発」アプローチの課題と展望-』国際開発高等教育機構、等参照。
- (17) 木村宏恒、1993年、『フィリピン 開発・国家・N G O-カラバルゾン地域総合開発計画をめぐって-』三一書房、p.97 参照。
- (18) Myrdal, G., 1968, *Asian Drama: An Inquiry Into the Poverty of Nations*, Vol. 2, Twentieth Century Fund, p.66, p.896. そこでミルダールは、軟性国家とは、国民に対して政府がほとんど何も要求しないものであり、そこに確かに存在する義務は不適切、または全く誤った方法で強制されるような国家のことと言っている。尚、彼の著書は邦訳が存在し、その縮刷版には、軟性国家とは、民主主義国家であろうと独裁主義的国家であろうと、基本的な改革を制度化し社会的規律を強いる能力も意思もない国家のことを軟性国家、としている。G・ミルダール、S・キング著 板垣興一監訳 小浪充、木村修三訳、1974年、『アジアのドラマ 縮刷版上』、p.179参照。
- (19) Huntington, S. P., 1968, *Political Order in a Changing Societies*, Yale University Press, p.2.
- (20) フィリピンでもマルコス政権による権威主義体制を支持するに大きな影響を与えた。木村前掲書、p.108参照。
- (21) Migdal, J.S., 1988, *Strong Societies and Weak States--State-Society Relations and State Capabilities in the Third World*, Princeton University Press, p.27, pp. 29-41.なお、本書の第1章は第3世界の国家の有効なモデルを提供している。また、食糧や住居のような世俗的な必要を満たすために、人々は利用可能な全てのシンボルを機会に結び付けて生存戦略 (Strategy of Survival) を立てようとするが、その生存戦略とは、ホップス的自然状態の断崖に漂う世界における行動と信念の青写真である。そのような戦略は個人的生き残りの基盤だけでなく、個人的アイデンティティや自己利益的行動の領域(Political Economy)から集団的アイデンティティや行動の領域へ向かう個人に紐帯を提供するものである。
- (22) Turner M. and D.Hulme.,1997, *Governance, Administration and Development---Making the State Work*, MacMllan Press, pp.49-50.
- (23) Ibid, p. 50.
- (24) Ibid, p. 88.
- (25) Abinales, P.N., 2000, *Making Mindanao--Cotabato and Davao in the Formation of the Philippine Nation-State*, Ateneo de Manila University Press, pp.12-15.本書は、ミグダルの理論を修正しつつ、適用し、ミンダナオにおけるムスリム系(コタバト)、非ムスリム系(ダバオ)の地方政治の実態を、事例研究を通して明らかにしているものである。
- (26) Abinales, ibid, p.182.アビナレスは、既存のローカル・ストロングマンにとって国家は、影響力の源泉を手に入れる手段と容易には抵抗できない強制力、権限を手に入れる手段として利用されていたことを指摘している。つまり、次に見るサイデルの議論と同様の考え方をしていると言うことである。
- (27) 彼はストロングマンを新旧の二つのタイプに分類している。古いタイプのストロングマンは、植民地主義を生き残った柔軟な構造をもつもので、戦後のポリティカル・エコノミーの変化の中で新たに力をつけてきたものである。そして、1970年代から展開するモロ民族解放戦線(M N L F)やフィリピン共産党 (C P P) やその軍事部門の新人民軍 (N P A) のような組織も新しいストロングマンとして規定している。新旧両タイプのストロングマンの違いは、新たなタイプのストロングマンの方が、より広範なビジョンを持ち、その実現を目的とするもので、それらが戒厳令を契機として拡大したことである。しかし、その地域、地方的特殊性から来る遠心的性格を持つが故に、古いタイプのストロングマンと同様な分裂的傾向を示すと言う。Abinales, P. N., 1998, *Images of State Power: Essays on Philippine Politics from the Margins*, University of the Philippines Press, pp.,105-112.
- (28) ジェームズ C. スコットとベネディクト J. カークフリートの定義に従ってサイデルは、パトロン-クライアント関係、またはクライアンテリズムを定義している。それによると、クライアンテリズムとは、異なる地位にある2人の個人の間の道具的友人関係、または交換関係である。その中でパトロン側は、その影響力や諸資源を使って下位にあるクライアント側に対して保護や物的支援(material welfare)を提供し、それに対してクライアント側は、一般的支持や支援を行うことでそれに報いるのである。

- (29) クライアンテリズムがフィリピンの生活において本質的な社会的紐帯を提供してきたという概念は、社会関係や選挙政治における地域、地方的な権力の独占や抑圧的压力の持続性を無視したものである、とサイデルは言う。
- (30) Sidel, J.T., 1999, *Capital Coercion, and Crime--Bossism in the Philippines*, Stanford University Press, Stanford, California, pp.5-12, p.76, p.146. カビテ州における住民の不本意移転に関する州知事の地方ボスとしての対応の仕方についてサイデルが詳細に叙述している。本書では全体として地方ボスの誕生の背景要因、過程とその支配の特徴、そしてその没落、またボスが自らの子孫や親族に支配権を継承する王朝化の要因、特徴などを叙述する。また、ミグダルは地方、地域レベルのことは、考えていたが、それは、地方政府とは違い、中央政府の地域、地方レベルの出先機関のことであった。中央政府の地方、地域への出先機関では、官僚や政党の支部の者、そしてローカル・ストロングマンが社会的安定を考えて、ストロングマンが好む政策を打ち出すなどをする便宜供与の場(accommodation)と考えていた。Migdal, ibid, pp., 247-256.
- (31) Sidel, ibid, pp., 145-154.
- (32) 木村前掲書、pp.93-100頁参照。
- (33) 木村氏は本来、政府の要素として 6 要素、つまり内閣(政府)、行政部、軍・警察、地方政府、議会、司法部を考えていたが、後にそれに国営企業を加えて 7つとした。そして氏は国家と政府を分けて考え、国家という概念を、政府機構に社会全体の編成枠を加えたより包括的な概念として把握する。つまり、第 1 に、法体系としての国家。それは社会に慣習的に行われているものを財産法、家族法、相続法、刑法、商法、といった形で成文化し、実施装置を組み込んだものである。第 2 に、公共的なもの。それは公共事業、都市計画、教育などを編成し、維持・建設するまとめ役である。これらはいずれも社会秩序、平和と繁栄維持のために強制力の鎧を着ている。国家の 6 要素の把握は、Hulme と同様のものである。籠橋秀樹 「NGO、ドナー、国家一開発をめぐる新たなダイナミクスー」 川田順三他編、1998 年、『岩波講座 開発と文化 6 開発と政治』 岩波書店、木村前掲論文p.14参照。
- (34) 木村氏のこの議論は、地方分権を行う際の危険性とも言えるが、これは木村氏によってのみ語られているものではない。例えば、ロメオ・B オカンポ(Romeo B. Ocampo)氏は、分権化の最大の危険性は、それによって大きな自治がもたらされても、分権化の価値や目標を共有しない指導者や勢力の手に落ちてしまうことと考える。地方(Local)、地域(Regional)、そして国政レベルの支配者や富裕層、それによって養われる私兵団がその個別の利害や地方でのヘゴモニーを維持するため、ローカルな制度を単に乗っ取ってしまうかもしれないからである。それらは、自治を達成することによって人権や農地改革などの国家全体として行われなければならないものを台無しにしかねないのである。Tapales, P.D., Cuaresma, J.C. and W.L. Cabo, eds., 1988, *Local Government in the Philippines: A Book of Readings Volume I*, Center for Local and Regional Governance and National College of Public Administration and Governance University of the Philippines, p. 97.
- (35) Sidel, ibid, p.146. また、地方ボスの存在に関する研究書としては、McCoy, A.W. Ed., 1994, *An Anarchy of Families--State and Family in the Philippines*, Ateneo de Manila University Press ; 川中豪、2001年、「フィリピン地方政治研究における国家中心的アプローチの展開」、『アジア経済』、2001年2月号、などがある。川中氏の場合は、サイデルの研究書に依拠して議論を開拓している。
- (36) 社会と国家との相互関係のこと。
- (37) 権威主義とは、偽りの権威が自分の期待通りに人々を動かすために、説得とは違う手段を恣意的に行使する、という考え方である。この定義は伝統とかたく結びついた権威概念から出発し、それがもはや通じる時代ではなくなっているときに、なお権威概念を用いながら、「説得とは違う手段」すなわち武力を行使する支配の在り方を意味する。カール・フリードリヒの定義を木村氏が引用したものを参照。木村前掲書、p.98、p.99参照。
- (38) フィリピンは例外で、植民地支配以前に王朝がなかったため、スペイン支配の在り方から説き起こすことが一般的となつた。しかし、現代のフィリピン国家体制とその特徴により大きな影響を与えたのはスペインよりもアメリカであることが最近では言われるようになっている。
- (39) 木村宏恒、2001年、「グローバリゼーションの重層性と国家およびローカリズム」 片岡幸彦編『地球村の思想』新評論、第2部総論参照。木村氏は、ゴードン・ホワイト氏の議論を引用して、西欧式の参加自由な社会コープラテリズム型の安定的提携関係でコンセンサス政治をめざすことが望ましいと考えている。White G. and M. Robinson, 1999, *The Democratic Developmental State*, Oxford UP, 1999, pp. 39-40.

沖縄現代史の展望と方法をめぐって  
— 国際関係研究における理解の一つの試み —

若林 千代\*

Vision and Method in Contemporary Okinawa History  
: An Interpretation in International Studies

Chiyo Wakabayashi

本稿は、沖縄現代史研究の先駆的研究の分析枠組みと論点の再検討を通じて整理し、その展望と方法について再検討する。その際、そこにあらわれる「現代」「同時代」の認識と課題の把握について、固有の地域の場において展開される「世界関係性」の探究の学としての国際関係研究の視座からの理解を試みる。本稿は三つの部分に分けられる。まず、1では1960年代と1970年代の先駆的研究の特徴として、研究主体自身の移動性、日本本土における「認知されない沖縄」の代弁の役割、占領の構造と民衆の相互関係の政治構造の分析への重心、世界史的連関性への注目を考察する。2では、1980年代の研究を扱い、それまでの政治史中心の考察ではなく、統治者の「まなざし」や文化変容、戦後沖縄の思想への接近といった研究課題と、そこで展開された「自己認識」の把握とそれと対となった「国家」への問いの主題化に言及する。3では米国陸軍の沖縄軍政正史における戦後沖縄に対する認識について、社会変容の分析における非政治化の作用を分析し、さらに「社会」という主題のもつ外部性について論じる。国家的枠組みや国家間関係に規定されつつも、一方で国家の外部に位置づけられてきた沖縄という固有の場において展開される現代史は、好むと好まざるとにかかわらず、「近代」の枠組みにおいて「認知されない沖縄」の代弁の役割を負う。しかし、逆にそうであるがゆえの脱中心的な視座の有効性から、「世界関係性」を内在的に考察する場となる可能性をもつ。

キーワード：沖縄現代史、国際関係研究、地域、同時代性、近代

This thesis examines the major questions focused on in study of contemporary Okinawa history in several approaches applied from the 1960s to the end of the 1980s and attempts to interpret their visions and methods in International Studies. These precedents were concerned with a vast array of topics and they approached the investigation of political, economic, social, and cultural topics in numerous ways.

In part 1, the works of Kokuba Kotaro, Miyazato Seigen, and Arasaki Moriteru are taken up as influential studies in the 1960s and 1970s. These works focused on politics and political economy rather than social and cultural trends and attempted to expand knowledge of how the U.S. military forces had developed occupation apparatus in Okinawa, how people had acted against them, but in Japan's mainland, "Okinawa" had been neglected and hardly recognized as an important issue. They themselves were unable to cover the issues inside Okinawa under the U.S. occupation. Some were inevitably dislocated from the island, and in Kokuba's case, he was expatriated from the island to "represent the neglected." Their arguments zeroed in on interactions and interconnections between occupation policies and people's protest, U.S.-Japan relations and local beneficiaries, and Okinawa and world politics.

After the return of the administrative rights over Okinawa from U.S. to Japan in 1972, historians tended to focus on cultural elements rather than politics itself. In part 2, the works of Miyagi Etsujiro and Kano Masanao are discussed. Miyagi's work can be said to be a forerunner of the studies of "representations" of Okinawan culture. Miyagi himself put emphasis on the conditions of Okinawa in international politics, through the analysis of images. The images of Okinawa created by the U.S. occupation forces had been reluctantly changed from "ambiguity" or "moderate" to "hyphenated Japanese nationals", as a result of people's protest against the U.S. occupation in the 1960s. Kano examined social thought developed in Okinawa under the U.S. occupation and distilled its characteristics as

---

\*津田塾大学国際関係研究所, 〒187-8577, 小平市津田町2-1, chiyow@tsuda.ac.jp

"ambivalence". Kano looked into "anti-reversionist" argument as the most important political thought in postwar Okinawa "fastening the gaze at nation-state, and grappling with it".

In the third part, the structure of narrative in the official history of military government in the Ryukyu Islands is reexamined. This narrative was compiled by the Center of Military History of U.S. Army in 1988. The term "rehabilitation" is used as an official narrative to depoliticize social reality and to misappropriate the results of social transformation and rapid economic growth in postwar Okinawa. In order to defend occupation policy and operation, social reality is sidelined and becomes exterior to history in this narrative. The aim of the study of contemporary Okinawan history is to gain a considerable amount of research in order to expose the untold realities hidden in the exterior in the official narrative.

Okinawa is a place which is restricted by nation-state system and inter-state system. Hence, and yet in spite of that, Okinawa is positioned outside of nation-state system. The study of contemporary Okinawan history fills the role of representing this "neglected Okinawa" in numerous ways. Yet it is more important that contemporary Okinawan history has created a space to rethink "relatedness" in "international relations" from "eccentric" and "off-centered" perspectives. And moreover, it is important for us to build an interpretation of Okinawa's position persuasively in the context of contemporary East Asian history, in which peoples have experienced the "modern" and "modernity" including imperialism, colonialism, liberation movement, political violence, and political reactionary, in different ways, in order to reconsider "Japan", U.S.-Japan relations, and "America" in contemporary history of Okinawa.

**Key words :** Contemporary history, Okinawa, International studies, Representation, Nation-state, Modernity

## はじめに

沖縄現代史とは何か。その定義の前に、ここではまず、歴史、地域、そして「現代」がどのようにかかわり合うかを考えるところから出発したい。「現代史」とは、一般に時間的に現在に直接近い過去を対象することは言うまでもない。しかし、それを単なる時間的な区切りととらえるだけでは十分ではない。斎藤孝の言葉を借りれば、「現代とは現在にそのまま構造的に継続する時間」であり、「再び生きかえることのない過去との断絶点」を出発点とする。それは、民族や地域によって出発点や構造を異にするもので、一つの標準があるものではない<sup>(1)</sup>。

では、沖縄において、「過去との断絶点」、また、現在と「構造的に継続する時間」はどのように認識され、説明され得るのだろうか。沖縄戦が「断絶点」なのか、それとも1972年の施政権返還なのか。遡って19世紀後半なのか、17世紀なのか。あるいは、こうした「断絶点」や「構造的に継続する時間」そのものが明確には示されず、いたるところ断絶されたり、接ぎ合わされたり、あるいは、円環になっているのか。

これについてはさまざまな角度からの検証や議論を要するが、ここで提示しておきたいことは、「現代」とは、現在と「構造的に継続する時間」である限り、「同時代性」あるいは「わたしたちの時代」という認識が練り込まれているということである。そして、歴史研究のなかでは、その対象となる現場での「わたしたちの時代」の歴史的現実とそれへの認識の生成が課題となる。また同時に、それを研究し叙述しようとする者もまた、自己省察と他者理解の往復運動のなかで、逃れがたい存在の「同時代性」が明るみに引き出される。歴史を研究する主体自身の世界のなかの位置づけがその対象となる主体のそれとどのようにかかわり合うのか、また、両者の歴史に対する働きかけ、あるいは、課題の把握という生の実践的要請がどのように互いにかかわり合うのか、こうした同時存在的に「現代」を生きる上での課題が「現代史」のなかに埋め込まれている。加えて、研究する主体は、そこに、同時存在的であることを未だ認知されていない領域、「わたしたちの時代」のなかで蓋をされる人間や影の領域があることへの自覚がなければならぬことは言うまでもない。

今回、ここで試みたいことは、1960年代から1980年代に著されたいくつかの占領期の沖縄史に関する先駆的研究をとりあげ、その展望と方法について研究史的整理を加え、そこにあらわれている「現代性」あるいは「同時代性」について検討することである。今日、沖縄研究は、資料的環境の充実に伴い、新たな段階を迎えて「隆盛」しているとしばしば指摘される。しかし、一方では、鹿野政直が指摘するように、「語られることの“過少”から“過剰”へ」、あるいは「血の噴き出るような」沖縄研究のあり方の「稀薄化」という現在がある<sup>(3)</sup>。ここでは、そうした現象に立ち入らないが、少なくとも、沖縄が「語られることの“過剰”」という現在を逆に照射する意味でも、先行する研究の成果を再確認する作業は重要である。

これまで沖縄現代史の研究史整理をおこなったものは稀少で、新崎盛暉「沖縄戦後史論序説」（法政大学沖縄文化研究所『沖縄文化研究』第4号、1977年）の他、管見の限りでは見ることができなかつた。新崎盛暉による研究史整理からすでに四半世紀以上が経過しており、研究成果の蓄積が増えているだけでなく、沖縄研究をめぐる環境はもちろん、沖縄をめぐる国際環境、さらに入文社会科学の枠組み自体も変化を重ねている。本稿の研究史整理は、新崎の整理を一つの手がかりとしながら、不十分ながらでもより今日の諸課題にひきつけるよう努め、沖縄現代史研究の発展の一助としている。そして、とくに、筆者の専門領域である国際関係研究の文脈における沖縄現代史の展開の可能性について議論を提示することを試みたい。国際関係研究は、狭義には国際政治研究に収斂され定義される傾向がある。しかし、ここではむしろ広義に国際関係研究をとらえ、「人びとが生活を営み、その中から問題提起していく空間」である具体的な「地域」をひとつの固有の場とし、現代世界の諸問題とその「世界関係性」を探究する場として確保したい<sup>(3)</sup>。その上で、「世界関係性」が展開される固有の場としての沖縄現代史を構想するための一つの試みとして、この先行研究整理を位置づけたい。

## 1. 「認知されない沖縄」とその代弁

エドワード・サイード（Edward W. Said）は、その著書『知識人とは何か』において、帝国主義、植民地支配と脱植民地化、故郷離散や亡命という状況を含んだ国際的な「人の移動」といった20世紀の国際関係のなかの知識人とその代弁=表象の問題について、『アルゴリズム』の支配的規範と権威に対して、忘れ去られたり黙殺される、あるいはそうされがちな側から思考する「脱中心的な視座」をもつことの困難さと重要性、そこで「権力に対して真実を語ること」の意味、そして、さらに、「解放と啓蒙の代弁」の抽象化や知識人が「政治的な神々（権威者）」の手に陥ることへの警告等を論じた。サイードの議論は、グラムシ（Antonio Gramsci）やミルズ（C.W.Mills）、アドルノ（Theodore Adorno）等の知識人論を、亡命パレスチナ人の知識人として自らが深くかかわったパレスチナ解放運動や米国での言論活動のなかで彼自身が学び得たことを経ながら、発展させたものである<sup>(4)</sup>。

サイードの知識人論は、現代世界、とりわけ第二次世界大戦の大規模な領土的再編成と人口変動、また、脱植民地化の過程で、帝国主義や植民地支配の遺産を受け、且つ冷戦構造の下に生まれた「ポストコロニアル体制」のなかの知的活動の諸課題を問うものであるが、沖縄現代史の先駆的研究、とりわけ1960年代から1970年代の成果を考える上で、一つの有効な手がかりとなるように思われる。というのは、沖縄現代史研究は、まず米軍占領の時代に生まれたということ、そして、この時期の研究は第二次世界大戦終結の直接的結果としての領土的再編成、すなわち日本からの分離と米軍による占領という事態、また、近代以来の沖縄の「人の移動」、近代諸科学の受容のあり方、そして、米軍支配からの解放を目指す政治運動等との関係において、他の時期と比してひとつの特徴があるように思われるからである。

沖縄戦終結以来、沖縄は米軍の直接占領の下、人の往来が限られ、その支配の実態や社会の実情が外部に

知らされることは非常に困難であった。1950年代の土地闘争を中心とした沖縄の民衆運動のインパクトは、こうした状況を一部切り開き、日本本土にいた沖縄出身者・学生や一部のジャーナリスト、また人権擁護団体の活動を通じて、沖縄の状況がわずかずつ日本社会に知らされるようになった<sup>(5)</sup>。しかし、米軍の出入域管理による相互交流の障害もさることながら、日本本土の人びとの沖縄へのまだらで一過性の関心、自己省察を欠いたエキゾチズムのまなざし、あるいはロマン化された「沖縄戦史」の段階等の状態は克服されないままであった。1960年4月、沖縄で「沖縄県祖国復帰協議会」が組織され、また、6月には、すでに訪日中止を余儀なくされていたアイゼンハワー大統領が沖縄を訪問した際の抗議デモ等に端的に示されるように、アメリカの対沖縄政策の綻びが明白になり始めると、日本本土においても「沖縄問題」が意識化されるようになった。

国場幸太郎による「沖縄とアメリカ帝国主義—経済政策を中心に—」(『経済評論』1962年1月)および「沖縄の日本復帰運動と革新政党—民族意識形成の問題に寄せて—」(『思想』1962年2月)は、そのような時期に発表された論文である。国場のこれら二つの論文は、まず沖縄の民衆運動の方向性を明らかにすること、そして、米軍支配の実態と沖縄の実情を日本社会に知らせること、日本社会に対して課題を示すことを目的とするものであった。国場は、1951年に日本への「留学生」として東京大学経済学部で学んだ後、1953年に沖縄に戻り、人民党員として土地闘争その他の活動にかかるが、米軍対敵諜報部隊の監視や1950年代末の運動の退潮のなか、1960年に本籍地を東京に移す形で沖縄を脱した。

これらの論文において、国場は1958年の通貨切替前後の時期を転換点ととらえた。戦後沖縄の経済の再建過程が基地関連のドル収入による成長の限界を示す一方、「島ぐるみ土地闘争」と那覇市長問題といった政治的不安定を招くという1950年代の占領政策の矛盾が明白となり、それを日本の民間資本の導入による沖縄経

済の成長を促すことにより解消しようとした。そうした条件の下で、サンフランシスコ講和条約の締結と土地闘争を通じて「平和擁護と民主主義擁護」という理念を伴って出現した沖縄のナショナリズムの方向性もまた、一つの転換を迫られていた。一方で、1957年の岸・アイゼンハワー会談や1961年の池田・ケネディ会談に示されるように、日米両政府の協力による沖縄の占領統治安定化を目的とするさまざまな諸策は、「日の丸掲揚」を米軍が許可するという段階に及び、また、占領政策から恩恵を受けて成長した地元資本やその利害を代表する沖縄自由民主党も「祖国との一体化」を称揚して日本資本との連携を強めている。国場の論点は、最終的には、沖縄における革新政党の抵抗の方向性に及び、彼らがこうした現実を分析し切れず、単純にアメリカの経済的な搾取を強調する「植民地化政策」と政治的な「属領化政策」という批判を続けてナショナリズムによる抵抗を引き出そうとし、実践段階において民衆生活の実情と乖離し、大衆運動に混乱と停滞を招いたとした。

新崎盛暉によれば、こうした国場幸太郎の議論は、国場がアメリカの「植民地化政策」に否定的見解を示したこと、また「祖国復帰」をめぐる1950年代の沖縄のナショナリズムの限界を示したことから、新里恵二や牧瀬恒二ら日本本土で「沖縄問題」にかかわる論者からの執拗な批判にさらされた。しかし、こうした批判が沖縄の実情や日米の統治政策の実態分析に立ち入って、課題の理解をさらに深める方向には必ずしも発展しなかった。新崎は、実証的分析を欠いたまま、議論のなかで「党派的理論や立場がからむと、不毛な論議の空転や歴史的事実の政治主義的な歪曲が生じる危険性が少なくなかった」と述べている<sup>(6)</sup>。こうした構図は沖縄返還をめぐっても繰り返されたが、これは1960年代から沖縄返還の時期の日本本土における「沖縄問題」を扱う際の一つの傾向であったと同時に、1970年代以降今日に至るまで、運動面においてのみならず、日本本土における沖縄認識に少なからず影響を残している。

今日の沖縄現代史研究の全体的な展望からすれば、国場幸太郎の二つの論文が示したアメリカの占領政策と日米関係、また、沖縄のナショナリズムに関する考察は、たとえば、新崎盛暉の一連の沖縄現代史研究や琉球銀行調査部がまとめた『戦後沖縄経済史』（琉球銀行、1983年）等における分析の土台となっている。同時に、国場は必ずしも大学に所属する研究者ではなかったが、その姿勢は、アメリカ占領下の沖縄において必ずしも大学という場が自立した立場を確保できず、人文社会科学の自由な発展の条件を得ることが困難であるなかで、国家や統治者の支配的規範、あるいは党派等の強制力から離れて、いかに事実を明らかにできるか、真実を語ることができるか、あるいは否認、沈黙、無関心によって葬られる存在とその歴史を代弁することができるかという課題の在処をも示していると言えるだろう。また、言論の自由を制限する境界は故郷を離れることによってしか乗り越えられないという1950年代の占領下の沖縄の条件によって規定されつつ、もう一方で、言論の自由が確保された領域での「認知されない沖縄」という現実に直面することは、ただ国場に限った経験ではないことは言うまでもない。

こうした条件は、1960年代のケネディ新政策やベトナム戦争が激化すると若干変化する。たとえば、1960年に東京で設立された沖縄資料センターの資料収集と分析の蓄積から編まれた中野好夫・新崎盛暉『沖縄問題二十年』（岩波書店、1965年）が刊行されたことに示されるように、欠落した米軍統治や沖縄の実情に関する知識を、政治運動の言語ではなく、具体的な諸資料を通じて事実を伝えるという作業が積み重ねられた。さらに、こうしたなか、1966年には当時琉球大学で政治学の教鞭をとっていた宮里政玄によって、学術研究の立場から実証的考察を通した分析として『アメリカの沖縄統治』（岩波書店）が著された。長らく米国で国際政治学を学んだ宮里は、『琉球史料』や新聞・雑誌記事、政党の報告書をはじめとする日本語文献の限界を米国側の公文書、主に米国連邦議会の沖縄関係の公聴会記録や報告書、琉球米国民政府発行の報告書やプレ

ス・リリース等で補い、アメリカ側の沖縄統治の政策決定過程とその論理に踏み込んで分析を試みた。

国場幸太郎のような「日本留学」とは別に、占領下の沖縄において、米国留学はアメリカの対沖縄政策に対して親米的な指導者層を醸成する目的で奨励され、多くの知識層がそれによって近代諸科学を身につける道を得た。宮里政玄だけでなく、2において触れる宮城悦二郎もまた米国留学の機会を得ている。アメリカ占領下の米国留学、さらに沖縄での高等教育をめぐる諸政策とその過程については踏み込んだ研究成果は今のところ見られない。ただ、宮里や宮城の場合について言えば、米国の高等教育の機会という統治者側が被統治者に与える「恩恵」を受けるということと、それによってアメリカ民主主義の伝統や理念と沖縄におけるアメリカの統治の実態や論理との間にある懸隔を相対的に観察し、逆に統治者の「恩恵」を分析する眼を得るという相反する二つの位置に立っている。

本書において宮里は、アメリカの沖縄統治政策の基本政策は沖縄における軍事的行動の自由の確保という一貫した目的を遂行しようとするものであり、その背景にはアメリカの対アジア政策があるとした。「生まれながらにして自由」というアメリカの自由主義の伝統は、他の地域のナショナリズムの性格を理解する回路を必ずしも押し広げない（ルイス・ハーツ『アメリカの自由主義の伝統』）。そして、アメリカの「絶対的な道徳的優位性」と「全能」の自信に基づく政策は、戦後アジアにおいて「共産主義と新興国家のナショナリズムによる抵抗を受けて反動化」した。その「反共基地」となった沖縄に対しては、アメリカは沖縄人を「日本帝国主義の犠牲となり、日本人に抑圧された後進的マイノリティ」であるとし、「パターナリズム」に基づく政策を展開し、抵抗を懷柔しつつ、政策の強硬化と柔軟化を繰り返している。そして、その政策に日本政府の対沖縄政策も同調し追随している。また、その「パターナリズム」の政策のなかで、住民は「事大主義的行動」と「施政権返還・自治権拡大という願望」の間にある溝をうめることができず、直面する現実の分

析から打開策を見いだしていくというよりも、無意識的に非現実的な願望によってそれをうめようとしている。

宮里政玄の本書における議論の目的は、国場幸太郎とは異なり、必ずしも民衆運動の方向性を明らかにするものではないが、「沖縄住民をふくめたすべての日本国民が自分自身の問題として沖縄問題を解決する具体策を考えるべき」であり、そのための具体的な事実と資料、分析の提示という作業は共通したものである。ただし、民衆運動や住民の抵抗に関しては、宮里は「島ぐるみ闘争」等の抵抗がアメリカの統治政策を変更させる主要因であったとしながらも、その期間の短さや政策への安易な期待からくる失望や挫折の反復を強調している。むしろ、宮里の場合、アメリカや日本の対沖縄政策の論理を内在的に分析することに力点がおかれており、これは一面で統治者の力量の過大評価にもつながるが、しかし、住民側の動静との関係で展開せざるを得ない「反動」の政治力学を的確にとらえることは、民衆運動の可能性の過小評価を克服するには不可欠な過程であり、「現代史」に不可欠な作業であることも事実である。

こうした「反動」の政治力学をより沖縄における民衆運動の文脈においてとらえ返し、運動の側の行動・論理・思想の検証という姿勢をより鮮明にしたものが新崎盛暉『沖縄戦後史』（中野好夫との共著。岩波書店、1976年）である。新崎盛暉は東京で出生し、沖縄で成長したわけではないが、沖縄出身者の家庭環境は沖縄を身近に意識させる条件を与えた。だが、その事実以上に、新崎は、1950年代の東京で、日本社会のなかでいかに沖縄が「認知されない」存在であるかを感得する体験を通じて「沖縄」を意識化した。「墓参」として渡航許可が下り、占領下の沖縄を訪ねた1950年代後半、さらに、1960年から沖縄返還に至る時期に中野好夫らが設立した沖縄資料センターの活動を担うことによってその意識化を強めた。

沖縄資料センターの設立の経緯と資料の特徴については、すでに別稿で整理を試みたが、その役割は日本

本土における沖縄に関する「資料の不足」をまず補い、さらに「沖縄問題」に関心を寄せる市民に情報を提供することであった<sup>(7)</sup>。その資料収集と分析の成果は、具体的な二つの資料集、『沖縄問題基本資料集』（南方同胞援護会、1968年）と『戦後資料沖縄』（日本評論社、1969年）に結実した<sup>(8)</sup>。沖縄資料センターは、今日的なカテゴリーを用いれば、いわば市民運動のシンク・タンク型NGOとも言うべき組織であり、新崎盛暉は大学に籍をおく研究者としてではなく、そうした場において調査研究活動をおこなった。沖縄資料センターは、沖縄返還によりその役割を一応終えたとして解散されたが、沖縄戦終結以来の米軍統治期の27年間の総括をいかになすべきかという課題は残されていた。同時に、沖縄返還がもたらした「復帰後」の現実をいかにとらえるかという課題が生まれた。

「沖縄返還は、アメリカの経済力、軍事力、政治力の相対的低下を一つの条件とする世界政治の多極化構造に対する日米支配層の対応策としての、日米軍事同盟再編強化政策の一環であった」という新崎の認識が米軍統治期の沖縄史、いわゆる「沖縄戦後史」に向けられたとき、その課題は、こうした本質をもつ沖縄返還を結果としてもたらした戦後沖縄の「復帰運動」と「復帰思想」の検証というところにおかれざるを得ない。その検証は、沖縄の「人民の闘いを手放しで賛美」することでもなければ、「精算主義的否定」でもないところに開かれなければならない。そして、こうした作業の蓄積の上でなければ、「復帰後沖縄の現実を切り開く闘いの思想的再建の可能性を追求する途」は開かれないと<sup>(9)</sup>。このような新崎の認識が『沖縄戦後史』という通史に臨む出発点にある。

新崎は、宮里政玄同様、沖縄現代史を政治的・政策的に強く規定された歴史という面を描きつつも、民衆の対応を、「事大主義的傾向」とは別に、こうした規定を揺さぶり、変更を迫るという側面が生まれたことにより力点をおく。また、アメリカや日本の政策をあるパターンとして、あるいは力の均衡として分析するのではなく、民衆の側の対応との関係からより動態的な

見方によって分析する。新崎は、そうした民衆の主体的な動きと政治的反動の相互作用は、「沖縄戦後史」をそれ以前の歴史と分ける要因であるととらえ、「沖縄現代史」を近代史から腑分けする。さらに、「沖縄戦後史」は第二次世界大戦終結からアメリカの対ベトナム政策の破綻、あるいは对中国政策の転換に至る世界史的な連関構造と連動して条件づけられるが、それは単にアメリカの対アジア政策のみならず、それを押し返す「人民」の側の力量、具体的には隣接するアジアの諸民族・諸地域の「人民」とそれに呼応して展開する沖縄と日本の「人民」の力量の関係として問われるものととらえる。

このような民衆と政治的反動の関係、また、世界史的連関への注目は、それぞれの分析視角の差異はあるものの、以上見てきた三者に共通するものである。こうした分析の枠組みがもたらされた理由は、まず、沖縄という地域のもつ固有の条件、すなわち、国家的枠組みや国家間関係に強く規定される一方で、国家の外部に位置づけられているという条件が必然的にもたらす政治力学の観点であり国際的展望であると言わなければならぬ。それは、この時期の沖縄現代史研究が得た一つの成果であり、今日、なお一層深く追究されなければならない主題である。同時に、「沖縄問題」に関して、沖縄の民衆運動との結合や対置が明確ではない日本の社会の反応のなかで、「認知されない沖縄」を代<sup>レブリゼント</sup>し、関係性への自覚をうながす一つの方法でもある。

## 2. 「まなざし」への接近、思想の問い合わせ

1960年代から1970年代の沖縄現代史は、その焦点をより強く政治史におく傾向があったが、文化や思想に注目したものは、文学研究を除いてはとくに目立つものではない。しかし、「復帰後」の沖縄は、米軍基地の存在はそのまま残され、莫大な日本からの資本投下に伴う物質的变化や社会経済的構造変動、文化的編制の変更、さらに開発による自然環境破壊と生活空間の変化等、風景の断絶をも伴う「日本になった沖縄」の変

化の波に投げ込まれた。運動の退潮を含めて、「復帰後」沖縄の加速度的に社会が変化していく現実は、しかし、それまでの政治史中心ではない異なる角度からの米軍統治期の沖縄史の分析をうながした。

一つは、宮城悦二郎『占領者の眼—アメリカ人は〈沖縄〉をどう見たか—』(那覇出版社、1982年)である。宮城は、占領者であるアメリカ人の沖縄とそこに生きる人間に対するまなざしとその変化、あるいは一貫した要素の分析を通じて、占領期の沖縄史の再構成を試みた。1においてすでに述べたように、宮城も宮里政玄同様、米国で高等教育を受け、さらに米系の雑誌の特派員記者として働いた経験をもっている。

本書は、占領者であるアメリカ人の対沖縄観を、沖縄をめぐる政治史の流れのなかに位置づけたものであるが、宮城悦二郎は、それは「沖縄に住む者の自己認識」を再確認するための作業であると述べている。「見ることと見られること」は一方方向の作用ではなく、相互作用であり、沖縄を「見る」者は「見られる」者を勝手に作り上げ、そのことによって現実にはその像に裏切られたり、覆されたりする。逆に、「見られる」者にとどてもそれは真であった。

19世紀後半にペリー提督によって与えられ、第二次世界大戦末期から沖縄戦の時期に醸成され強化されたアメリカの対沖縄観、すなわち「従順な被抑圧少数民族」というイメージは、第二次世界大戦後の「あいまいな国際的帰属」という状態を追認する形で成立する米軍支配を支えるものとして維持された。沖縄人の「あいまいさと従順さの効果的利用」とは、政策とイメージの相互補完的な位置づけを表す。「太平洋の要石」に対する「デモクラシーのショーウィンドー」という相矛盾する看板は、「島ぐるみ闘争」、さらに1960年代を経て静かに下ろされ、沖縄返還に至る時期には「自己主張をもつ“変な日本人”“ハイフォンつき日本人”」へと変化した。宮城は、その変化の転換点でのある米軍高官の発言を引用する。「沖縄はデモクラシーのショーウィンドーにするには最も不適切なところです。われわれがやるべきことは、ここを戦前よりも経済的に

発展させることです。そうすれば沖縄が返還されてもわれわれはそれを誇りにできます。だれも米国が沖縄住民を利用し搾取したなどと避難はしないでしょうから。」<sup>(10)</sup>こうした占領支配の正当化とすり替えとも言える態度は、3.において触れる米国陸軍による琉球軍政正史に示される論理と同様である。

「イメージの沖縄現代史」とも言うべき本書は、1982年、つまり、施政権返還から10年を経た後に書かれている。これは、1980年代に入ると、米軍による占領支配の時代をある程度距離をおいて、一定程度「過去」として突き放して眺める余裕が沖縄社会に生まれたことを示しているのだろうか。宮城悦二郎は、米軍支配のなかでの経験、占領者との間での「見ることと見られること」の経験は、アメリカと日本という国家を「対象化し、つきはなして見る契機を与えたといえないだろうか」と述べている。こうした観点は、「復帰後」の、占領支配から遠く離れての余裕からではなく、むしろ、「復帰後」の沖縄がいかに「自分の『眼』」をもち得るか、そして、それによって変わり得るだろうかとの問いかけに他ならない<sup>(11)</sup>。宮城が本書を「自己認識」を再確認するための作業と位置づけたのも、その問い合わせと呼応している。

国家、制度、そして、秩序の意識をいかに「対象化」するか。この問いは、宮城の立つ位置とは別に、鹿野政直にとってもきわめて本質的な問い合わせであった。鹿野政直『戦後沖縄の思想像』(朝日新聞社、1987年)は、鹿野が1970年代後半から1980年代前半にかけて蓄積した戦後沖縄に関する諸論考に加筆し、また書き下ろしの論文を加えて編まれた。本書に収められた五つの論考は、いずれもが、第二次世界大戦後の領土的再編のなかで、占領体制によってもたらされる社会と文化の変容と、そこでの沖縄の人びとの自己認識や主体化の問い合わせを扱ったものである。同時に、鹿野は、日本占領と沖縄占領を不可分のものとして問う視点によって、両者の比較によって関係性を浮かび上がらせてもいる。

鹿野政直は、1978年に琉球大学教育学部の集中講義に招かれた際、その講義題目を「日本近代社会思想史」

と定めた。その主題は「社会矛盾と向いあっての思想的な展開を辿る」というものであったが、鹿野は沖縄で講義をしながら、「『日本』という概念で『本土』しか意識していなかった事実が、日々に痛感され」たと述べている<sup>(12)</sup>。そこから、鹿野は数年ごとに戦後沖縄に関する研究ノートを積み重ねていった。本書は、1978年の集中講義の「社会矛盾と向いあっての思想的な展開を辿る」という主題を戦後沖縄の歩みのなかで辿った「戦後沖縄の社会思想史」とも言えるものである。では、沖縄という固有の地域にとって、しかも「戦後」という時代の「社会思想」とは何なのか。

鹿野政直は、『戦後沖縄の思想像』は、実は戦後沖縄のわずかな事実しか取り扱っていないとしながらも、書き下ろしとなった大城立裕の文学とその足跡を追う作業の結果、その「思想像」を「異化・同化・自立」として定めた。日本への「つき」と「はなれ」、「異化」と「同化」のはざま、あるいは「アンビヴァレンス」、一見両義的な性格をもった思想、しかしそれらはすべて沖縄の近現代史の重層的な矛盾の反映に他ならない。こうした認識は、1992年に刊行された『沖縄の淵—伊波普猷とその時代—』(岩波書店、1992年)に続いていくものであった。

一方で、鹿野政直は、沖縄に足を踏み入れる以前の、新川明の『反國家の兇区』と『異族と天皇の国家』という二つの著作との出会いについて次のように述べている。「おどろおどろしい書名をもつこれら二冊の本は、『国家』にこだわり抜きつつ、沖縄にとって日本がなんであったかとの問い合わせを突きつけていた。わたくしは、異相の日本近代史としてそれを読み、異相であることによってもつよい衝撃力にだじろいだ。」<sup>(13)</sup>本書に収められた「『否』の文学—『琉大文学』の軌跡—」はその出発点へと辿る旅であった。鹿野は1950年代の青年達の「批評の自立と主体への回帰」の軌跡を辿り、一つの「文学思想史」を描いた。しかし、鹿野はこの時点で、先の新川明の二つの著作、あるいは「反復帰論」への直接的な言及をとくにおこなっていない。

鹿野が「反復帰論」に直接触れるのは、本書が書か

れてから10年の後、1997年の歴史学研究会大会での「沖縄の経験」という大会報告においてである。ここで鹿野はあえて「二十世紀における沖縄の経験」とは何であったかと問い合わせ、それは「琉球処分と占領」という二つの柱があったと述べた。そして、とくに「戦後沖縄の思想」として、あえて「復帰」に触れ、「『祖国』意識に収斂されない文脈で復帰に焦点を結ぶ思想の根」を形づくる相互に連関しあう要素として、「軍事支配、異国人支配、強権支配への拒否の思想」、「自治の思想」、「沖縄戦の経験を直接の基盤とする反戦・平和の思想」、「人権の思想」、さらに「復帰思想がそれ自身のなかから反復帰論を呼び起こしたこと」の五つの要素をあげた。「日本を絶対視する視点で始まった復帰運動は、その展開のなかで、日本を相対化する視点を育んでい」き、思考の枠組みにおいても、日本に固着する視点からの解放の糸口として、「琉球弧」という枠組みが育まれた<sup>(14)</sup>。そして、鹿野は以下のように続ける。「その反面で復帰以後、本土への系列化が進み、二割自治といわれる状況がつづく。その意味では『琉球弧』は『国家』を避けては通れない。復帰の前後に、もと『琉大文学』同人たちがそれぞれ繰りひろげたような、『国家』をひたと見据えつつ、その『国家』をいかに超えるかに悪戦苦闘した思索に、沖縄の到達点をみることができる。」<sup>(15)</sup>

二十世紀史における沖縄の経験とは何か。国家、そして、国家間関係に規定されながら、その一方で、国家的枠組みの外部に位置づけられた沖縄という固有の場から見えてくる思想とは何か。沖縄という固有の場がいやおうなく経験せざるを得なかった「近代」をどうとらえるか、日本の「近代」の、いわば外部としてあった沖縄という固有の場において、人びとは「近代」とどのように向き合ってきたのか、そして、その答を「ポスト・モダン脱近代」のなかに溶解させてしまうのではなく、「生きる」という課題のなかでどのように克服しようとしているのか。その問いは、「未だ沖縄は占領下である」という認識が生まれ、声として表される2004年の現在において、引き続いている「現代」の問

いであり、アクチュアルな問いである。

### 3. 社会変容と「正史」

第二次世界大戦終結後の沖縄の社会は、地上戦による破壊、急激かつ大規模な社会変動、しかも、非常に短時間で圧縮されたシステムの変化の過程を辿った。沖縄現代史において、「政治」「文化」「思想」という主題の展開からすれば、こうした社会の変容は、主題としてというよりは、むしろ議論の土台となる社会的背景や社会経済的構造として扱われてきた。一方、アメリカ側の戦後沖縄に関する公文書をひもとくとき、そこで展開されている社会に関する言説は、「人びとが生活を営み、その中から問題提起していく空間」に対する、統治者の合理性に貫かれた言語、あるいは、分析的な他者の言語で構成されている。そのもっとも端的な例は「復興」<sup>(リハビリテーション)</sup>という言葉である。

「復興」、英語ではrehabilitateあるいはrehabilitationという言葉は、「精神異常者」や「犯罪者」、「障害者」の更生という意味を歴史的に埋め込まれる形で、第二次世界大戦前後に兵士や都市を戦争のダメージから回復させることを指す言葉として用いられるようになった<sup>(16)</sup>。<sup>(リハビリテーション)</sup>「復興」という言葉が「沖縄戦後史」にあてはめられるとき、一つの「物語」、つまり、戦後沖縄は、占領の主体である米軍が、地上戦によって日本軍を一掃し、ダメージから沖縄を救済し、沖縄に投下される物資や資本、システム等のすべてを管理し、社会的・制度的・経済的システムの再構築をはかったという「物語」<sup>(ナラティヴ)</sup>によって、地域の固有の経験が一方的に要約されて括られる。そして、戦後沖縄の社会から政治が分離される。戦後沖縄をrehabilitateする主体としての「占領者」である米軍に対して、所与の制約としてrehabilitationを受け入れる他ない、自主管理の余地のない存在=住民という上意下達的な一方の関係の表し方は、実は実態から政治を抜き去ったものである。すなわち、1.で触れた論者たちが分析してきたように、実際には、構造への民衆の働きかけと、それへの対応としてあらわれる統治者の政治的反動を含んだ実践の

相互作用は、こうした言説のなかでは認識の外部における。

社会から政治を抜き去った「復興」の「沖縄戦後史」は、まず占領初期の軍政官ワトキンス（James T. Watkins, IV）による初期軍政史によって描かれ<sup>(17)</sup>、1988年に米国陸軍歴史編纂所から刊行された沖縄軍政の正史である『琉球列島の軍政、1945-1950（Military Government in the Ryukyu Islands）』に至るまで一貫したものである<sup>(18)</sup>。『琉球列島の軍政』は、叙述の対象となる時期を初期軍政の5年間に限定している。しかし、著者であるフィッシュ（Arnold G. Fisch）が序文でも記しているように、米軍は沖縄の占領統治を「軍政」と「民政」に根本的な区別をしなかった<sup>(19)</sup>。したがって、本書は、アメリカにとって未だに評価が定まっていない沖縄統治の27年間の評価を先駆けたものと言つていいだろう。本書では、占領初期の「復興」の基盤の上に、1949年後半に米国連邦議会の沖縄の軍事基地に対する5800万ドルが予算計上されて以降、米軍は「沖縄社会を変容させる」政策実践をおこなったとする<sup>(20)</sup>。

その議論の基調と前提、結論は、簡潔にまとめれば以下のようなものである。沖縄における「近代化」は米軍支配の下で最も敏速に、且つ本質的に進展したのであり、1945年以前の沖縄の緩慢な資本主義発展と比較すれば、その「近代化」の実現は歴然としたものである。沖縄における軍政は、軍事基地建設の過程で土地問題を生じさせ、それを解決することができず、また、軍政活動の諸問題において大いなる試行錯誤があった。未解決の土地問題は皮肉なことに復帰運動を大きく刺激した。その点では軍政は「限定付きの成功」であった。しかし、軍政は短時間に沖縄社会を変容させ、結果として、「1世紀あるいはそれ以上も飛び越えた社会的経済的跳躍」という「非凡な変容」を起こし、沖縄人の能力を高める政治的、経済的環境をつくり出した。そして、1972年の施政権返還の段階で沖縄人を「生産的日本人productive Japanese nationals」として通用する程度にまで変化させた。しかも、それは、第三世界における開発の果たす役割と類似した働きをもつも

のであった。

こうした認識は、すでに2.において触れたように、1950年代の「島ぐるみ土地闘争」から1960年代にかけて、沖縄の民衆運動によって米軍が突き上げられ、統治の矛盾を覆い隠し、占領の正当化を主張するために、すり替える論理として沖縄統治の現場にいる米軍将校たちが組み立てたものと同じものである。こうした論理が、なぜ1980年代後半になって「正史」として描かれたのか、従来の米軍の軍政研究において検討の対象とされながらも完成されることのなかった沖縄軍政の「正史」をあえて編纂しなければならなかつたのか、その理由は本書のなかではとくに明らかにされていない。

米軍占領の時代を「復帰」を前提と再解釈し、1972年以前と以後を被覆させた歴史の把握による「非凡な変容の物語」のものさしは、言うまでもなく「近代化」である。一方、本書が執筆された当時の1980年代後半の沖縄は、「復帰後」の諸矛盾が国家をめぐって問われた時期でもある。施政権返還を契機に、在沖縄米軍基地の再編合理化がおこなわれたが、基地の整理縮小はおこなわれず、逆に米軍基地の維持強化を確実にするための日本政府によるさまざまな諸政策がはかられ、莫大な財政資金の投入、各種補助金が設置など、構造的矛盾を拡大させながら、経済発展と所得向上がはかられた。さらに、海邦国体（第42回国民体育大会）の開催を前後して教育の場における「日の丸」「君が代」の徹底化がはかられ、西銘順治沖縄県知事が昭和天皇の沖縄訪問を要請するという事態があった。

1980年代後半になされようとしていたのは、経済的水準の引き上げの上に、日本とのイデオロギー的な障壁を取り去り、最終的に「一体化」をはかるということであった。西銘知事は、このとき「これで日本と沖縄の戦後が終わる」と述べたが、それは社会から政治を抜き去り、それによって沖縄にとっての「現実的な選択」を支える力を得て、「非凡な変容の物語」を享受しようということに他ならない。これは2000年に沖縄に登場した「沖縄イニシティヴ」にもつながるものである。ここで「沖縄イニシアティヴ」について詳述す

る余裕はないが、それは「新しさ」を強調するものであったが、しかし、実際には「日本になった沖縄」が現実として一つの行き詰まりを示しつつあることのあらわれであった。なぜなら、「沖縄イニシアティヴ」は日米の国家による露骨な言説空間への介入を伴って登場せざるを得なかったからである。

沖縄の社会は、こうした占領と「復興」、経済発展と国家による回収といったなかで醸成されるさまざまな「物語」<sup>ナラティヴ</sup>の外部にあることは言うまでもない。しかし、沖縄現代史研究では、その外部にある時空間、米軍支配や国家主義の矛盾の下での人びとの生活の営みに通じる回路はまだ十分に開かれているとは言い難い。『琉球列島の軍政』は、沖縄と「第三世界」の開発・発展をアナロジカルに扱ったが、その文脈とは逆に、「近代化」のパラダイムでは「認知されない」時空間という意味において、戦後沖縄の社会には「第三世界」的な領域がある。同時に、沖縄は、日米というGNP世界第一位と第二位を占める先進資本主義国家の同盟と安全保障体制の下でいわば「過剰発展」を強いられている。そして、それによって経験する圧縮された近代の過程において、自らを語ることの困難さを抱え込んでいる。その意味において、沖縄は「南と北」という枠組みからもはみ出した外部でさえあるかもしれない。

沖縄現代史のなかで社会の変容を探究する作業は、そうした外部にある沖縄をいかに「同時代」のなかに存在させ得るか、そのための回路を確保するということである。その作業の積み重ねがあってはじめて社会、すなわち、「人びとが生活を営み、その中から問題提起していく空間」が姿をあらわす。沖縄現代史は、あらゆる資料をさぐることによりてがかりの、外部への最大限の想像力による読み直しを迫られている。

### 結び

エドワード・サイードは、「物語」<sup>ナラティヴ</sup>のもつ力の両義性について、「他者の物語」<sup>ナラティヴ</sup>の形成や出現をはばむ力こそ、文化にとっても帝国主義にとってもきわめて重要」

であると同時に、「物語は、植民地化された人びとが、みずからのアイデンティティとみずからの歴史の存在を主張するときに使う手段ともなる」と述べている<sup>(21)</sup>。沖縄現代史の文脈で言えば、3.で論じた「非凡な変容の物語」といった言説が、外部の領域を沖縄現代史のなかに押し広げようとするとき、確かに社会科学としての歴史学は一方で事実をもって真理を争うが、他方、サイードの示した「物語」の両義的性格、とくに<sup>ナラティヴ</sup><sup>ヘジュモニック・パワー</sup>霸権をもつ者に対する脱中心的な視座からの<sup>カウンターナラティヴ</sup>対抗的な「物語」について無関心でいることはできない。

沖縄現代史における霸権的な「物語」と対抗的な「物語」<sup>ナラティヴ</sup>のせめぎ合いは、近年、たとえば、屋嘉比収の「歴史を眼差す位置—「命どう宝」という発見—」(上村忠男編『沖縄の記憶／日本の歴史』未来社、2002年所収)における「命どう宝」という言葉に込められた思想の形成過程の考察、また、仲里効による沖縄に関する映像作品の批評(『琉球電影烈伝』の試み)、新城郁夫の『沖縄文学という企て』(インパクト出版会、2003年)等、思想・文化研究の領域において考察の対象とされつつある。こうした考察は、国家間関係の規定と国家的枠組みの外部にある沖縄という固有の場のもつ歴史性と、そうであるがゆえの脱中心的な視座をより積極的にとらえ、沖縄現代史を探究する試みであると言えるだろう。また、こうした視座は、沖縄の内部で「認知されない」場所について、たとえば、沖縄の内部にあるアジアとの関係、暴力に関する洞察、階級や性差、病、その他さまざまな社会的規範による差別の領域についてのさまざまな関心をも引き出している。

一方、こうした探究が、より広い「地域」の枠組み、すなわち、沖縄において東アジアやアジアという「地域」<sup>リージョン</sup>の把握のあり方にどのような変化を与えるかということも、沖縄現代史の重要な課題となるように思われる。それは、いわゆる「東アジア共同体」といった国際体制のなかの地域統合という文脈とは異なる、

むしろ、19世紀後半以来の東アジアの国際関係のなかで、それぞれの固有の地域の民衆世界において経験されてきた、帝国主義からの「解放」と主体形成ということはもちろん、暴力や自民族中心主義、権力の弁証法的相互作用、政治的反動への回収の経験をも含んだ、あるがままの困難な近代の経験に関する相互理解の土壤をどのように作るかという課題である。沖縄現代史において避けては通ることのできない「日本」という国家、「日米関係」、そして、「アメリカ」とは何かという問い合わせまた、そうした「地域」の同時代性のなかで問い合わせられるだろう。

## 注

- (1) 斎藤孝、1975年、『歴史と歴史学』東京大学出版会、157pp.
- (2) 鹿野政直、2004年、「シンポジウム・『沖縄から見えてくること』に向けて〈上〉」『琉球新報』2004年7月15日。ここで「血の噴き出るような…」とは、鹿野が比屋根照夫の表現から引用したもの。
- (3) ここでの「国際関係研究」の定義については、百瀬宏、2003、『国際関係学原論』岩波書店に依拠する。
- (4) エドワード・サイード、1995年、『知識人とは何か』大橋洋一訳、平凡社 (Said,E.W.,1994, *Representations of the Intellectuals: The 1993 Reith Lectures*, Vintage Books)。
- (5) 1950年代に発表された沖縄に関する重要文献としては、沖縄県学生会編、1955、『祖国なき沖縄—戦後沖縄の真相—』日月社；瀬長亀次郎、1959、『沖縄からの報告』岩波書店等。
- (6) 新崎盛暉、1977年、「沖縄戦後史論序説」『沖縄文化研究』(法政大学沖縄文化研究所)、pp.288-289、pp.294-296。
- (7) 拙稿「中野記念文庫『沖縄資料センター』資料について」(『沖縄関係学研究論集』第3号、1997年)を参照。
- (8) その経過については、新崎盛暉、1982年、「沖縄資料センターについて」『沖縄資料センター目録—中野好夫記念文庫—』法政大学沖縄文化研究所研究資料1、および、我部政男、1986、「二つの資料集の刊行」『沖縄文化研究』第12号を参照。
- (9) 新崎盛暉、1977年、「沖縄戦後史論序説」、pp.298-301。
- (10) 宮城悦二郎、1982年、『占領者の眼—アメリカ人は〈沖縄〉をどう見たか—』那覇出版社、pp.228。
- (11) 前掲書、375ページ。
- (12) 鹿野政直、1987年、『戦後沖縄の思想像』朝日新聞社、pp.495-496。
- (13) 前掲書、113ページ。
- (14) 鹿野政直、1998年、『化生する歴史学—自明性の解体のなかで—』校倉書房、pp.168-173。
- (15) 前掲書、177ページ。
- (16) *The Oxford English Dictionary, Second Edition*, Vol. 13 Clarendon Press, 1989, p.527.
- (17) ワトキンスは1945年秋から1946年春まで米国海軍軍政府の政治部担当将校として、沖縄民政府設立の過程にかかわった。除隊後、沖縄軍政に関する理論的枠組みおよび実践を整理しようとしたが、その研究は未完。収集資料は、現在、スタンフォード大学フーバー研究所アーカイヴに保管されている。
- (18) Fisch A. G., 1988, Jr., *Military Government in the Ryukyu Islands, 1945-1950* (Center of Military History, U.S. Army Washington, D.C.) 日本語訳は、宮里政玄訳、2002年、『沖縄県史 資料編14 現代2 琉球列島の軍政、1945-1950 (和文編)』沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編、沖縄県教育委員会。
- (19) 本書に関する書評として、拙稿「書評『沖縄県史 資料編14 現代2 琉球列島の軍政、1945-1950 (和文編)』」『沖縄関係学研究論集』第7号、2003年を参照。
- (20) 沖縄社会の「変容」の問題について、こうした米軍正史の分析の批判的検証として議論したものとして、拙稿「ジープと砂塵—占領初期沖縄社会の『<sup>ヒヨンヘンジン</sup>』と『<sup>ヒヨンヘンリ</sup>』—」(法政大学沖縄文化研究所『沖縄文化研究』第29号、2003年)を参照。
- (21) エドワード・サイード『文化と帝国主義 1』大橋洋一訳、みすず書房、1998年 (Said E.W.,1993, *Culture and Imperialism*, Alfred A. Knopf, New York)。

## 『カフェ・ライカム』に見る戦争、女、記憶

与那覇 晶子\*

War, Women and Memory in the play “CAFE RYCOM”

Shoko Yonaha

第3回沖縄市戯曲大賞受賞作品『カフェ・ライカム』は、上里和美の初戯曲で、2000年11月、沖縄市民小劇場「あしひなー」で初演、また翌年7月「県立郷土劇場」で再演された。上里はこの戯曲を通して、戦後沖縄をたくましく生き抜いてきた沖縄の女・夏子を中心に沖縄の戦後を抉り取って見せる。その特筆すべき点は、戦争中日本人隊長にレイプされた夏子の過去が、皮肉にも、夏子にプロポーズし、朝鮮戦争で記憶を失った報道カメラマン・ハイマンの撮った写真と「記憶の想起」によって明らかになる劇構造である。またメタシアターの要素がちりばめられたことばの面白さも含め、クレオール化する沖縄、変わることのないキーストーン沖縄の姿が立ち現れる。

この論稿では、「戦争、女、記憶」というモチーフ/文脈の中で『カフェ・ライカム』を位置づけ、この作品の意義を明らかにしたい。そのため沖縄の劇作家・知念正眞の『人類館』(第26回岸田戯曲賞受賞)およびイタリアのノーベル賞受賞作家・ピランデルロの『未知の女』を通して、これらのモチーフに関する類似と差異を検討し、その上でとりわけ記憶というモチーフが作劇上どのように機能したかを論じた。

**キーワード：**戦争、暴力、女、ジェンダー、記憶、想起、循環構造、時系列の無化、反転、転化、逆転

War comes up in plays even after a half century has passed since the calamity of the Battle of Okinawa. It appears as if Okinawans are trying to recall their tragic memories of the war over and over again. There are two distinctive characteristics of modern Okinawan plays. The first characteristic is that women play central roles in war plays. The second is that themes of the plays are also related to Okinawa's socio-political sphere; specifically the huge U.S. military bases that have stationed in Okinawa, making it the key stone of the Pacific.

The play ‘CAFE RYCOM’ which won an Okinawa City Play Award in 2000, displays the above two characteristics. The play was written by Kazumi Uezato, a dentist and a political activist, and was directed by Kyoko Teruya on November 3rd and 4th 2000 in the the “Ashibina-” theatre, and reproduced in 2001. The majority of the audience appreciated it well as the play displayed what many Okinawans experienced during and after the war.

The play covers World War II, the Korean War, and the Vietnam War. Its long span of time shows the position of Okinawa caught between the U.S. and Japan. The U.S. occupation of Okinawa which lasted for 27 years from 1945 to reversion to Japan in 1972 ironically indicates Okinawa's geo-political importance and the eventual pressure applied to Okinawans.

The main story of the play is focused on the love story of an Okinawan woman, Natuko, who was a nurse working for the Japanese military, but who was actually raped and treated as a sort of comfort woman by a Japanese captain during the land Battle of Okinawa. After the war, she falls in love with an American war photographer, Highman, at CAFE RYCOM. However, Highman's loss of memory in the Korean War forced them to separate for 18 years, during which time she gives birth to a boy and raises him while working as a dancer and singer. At CAFE RYCOM, some women supposedly sell their bodies while raising their children. This shows the multiple gender of Okinawan women.

**Key words :** War, Violence, Women, Gender, Memory

\*沖縄大学地域研究所、902-8521 那覇市国場555、yanahash@hotmail.com

## はじめに

第3回沖縄市戯曲大賞受賞作『カフェ・ライカム』は、2000年11月、沖縄市民小劇場「あしひなー」で初演、2001年7月、県立郷土劇場で再演された<sup>(1)</sup>。作者の上里和美は歯科医で、この作品が初戯曲。一方、上里は『アメラジアン・もうひとつの沖縄』<sup>(2)</sup>の著者で、沖縄の政治・社会状況に深く関与したメッセージを送り続けている。

物語を要約すると、主人公、金城夏子は沖縄戦の最中、集団自殺しかけた際、シャッターを切った従軍カメラマン、ハイマン・ゴールドキヤッスルと互いに当人同士とは知らず、基地の側の「カフェ・ライカム」で出会い、間もなくして息子ハイマンが生まれる。しかし、ハイマンは朝鮮戦争に従軍中、記憶を失い、息子の顔を見ることもなく、音信が途絶える。しかし、ベトナム戦争で砲弾を浴び失神し、その失神の最中、沖縄戦・朝鮮戦争・ベトナム戦争の情景が無意識に脳裏をよぎり、失神から覚めると、実に18年ぶりに夏子との記憶も甦る。一方、夏子は、彼女を取り巻く祖父母、それに幼友達、またカフェで働く女たちと、たくましく戦後を生き抜く…。

これが『カフェ・ライカム』の骨格である。つまりこの作品は、戦争、記憶、愛の真実に至るドラマである。ところで夏子には、戦場で日本軍の隊長にレイプされたという無残な記憶があり、それは女の置かれたセクシュアリティないしジェンダーの力学を示唆、幕が下りれば、このドラマの内なるテーマである「弱者の果てしない祈り」が聞こえてくる。

『カフェ・ライカム』は、上里によると「沖縄北部をドライブ中、日本の繁栄の顔のような（沖縄本島の）西海岸、米軍占領の顔を残す東海岸に、強い無力感を覚えた。その怒りを原稿用紙にぶつけ、ひと夏かけて書き上げた」と言う。また上里は「芝生が広がる、美しく醜い植民地<sup>(3)</sup>に、私たちは慣れきってしまった。作品を通じ、戦後を生き抜く沖縄女の重い情念を表現した」とも語る<sup>(4)</sup>。

一方、上里は、アメラジアン学校設立運動に積極的

に関わり、中心的な役割りさえ担った。そこでまた上里は、国際結婚をした何組もの女性たちや、その家族たちと深く交流した。そのため『カフェ・ライカム』には、そのさい接したアメラジアン家族の苦い現実や教訓が反映されているのは確かである。それは私が「舞台の最後は、メロドラマ的でしたね」と、彼女にメールした際、「アメラジアンへの応援歌でもありますから」と、答えたのと色濃く重なる。

それゆえ『カフェ・ライカム』は、単なる現実のシミュレーションではない。全く、戦後沖縄の実際を独特な視点で切り取った斬新な戯曲である。上里は、夜のネオンにまぎれて生き抜いた者たちの視点から「一見、明るい戦後沖縄の闇」をあぶり出し、それを「戦争、ジェンダー、記憶（ないし忘却）」というモチーフに集約。その上、メタ構造を用い、モチーフと巧みに融合させている。

『カフェ・ライカム』は、一見、甘いラブストーリーにも見える。それは、朝鮮戦争で記憶を失った報道カメラマン、ハイマンと、かつて沖縄戦の最中、日本軍の隊長に犯され、集団自決さえ仕掛けた夏子が、癒されることのない戦争という暴力の痛みを共有する者と理想の愛へと結節するからである。

ところでこの稿では、「戦争・女・記憶」というモチーフ、文脈の中で『カフェ・ライカム』を位置づけ、この作品の意義を明らかにしたい。そのため沖縄の劇作家・知念正直の『人類館』<sup>(5)</sup>およびイタリアの劇作家ピランデルロの『未知の女』<sup>(6)</sup>を通して、これらのモチーフに関する類似と差異を検討し、その上で『カフェ・ライカム』において、とりわけ記憶というモチーフが作劇上どのように機能したか論じてみたい。なお最後に上演についてもコメントしておきたい。

## 『カフェ・ライカム』のモチーフと背景

全6幕からなる『カフェ・ライカム』は、全編を通して戦争（基地）が大きな位置を占めている。そのため、終戦直後から日本復帰までの27年間、つまり米軍による沖縄占領時代がこの作品の舞台である。この占

領時代27年間とは、「占領」という事態、それだけでも異常な事態なのに、沖縄は再び戦争を体験する時代だった。朝鮮戦争、ベトナム戦争の後方基地として、直に「生活の場」で戦争を追体験したのである。生活の場とは、基地で働くか、基地の周りに雨後の竹の子のように建った怪しげなバラック小屋で生きる糧をあがなうか、それが沖縄の戦後だったからである。まさに沖縄の戦後は、人間として生きるのではなく、エサに有り付こうとする生き物のようであつた。例えば戦後の沖縄の人には多かれ少なかれ「戦果」<sup>(7)</sup>の経験がある。夜陰に乘じて米軍基地に忍び込み、物資を荷車に積んだり、担げるだけ担いだりして盗み、それが闇物資として流れたが、この「物盗り」たちに罪の意識はなく、ケラケラ、昨夜の「戦果」を自慢し合ったりしていた。それが『カフェ・ライカム』の時代である。

『カフェ・ライカム』のライカムは、Ryukyu Command (琉球軍司令部) の略称Rycomのカタカナ表記／ライカムに由来する。つまりこの作品は、琉球軍司令部の略称を「カフェ・バー」の名称に当て、なお作品のタイトルとしている。当を得た標題である。というのは、「ライカム」なる4文字は米軍占領時代のカオスを象徴的にまとめた名称であり、例えば、ライカムがあった北中城村屋宜原のバス停は今もライカム前、坂はライカム坂であり、実にこのカタカナ4文字は当時を髣髴し、なお余りあるからである。また、ライカムは在琉米軍の象徴的存在であり、作者上里は、在琉米軍の存在から派生した事柄の総体的象徴として『カフェ・ライカム』を捉え、ライカムの背後の闇を見据えたのであろう。それはライカムが、作品『カフェ・ライカム』において一貫したコンテキストをなしているからである。

### 『人類館』の地平と『カフェ・ライカム』の独自性

戦争とジェンダーや記憶のモチーフは、戦後沖縄現代演劇作品の中で繰り返し登場する。その最も重要な先行作品が1976年『新沖縄文学』に発表された知念正真の『人類館』(第26回岸田戯曲賞受賞)である。『人

類館』は沖縄の文芸作品の中で常に取り上げられるが、その事実は『人類館』の世界（本土対沖縄の構造）が今もなお変わらない現実であることを示唆している。

1903(明治36)年、大阪で内国勧業博覧会が開かれた。その「学術人類館」にアイヌ・朝鮮人、それに琉球人二人（辻の尾類=遊女）が展示陳列された。知念はその歴史的事実を戯曲として書き下ろし、日本国内に潜む差別の構造と、時の政府、学者や知識人らによる暴力的なまでの日琉同化政策の背後の闇を暴いた。それが戯曲『人類館』である。

私は先ほど「人類館の世界は今もなお変わらない」と書き留めたが、1903年から40年後の沖縄戦では、日本軍は県民の生命・財産を保護するどころか、住民は軍務の妨げ・またはスパイとして集団自決すら迫った。そして1903年から101年後の2004年現在、在日米軍基地の75%がなお沖縄に存在する。それは、本土の沖縄への視線は、人類館のころと「なんにも変わっていない」という、広大な基地そのものによる、壮大な直喻ですらある。

1982年（アメリカ留学中）私は演劇科の院生で、MAプロジェクトの一環として、英語に翻訳された『人類館』を演出した。その際、作品分析の手がかりになったのは不条理演劇の代表作、イオネスコの『授業』である。あらゆるシステム（政治、教育、宗教、文化、ことば）の暴力的機能の循環が際限なく続く『授業』の構造は、まさに『人類館』の「強者（日本、アメリカ）によって人間の尊厳が繰り返し暴力的に奪取される循環構造」そのもので、私は演出の現場で「『授業』と『人類館』の重なり」を痛く再認識した。

『人類館』では、主人公の調教師が「沖縄の復帰なくして日本の戦後は終わらない、と言った総理大臣がおりましたが、彼らにとって、戦後どころか、いまだに戦争は続いているのです」と言うように、登場人物（調教師ふうな男・陳列された男・陳列された女）の台詞は戦前、戦中、戦後が、時空を越えて飛び交い、「学術人類館の闇」「沖縄戦の地獄（集団自決、スパイ容疑の暴力や殺戮…）」「米占領下の暴力的軍政

や米兵の凶悪事件…」が同位相・同時代的に語られている。つまり作者・知念は、沖縄の現実（状況）は「繰り返される戦争・暴力装置の中に象嵌されている」と認識し、時系列を無視したのである。

事実、沖縄は1972年に復帰した後も、日本とアメリカのコロニアルな位置位相に貼り付けられていることに、変わりはない。例えば鶴飼哲は『人類館』を論じたエッセイで「思えば沖縄は、回帰に取り付かれた島ではないか」<sup>(9)</sup>と、明治12年の琉球処分以降、繰り返される処分の歴史を簡潔に書き留めたが、鶴飼は、日本政府の合意による戦後27年間の米軍占領時代を第二の琉球処分、1972年の核基地つき日本復帰を第三の琉球処分、そしてさらに、米軍事政策へのあられもない追随から、沖縄への負担をいっそう強める昨今の状況を第四の琉球処分、と指摘している。このたび重なる「処分」は、第一の琉球処分そのものが、武力による琉球王国の日本併合であり、比喩的に言えば、それ自身が侵略であり政治的レイプである。そして以後、沖縄は日本国の一員となり、大戦後は日本とアメリカの一員になっている、それが沖縄の現在である。

イオネスコの『授業』では、文化（ことば）、宗教の権威者である教授が個人レッスンの女子学生をレイプし殺す行為が繰り返される。そして教授が女子学生をレイプし殺すたびに、教授宅の女中は教授の腕にカギ十字のナチス腕章をつける。言うまでもなく普段に教授の地位と称号は知と権威の象徴である。その教授が『授業』では絶対者の象徴、カギ十字をあてがわれる。それゆえ教授はレイプや殺人に何の躊躇もない。弱者をいたぶる権力（魔力）を手にしてこそ絶対者だが、絶対者は弱者をいたぶることによって手にした権力を確認し、かつ権力（魔力）に陶酔するのであろう。見事な暴力の循環構造である。

その同じ権力の究極の象徴が『人類館』では天皇陛下である。もちろん、沖縄（人）を支配し人間性を犯す権威を具体的に付与されているのは、政治家および役人、日本軍将兵…であり、米軍占領後は米軍将兵である。『人類館』の配役は「調教師ふうな男」と「陳列

された男（以下男と呼ぶ）」「陳列された女（以下女と呼ぶ）」の3人で、男と女は、あまたの被支配層の象徴的存在として、1人で何役も演ずる。例えば男は、日本人、沖縄人、部隊長、鉄血勤皇隊や郷土防衛隊、教師、男子生徒の対比構図の中で被支配者を演ずる。そして男は、支配層、被支配層は反転し転化し得る循環構造のただ中にあることを示唆する。

一方、女は実際、大阪の博覧会では「じゅり」だが、戯曲『人類館』では娼婦、米軍家庭のメイド、女子挺身隊員（ひめゆり）、妻、母、老女、女子生徒と、ジェンダーがまつわり登場する。そして女は、男と違い支配層に反転し得る契機がない存在として描かれる。それは、天皇を頂点とするヒエラルキー的現実では、男（主体）に対し女なる存在は徹頭徹尾、客体であり、支配、被支配の循環構造は閉ざされているからである。舞台では、コザの町の売春婦が米兵に真っ裸にされ、首を絞め殺される（台詞で暗示）。つまり女なる存在は客体の果て、フロイド的マゾヒズムの対象であるばかりか、究極には命さえ奪われる存在であることを『人類館』は示唆している。そして今日もまた、戦争を孕む基地の周りに、客体の究極の存在である女たちが目につく。

ミシェル・フーコーは「平和時にも人間は戦争を繰り返しており、実際の戦争はその最たる表象だ」と指摘している<sup>(10)</sup>。沖縄において暴力装置のシステムが日本国家やアメリカ国家の恣意の下に日常的に機能している事実は、フーコーのこの認識を裏づけるものである。そして戯曲を手にするかぎり、知念も上里も同様な見解である。上里は明快に「基地は植民地の象徴であり」「有事の軍隊は、ミサイルを発射して人を殺戮する。そして、平時の軍隊は魂を撃ち抜く…。その暴力は常に女性と子供に向かっている。その社会の柔弱な者に」<sup>(11)</sup>と述べている。

ではなぜ『カフェ・ライカム』は、書かれなければならなかったのか？ それはまず、知念は『人類館』で「日本、アメリカ、沖縄」三者の歴史的、ジオ・ポリティカルな構図を描き、そこで沖縄が戦争に巻き込

まれたのは、日本の沖縄にたいする琉球処分と同化政策の果ての必然と捉え、同時にまた「同化」という二字の抱え持つ差別の修羅を描き、その暴力的なヒエラルキーの中心に「天皇」を明確に据え置いた。それに対し、上里の『カフェ・ライカム』は『人類館』で知念が書き足りなかった戦後沖縄を、女を中心に女の視点から描いたところに、その特徴と意義がある。上里は『人類館』を十分咀嚼した上で作劇したであろうことは、『カフェ・ライカム』の底を流れる基調トーン（通奏低音）からうかがえる。例えば、日本への厳しい眼差しやパロディータッチの天皇メッセージなど、知念と上里の目線は幾重にも重なる。一方、知念が権力、ヒエラルキーの最下層に置いた女のジェンダー、セクシュアリティを、上里は女の主体と客体を別の視点で捉え返す明確な意図があったものと考えられる。

さらに上里の視点は、グローバルに女性ゆえの戦争被害へのパラダイムにも、鋭く踏み込んでいる。それゆえ、『カフェ・ライカム』では、『人類館』には書かれ得なかった戦後沖縄のディテールが網羅され、戦争の記憶やジェンダーの問いかけが新たに付与されている。

### 『カフェ・ライカム』の世界

『カフェ・ライカム』では、戦争はまず、沖縄戦を生き残り、生きるためにバラック小屋のカフェを開いた老夫婦・金城高男と妻カメとの対話の中で浮き上がってくる。大きなガジュマルの木で蝉が意気盛んに鳴いている。サンサンサンとけたたましく鳴く蝉、サンサナーを見上げて、老夫婦は語る。

「ひるまさーよ、あんしなあ、うふおく、生ちぬくとーる」（珍しい、こんなにたくさん生き残っているなんて）

「あんすくとう、いちむしのあるつかーじ、むる、死じやがやーんち思たしが、うっさるさんさなー、まあんけえ、くわあつきていうたがやー」（ほんと、生き物全て死んだと思っていたのに、こんなにたくさんの蝉、どこに隠れていたのやら）

蝉時雨に圧倒されるよう、老夫婦はこう驚嘆した。無理もない。沖縄住民の3人に1人が戦死した沖縄戦の熾烈さが、老夫婦のことばから伝わってくる。生き物全てが死んだと思った戦争だった。その中で生きのびていた蝉(サンサナー)の鳴き声は、老夫婦には「やあさんどー、やあさんどー、ギブミー、ギブミー」と聞こえた。この方言表記の台詞は、何気ないやり取りのようだが、戦争、そして当時の時代状況を浮上させるのに、またとない台詞で、作者の魂が憑依したような台詞である。蝉でさえ「やあさんどー、やあさんどー、ギブミー、ギブミー」（ひもじい、ひもじい、何かくれ）と泣き叫ぶのだ。実にこの台詞は、戦後沖縄の姿をむき出しにした台詞である。そして蝉時雨のバラック小屋では、米兵と沖縄女性の「国際交流（性の交流）」が始まっていた。

この「国際交流」について、例えば土佐弘之は、ジェンダー的視点から論じた国際関係論『グローバル、ジェンダー・ポリティクス』で、「『安全弁』としての『非公式外交官』として米兵に売春する彼女たちは、『エキゾティックな女』（セクシュアリティの対象であると同時にオリエンタリズムの対象）であり、かつ日本においては無視され差別されている日本の他者としての沖縄のジオ・ポリティカルな位置を表象している」<sup>(12)</sup>と指摘する。

では、土佐の指摘を念頭に、両作品（『人類館』と『カフェ・ライカム』）に立ち戻ると、知念は『人類館』で「アメリカ館のニグロが食事の後、日本娘を紹介しろってきかないんですよ。（中略）日本女性の危機を救えるのは、あなたをおいてはいないんです！（中略）日本の防波堤になっていたいだきたい」<sup>(13)</sup>と主人公の調教師に、露骨にジェンダー・ポリティクスな発言をさせている。そう、沖縄は日本の防波堤なのである。また上里は、戦時中、日本兵に犯された夏子を、侵略され焼きつくされた沖縄にたとえ、「女」を政治力学に従属する存在として描いている。

さて、『カフェ・ライカム』の幕開けで、高男オジーとハイマンは、同じ名前で登場する。つまり、金城高

男の金はゴールド、城はキャッスル、高男の高はハイ、男はマンで、この名詞の断片を一つにすると、ハイマン・ゴールドキャッスルとなり主人公が立ち現れる。そしてこの、ことば遊びのような偶然過ぎる名前の一一致が、夏子の祖父母とハイマンの親密感を深める契機となる。また親密感を覚えるいま一つの要因として、西洋人と見まがう高男オジーの風貌と、「浮原島」にオランダ船が漂着した話を結びつけ、面白おかしく語られる。もちろん「浮原島」うんぬんは作者の創作だが、歴史的にも無理な設定ではない。ペリー来琉以前にオランダ船など異国船が沖縄近海で遭難したり、バジルホールのように寄港したりしたのは事実だからである。宮古島ではウランダ家（ヤー）なる家さえある。

それゆえ、この作品ではオランダ船が沖縄近海で遭難し、そのオランダ船の船員が島の女に産ませた子供、それが高男オジーの母親という設定となっている。それで劇中では、当時のヨーロッパの主導権争いの経緯や、さらに（オランダ、中国、日本、そしてアメリカが）混血を生み出した歴史を浮上させ、沖縄がパックス・アメリカーナに至った状況と経緯が、英語、沖縄語、日本語のチャンプルー（混合）で語られる。配役に混血がいて、さらに沖縄の日常が、ことばの多重性（沖縄語、日本語、英語）、人種の多重性（沖縄島民、日本人、アメリカ人）状態なら、台詞もチャンプルーにする。計算し尽くした作劇である。

ところで、沖縄の人人が話す日本語はウチナーヤマトウグチである。また英語とてウチナーアメリカグチであろうか。全くこのような異言語（多言語）との格闘と親和こそ、ポストコロニアルな状況であり、それこそクレオール現象である。そのような状況の中で書かれた『カフェ・ライカム』では、例えば金城オバーが「あいえーやー、ふんぬ」と、ため息まじりに発語する沖縄語に、作者は「あれまあ」と日本語訳をつけているが、「あいえーやー」に込められたオバーの諦観まで「あれまあ」では伝わらない。作者にとっても苦し紛れの日本語訳だが、いずれは翻訳という橋渡しは不用であろうか。いま沖縄で、若い世代は沖縄語を話

さない。もう沖縄語の死は秒読み状態である。その際は「ことば」に込められた民族の魂も、南島の限りなく明るい陽ざしの中へ、かき消えるであろう。

「あいえーやー、ふんぬ、イキガとうイナグぬするくとうや、まあぬ國ん、いぬむんやさ」（あれまあ、男と女のすることは、どこの国でも同じだね）

「クトゥバちかていどうひらーりーさ、うんぐとうばあね、ようべえが、ちゅばーんけえ、あーすしふか、ねえらんしが」（ことばが通じてつきあえるもんさ、そんな場面では弱い者が強い者にあわせるしかないね）

「わったーや、クトゥバん、イナグん、取らってるうがやー」（私たちは、ことばも女も取られているのかね）老夫婦は蝉時雨の中、戦争の傷跡を語り合い、高男オジーは、よく知られた「世替わりの歌」を三線で奏で始めた。

「唐ぬ世から 大和ぬ世 大和ぬ世からアメリカ世  
あんしん変わゆさ くぬウチナー」

ひょっとすると、この2行に沖縄の近現代が濃縮されているのかもしれない。また、そのような歴史を生き抜いた民族の心底さえ、語り尽くせるかもしれない。唐ぬ世から大和ぬ世、大和ぬ世からアメリカ世、アメリカ世から大和ぬ世。この歴史は、弱い者ゆえ強い者に囮い込まれ、従属する時間の回廊であった。いや、弱い者ゆえ時には強い者に身をすり寄せて生きざるを得ない歴史であった。沖縄のため息が歴史の闇の中から聞こえてきそうでさえある。しかし沖縄の民は、息をひそませて生きる存在であることは、より認識していた。それはこの2行が皮肉にも証明している。この歌は自虐の歌ではない。己を風刺し、それを笑って歌うしか仕方がない者が、苦難の底から汲み上げたバイタリティーそのものである。かつて沖縄の夕暮れ時は、巷に三線の音が流れた。そして暮らしをパロディ化した歌が、明日を生きる糧のように、三線に乗って人々の石垣に沁み込んで行った。それが沖縄近現代の夕間暮れである。

『人類館』では「世替わりの歌」は、出だしの2行をチョンダーラーの念佛歌に取り込み、面白おかしく歌わせるが、この悲喜劇的な『人類館』の笑いと通低する視線と作劇は『カフェ・ライカム』にも貫かれている。例えば「遊戯性にとむ登場人物の命名、英語と沖縄語の語呂遊び、解釈のミスマッチを笑いに転化する手法・シニカルに沖縄の歴史と現実を突き放して見据えるスタンス」などに、両作品を貫く意思のような一本の竿を見ることができる。

蝉がけたましく鳴く（交尾の合唱）のその下で

「イナグ、イキガ、たっくわてい、戦、終わとーんちむやさ」（男と女、くつついで、もう戦争 終わったつもりだね）

「さんざなーぬ、ちむ、わかいんな」（蝉の心が分かるの？）

「木うてい、たっくわっとーいさに…いなぐ、いきが、いぬむんやん」（木の上で、くつついでいるさア人間も同じだよ）

この老夫婦の「蝉も人間も同じ」と言い放つ会話は、占領軍の米兵と沖縄女が「たっくわてい（くつついで）」いるありさまの比喩だが、それだけではない。老夫婦が孫の夏子と（生きのびるために）始めた性を売る営みを「正当化する手立て」ともなっている。そしてもうそこに、暗いじめじめした感情の軋轢はない。諦観と360度変わった沖縄の時勢、それに普遍的な（性の）自然性が、オジーをそう納得づけたのだろう。

しかし、夏子は、沖縄戦を生き残ったものの、心の半分は死んだように米兵の相手をしている。老夫婦によると、

「あぬ日本兵…わしりーるたみ…アメリカんけえ、しがとうるはじ…」（あの日本兵…忘れるため…アメリカ人にしがみついているようだ）

あの日本兵とは、かつて夏子をレイプし、かつオナリーのように夏子を扱った、あの日本軍部隊長である。そのため『カフェ・ライカム』では、実際には舞台に

登場しないものの、強圧的な日本軍および日本兵の象徴として位置づけられ、さらに劇中、台風警報の形で悪ふざけのように挿入される「耐え難きを耐え、忍び難きを忍び」というメッセージを発した彼の人同様、沖縄に痛みをもたらした根源的象徴として描かれている。つまり夏子は、神（天皇）に忠実な日本軍の部隊長（権力の代行者）によって「半分、死んだように生きている」わけであり、それゆえ夏子は近現代を「死んだように生きてきた」沖縄民族の命運の象徴とも言える。

また、「あらゆる暴力の根源的、原型的な暴力である戦争」<sup>(14)</sup>は、国と国の殺戮を正当化するが、そこでは、殺すことは正義であり、大量殺戮は勝利のための英雄的行為として褒めそやされる。そして、国家意思の貫徹は、国民を国家意思という巨大な歯車と大儀という歯車によって圧殺することによって貫徹される。そのため、沖縄戦では12万人余の一般民衆が天皇制日本の犠牲となった。しかも日本の二級市民（サブ日本人）として。こうした状況の中、戦場で夏子が無理強いされたSEXは、否応なく戦争の犠牲となった二級市民の姿と重なる。結局、夏子が「半分死んだように生きている」のは、無残に死んだ12万人余の二級市民の、この世の姿もある。

それにしても、『カフェ・ライカム』に登場する女性たちが、底抜けに明るいのは、救いといえば救いである。きっと彼方に夢があるのだろう。彼女たちは、かなり露骨に性器や性ビジネスのありようを沖縄口で口にする。例えばチンチン・タニ・ヤックワン・ホーミなど。それは彼女たちが性器的身体と分離したジェンダーを生きているという証左か、あるいは、極めて現実的な「SEXを売る」という行為をパロディー化することによって、自己救済機能が働くからであろうか。なお性を臆面もなく口にするとはいえ、「女とはセックスである。セックスはまさに暴力である」<sup>(15)</sup>というコンセプトとの重なりは、『カフェ・ライカム』には見られない。しかし、留意したいのは、作者がヘテロセクシュアリティとともに、ホモセクシュアリティにかな

り視線を向けていることである。夏子を慕うバーテンダーの守は、女装してカウンターに立つ。守は身体自体は男だが、女装した姿は夏子、また胴体は男で、頭(意識)は女だと自ら言う。つまりそれは両性具有の表象で、場所をたがえハイマンのことばの中にも出てくる。ハイマンはイーブン・ラブに両性具有の姿を見る。とはいっても進化の現在、理想の愛でも両性具有は難題である。ただ根拠はともかく、イメージとして男女平等の原点をそこに見ることは可能だろう。

### 『未知の女』が投げかけるもの—記憶の呪縛と解放

第一次世界大戦と第二次世界大戦のはざま、1930年にイタリアで創作上演されたノーベル賞作家ピランデルロの『未知の女』も戦争・女・記憶を素材とした作品である。第一次大戦でドイツ兵にレイプされ弄ばれた若い人妻が失踪した。「忌まわしい記憶を断ち切りたい」との思いが、驟雨のように彼女を襲ったのであろうか。だが十年後、知人に見つかり、連れ戻される。しかし女は、自分はブルノの妻チアではない、と言い張る。そのため劇中、この女は「謎の女」「未知の女」として描かれ、それが作品のタイトルの由来でもある。それゆえ物語は「謎の女(=未知の女)」をめぐり、複雑かつ錯綜し、観客または読者は正体(つまり、かつて「チア」と呼ばれた女)を手繰ろうとすればするほど攪乱される。そしてさらに観客(読者)は、錯綜する靄の中から「チアなる女」が、正体を明かしかねる者たちを、あざ笑っているかのような感慨さえ覚える。

ところで、ピランデルロは、この作品で何を提示したかったのだろう。戦争の非人間的で、かつ惨酷な行為の行使と終結は、当事国の宰相または胸を色とりどりのワッペンで飾り立てた将軍たちが、一枚のペーパーにサインすれば事足りる。しかし、この作品のように、戦争は終結したとはいえ、いまだに戦争で起こりえた事柄から逃れようもなく、それを背負い・それに襲われて生きている人たちがいる限り、戦争は今なお続いているわけである。そう確かに、戦争は被害を被ったあまたの人々の肉体に、一家の不幸に、脳裏の記

憶に深く刻印されており、宰相たちのサインなどで、その惨劇な事実を消去できるはずがない。それは全くの絵空事である。

ピランデルロは、「むごい記憶を断ち切るために失踪した若い人妻」として「未知の女」と「精神異常の女」を登場させる。そして「未知の女」も「精神異常の女」も、また「チア」の眷族も、まして(元)夫も「記憶」でしか自分の肉親、自分の妻を特定できないという歯がゆさの中、実を結ばない話を延々とさせる。それは過去の事実(記憶に刻印された事実)が、「チア」を特定しようとする現実(事実)を、さらに翻弄しているようであさえる。

一方、観客(読者)は、連れて来られた二人の女性を通して、人間が「自分以外の他人になることの不可能性」を、突き付けられる。また「未知の女」の饒舌さは台詞を重ねるごとに「チア」を特定しようとする人々の心象を揺るがし、条理から不条理へとおびく。この繊細なトリックと不条理さ…。全くピランデルロは、「戦争、女、記憶」を描くことによって、人間存在の痛み(不条理)や人間の存在そのものを聞いたかったのかと、胸にどっしりと重しが沈む。カフカ、カミュー、ドストエフスキイさえ想起する。もしそうでなければ、「未知の女」に「自分は他人だ」「(チアではない)他人が自分」だという意味の台詞を繰り返し繰り返し言わせ、また虚偽的逆説の中に真実が、真実の中に虚偽が宿るかのごとく、手の込んだ作劇法を用い、シユールなまでの作品に仕立てはしないだろう。

それにしても「戦争」とは、破壊、殺戮を通し、またジェンダーを通し、記憶を通し、人間の所業、いや人間の存在そのものが問われる負の舞台である。また記憶とは厄介なもので、記憶は自分自身の自分による人間としての存在証明であり、記憶を無くせば、己自身の存在が己自身によってさえ問われる。まったく記憶とは「在っても無くても」厄介な存在である。それゆえこの『未知の女』のように、失踪から十年後、誰が真の「当人(チア)」であるかを特定するのは容易ではない。瓜二つの他人は、そう珍しくないし、また失

踪するほどショックを受けた人間なら、たび重なる辛苦が昔の姿を変えてよい。ましていま一人「チア」だと連れてこられた女性は「正気」ではない。この場合、手がかりとなるのは、ことば以上のことば、つまり肉体言語(DNAなどのように体内に宿る個人特有の情報)か、肉体的特徴である。しかし、肉体的特徴も、そう当てにはならない。確かに人は見間違えるほど、そう変わりはしない。どこかに痕跡が残っているのが普通である。しかし人は、時に感じ・状況に感じ・暮らしに感じ、また心も体も変わりえるものである。それゆえ『未知の女』の場合、誰が「チア」かは記憶だけが神意のごとく頼りであるが、しかしその神意には破けが目立つとすれば、誰がチアかは、判定する方も、される方も、記憶という靄の中で首をかしげたまま、途方に暮れるのが落ちである。

しかし、本稿の当為は『未知の女』の特定ではない。本稿は戦争が人間の生命、暮らしの一切を破壊し尽くすことのみならず、人間の人格そのものでさえある記憶を犯し続けることの惨酷さ、そして死の淵までつきまとう恐怖を指摘することにある。今一度、『未知の女』の戦争、女、記憶に立ち戻ろう。

『未知の女』の中で、謎の女は「私は私で生きて行く」と宣言する。地獄を体験したがゆえに、既成の概念を一步こえた視点を獲得したのであろう。もう夫の所有物であった美しい妻(チア)は、どこにも存在しない。既存のジェンダー(差異化された社会的・文化的な性的役割り、すなわち、従順な美しい妻)に彼女は、もはや戻らない。すでに彼女は、誰のものでもなく自由な存在となったのである。収奪され穢れた肉体の女としてではなく、彼女のセクシュアリティは「肉体と魂の乖離」という闇の回廊を経て、止揚すら示唆する。

また、『未知の女』では、「謎の女」を連れ戻す時点で、「謎の女」と関わるものたちは、改めて戦争を意識野から呼び戻すことになる。しかし、戦争に対する記憶の表象にはそれぞれ差異がある。だが「チア」が受けた暴力の実際は再現不可能にしても、その事実を否

定するわけではない。ただ事実の認識は意識や記憶によって増殖も軽減も可能な存在としてピランデルロは描いている。それは、かつての「チア」と瓜二つの「未知の女」と「精神異常の女」を前にして、昔と変わらぬ美しい「チア」の実在に、肉親と(元)夫の、にわかには信じられないという心のゆらぎのような視線が、何より表象している。

ここで、第一次世界大戦後に書かれた『未知の女』と、第二次世界大戦後に書かれた『カフェ・ライカム』の視点について触れてみよう。まず「戦争(暴力)」「ジェンダー」「記憶」を正面に据え、「戦争(暴力)」を「ジェンダー」と「記憶」で呼び覚ます「類似連合」の手法は、まったく同一である。両作品に当たって見よう。

『未知の女』の「チア」とおぼしき女は、レイプ事件後失踪する。実は自分をもてあそんだドイツ人将校の1人とベルリンへ渡ったのだ。そこで彼女は、ふと連れて行かれた劇場で有名なダンサーの踊りを見て感動、その人からダンスを習う。そして自らダンサーとなり、クラブで踊る。めくるめくライトの点滅。渦巻く人間の欲望。そこで「未知の女」は、喝采を浴びている自分に気づく。それはまさしく、自分に喝采している(薄汚い)人間どもはドイツ人であり、喝采されているのは自分であれば、レイプされた時と立場は逆転し、いまは見下す立場に立ったことを知る。そして私たちも、立場は、時と場合によっては、たやすく逆転することを納得する。

一方、『カフェ・ライカム』の夏子は島にとどまり、自分を陵辱し続けた部隊長の国・日本を制圧したアメリカ軍兵士相手に、性を売る。夏子によると、それは「毒を以って毒を制する」行為だという。つまり一種の精神的まじないである。そんなある日、夏子は従軍カメラマン、ハイマンが出した写真集の中に、自分が写っているのを見る。その写真とは、部隊長に陵辱され続けた上、さらに集団自決まで強要され、その自決直前にハイマンが写した写真だった。夏子は、忘れてしまいたい記憶がまた鮮やかに甦った。記憶とは、場合

によっては惨劇である。夏子は自死を思う。しかし、ハイマンはあの時の少女が自分と知つていながら、結婚を申し込んだのかと、彼の心の広さ深さを知り、夏子は、18年間も記憶を喪失していたハイマンの痛苦と、自分の汚辱の日々を重ね、真実の愛に至る。

そこで両作品に通ずるのは、一貫して「戦争（暴力）」「ジェンダー」「記憶」だが、『カフェ・ライカム』の夏子が沖縄（人）の象徴的役割を背負っているのに対し、『未知の女』の「チア」とおぼしき女は、あくまで「個人」である。しかし、沖縄（民族）の象徴である「夏子」も、一個人である「未知の女」も人間であり、両作品のいま一つのメッセージは、人間が抱え持つその属性への果てしない問いである。

#### 記憶—『カフェ・ライカム』における想起という劇構造

記憶—それは人それぞれの人生譜であり、生きてきた人間の存在証明でさえある。それでは『カフェ・ライカム』で記憶は、どう想起されたであろうか？　まず『人類館』を一瞥し、それから『カフェ・ライカム』に立ち入ろう。『人類館』では、記憶の想起、また記憶を語る場面はまったくない。それは、1903（明治36）年の大阪博覧会の「学術人類館」で展示されている男女が、時空を超え、遠い未来の沖縄戦（1944-45年）の「集団自決」や「スパイ容疑による住民殺害」、また戦後の「コザの町の街娼のトラウマティックな態様」や、さらに沖縄戦と米軍統治時代はおろか、復帰（1972年）して3年後の海洋博（75年）ごろまでの沖縄を、過去・現在という時間の経緯を無化し語るからである。例えば1903年、大阪で展示されている男女が、40年も先の1945年以降の米軍の話をしたり、戦後、忽然とできた悪所。吉原や十貫瀬の話をしたり、またもや沖縄戦の女子挺身隊の話をしたりするのである。もうそこに時系列はない。

では作者は、どこでそのような作劇法を手に入れ、思惑どおり悲喜劇『人類館』の脱稿をみたのだろうか。それは『人類館』の最終幕、それまで「調教師ふうな男」に「なぶられていた男」が、「調教師」に取って代

わる場面が十二分に物語っている。そして、ご丁寧にも作者は、最終幕最後の台詞を書き終えた後、ト書きで「御用とお急ぎでない方は、始めから繰り返してみて頂たい。そう、簡単に幕は降りないだろう。何故ならば『歴史は繰り返す』ものなのだから……」と書き留めるが、それは取りも直さず「世界とは循環する歴史構造の書き割りだ」との、作者からのメッセージである。そしてその歴史哲学が時系列を無視した作劇法を探らせ、さらにその作劇法を可能ならしめるために歴史の過去現在をカリカチュアしたのである。それゆえこの作品は「時系列の無化」と「歴史のカリカチュア」による「ブラックユーモア」を作者が思いついたその瞬間、90%でき上がったと言っても過言ではない。

一方、『カフェ・ライカム』の作者は、歴史は時系列の総体と捉え、現在の在りようを描くのに「記憶」を援用、さらに過去（記憶）と現在をカリカチュアし、彼方に視線を据えた悲喜劇を創作したと言える。しかし『人類館』と『カフェ・ライカム』は描く世界をカリカチュアしたという共通項を抱えてはいるものの、両作品の相違は絶対的でさえある。それと言うのも、同じ悲喜劇でありながら、『人類館』が世界を「循環する歴史構造」の別称とさえ捉え、明日への夢を断つたのに対し、『カフェ・ライカム』は、地を這うように生きてきた夏子と、18年間も記憶喪失の闇をさまよったハイマンが明日へ向かって立ち上がるのが、何よりの証左である。それゆえ『人類館』は明日を閉ざした悲劇であり、『カフェ・ライカム』は、ささやかとはいえ、明日への勇気をひそませたウエルメイド・プレイとなっているのである。作者上里が『カフェ・ライカム』を「アメラジアンへの応援歌」と言ったのは、それゆえである。そして両作品の分かれ目は『人類館』が「時系列を無化」した結果、記憶も無化したのに対し、『カフェ・ライカム』は「記憶は精神的人間の総体」と捉え、作劇の重心を「記憶（想起）」に置いたことに、私は留意したい。

ところで、『カフェ・ライカム』で、記憶を呼び覚ます招鳥（おきとり）は「蝉（サンサナー）」である。ま

ず、けたたましく鳴く蝉の声を聞きながら、金城オジーが、何気なく「ひるまさーよ、あんしなあ、うふおく、生ちぬくとーる」(珍しい、こんなにたくさん、生き残っていたとは)と語り出す。この語りは、蝉の鳴き声を聞いたオジーの感慨だが、この驚きとともにれる感慨は、沖縄戦の総体さえ想起させる至言である。またハイマンが喪失した記憶を甦らせる突端も蝉時雨である。まったく蝉は、この物語の「ぐぐつ回し」なのかもしれない。

では、『カフェ・ライカム』から「記憶」の在りようを拾ってみよう。『カフェ・ライカム』では、記憶を喪失した従軍カメラマン、ハイマンが、18年ぶりに記憶を取り戻すプロセスの中で、夏子の秘められていた無残な過去（戦争の暴力、性の暴力）も炙り出される。つまり記憶とは、場合によっては惨酷かつ暴力的な存在である。夏子は、この記憶の二重構造によって、自死すら考えるほどの衝撃を受けるのだった。それは5幕から6幕へとなだれ込んだ「戦争、女、記憶」が、どれ一つとして悪夢の再来でしかなかったゆえである。

ここで、このドラマのキーマンでさえある従軍カメラマン、ハイマン・ゴールド・キャッスルの「記憶」について、いま一度触れることにしよう。ハイマンは朝鮮戦争で記憶を失い、その記憶を取り戻すため沖縄にやって来た。そこには夏子と会って18年という歳月が流れていた。その間ハイマンは、レットページに遭い、戦場から離れる。しかし、撮り溜めた戦場のスナップが一冊の写真集として世に出、戦場カメラマンとしては世界最高の賞ロバート・キャバ賞を受賞する。そしてその受賞記念記者会見が沖縄で行われる。だが何と、記者会見をするハイマンの背後には、彼の受賞を決定的にした2枚のスチール写真が貼られていた。その写真とは「頭を丸められた女たち」（フランス人女性たち）と「頭を丸めた女たち」（夏子たち）の2葉であった。そして夏子の捨てたい過去・消したい過去とは、まさにこの写真の光景であった。（未遂だが）自死をはかったのもそれゆえであった。「頭を丸めた女たち」は、汚れた男ものの服を着て、ザン切り頭に、顔を泥

で塗り、首に縄を巻いたまま、放心したように虚ろな目を大きく見開いた少女たち（女子挺身隊員）で、その少女たちの背後に白旗を持った日本兵らの姿が写っていた。

この写真は、あまりにも多くのものを語っている。頭をザン切りにし顔に泥を塗ったのは、捕虜となった際、レイプされないため、薄汚い男を装ったわけだが、首に縄をまいているのは、日本兵の性的処理まで強要されていた少女らが、また今度は集団自決（殉死）を迫られ、自決寸前、米軍に見つかった時の写真である。そして何より少女らの背後の日本兵は民間人を人質に姿を現す日本兵の常套手段である。この写真について、戦場を駆け巡り、戦場の何たるかを百も承知のはずのハイマンが、片言の日本語で言う。まずこの写真が受賞を決定的なものにした理由として

「センソウ ノ ジョセイ ヘノ ボウリヨク Massed rape ヲ トラエタコト ソウダトオモイマス」と言い、ハイマンはさらに、こう言い足した。

「キオク ヲ ウシナッタノニ キオク ノ ソコニ イツモアリ…Suddenly, ウカブノデス」と。

恐ろしいことである。記憶を失った人間の、失った記憶の底に浮かぶ記憶とは、どのようなものであろう。戦争（暴力）いや国家と国家が総力を挙げての戦争（暴力）であれば、記憶の底のその底で、突然、記憶の亡靈がうごめくほどの地獄絵図は不思議でないのかもしれない。きっと地獄とは、あの世のことではなく、この世のことなのである。記者会見の後ハイマンは、砲弾が炸裂するベトナムの戦場に身を投げるが、雨のように降る砲弾と銃弾の中「戦場では死にたくない」と叫び「それでも自分は、かの戦場カメラマン、ハイマンなのか」と自問しながら、気を失う。そして意識の底のその底で「サンサナー・ソング」が、はるかな地球のふるさとからの呼びかけのように、ハイマンの命（記憶）を揺する。セミの声は一段とげしくなり、朝鮮戦争の只中にいる自分に気づく…。朝鮮戦争で失った記憶が、いま甦ったわけである。

実はこの「戦場では死にたくない。それでも自分は

ハイマンなのか」と、自問しながら気を失う場面と、写真集が出てから、夏子が天涯にさえ捨てたかった過去の記憶にさいなまれながらも「あなた（ハイマン）が記憶を取り戻すのなら喜んで死ぬ」「あなたの記憶の中で生き続けられる」という夏子のアンビバレンスな自己認識は、まったく同位相の自己存在の確認である。そこで私たちは、作者上里が「記憶は人間存在の総体、記憶は己による存在証明の証」という認識のもとに『カフェ・ライカム』と向き合ったたことを、あらためて知る。そしてこの作者上里の認識は、戦争の実態を封印したフィルムを、逆に巻き戻すかのような作劇手法によって確と観客に認知される。

### 結び

「(ハイマン) It hurts!」「(夏子) 戦争って、痛いね」。

18年間の記憶喪失が甦ったとはいえ、松葉杖にすがって姿を現したハイマンと、また汚辱にまみれた夏子が、ひしと抱き合って同時に発したことばは、「痛いよ・痛いね」であった。この象徴的なことばは、日本語音でそれぞれ「たった四音」に凝縮された戦争の実像である。そして作者上里は、戦争という奈落を生き抜いた夏子とハイマンに、それぞれ「四音」ずつ発語させることによって、いかなる大義のもとであろうと、戦争とは愚かで、かつ惨酷な殺し合いの場であることを実体化し、観客へのメッセージとしたのである。

では、このメッセージは、私たちに何を問い合わせようとしているのだろう。まず一つは、戦争とは痛い存在、つまり現世の地獄であること。いま一つは、夏子とハイマンがそうであるように、互いの幸・不幸・痛みを共有できれば、真実の愛に到達できること、国と国の場合であれ、他国の国難を共有できれば、他国に砲撃の照準を合わせないであろうこと、それが夏子とハイマンをシテにして、『カフェ・ライカム』が真正面から発したメッセージである。そしていま一つ、沖縄に基地がある限り、日本はアメリカのオリエンタリズム（差別と偏見）から逃れられないことをメッセージしている。

しかし、アメラジアンは、占領下でのレイプと、限られた女性たちの生きる糧を求める切実さだけから誕生したのではなく、日本国民に通底する「白人コンプレックスと白人幻想」から生まれ出た実体であることも、また確かである。ゆえに巷には白人文化が横溢し、日本国はアメリカの51番目の州へとにじり寄ってさえいる有様である。それは「魂の白人化」（上里）であり、「自分あっての他者の認知」を前提とするグローバリゼーションの亡靈とも無縁な日本国民の精神の浮遊化現象である。

そのような日本という国の歴史の現在、『カフェ・ライカム』が発した「沖縄からの教訓」は、沖縄（民族）の明日に、どう機能するのであろう。—「人間、生きながら死にたくない」。それが人類普遍の祈りである。

### 付記—上演への反応

「カフェ・ライカム」は2度、照屋京子の手で演出された。原作に忠実であれば、優に3時間以上は要する。だが、初演に2時間に集約した舞台は、文化や歴史の記憶装置<sup>(16)</sup>としての演劇を、役者の身体や舞台装置で十分開花させた、とは言いがたく、猥雑に女の毒（業）を含んだ台詞がやけに印象にのこった。しかし、2000年11月11、12日の3回の公演に寄せられた201枚のアンケート（女90人、男45人、性別不明64人）<sup>(17)</sup>をみると、ほとんどの観客が「感動を受けた」と記していた。なお、ウチナーグチ、日本語、ウチナーハンド口语、英語が飛び交い、多重言語のリズムやトーンがかもし出す光景を「面白い」と感じながらも「ウチナーグチがよく分からない」と、答えた人が（感動した人を含め）25人もいた。沖縄語の消滅は秒読みか…。主なアンケートは、次のとおり。

#### 感動した人（2000年11月公演、原文どおり）

- ☆「沖縄独特の状況が現れ、暗い部分も強くのりこえられる沖縄人のたくましさを感じた」（主婦、39歳）
- ☆「戦争は、たくさんの苦しみ、悲しみをあたえる。でも今でも戦争はある。また日本がその方向に向かっていることを感じる。大国のしていることを、きちんと見なくてはいけないと感じた」（教員、43歳）
- ☆「基地の島ならではの話であり、この感動を全国の人にも共感してほしい」（ライカム近くに住み、多くの米兵のハーニーたちを見たという60代男性）
- ☆「難しい作品だと思ったが、間違いない（この作品は）沖縄の痛みだ」（高校生、16歳）
- ☆「歴史と記憶がクロスし、響きあっていた」（大学生、24歳）

## 批判的な人（同）

- ☆「デッサンのしっかり出来ていない抽象絵画で、テーマが分散している」(匿名)
- ☆「全体的統一に欠ける」(会社員の女性、40歳)
- ☆「ハイマンが記憶を失う場面の具体性がほしい」(女性、50歳)
- ☆「ハイマンの愛の形や写真集の意味が分からぬ」(男性、48歳)

2001年7月28、29日の2回の公演に寄せられたアンケートは、全部で68枚（女42、男15、不明11）。その内、とても面白かったが41人、面白かったが22人、つまらなかつたは1人で、圧倒的に評価した人が多かつた。再演は、ウチナー大和口を多く取り入れ、夜の女たちの口調や雰囲気にリアルさが増し、夏子とハイマンの分かりやすいラブストーリーになつてゐた。また、主役・照屋京子の演技にメリハリがついて、一定の収穫は達成されたと言える。しかし、時間の制約があったとはいえ、削り落とされたところこそ、作者が声高に伝えたかったところであろう。例えば、多重言語の「ずれと重なり」は、戦後沖縄の複雑な諸相の表出と笑い（喜劇的要素）をおびき寄せるため作者が作劇構成で特に留意したであろうし、ハイマンの記憶想起の過程はこの劇の厚みと奥行きだが、（作者がト書き記したように）戦争の映像の中で蹲るハイマンが見たかっただ。

## 注

- (1) 2000年11月1、2日、沖縄市賞小劇場「あしひなー」で初演。2001年7月27、28日、那覇市の「県立郷土劇場」で再演。演出はいずれも照屋京子（演劇空間「大地」主宰）。
- (2) 上里和美、1998年、『アメラジアン・もうひとつの沖縄』、かもがわ出版。
- (3) 上里は「植民地（基地）」と表記している。米軍基地の存在は植民地の表象なのだと認識である。
- (4) 琉球新報、1999年11月20日朝刊を参照。
- (5) 知念正真、1994年、「人類館」『沖縄文学全集 第11巻』国書刊行会、pp. 96~130。
- (6) ピランデルロ（中田耕治訳）、1972、「未知の女」『ピランデ

ルロ名作集』、白水社、pp. 251~333。

- (7) 牧港篤三によると、「米軍からかすめ盗って得た物資のこと。それをよしとする考えを俗に<戦果思想>ともいう」(1983年『沖縄大百科事典 中巻』p. 581)。
- (8) 知念正真「人類館」『沖縄文学全集 第11巻』、p. 118。
- (9) 鵜飼哲、2003、『応答する力』青土社、p. 346。
- (10) フーコーの発言は、青土社刊『現代思想』2003年12月臨時増刊総特集所収、重田園江「戦争としての政治」など参照。中山元HP「Polylogos」参照。
- (11) 上里和美、p. 192。
- (12) 土佐弘之、2000、『グローバル／ジェンダー・ポリティクス－国際関係論とフェミニズム』国際思想社、pp. 18~19。
- (13) 知念正真、p. 111。
- (14) ヴァルター・ベンヤミン（野村修訳）、1994、『暴力批判論他10篇』岩波文庫、p. 39。
- (15) 今回『カフェ・ライカム』を読み解くためにフェミニズム関連の書物を何冊か読んだが、その中でも田崎英明著『ジェンダー/シェクシュアリティ』（岩波書店、2002年）は、いい導入になった。また壳春（セックスワーク）に関して、田崎英明編著『売る身体/買う身体』（青土社、1997年）を参照した。「セックス=暴力・支配装置」の考えはキャサリン・マキノン+アンドレア・ドウォキン（中里見博、森田成也訳）、2002、『ポルノグラフィと性差別』、青木書店参照。ドウォキン（寺沢みづほ訳）、1990、『インターコース』、青土社参照。他、演劇関連では Brewer, M.F., 1999, *Race, Sex, and Gender in Contemporary Women's Theatre* University of Sussexも女の主体と客体を考える目的で参照した。
- (16) 記憶(装置)と演劇に関しては Carlson, M., 2003, *The Haunted Stage* The University of Michiganを参照した。
- (17) 演劇空間「大地」の制作、岩崎薫氏が快く貴重な資料を貸して頂き、2000年、2001年の全公演アンケートに目を通すことが出来た。

この論稿は、2004年3月21日、初めて沖縄に集つた西洋比較演劇研究会の会員の前で口頭発表し、その後加筆したものである。

## 語り得ぬ沖縄戦の姿

—証言分析から真実を読み解く—

安里 満理子\*

The Battle of Okinawa: Traumatic Memory

Mariko Asato

2004年8月「対馬丸記念館」が那覇市若狭にオープンした。会長の高良政勝氏は、沖縄戦の歴史を事実として語り継ぐだけでなく、犠牲となった子どもたちの目線から、今を生きる子どもたちへと過去の記憶を共有し伝えていくことが建設理念の一つであると唱えている。それは、犠牲者の心の痛みに少しでも共感し近づこうすることによって、歴史の真髄を語ろうとする大変意義深い試みだと思う。事実の表面からは語りえない沖縄戦の「真実」を知る為に、犠牲者の心の奥深く内在する「思い」を共有し、哲学的解釈をもって鑑みることは、沖縄戦を語り継ぐ上で必要なことではないだろうか。

**キーワード：**語れ得ぬ記憶、事実の哲学的解釈、服喪追悼、沖縄戦の証言、トラウマ

### はじめに

本小論では、かつて見過ごされてきた沖縄戦体験者の証言に潜む「語りえぬもの」に照準を定め、それをトラウマとして位置づけることにより「非在としての沖縄戦」を顕在化させることを試みた。方法論としてトラウマの概念を用い、その理論を応用することによって沖縄戦体験者の「語れない」出来事からPTSD（外傷後ストレス障害）即ちトラウマの症状となるものを抽出し、体系化する作業を行った。従来マスメディアで伝えられてきた証言を新しい視点で検証する。私は、沖縄戦の体験者にとって「戦争」はまだ終結していないことを痛感している。また、トラウマ的記憶には伝染性があるといわれている。証言者のトラウマが聞き手に転移し、相手に「外傷性逆転移」または「代理受傷」を与えるものだと琉球大学教授保坂氏は説く。証言を読み解くごとに私自身が読み手から聞き手へと感情移入し、証言の一語一句から否応なしに侵潤する恐怖や悲しみといった心理的苦悩と同じ人間として受け

止め、共感する体験を繰り返した。この体験が、本研究を行うことに篤い使命感を与えた。読み手として、そして聞き手として社会が「語りえぬ」証言を放置せず対峙することより、トラウマの深淵で苦しみ続ける証言者を励まし、建設的な心の支援と理解を分かち合う可能性が拓けまい。従来の沖縄戦を世に語り継ぐ行為に対し、新しい一石を投じる価値ある試みとして、本研究の社会的意義を問う。

本小論においては、まず戦争体験者の証言をトラウマとして捉えることを前提とした上で必要となるトラウマ概念がどういうものであるかを明確にしたい。また、証言からトラウマの症状を抽出し分析する際に重要な指針となるPTSD概念を纏める。その後、沖縄戦体験者の証言をトラウマ概念及びPTSD症状と照応させながら分析し、今まで認知されることのなかった「非在としての沖縄戦」の新しい痕跡を探る。最後に、新しい痕跡を社会が認知することの意義について考察する。

\*琉球大学教育学部、連絡先：〒902-0075 那覇市国場1169-8、E-mail : shesayz@yahoo.co.jp

## 1. トラウマ概念

トラウマ (trauma) とは、「心的外傷」と一般的に翻訳されている。それは、人が体験する恐怖や耐え難い悲痛な思いが、個人の理解を超えるほどの衝撃であるが故に物語として完結することなく意識から切り離され、それがつらく衝撃的な体験であればあるほど心の奥底に深く刻印され痕跡としてとどまる状態をいう。心理学者フロイトの定義に拠れば、「過剰な刺激により、人間の心がもっているある種の防護壁（「刺激障壁」）が壊れてしまうこと」<sup>(1)</sup>となる。この定義を裏付けるが如く、心的外傷を被った人の特徴としてジュディス・ハーマンは著書「心的外傷と回復」の中で次のように指南している。

外傷をこうむった人は、強烈な感情を自覚しているのに事件の記憶が明確でないとか、逆に細部に至るまで明確に記憶しているのに感情が動かないとか、いつも緊張し警戒し焦慮しているが、どうしてなのかわからないとかである。

こうした彼女の研究を裏付けるその他多くの論考に拠れば、トラウマを抱えた人の記憶は、意識の中に統合されることなく本人の理解を超越した領域で分裂し、いわばその断片が瞬間に冷凍された状態で鮮明に意識の外へ保存されるという。更に、意識の外へ弾かれた記憶は、本人の意思に反して「強烈な恐怖、孤立無援感、自己統制力の喪失、完全な自己消滅の脅威」<sup>(2)</sup>などの感覚を想起させ、本人の人格をも変容させる行動や身体的な苦痛を引き起こす。それも長い期間時制に囚われず、記憶は原形を留めたまま断続的に顕在意識へ引き戻されるという。その現象はまるで、意識から切り離された記憶が独立した意志をもち、本人に代わって正常な物語の完結を得る糸口を探るかの如く、達成できるまで何度も意識の扉を叩き続ける様を描くようである。フロイトが説くように「刺激障壁」というものが自然と人間の心に内在するとすれば、トラウマ的記憶が意識に働きかける作用も人間が備えもつ自

然治癒力のひとつとは言えまい。通常の記憶は、意識野への統合即ち正常な記憶としての物語の完結を語らずしては成し得なかった。然るに「語られぬ記憶」は語らずして意識へ押し入ることが出来ない。「語る」という条件を満たしてこそ正常な記憶として姿を変え、意識に分け入り、物語の前後脈絡を得て完結をみるとが出来るのではないか。「語る」ことの意義。それは、これまで研究してきたトラウマ理論の本體であった。私が試みた最初の論題は、はたして「トラウマ的記憶は語れるか」という問い合わせがあった。トラウマ概念の基盤を築いた医学的、心理学的学術論説では、「語られぬ記憶」は「語れない記憶」であり、「証言不能」とすることが前提にあった為である。

「トラウマは語れない」とする論説の背後にあるものは、前途したフロイトそしてハーマンにみる説と同じくして、強烈な感情を正常に顕在化させるための防御規制が機能しなくなるといった考え方に基づく。クロード・ランツマンのホロコーストにおける証言をドキュメンタリーで描いた映画『ショアー』は、それらトラウマ的記憶の「原場面 (scene primale)」<sup>(3)</sup>を鑑みる証言の集大成であるといえよう。ランツマンは、激しい体験をした証言者はその出来事を語れないとする視点から問題提起し、多くの証言に一定の規則性を見出す。その一つ、アウシュビッツの焼却炉を前にあるユダヤ人生還者が発する次の証言は、ランツマンが最初に示唆したいわば「語れ得ぬ記憶」 = 「トラウマ的記憶」を如実に現している。

「それを物語ることはできない。だれもここで起こったことを想像することはできない。そんなことは不可能だ。だれもそのことを理解できない。わたし自身、今まで…。

自分がここにいるとは思えない。いや、そんなことはとても信じられない。ここはいつもこんなふうに静かだった。いつも。毎日2000人の人間を、ユダヤ人を燃やしていたときも、同じように静かだった。叫び声も聞こえない。誰もが自分の仕事をしていた。

それは静かなものだった。穏やかなものだった。いまと同じだった。」<sup>(3)</sup>

ランツマンが『ショアー』に描いたものは、どの証言も一貫してその出来事の目撃者たるが故に、目にしたものと物語ることはできないのだという一つの見解を表している。それを「証言の不可能性」と表わし、「痕跡の消失」に対するランツマンの挑戦であったと説いたのは、『記憶されえぬもの 語りえぬもの』を著した高橋哲哉氏である。高橋氏は、著書の中でランツマンの『ショアー』は、「出来事の不在そのものを通して不在の出来事を喚起することによって」<sup>(4)</sup>証言を語ることの必要性を伝えようとしている、と説いた。正常な記憶として保存されずに分裂し、極度に断片化された記憶を通常の記憶と同じ方法、即ち起承転結を確立し物語るという叙述(predication)を果たすことはできない。しかるに証言の不可能性は避けられない。しかし、その不可能性自体そのものに「語りえぬもの」を示唆する力が存在する。つまり目にした「出来事」を語らずして語っている、というその力である。トラウマ的記憶を背負う証言者は、「語りえぬ出来事」を語らざるを得ないといった、相反し共存する心の動き(ambivalence)の狭間で苦しんでいると言える。さらに、高橋氏は「内部の心理の本質が<語りえぬもの>にあるならば、<語りえぬもの>をそれでもやはり語ることが必要なのだ。」<sup>(5)</sup>と考察している。「語る」ことの意義は、この論考を基軸としている。歴史的痕跡を浮き彫りにするだけでなく、語れない空白を社会が認知することによって、少しでも証言者の精神的回復に寄与できることができが、沖縄戦体験者の証言を繰り返し共感してきた者としての私の願い(compassion)でもある。

## 2. PTSD概念

はたして、語ることの出来ないトラウマの記憶はいかにして語りえるのか。つまり、聞き手が、そして読み手がその「語られぬ記憶」をどう認知するのか。それは、証言の中から、トラウマの体験がもたらす心理

的・身体的症状(PTSD: post traumatic stress disorder)即ち「心的外傷後ストレス障害」と称される症状を読み解くことによって可能となる。ハーマンは『心的外傷と回復』の中で、PTSD症状を次の三つの領域で分類している。

### 1) 過覚醒 hyperarousal

トラウマになるような耐え難い出来事を体験する人は、いつまたその危険にさらされるのではないかという緊張を常に持続させている。通常の人が体験している警戒しながらも落ち着いているといったレベルの注意が、こうした人の場合は継続して高い位置にある。その為、寝ているときも警戒態勢が解けずに入眠に時間がかかったり、断眠を繰り返したり、日常の些細な衝撃に極端な驚愕反応を示したりする。ハーマンに拠れば、これが外傷後ストレス障害の最も顕著な症状であるという。

### 2) 侵入 intrusion

この症状は、トラウマとなった出来事を何度も再体験する状態をいう。人は、辛い出来事や悲しい事柄を何度も思い出すことによって消化し、物語を完結することによってその出来事を意識の中に統合させていく。トラウマを背負った人の場合、その出来事が物語の筋道をたどることが出来ず未結のまま、言わば瞬間冷凍され、意識の外に断片化された記憶の痕跡として保存される。その記憶は、本人の意思に反して全く関係のない事柄に突如として想起されることがある。その記憶は、加工されることなく反復的強迫的に意識野に侵入してくる。夢の中で悪夢を繰り返し見たり、自分の意識から乖離してトラウマの体験の繰り返しを呈する。子供の場合、トラウマ体験を連想させる遊びを強迫的に繰り返すという。

### 3) 狹窄 constriction

ハーマンは、PTSDの共通する特徴を「恐怖」と「孤立無援感」と呈している。孤立無援化された人は、衝

擊的な出来事の前において現場から行動を引き起こすことで対処するのではなく、その出来事に対する意識を変化させることによって逃避しようとする。例えば、現場の遭遇から逃れる為に引きこもったり、トラウマ体験に類似した場面に遭遇するとそれを認知する感覚（聴覚や視覚など）が突然不能となったり、また、あたかもその出来事が第三者によって体験されるのを自分が見ているかの如く意識が離脱したりする症状を示す。これは、突如として現場体験が意識に侵入してくる症状とは逆に、それを回避しようとするものである。

これらの症状を沖縄戦体験者の証言者から読み解き、戦後を生きつづける証言者達の苦悩と沖縄戦の知られざる姿を探る。人類史上未曾有の歴史として伝えられてきた沖縄戦体験者の証言は、過去マス・メディアにおいて長年に渡り映像化、そして活字化を繰り返すことにより伝承され、各市町村史においても戦時記録としてその歴史が刻まれている。しかし、それらがある種物語としての姿を演じ、沖縄戦が「遠い昔の出来事」として捉えられている感も諫めない。事実、映画『ショア』で考察されたような「沈黙の証言」を解明する研究者は、沖縄戦に関してはまだ存在しないのである。このトラウマ概念と出会うことにより、沖縄戦が今も続いているということを確信せざるを得ない者の一人として、この研究の意義を唱えたい。私が証言分析の資料に選んだのは、日本軍が最後に玉砕し沖縄戦の終焉を迎えた激戦地、那覇市の戦時記録である。分析方法として、①トラウマのパターンの抽出（PTSD概念に基づく）②パターン化された証言を五感部分に振り分ける。（イコン抽出）③そこから「非在としての沖縄戦」を立証する。これらを骨子として、証言分析を次に纏める。

### 3. 証言分析 —『那覇市史 戦時記録資料篇第2巻 中の6』<sup>(6)</sup>

沖縄戦の戦没者に関する統計には様々な説が存在するが、一般市民を含む沖縄県出身戦死者は、約15万人とも言われている。その内の約2万8千人が、日本軍に

参加した将兵・従軍看護婦等の戦死者であると言う。その生還者である当時少年兵だった証言者の記録を追ってみたい。原稿は、公募によって寄せられたもので約17ページに及ぶ証言である。この戦時記録の初版が昭和49年であるから、当時から遡ること約30年前の記憶が記されたことになる。にもかかわらず、それら一つ一つが実際に生々しく、場面ごとの日付や時間、会話のやりとり、固有名詞などが驚くほど詳細なのである。これは、その他数多くの証言に一貫して見られる共通の特徴でもある。「トラウマ的外傷を負った人は、その記憶を細部に至るまで克明に記憶していることがある」というハーマンの説が手に取るように分かる。この証言者は、初年兵として山部隊に入隊した17歳の少年であった。証言の一部には、無惨な屍体の山やその側で母を呼ぶ乳飲み子を見ながら避難壕を移動する様子が描かれている。その後、米兵に見つかり連行される途中、その乳飲み子がいたところを通り過ぎたときのことを思い起こし、悲痛な思いを語っている。その場面を以下に抜粋する。

証言①：一人の四十代位の婦人が道路入り口の側に坐り、胸をはだけて、しなびれた乳を乳飲み子にしゃぶらしているのがいたが、その婦人の正面には、一人の幼子が腹這いになって、その婦人の顔を見上げながら、「アンマー、アンマー」と、言いながら泣いていたが、その婦人は無表情で放心したような顔で石像のように坐っていた。（中略）子供に乳を与えていた婦人も、「アンマー、アンマー」と泣いていた幼な子も、この砲爆撃の中から九死に一生を得た者だったのだろう。おそらく泣いていた幼子の母は、その砲爆撃でやられていたのであろう。（中略）連行の途中、「アンマー、アンマー」と泣いていた幼な子のいたところを通ったが、哀れにもその幼な子は、うつ伏せたままこと切れ、死体は放置されたままであった。自分の子供が、その子供ぐらいの大きさになる度にわたしは、その幼な子の姿を思いうかべて胸を痛めるのである<sup>(6)</sup>（p.178）。

分析：戦争体験記の中で、反応麻痺、感情鈍麻といったような症状、「恐怖や怒り、悲しみといった感情がなくなってしまった」という感情を表現する証言は数多く見られる。この証言もそれらの回避性症状（狭窄）の表れではないか。一人残され泣いている乳飲み子を目の前にしながら、死体の山の側で自分の子供に乳をしゃぶらせているという行為そのものから、その婦人があまりの惨たらしい情景を前に、無意識に目の前で起きている悲痛な感情を起こす状況から回避しようとする狭窄の状態に陥ったのではないかと思われる。また、戦時中出会った乳飲み子の姿がトラウマとなり、戦争と全く関係のない現代の日常で、証言者本人が意図しない場面でもそれが鮮明に甦る侵入性症状＝解離性フラッシュバックという症状がこの語りには表れている。証言者の精神状態が現在の本人から解離して、トラウマとなった悲しい情景、即ち瞬間冷凍された記憶を再体験していると言える。また、トラウマ的記憶は五感に刻まれることによりその象徴性を帯びる。

PTSDの症状を体系化する上でこれらのイコン（icon）性、即ち聴覚、視覚、嗅覚そして触覚に刻印された感覚的表現を抽出し認識することにより、読み手が証言者から発せられる無言の嘆きに一歩近づくことが出来る。この証言者の記述の中には、上述の箇所に限らずよくカタカナで繰り返し表現される一つの単語がある。それは「アンマー」、母を意味する方言である。この証言の場合、常に母と子の姿が視覚的そして聴覚的イコンに浮かび上がる。証言者は、当時17歳の兵士とはいまだ子供であった。軍国主義教育を受け、國の為に戦うことが運命と知りながらも、軍服を身にまとい機銃を手にした少年が深く脳裏に焼き付けたものは、彼自身の「アンマー」、母への思いであったのではないか。戦場で会った、うつ伏せてこと切れたあの乳飲み子が生きていたと思いたいという感情が、「アンマー」という泣き声と共に聴覚に刻み込まれたのではないだろうか。

戦火で家族を失い戦友を失った生還者らは、生き残

った罪悪感や救えなかった無念の思いを戦後もずっと背負い続けていると言われている。この証言者も同じく、軍によって家畜の徵発を命ぜられたときのやり場のない気持ちを、やはり子供の姿と重ね合わせ、心の奥底に刻印している。何かを訴えかけるように、繰り返しその証言者は子どもに自分の心の痛みを投影しているかのような証言を語っている。その一部を次に示す。

証言②：私たち兵隊は、放し飼いにされている鶏の一羽でもにがさじと、追っかけ廻して捕まえた。そのときだった、大きな雄の鶏を小脇にかかえている一人の兵隊のところへ、十二、三才位の、オカッパ頭の女の子が、息せききって馳せつけ、その鶏の足を手でさわりながら、方言交じりの標準語で、「兵隊さん、この鶏はねー、病気で寝ている父ちゃんの薬にするものだから返してください」と、眼にいっぱい涙をためて哀願していた姿が、今でも忘れられず、ざんげの念にたえない<sup>(6)</sup>（p.167）。

分析：はたして、鶏を小脇にかかえて少女から嘆願された一人の兵隊とは、証言者本人ではなかったか。または、それに類似した場面に本人も直接関わった経験が全くなかったと言い切れるだろうか。読み手として、それ程までに問い合わせたいものは、証言者の言葉にならない記憶の葛藤である。「ざんげ」という一言は、少女に対する単純な謝罪を呈するのみに留まらず、ただ傍観することしか出来なかつた証言者の悔恨こそがそこには秘められていると言ってよいだろう。このように戦場の母と子を現在の自分に位置づけて物語る証言は多く、保坂教授はそれらの多くに見られる特徴はPTSDの一つである「回避行動」であると位置づけ、次のように考察している。

「生存者の多くが、母親、子どもの位置を今に連結させ、その姿を物語るが、しかしそれは常軌逸した「出来事」であるだけに、出来事の目撃者になりえず、

回避行動のための自己弁護に陥っている姿が感じられる。(中略)だからこそ、子どもを目の当たりにした「大人」たちは、子どもを保護するものではなく、傍観者の自己に煩悶するのである。証言者の、子どもに寄せる逡巡は、読み聞くものに前轍を踏まない事を伝えるメッセージであり、死体にかけられた暴力の源を問うているのである。」<sup>(7)</sup>

こうした解釈を受けながら、読み手が証言の空白の嘆き（語りえぬ出来事）に出会い、共同体の一員として共感し、コンパッションを経験することが、証言者の精神的回復を促すと信じたい。また、この証言から証言者の感覚的な表現とそのイコン性を鑑みるに、「今でも忘れられず」といった証言者のステイグマ（刻印）の語りがその視覚的象徴、即ち嘆願したオカッパ頭の少女の姿を呈している。そのイコン像が、数十年経った今に不意をついて現れ、自分の子どもにその姿を重ねては心を痛めているのである。証言者が、傍観していた事の罪責感から解放され、戦場で出会った子どもに対する「ざんげ」の念から「追悼」へと記憶の痕跡を変化させることが出来たなら、その証言者はどれほど救われるであろうか。それだけでなく、共同体が証言者と共に空白の嘆きを「追悼」することができたら、証言者は悲痛な記憶の前後脈絡を繋ぎ合わせることが可能となり得たのではないか。即ち如何にして自分が傍観者にならざるを得なかったかの事実を認識し、その記憶を個々に回復することによって、記憶を物語として「再構築」し、その物語に終止符を打つことが出来るのではないだろうか。しかし、現実には終止符が未だに打てず、断片化されたままの悲痛な記憶が多くの証言の中で代弁する言葉すらもたずにその痕跡を維持している。この証言者の語りは、母と子に象徴されるイコン性を呈すると前途したが、その多くが狭窄症状として垣間見られる。この証言には、もう一つの狭窄症状として「失感情・失言語化状態」をも呈している。証言者は、戦時中失った戦友や知人の身元を丁寧に調べており、遺族の現住所と氏名<sup>(6)</sup>（p.178）を分

かる限り随所に明記している。その前後には、「折角ここまで生き延びてきたのに」など証言者の嘆き悲しむ気持ちが強く込められている。しかし、よく見るとその証言者が明記した故人の中に、証言者自身がその死を目撃した人は一人もいない。その証言者の語りの中には、多くの戦友の話も含まれており、その死を悼む気持ちが手に取るように伝わってくる。しかし、彼が目撃したであろう戦友との別れは実に淡々と描かれており、その人々の消息を掴もうとしたかどうか、それすら全く述べられていない。次の証言はその一部である。

証言③：続いて豊見城方面にあった浦崎一等兵所属の中隊の壕に立ち寄ったところ、その壕は連日の雨で壕入り口は膝のあたりまで水浸しの状況で、とても人間がいるとは思えなかつたが、浦崎一等兵がおーいと声をかけたら中から応答があり、浦崎一等兵は、班長殿、班長殿と呼びながら中へ入つたが、この浦崎一等兵とも、これが最後の別れとなつた。その後、牧志一等兵と私二人は具志の陣地へと急ぎ、陣地を探したところ、幸いにも残留組の残つている壕があつた。

分析：この証言者にとって、この一等兵があまりに印象が薄かったのかとはとても思えない。死の直前まで行動を共にし、他の数人と一組になって幾つかの壕を転々とし、行く先々で励ましたことが記述されている。後に知った戦友の死と比較して、不自然ともいえる程に無感情な一等兵の死についての語りは、証言者が今となっても彼の死を語る余裕などないことを無意識に伝えている証ではないのか。最後の別れとなつた事実をどう確認したかを、現場にいた証言者は語れないでのある。ホロコースト体験者の影響について研究したヘンリー・クリスタルは、この失感情・失言語化状態を「アレキシシミア」と称している。私が出会った証言にはこの狭窄症状が実に多かった。次に示す証言④から⑥は、前途した証言者とは別の、複数の証

言者から語られたもので、狭窄症状が見られる証言だけを取り上げてみる。

証言④：玉城村字垣花部落で早朝人家巡りして庭を探していたら、道端に格好の一枚の菰があった。急いで取り上げたら死人をおうてあった。一週間程度なっていたのか臭氣粉々大急ぎで逃げ帰った。同じく同垣花部落より仲村渠部落へ夕暗に移動の際荷物を担ったまま躊躇した。見たら之又人体の太股を踏んでいた。ぞっとしたけれども何の気も出なかった。極楽せよと独語をいつて先を急いだ<sup>(6)</sup> (p.137)。

証言⑤：約一時間も撃ちまくって、また橋の上を後戻りしてきた。私と玉城警部補は、ブローニングの安全装置を解き、引鉄に手を当てて目をつぶり祈るようにうつむいていた。もう何の感情も湧いて来なかつた。ただ死ぬのが、当たり前だった。任務もない、戦争もない、親も戦友も総てはなかった。今死ぬことは、当然のことなのだ。食前に、かるく祈りを捧げているような、淡々とした気持ちであった<sup>(8)</sup> (p.329)。

証言⑥：米軍の前に投降したときは、ただ出てこいといわれたから出ていっただけのことで、生きるとか、死ぬとかということについて、意志の判断などできる余裕は全くなかった。死体を見ても、自分もいつかこうなるといったことを考えることもなく、すっかりマヒしきって一日一日をただ生き延びていた、という状態ではなかったかと思う。だから、怖かったという印象はない<sup>(6)</sup> (p.252)。

常に死と向き合はずにあり、肉親や戦友の悲惨な死を眼にするといった状況の中において、人間というものは自分が何を見たのか、何を感じているのか認知する能力を失うという。もし、それを許していたなら。もし、自分が何を見たのか、何を感じているのかを認めようなことをしようものなら、当時の恐怖が蘇り、

その苦痛と共に彼らは生き残った自分を責め追い続けるのかもしれない。ハーマンに拠れば、これらの狭窄症状を呈する証言者の特徴として、『いくらかでも安全をつくり出し、自分全体にしみわたる恐怖をコントロールしようとして、外傷を受けた人はその生活の「狭め」を行う。』<sup>(8)</sup>と説いている。もし、彼らが眼にしてきた肉親の死や死体の山で感じた悲痛な思いを受け入れることができたなら、抑圧された感情を吐き出すことが出来たなら、どれほど救われることか。彼らにその機会を与えることが出来ない限り、彼らにとって、沖縄戦はまだ終わらないのである。

### おわりに

今まで見過ごされてきた沖縄戦の新しい姿とは、証言者の中で数十年経たこの現代でも、ずっと終わりを告げることなく証言者に苦しみを与え続けているという事実である。証言者の肉親の死や戦友との別れといった「語られぬ出来事」をトラウマ概念の見地から抜き出し、読み手として共感・共有することによってその死を「追悼」することに意義がある。何故なら、「語られぬ出来事」が齎す苦痛、つまりPTSDとして現れる症状を回復させるには、「語る」ことが必要なのだから。その「語り」は、証言者が言葉にして語ることは不可能である。しかし、「語られぬ出来事」は、その空白そのものが訴える真実を現し、読み手はそれと出会うことが出来る。証言者と共にその真実を受け入れることが、証言者を少しでも苦しみから解放する可能性を見出す行為であると信じている。

琉球大学教授保坂氏は、服喪追悼は即ち「安全性を確保した後の自己との対話」であると説く。それを可能にする環境を共同体が、我々社会が創り出していく可能性を信じている。

### 引用文献

- (1) 岡野憲一郎、1965、「外傷性精神障害－心の傷の病理と治療」  
岩崎学術出版社。

- (2) ジュディス・ハーマン、1999、「心的外傷と回復」(中井久夫訳)、みすず書房 p.47。
- (3) 高橋哲哉、1995、「ショアーの衝撃」未來社 p.151。
- (4) 高橋哲哉、1995、「ショアーの衝撃」未來社 p.153。
- (5) 高橋哲哉、1995、「ショアーの衝撃」未來社 p.156。
- (6) 那覇市企画部市史編纂室編、1974、「那覇市史 資料篇 第2巻中の6」
- (7) 保坂廣志、2003、「沖縄戦の記憶—戦争トラウマとそのかたち」『人間科学』(琉球大学法文学部人間科学科紀要) 第12号 p.86。
- (8) ジュディス・ハーマン、1999、『心的外傷と回復』、みすず書房 p.67。

## 参考文献

- American Psychiatric Association, 1980, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, 3rd ed.* (DSM-III) APA, Washington DC.
- 岡真理、2000、「記憶／物語」岩波書店。
- ジュディス・ハーマン、1999、(中井久夫訳)「心的外傷と回復」、みすず書房。
- 高橋哲哉、1995、「ショアーの衝撃」、未來社。
- 高橋哲哉、2001、「歴史／修正主義」、岩波書店。
- 西澤哲、1999、「トラウマの臨床心理学」、金剛出版。
- 保坂廣志、2003、「沖縄の心の傷（トラウマ）とその回復」『人間科学』(琉球大学法文学部人間科学科紀要) 第9号。
- 保坂廣志、2003、「沖縄戦の記憶—戦争トラウマとそのかたち」『人間科学』(琉球大学法文学部人間科学科紀要) 第12号。

## 沖縄島羽地内海における漁船漁業の資源利用

池口 明子\*

Annual Resource Use of Artisanal Fisheries in Haneji, Okinawa Island

Akiko Ikeguchi

沖縄県を含め、低緯度地域の沿岸における持続的漁業では、多様な魚種を季節や天候に応じて柔軟に利用することが重要である。本稿は沖縄の沿岸のうち広大な干潟・浅海を有する羽地内海を漁場とする漁船漁業について操業形態を示し、それぞれがいかに多様な魚種の利用によって成り立っているのかを年間を通じて明らかにした。

**キーワード：**干潟、浅海、資源利用、漁船漁業、沖縄

This paper describes annual resource use in artisanal fisheries in wetland and shallow water in Haneji, Okinawa Island. Account books from the Nago wholesale market are used as data. Analysis shows that tidal species comprise the significant part of products harvested by gill nets and fixed nets. Catch by diving also depends seasonally on benthic resources in shallow water, and they fetch relatively high price compared with other resources.

**Key words :** Tidal flats, Shallow water, Resource use, Fisheries, Okinawa

### 1. はじめに

沿岸域を構成する地形のうち干潟とそれに連続する浅海は、多様な海洋生物の生息場である。漁業資源となる海洋生物のなかにも、生活史のいずれかの段階で干潟・浅海の環境に依存するものが多いことはよく知られている。ところが近年、沖縄県では急速に沿岸開発が進み、干潟・浅海の資源生物の生息環境が変化している。今後の持続的な沿岸漁業を考えるうえでは、沿岸漁業がいかなる生物の利用によって成り立っているのかを明らかにし、漁場の保全・回復策を考える必要がある。

ところで、従来漁業における資源利用の研究では、ある特定の生物種について、資源量の変動を把握する目的で漁獲量や操業時間との関係が分析してきた。しかし、沿岸漁業においては、ある漁業を成り立たせる生物資源が単一種であることは少ない。沿岸ではさまざまな魚種を季節や天候に応じて柔軟に利用することによって狭い漁場での操業が可能となる。この点は

とくに魚種が多い沖縄やそのほかの低緯度地域の沿岸では重要である。さらに、干潟・浅海といった近接する漁場は、小型漁船での操業を主たる選択肢とする漁業者にとって、重要な漁場となるだろう。以上の観点から、本研究では沖縄の沿岸のうち広大な干潟・浅海を有する羽地内海を漁場とする漁船漁業について操業形態を示し、それについて年間に利用する魚種を明らかにすることを目的とする。

### 2. 方法

主な資料として用いるのは、名護卸売市場で記録された漁業者ごとの売上記録（以下、仕切り書）である。仕切り書は漁業地理学において資源利用・漁場利用パターンの分析に用いられ、その有効性が示されている（田和 1997、池口 2001など）。しかし沖縄における仕切り書の利用には次の点に留意が必要である。第1に、漁獲された魚はすべてが卸売市場で販売されるわけではない。とくに家族・親類が鮮魚小売店を営む場合に

\*名古屋産業大学環境情報ビジネス学部、〒488-8711 愛知県尾張旭市新居町3255-5、ikeguchi@nagoya-su.ac.jp

は、これらの店に直接販売されることがある。したがって、仕切り書にみられる魚種をもって利用状況をすべて把握できるわけではない。第2に、仕切り書に記載される魚名は標準和名とは異なり、セリのための魚名である。仕切り書にみる一つの魚名が、分類学上の複数の魚種に対応していることがある。この点は国内のどの地域でも共通しているが、とくに沖縄では魚種が多く両者の対応が複雑である。

以上の留意点はあるものの、仕切り書は漁船漁業における資源生物利用を定量的に明らかにするうえで、有用な資料である。本研究では、聞き取りによって小売店への直接販売が周年顕著であると考えられた漁業者は、資源利用の分析事例としなかった<sup>10)</sup>。その他の漁業者についておよその利用を示すものとして仕切り

書を利用した。また、利用される魚名の一部については、セリの観察により標準和名との対応関係を確認し、その他の魚種については既存資料を参考に標準和名との対応表を作成した（6章）。

仕切り書は2001年4月から2002年3月までのものを用いる。このほか、現地での聞き取り調査と、卸売市場での水揚げの観察を2002年4月と10月～11月におこなった。

### 3. 地域概要

本稿で考察対象とする羽地内海は、本部半島と屋我地島との間に形成された浅海で、最深部は水道部で27m、内海は平均約8mである（図1）。屋我地島沿岸に冲出し約1kmの前浜干潟が、本部半島側には冲出し約

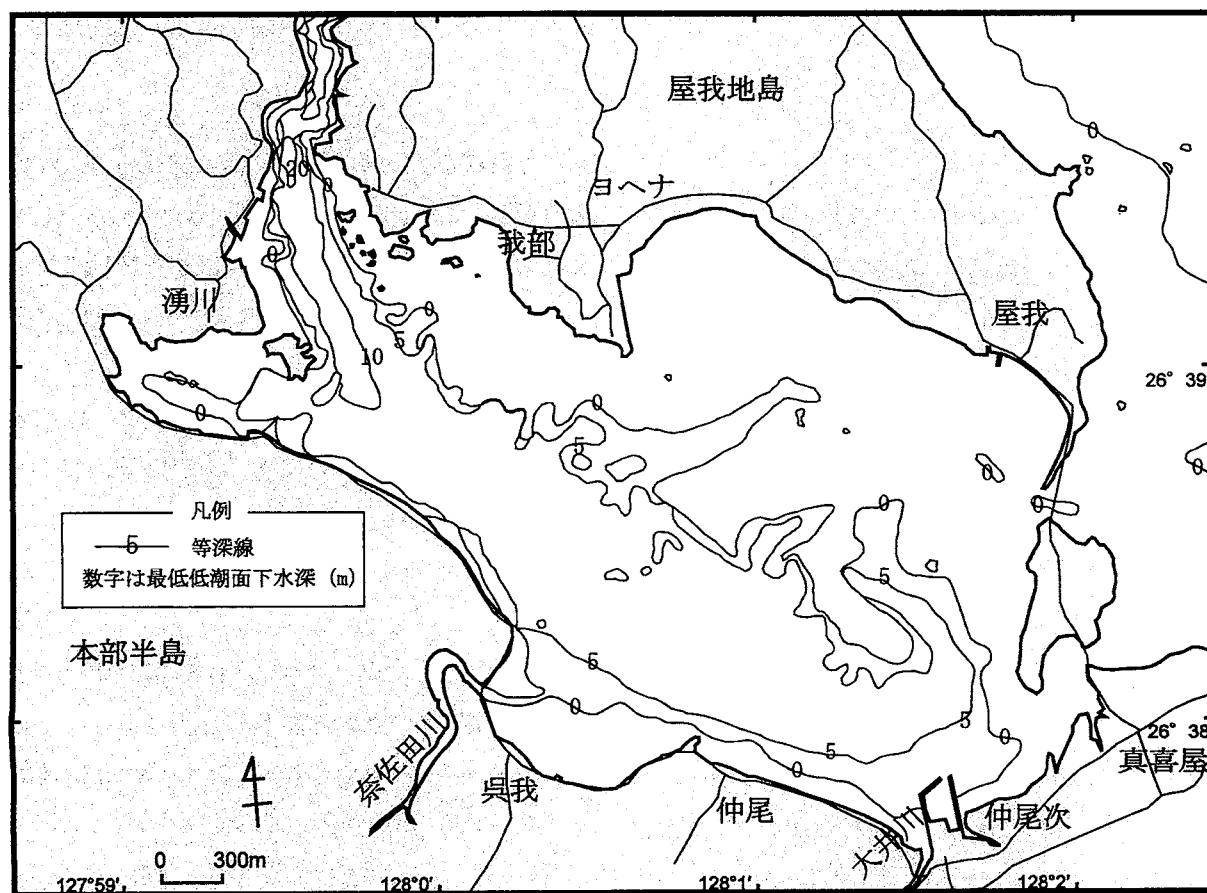


図1 対象地域の海底地形（海上保安庁平成14年刊行15,000分の1海図「運天港」より作成。）

500mの河口干潟が、大井川河口と奈佐田川河口にそれぞれ形成されている。これら干潟とこれに続く潮下部の底質は元来陸水が運搬する砂～砂泥質であるが、1970年代に始まる農地整備により赤土が流入しており、とくに屋我地島側の干潟と奈佐田川河口干潟には赤土の堆積が著しい。

羽地内海の漁船漁業は、内海の湾奥部に位置する羽地漁業協同組合（以下、羽地漁協と呼ぶ）に所属する漁業者によって行われている。羽地漁協が管理する漁業権は、区画漁業権と共同漁業権の2種類である。共同漁業権は名護漁協との共同で管理している。羽地内海の区画漁業権漁場は水道部に魚類養殖区画が、湾中、湾奥部に貝類と魚類の養殖区画が設定されている。共同漁業権漁場は羽地内海のみではなく、北は大宜味村と国頭村の村境から南は本部半島沿岸一帯を含み、このなかで漁船漁業がおこなわれている（図2）。

羽地漁協組合員は、名護市の14村、大宜味村の8村

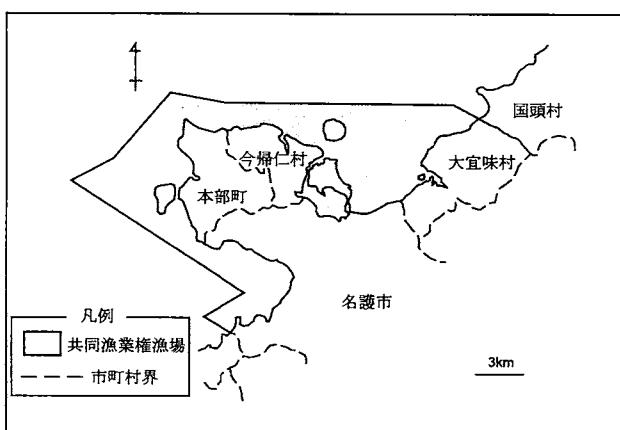


図2 羽地漁協、名護漁協が共同管理する共同漁業権漁場  
(羽地漁協資料より作成。)

の居住者からなる。このうち大宜味村の漁業者は主として塩屋湾での養殖と沿岸での漁船漁業に従事しており、羽地内海を利用するには名護市に在住している漁業者である（図3）。名護市の集落のうち、漁船漁業を

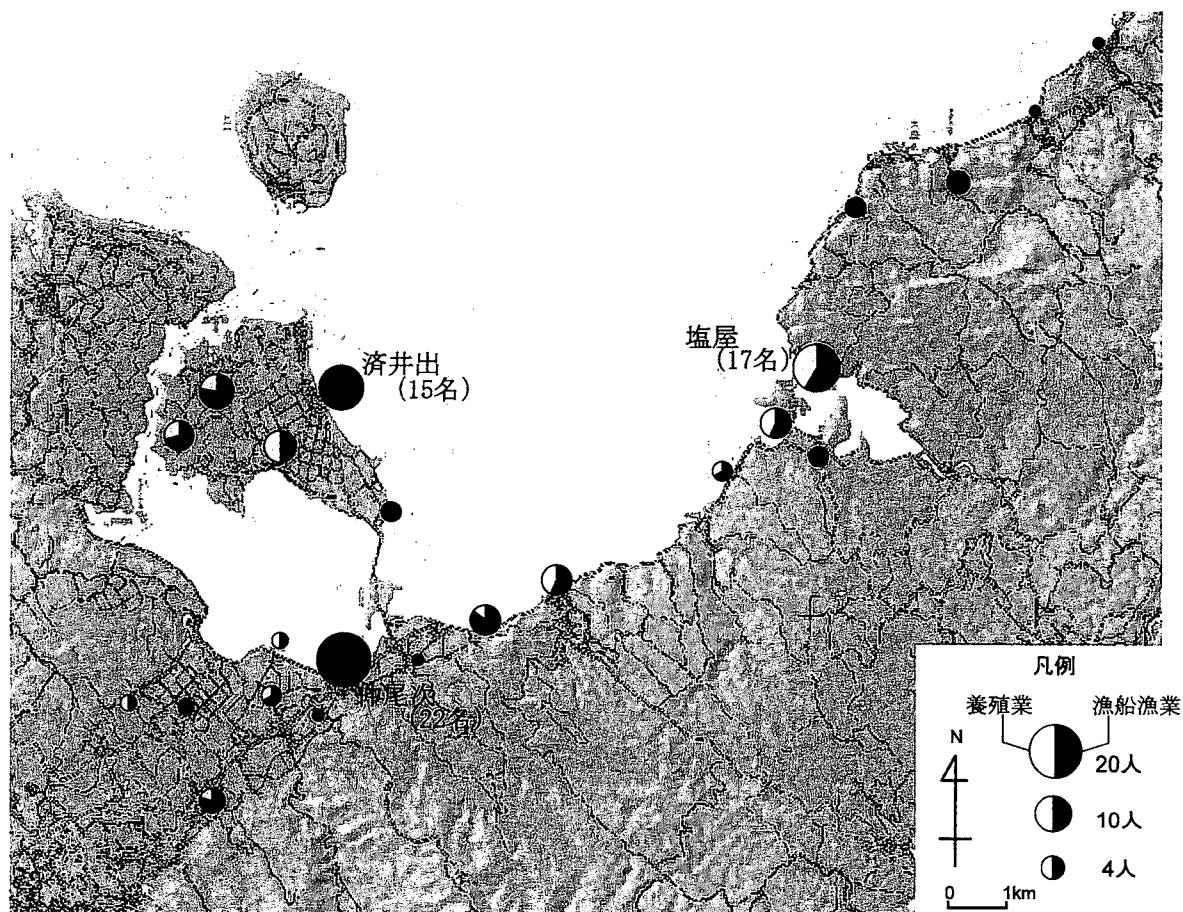


図3 羽地漁協組合員の居住地分布（2002年11月）（国土地理院平成3年発行50,000分の1地形図「名護」、「国頭平良」、「仲宗根」、および羽地漁協資料より作成。）

営む漁業者が最も多いのは漁港が位置する仲尾次集落である。

名護市は人口56,301人（2002年4月1日現在）で、名護漁港に北部地域最大の産地卸売市場をもつ。名護卸売市場は北部の各漁協から集荷しており、出荷された鮮魚は那覇市、名護市の仲買、問屋を通じて県内各地に流通している。羽地漁協もこの市場へ水揚げを出荷している。

#### 4. 羽地漁協における漁業者と漁業種構成

羽地漁協組合員の主な漁業種は、養殖、刺し網、定置網、延縄、カゴ網、潜水、一本釣りである。養殖はスギやタイを対象としており、近年では九州へも出荷している。聞き取りによれば、養殖従事者の多くは1980年代から参入した人々である。養殖業者は大宜味村の場合塩屋、宮城、名護市の場合運天原、我部、饒平名など屋我地島の3集落や源河、親川、仲尾などに居住している。屋我地の3集落は、水交換がよく小さな入り江を多くもつ水道部沿岸に位置していること、塩田経営の経験があることなど、養殖に適した立地や経験が養殖業の選択に作用していると考えられる。

一方、漁業組合で多数を占める漁船漁業者は仲尾次や済井出など特定の集落に集中している。仲尾次は戦後、県外や海外の出稼ぎから戻ってきた人々のうち、糸満や南洋での漁業経験者により専業的な漁業がおこなわれるようになった集落である。1950年代後半から遠洋漁業にも参入したが、台風などの被害により中断され、現在では小型船による沿岸漁業が中心となっている<sup>(2)</sup>。済井出では1800年代前半より寄留した糸満漁師が漁船漁業を始め、沿岸での小規模漁業を営んで現在に至っている。仲尾次では羽地内海を含めた沿岸域を漁場とするのに対し、済井出ではサンゴ礁礁池や礁斜面を中心に漁業が営まれている。

図4にみるように、20才代から30才代では養殖業従事者が多く、50代以降とくに高齢者では漁船漁業従事者が多くを占める。後者では、土木建設業から転業した事例、公務員から転業した事例、退職後パートタイ

ムで乗船する例などがあり、漁船漁業が転職者の受け皿になっていることがうかがえる。80才代を過ぎて漁船漁業に従事する人のなかには、水揚げが少なくとも毎日海に出たいという声も聞かれる。

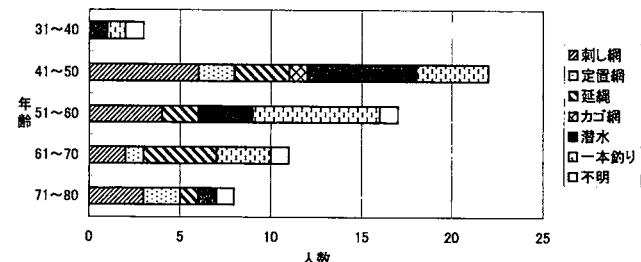


図4 羽地漁協組合員の年齢階層別漁業種（2001年4月～2002年3月）（漁協資料より作成。）

漁船漁業のうち一本釣りは外洋に面した礁斜面でハタ類（方名みーぱい）、タカサゴ類（方名ぐるくん）などを対象におこなわれる。刺し網、定置網、延縄、潜水は礁斜面や礁池など外洋に面した海面と、内海の両方で、様々な魚貝類を対象におこなわれる。カゴ網は内海でおこなわれ、カニ類を対象としている。

これらの漁業種のうち内湾を主に利用する漁業種では、個人差はあるものの、自然条件や魚価の変動などにより複数を組み合わせておこなう場合が多い。表1は2001年度に出漁した組合員について、月ごとの主な漁業種を示したものである。出漁月数が多いのは、刺し網と定置網を用いる漁業者である。刺し網は、風の弱い夏季には礁斜面や礁池、水路など、風の強い冬季には主に内海を利用して周年操業ができる。小型定置網は内海や礁池の静かな場所に設置するため、冬季でも操業ができる。多くの小型定置網漁業者は、刺し網を組み合わせて漁獲を増している。潜水で周年操業している漁業者は対象種を変えることによって複数の漁場を周年利用し、夏季には延縄を組み合わせて単価の高いハタ類（みーぱい）を漁獲している。

このように出漁日の多い漁業者では、内海を利用することによって周年操業が可能となっている。以下5章、6章では内海の利用を可能とする漁場選択と利用魚種についてそれぞれ述べる。

表1 羽地漁協組合員の漁業周期（2001年4月～2002年3月）（羽地漁協資料より作成）

漁業者番号	居住地	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 仲尾次		刺し網	刺し網	刺し網	刺し網・延繩	刺し網							
2 仲尾次		刺し網	刺し網	刺し網	刺し網・延繩	刺し網							
3 仲尾次		刺し網・小型定置網	刺し網・小型定置網	刺し網・小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網
4 仲尾次		刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網
5 仲尾次		潜水	延繩・潜水	延繩・潜水	延繩・潜水	延繩・潜水	潜水	延繩・潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水
6 仲尾次		一本釣り	延繩	延繩	延繩	延繩	延繩	一本釣り・延繩	延繩	延繩	延繩	延繩	延繩
7 仲尾次		延繩	延繩	延繩	延繩	一本釣り・延繩	延繩	一本釣り・延繩	一本釣り・延繩	延繩	延繩	延繩	延繩
8 済井出		潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水
9 ヨヘナ		刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	刺し網
10 運天原		一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	NA	一本釣り						
11 仲尾次		一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	潜水	潜水	潜水	潜水(もいい貝)
12 仲尾次		一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	
13 仲尾次		刺し網	刺し網	刺し網		刺し網							
14 運天原		一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	
15 仲尾次		刺し網・小型定置網		刺し網・小型定置網		刺し網・小型定置網							
16 仲尾次			潜水(内海)	潜水(内海)		刺し網							
17 仲尾次		一本釣り		一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り		一本釣り		潜水(もいい)
18 仲尾次		小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網				小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網
19 運天原		一本釣り	一本釣り		一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	
20 仲尾次		小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網	小型定置網				
21 仲尾次				延繩	延繩	延繩	延繩	延繩	延繩	延繩	NA		延繩
22 済井出				潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	
23 済井出					潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水	潜水
24 屋我		一本釣り	一本釣り	延繩	延繩			延繩	一本釣り		刺し網	一本釣り	
25 仲尾次		一本釣り	延繩	一本釣り・延繩		延繩		延繩	一本釣り	一本釣り			
26 仲尾次			一本釣り		一本釣り			延繩		延繩	延繩	延繩	延繩
27 仲尾次								カゴ網	カゴ網	カゴ網	カゴ網	カゴ網	カゴ網
28 屋我			刺し網	刺し網	刺し網		刺し網	刺し網	刺し網		刺し網		
29 稲巒				一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り	一本釣り			
30 ヨヘナ		刺し網	潜水	刺し網		潜水		刺し網					潜水
31 済井出		刺し網		潜水		刺し網		刺し網	刺し網	刺し網			
32 運天原		一本釣り		NA						刺し網	刺し網	刺し網	刺し網
33 仲尾次			NA	刺し網・小型定置網									刺し網・小型定置網
34 仲尾次		潜水		潜水			刺し網・小型定置網						
35 済井出		刺し網・潜水		刺し網	刺し網								
36 湧川						一本釣り			一本釣り	一本釣り	一本釣り		
37 仲尾次				NA	一本釣り								
38 済井出							潜水						
39 仲尾次		一本釣り											
40 運天原							一本釣り						

注 空欄:出漁日なし NA:漁業種不明

#### 4. 漁業種と漁場利用

羽地漁協にみられる漁業種は、1日で操業可能な範囲の漁場を利用している。漁獲物は羽地漁協がまとめてトラックで羽地漁港から名護漁港の卸売市場へ搬送する。セリは日曜祭日を除く毎日朝8時30分から始まる。これに合わせてトラックは7時30分頃に集荷を終えて出発する。以下では内海を利用する漁業種について漁場利用と操業の概要を述べる。

##### (1) 刺し網

刺し網は夏季には礁池や礁斜面を利用して操業が可能である。一方冬季では主として羽地内海での操業となる。羽地内海では冬季、強風が屋我地島によって遮られ、その島影となっている場所が操業可能な場所になる。このうちさらに潮流や潮位による魚種と魚群の動きを経験的に予測して刺し網を設置する。網は夕方

4時頃設置して明朝に引き揚げて7時頃に漁港に到着する。陸で到着を待っていた家族なども網から魚やカニをはずすのを手伝い、7時30分までに魚種ごとにまとめる。

図5は、11月19日と25日から28日の間に聞き取った漁場利用図である。聞き取り対象とした刺し網漁業者A氏は、500mの長さの刺し網と小型定置網を所有し、父親と乗船して周年操業している。2002年度の出漁日数は211日で全組合員中4番目に多い。A氏の父親はかつてアンブシと呼ばれる建干網で漁をしていた。アンブシとは干潟に木やパイプなどで網を建て、満潮時に摂餌のため岸に寄ってきた魚を漁獲するものである。その後ナイロン網の普及とともに定置網と刺し網に替えて操業している。11月の聞き取り時は風が強く、刺し網は主に内海で設置していた。刺し網は魚群の通り道に対して垂直に設置する。11月19日には岸に平行に設置し、アンブシと同様岸近くに寄った魚をとらえる

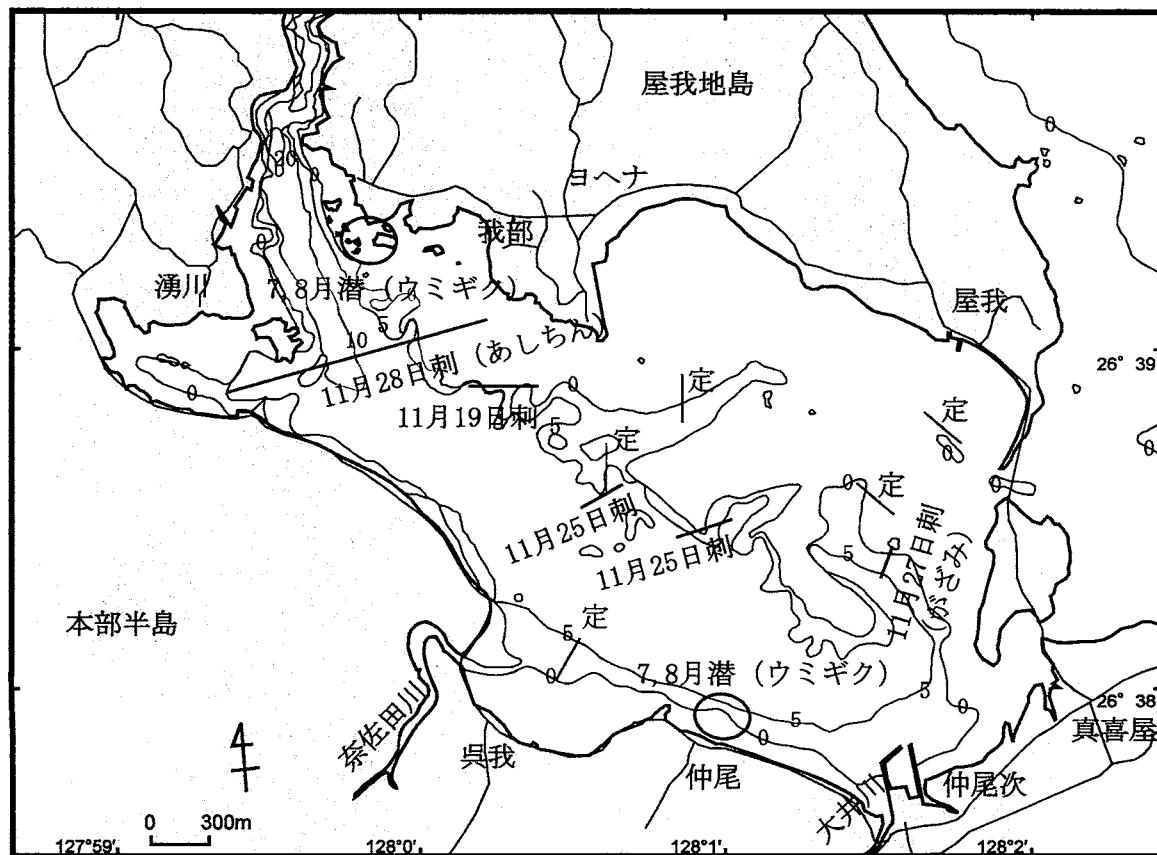


図5 羽地内海の漁場利用の事例（2002年）刺：刺し網、定：定置網、潜：潜水 カッコ内は特定の魚種を主目的とした場合（海上保安庁平成3年刊行15,000分の1海図「運天港」と聞き取りより作成。）

形で漁獲している。11月25日と11月28日には干潮時にワルミ水道に出て行く魚群をとらえるよう、水路に垂直に設置している。28日にはとくに水深10mと湾内では深い位置に設置している。この日は風が強く、浅場に設置すると風に揺られて根がかりなどおこすためと説明された。

これらの事例ではまず風向が考慮され、潮流と潮汐、魚群の動向が設置方向を決める上で考慮されている。また図でみるように面積の小さな内海では、1人の漁業者が刺し網を設置することで、水路をほぼ横断してしまう。しかし、他の漁業者とは特に設置場所のとりきめはなく、早いモノ勝ちなので、競合上選択可能な漁場が限られることがある。

#### (2) 小型定置網

小型定置網は名護市の組合員中4人が所有し、羽地内海で利用している。このうち1人は内海の潮下帯から水深5~6mの位置に1か所と、稲嶺集落沖合の礁池に1か所設置している(図5)。2人は屋我地島沖の潮下帯に設置している。これらの建網の長さは岸から沖にかけて200mであり、両側には縦網に沿って魚を誘導する周囲80mの網がそれぞれ設置してある。聞き取り対象としたB氏の場合、建網は岸側で満潮時の水深が2mの地点に固定し、沖側は満潮時の水深が約10mの地点に固定する。これにより、潮がひくとともに沖側へ移動する魚群を、沖側の袋網に誘導して漁獲する。小型定置網では、魚体にキズがつく刺し網に比べ、魚を新鮮なまま漁獲することができる。しかし、「地獄網」とも呼ばれるように、小さな魚も捕らえてしまうために資源管理上の問題がある。聞き取りによれば、定置網をもつ漁業者は沖合で水揚げしたときに小さな魚を選別して海に戻している。

#### (3) 潜水

潜水漁はスキューバダイビングによるものと、船上から空気を送り込むフーカー方式の二つがおこなわれている。スキューバダイビングによる潜水は、夜間に

礁斜面を移動しながら、ヤスにより岩陰に潜む魚について漁獲するものである。波が強いと危険なのでかなり天候に左右される。一方、フーカー方式の潜水は主に内海や礁池でおこなわれ、現在1名が従事している。このC氏は水温が高く天候が穏やかな春夏季に、内海や礁池の潮下帯でナマコや貝類、藻類などを採集し、このほか延縄、刺し網なども利用している。

## 6. 資源利用の季節変化

### (1) 仕切り書における魚名と魚種

干潟や浅海域は、微地形の発達や植生パッチの形成、河川からの栄養供給、光合成プランクトンによる酸素供給などにより多くの稚魚と成魚の生息場となっている。とくに低緯度に位置する沖縄では沿岸で漁獲される魚種が豊富でかつ地域固有性が高く、県など広域単位で集計された漁業統計では「その他の魚種」として一括される魚種があまりにも多い。特に羽地内海のような内湾域で、刺し網や定置網で漁獲される場合、選択的に漁獲する一本釣りや潜水漁などにくらべ魚種数は多い。したがって、漁業種ごとの利用魚種を検討するには、セリの記録を示した仕切り書の分析が必須である。

ところで、仕切り書による魚種利用の分析から、ある漁業種にとっての重要な漁場を推定する場合、魚種ごとの生活史や生息域を照合していく必要がある。この作業のためには、

- ①仕切り書に示された魚名（多くは地域で異なる方名）と標準和名の照合
  - ②標準和名で記載された魚種の生活史、生息地と、対象海域における該当範囲の照合
- という手順が必要である。しかし現在のところ①、②ともに情報が少なく、羽地、屋我地地方の方言や魚類生態の地域性をふまえた調査が今後必要である。本章ではとりあえず、名護卸売市場で調査をおこなった坂下（私信）、沖縄県の一般的な方名と種名の対応を記した具志堅（1972）と中松（1976）を参照し、セリでの分類と標準和名の対応を示しておく（表2）。この表に

みるよう、一つのセリ分類名は常に1種のみを指すのではなく、数種あるいは複数の科を含むことがある。また、単価が低い魚で、その日の漁獲尾数が少ない場合、他の魚と合わせて同一のトロ箱に入れられてセリ

にかけられることがある。したがって、仕切り書に記された魚名から利用魚種やその生息域を検討する際には、一つのセリ分類が含みうる魚種の範囲に留意する必要がある。

表2 羽地漁協組合員による販売魚種のセリ分類名と標準和名の対応

セリ分類名	科名	標準和名	参照	セリ分類名	科名	標準和名	参照
赤仁みーばい	ハタ科	スジアラ	①	ぐるくん	タカサゴ科	タカサゴ	①
あしちん	ニシン科	ドロクイ	①	くれーみーばい	イサキ科	ニセタカサゴ	①
あかなー	フエダイ科	リュウキュウドロクイ	①			コロダイ	①
あかみー	キントキダイ科	バラフエダイ	④			クロコショウダイ	①
あばさー	ハリセンボン科	キントキダイ	④	こち	コチ科	ミナミマゴチ	①
		ハリセンボン	①	しちゅー	イスズミ科	ミナミイスズミ	①
		ネズミフグ	①			イスズミ	①
あまいゆ	クロサギ科	オオクチサギ	②,③			テンジクイサキ	①
いせえび	イセエビ科	ニシキエビ	①	しろいか	ヤリイカ科	シロイカ	②
いなぶくすくすびー	フエダイ科	フエダイ	②,③	しゃこがい	シャコガイ科	ヒレジャコガイ	①
いしみーばい	イシダイ科	イシガキダイ	①	すぎ	スギ科	スギ	①
いぬばー	フエダイ科	イトヒキフエダイ	①	たい	タイ科	タイワンダイ	①
いらぶちやー	ブダイ科	ヒブダイ	①	たち	タチウオ科	テンジクタチ	①
		スジブダイ	①	たまん	フェフキダイ科	ハマフエフキ	①
いりかーみずん	ニシン科	ミズン	①			シモフリフエフキ	①
しるいゆ 白魚	フエフキダイ科	サザナミダイ	①	ちぬまん	ニザダイ科	テングハギ	③
		タマメイチ	①			ツマリテングハギ※	③
		メイチダイ	①	ちん	タイ科	ミナミクロダイ	①
うきむる、ぶり	アジ科	ヒレナガカンパチ	①			オーストラリアキチヌ	①
うなぎ	ウナギ科	オナガウツボ	①			ヘダイ	①
	ウツボ科	ゴマウツボ	①			ホシミゾイサキ	①
	アナゴ科	キリアナゴ	①	とかじやー	イサキ科	カンランハギ	③
えーぐあ、すぐ	アイゴ科	シモフライアイゴ	①	ながじゅうみーばい	ニザダイ科	オジロバラハタ	①
おもなが	フエフキダイ科	キツネフエフキ	④	なまこ	ハタ科	ハネジナマコ	②
かーえ	アイゴ科	ゴマアイゴ	②,③	なんずら	クロナマコ科	ミツバモチノウオ	①
がーら	アジ科	ヨロイアジ※	①		ベラ科	シマタレクチベラ	①
		ウマヅラアジ	①	のこぎりがざみ	ガザミ科	(ノコギリガザミ属)	②
		カスミアジ※	①	あかいゆ 赤魚ひーち	キントキダイ科	カスミアジ	③
		マルヒラアジ※	①	びたろう	フエダイ科	キュウセンフエダイ	①
		ミナミキンガメアジ※	①	ひらめ	ヒラメ科	テンジクガレイ	①
	ヒイラギ科	シマヒイラギ	①	ひれーか	ササウシノシタ科	アマミウシノシタ	①
		ネットヒヒイラギ	①	ひんがーがーら	ニザダイ科	トサカハギ	③
		イトヒキヒイラギ	①		アジ科	インドオキアジ	①
貝類	マルスダレガイ科	アラスジケマンガイ	②	ぼら	ボラ科	ボラ	①
		スダレハマグリ	②	まくぶ	ベラ科	シロクラベラ	①
		ヤエヤマスダレ	②	みーばい	ハタ科	アザハタ	①
	ウミギクガイ科	ウミギク	②			アズキハタ	①
かたかし	ヒメジ科	コバンヒメジ	①			チャイロマルハタ	①
		タカサゴヒメジ※	①			ヤイトハタ	①
		ミナミヒメジ	①			ナミハタ	①
がちゅん	アジ科	メアジ	③	みじゅん	ニシン科	ヤマトミズン	③
かます	カマス科	ダルマカマス	①	むーち	イトヨリダイ科	ヒトスジタマガシラ	①
かわはぎ	カワハギ科	ウスバハギ	①	もーい	イバラノリ科	(イバラノリ属)	②
きす	キス科	ソウシハギ	①	やまと		ツムブリ	①
		ホシギス	①	大和ながいゆ	アジ科	タイワンガザミ	②
申いか	コウイカ科	コブシメ	②	わたりがに	ガザミ科	ミナミイケカツオ	①
ぐるくま	サバ科	グルクマ	①	ざつぎよ	アジ科	ツバメウオ	①
				雑魚	スタレダイ科		

標準和名は以下により記載した：

①名護卸売市場でセリの写真（2002年11月16日～11月27日）をもとに、坂下光洋氏にご教示頂いた。※は未確定のもの。

②名護卸売市場でセリを観察し、筆者が同定した。

③具志堅（1972）を参照した。ただし ※の標準和名は中坊編（1993）に従った。

④中松（1975）を参照した。

## (2) 漁業種と利用魚種

2001年4月から2002年3月までに個人が漁獲した魚種数（セリ分類）は、最も多い組合員で65種類である。このうち11月のセリに見られた39種類は約68種の標準和名に相応する。26のセリ分類については未確認であることを考えると、1人が漁獲し、流通させる魚種数はかなりの数にのぼることがわかる。以下では内湾の漁業種を対象に、利用魚種とその季節変化を検討する。

### a. 刺し網

ここでは、周年操業し出漁日数が最も多いD氏を例として、魚種利用の季節変化を明らかにする。D氏の月あたり出漁日数は平均で20日であり、風力が強くなる11月からは日数が減っている。1日あたりの水揚げ金額をみると、3月が最も多く、6、7月の2か月、10月から12月の3か月が続いて多くなっている。つまり、天候がよく出漁可能な日が多い夏季には水揚量を増やすことにより収入を増している。天候が悪く出漁可能な日が少ない冬季には水揚量は減るが、単位重量あたりの金額が高いために、1日あたりの水揚金額は夏季とほぼ同様になっている。

次にこの水揚げを構成する魚種を検討する。表3は各月ごとの魚種とその水揚金額を示したものである。周年安定的に漁獲されるのはあしちんで、12、1、2月を除いては漁獲量、水揚金額ともに全体に占める割合が最も大きい。6月の総水揚金額に占める割合は73%のぼり、最低でも2月の13%、平均で42%となっている。7、8月はたまん・こち、9月から12月にかけてはきす・わたりがに類、1月から3月にかけてはきす・ちんが漁獲に加わる。天候の悪い冬季に水揚げを構成するのはあしちん・きす・わたりがにで、この時期に単価が上がっている。

刺し網漁では潮流、潮汐に応じて移動する魚種の魚道を予測、選択して網を設置する。魚種利用をみると、あしちんのように周年漁獲されるものに加えて、季節ごとに数種の魚種を選択的に漁獲していることがわかる。

### b. 小型定置網・刺し網

ここでは、小型定置網と刺し網を組み合わせて周年創業しているB氏を例として魚種利用を検討する。B氏の1月あたり出漁日数は平均で20日であり、風が強くなる9月から12月にかけては日数が減っている。1日あたりの水揚金額をみると、最も多いのは4月で9月からはやや下がり、とくに10月、1、2月は少ない。しかし冬季には出漁日数が少ないと考えると、D氏同様冬季の水揚単価が高いことが冬季の収入安定につながっているといえる。

次にこの水揚げを構成する魚種を検討する。B氏の利用魚種は、周年多種にわたる（表4）。これは多種を誘導漁獲する定置網の性質を示す一方、B氏が単価の低い魚であってもほとんどを水揚げしセリにかけていることも示している。例えば10月には特定の魚種が漁獲を優占することがほとんどなく、わたりがに、あしちん、がーらがそれぞれ13%、11%、11%を占めるに過ぎない。一方魚種数は35種類（セリ分類）にわたり、それぞれが水揚げの1~5%を占めている。天候が悪く刺し網が併用できない冬季にはとくに、浅場と深場を移動する多魚種の利用が水揚げに重要な役割をもっている。

季節ごとの利用種変化をみると、あしちんが周年安定的な利用がなされ、水揚げにも一定の割合を占めていることは刺し網漁のA氏と同様である。また、がーらも1、2月を除いては毎月利用される。がーらは表2でも示したとおり多くの魚種を含んでおり、セリではそれぞれの魚種に応じて価格形成されている。季節的に利用が限定的な魚種はえーぐあで、特に4、5月に水揚金額の多くを占める。

### c. 潜水漁

内湾で潜水漁をおこなうC氏は、兼業漁業者である。8月と4月、5月以外の季節は毎月出漁しているものの、出漁日数は最多で17日（11月）、最低で1日（2月）のみである。1日あたりの水揚金額が多いのは6、7月と11月で、4月から8月にかけては1kgあたり単価が

表3 刺し網漁業者D氏による年間資源利用の事例（2001年4月～2002年3月）（仕切書をもとに作成）

セリ帳上の魚名	重量:kg 売上:円												合計															
	4月 重量 売上	5月 重量 売上	6月 重量 売上	7月 重量 売上	8月 重量 売上	9月 重量 売上	10月 重量 売上	11月 重量 売上	12月 重量 売上	1月 重量 売上	2月 重量 売上	3月 重量 売上																
あかなー	0	0	0	0	0	1.5	620	0	0	0	0	0	1.5	620														
あしちん	42.9	62109	120	142431	101.1	135795	79.7	129707	101.8	72398	163	108448	155.4	128631														
あはさー	1	800	0	0	0	0	0	0	0.9	180	0	0	0	2.3	1020													
あまいゆ	2.7	1620	3.1	890	1.2	480	1.1	770	0	0	0.4	40	0	0	31.3	14381												
いしみーぱい	0	0	0	0	0	0	6.2	5220	8.1	7555	0	0	0	0	14.3	12775												
いせえび	0	0	0	0	0	0	0.9	2190	0	0	0	0	1.2	4080	0.2	6670												
いなふくすくすびー	0	0	0	0	0	0	0	0	3.4	4828	0	0	0.9	90	0	4918												
いらぶちやー	0	0	0	0	0.7	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	210												
うなぎ・うつぼ	0	0	0	0	0	0	2.3	230	0	0	0	0	0	0	0	230												
うに	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
えーぐあ	14.9	11439	12.8	6236	5	3230	1	200	0.8	560	7.4	6410	3	1630	8.3	4620	19.8	13640	6	4635	4	3200	5.3	3770	88.3	59570		
かーえ	0	0	3.1	1891	3.8	1780	2.8	1190	0	0	1.1	880	0	0	1.2	600	2	720	0	0	0	0	0.5	475	14.5	7536		
がーら	9.7	2250	20.5	4734	28.8	10872	11.5	3550	9.5	7025	1.6	771	14.2	2908	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95.8	32110	
貝類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
かたかし	6.6	2442	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7.1	2492	
かつお	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
かます	0	0	0.6	60	3.3	690	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	60	0	0	0	0	0	1.2	396	8.1	1206	
きす	2.9	4625	2.9	4216	2.7	2860	0.6	660	0	0	0	0	0.9	900	41.3	52178	37	63785	22.6	34890	23.6	36405	66.4	95188	200.9	295707		
ぐちなぎ	0	0	0	0	0	0	0	0	5.1	3477	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5.1	3477	
ぐるくま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ぐるくん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
くれーみーぱい	0	0	0	1	500	0	0	0.9	630	0	0	0	3.1	714	1.7	510	3.7	777	0	0	0	0	0	0	0	10.4	3131	
ごち	14.5	10366	8.9	3720	10.8	7090	19.5	10969	10.9	5907	13.5	8255	19.1	9918	11.4	7810	3.6	3585	19.6	16057	3.7	3960	15.3	10523	150.8	98160		
雑魚	0	0	0	0	0	0	0.5	50	0	0	0	0	4.6	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	500	6.1	596	
さより	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
さわら	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
しちゅー	0	0	5	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	400		
しろいか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.1	3390	
すぎ	2.4	1350	1.4	560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.3	1155	6.7	1184	2.2	902	1	50	17	5201		
たい類	1.1	770	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	770	
たちうお	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	700	0	0	0	0	2.5	785	0.5	150	9.6	2795	14.7	5088	32.3	9518
だつ	3	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	180	
たまん	2.4	1068	1	500	4.6	2315	76.5	48536	69.6	51144	1.3	260	6.1	2627	0	0	0	0	1.1	550	0	0	0	0	0	0	162.6	107000
ちん	19.3	15940	32.9	19910	12.8	6102	1.5	600	4	2850	2.4	1620	9.1	6447	4.5	2615	8.3	7624	14.2	14705	9	9265	36.6	33002	154.6	120680		
なまこ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.3	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.3	230		
のこぎりがざみ	3.2	7810	5.8	11877	2.3	5455	8.4	13329	0	0	0.5	2490	20.8	29937	18.3	25995	7.1	17632	2.2	5090	4.2	10330	1.2	1800	75	131745		
ひかーぐあ	0	0	0	0	0	0	1.8	1530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.8	1530		
びたろう	2.3	1426	1	50	3.1	1020	12.3	7270	9.7	3848	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28.4	13614	
ひらめ	4.1	2399	14.7	8070	6	3879	3.7	2180	0.2	290	0	0	12.8	8801	5.5	4480	1.1	1100	1	1383	1.7	1720	1	1000	51.8	35302		
まくぶ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	600		
まぐろ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
まち類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
みーぱい	1	2085	0	0	0.3	450	5.2	6256	17.3	18290	5.3	7632	8.7	13617	2.9	4000	1.7	3710	1.6	3475	0.4	980	2.1	4359	46.5	64854		
みみじやー	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	400		
むーち	0	0	0	0	0	0	0	0	3.7	475	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.7	475		
わたりがに	55.6	41270	17.2	12235	6.1	3150	25.2	14754	17.6	9840	52.8	34357	56.4	31211	18.1	10462	17.3	12910	14.5	14110	8.4	10322	19.4	23048	308.6	217669		
合計	189.6	169949	251.9	218280	192.6	185378	263.1	250441	263.1	189067	258.9	172703	315.5	237517	155.3	163595	163.2	188216	113.2	113030	101.5	95604	254.3	284230	2522.2	2268010		

表4 小型定置網・刺し網漁業者B氏による年間資源利用の事例（2001年4月～2002年3月）（仕切書をもとに作成）

高い。このように、潜水漁の場合、春季に集中して単価の高い資源を利用することで水揚げを確保している。

利用魚種は季節ごとに大きく変化する(表5)。これは、漁業種の変化と、選択魚種の変化による。潜水漁が主体となる4月から8月までは、藻類(もーい)、なまこ・貝類(ウミギク)など潮間帯から浅海に分布する魚種を利用する。これらはいずれも単価が高く、もーいは1kgあたり970円~1300円、なまこは2100円~2600円、ウミギクは1500円で取引される。探索~採集に時間がかかるため、努力量あたりの単価は魚類にくらべ低くなるが、移動性の低い資源であるため、生息地が確保されていれば確実に収入になる点で重要な資源である。

9月から3月にかけては漁業種を延縄あるいは刺し網に変えて操業する。主な利用魚種はあしちん、わたりがに、たちうおであり、とくにあしちんが主要な魚種となっている。

以上、内湾の漁業種3種について利用魚種の構成と季節変化を検討した。これら漁業種に共通している点は、内湾性魚種であるあしちんが漁獲と水揚金額の安定性において重要な魚種である点である。とくに漁船漁業一般にとって操業地が限られる冬季において、安定的に得られるあしちんは重要である。漁業種別にみると、定置網では浅場と深場を移動する多魚種が水揚げを構成する。選択的な漁獲をおこなう刺し網と潜水漁ではともに利用魚種の季節性が大きく、刺し網ではきす、こち、わたりがに、えーぐあが、潜水漁ではナマコ、貝類などベントス資源と藻類が重要種である。

## 7. 内湾における資源利用の特性

本稿では沖縄島の内湾漁業について、資源利用を検討した。本島北西海岸に位置する羽地内海は、本島第2の規模をもつ名護卸売市場に近く、また名護市の消費市場にも隣接しており、多魚種の流通が可能な地域である。さらに近年の養殖技術の発達により養殖海面としても有望視されている。

表5 潜水漁業者C氏による年間資源利用の事例(2001年6月~2002年4月)(仕切書をもとに作成)

セリ帳上の魚名	重量:kg 売上:円											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
あーらみーぱい	5	8500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
あしちん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あばさー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うなぎうつぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
えーぐあ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がーら	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貝類	6.4	11364	7.8	11700	1.8	2700	0	0	0	0	92	7360
かます	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
きす	0	0	0	0	0	0	4.5	4545	4.6	4316	3.6	5300
こち	0	0	0	0	0	0	7.2	3235	4	1460	4.7	5218
たち	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ちゃん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
なまこ	12.1	13897	101	199408	10.6	16940	0	0	0	0	0	0
のこぎりがざみ	0	0	0	0	1.9	2213	2.6	3050	5	7566	1.6	2400
みーぱい	0	0	0	0	0.3	300	4.7	2956	0	0	0.9	1305
もーい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わたりがに	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	23.3	33761.1	108.8	211108	102.8	202108	44	39929	19.8	16591	2726	233564
												39.1
												44210.8201.953604
												9950
												44.8
												36083.9
												39.1
												44210.8201.953604

この内海を利用する沿岸漁業者は、養殖に参入する比較的若い世代と、外洋の一本釣り・潜水漁に従事する中～高齢世代、および内海を中心に操業する高齢世代に概ね分けられる。就業の経緯についての資料は断片的だが、漁船漁業者のなかには建築業や公務員など他業種からの転業もみられる。また、70代の漁業者への手伝いとしてパートタイムで乗船している30代の漁業者の例もみられた。これらから、とくに漁業集落では今後も、小規模な漁船漁業が中高年者の転業の受け皿となる可能性がある。本稿では漁船漁業者のうち、とくに内湾への依存度が高い漁業種3種について、利用魚種の構成と季節変化を分析した。

まず、漁場利用の制約からみると、北西から風を受け、風速が強い冬季は礁池・礁斜面での操業ができず、内湾での操業のみが可能となる。この場合、一本釣り漁業者は休漁し、刺し網、小型定置網漁業者が操業することになる。刺し網漁では湾口を横断するほどの長さの網を用い、潮流、潮汐により移動する魚群の魚道に網を設置するため、小さな魚群をめぐっては漁業者間で操業場所の調整が必要となる。

このような状況では、どのような利用魚種の構成によって個々の漁業者の操業が成り立っているのだろうか。魚種の季節変化から、次のことが示唆される。まず三つの漁業種に共通するのは、あしちんが漁獲量、漁獲高ともに周年操業にとって重要となる点である。あしちんに含まれるドロクイとリュウキュウドロクイは、泥質中のデトリタスを漉しへて摂餌しており、生態系の低位に位置する生産性の高い魚種である。こうした生産性の高い魚種にある程度依存しつつ、漁業種ごとに異なる魚種選択をおこない全体の水揚げが構成される。刺し網漁ではきす、こち、わたりがになど単価の高い魚種を季節ごとに選択的に利用する。事例にあげた漁業者以外では、いせえびの底刺し網を組み合わせる例もみられた。このように、異なる魚種を選択することは、内湾の漁場利用における個人間の調整にとって重要な側面と考えられる。このような魚種選択は潜水漁でも観察された。一方定置網では多魚種を

水揚げすること、そして刺し網を組み合わせて操業することにより一定の漁獲高を確保している。定置網で漁獲されるそれぞれの魚種の単価は必ずしも高くないので、あばさーのように皮をむき、付加価値をつけてセリに出す漁業者もいる。このような操業が可能なのは、一方で漁業者の荷分け・加工の努力があるが、他方で羽地内海が消費地に近接していることや、名護卸売市場を通して多様な魚種の流通チャネルが形成されていることは内湾の利用にとって重要な背景である。漁船漁業者が多い仲尾次集落では、血縁を通して鮮魚店に直接漁獲物を販売する例もみられた。

以上のような魚種利用のうち、内湾に固有な魚種の利用は今後も重要性を増すと考えられる。汽水、内湾に固有のドロクイ、リュウキュウドロクイ（あしちん）は現在のところ生産地、消費地ともに限られているが、県内の干潟浅海域が埋め立て等により減少していることから、他地域での生産量は今後増加する可能性が低い。聞き取りをするなかでも、本種の単価が昔に比べ上がりつつあることが認識されていた。

以上から、特に消費地に近接する汽水、内湾環境では、一方で生産性が高くかつ地域固有性の高い魚種の生息環境、他方で漁業種ごとに異なる利用魚種の生息環境をふくめて漁場を考えていく必要がある。今後このような観点から、それぞれの魚種について生活史および生息域についての情報を収集することが求められる。とくに、あしちんに含まれるリュウキュウドロクイでは、産卵のため河口を遡上する可能性も報告されており（Chen and Hsiao 1996）、流域を含めて生息域を考えていくことが重要である。

## 8. おわりに

本稿では、仕切り書をもちいた利用魚種の分析を中心に、沖縄島の内湾の資源利用について考察した。その結果、内湾の漁船漁業が生産性の高い魚種にある程度依存しつつ、干潟と浅海の間を移動する多様な魚種の利用によって水揚げを構成していることが明らかになった。これらの魚種の存在が、複数の漁業種の組み

合わせを可能にし、中高齢の漁業者や、参入間もない漁業者にとって重要な小型漁船漁業を支えているのである。本稿で得た知見は、今後めざすべき内湾環境のイメージを漁場という側面から構成するうえで基礎的な情報である。今後内湾の自然環境と漁場の結びつきをより明確に示すためには、セリ分類での魚名と魚種の対応をより明確にしたうえで、利用魚種がいかなる干潟・浅海環境を利用して生活、繁殖するのかを空間的に図示していく必要がある。また、漁船漁業者のはか、徒歩による干潟域の利用者など様々な人々がもつ内湾環境の認識を明らかにしていくことも課題である。

#### 謝辞

調査をおこなうにあたり、羽地漁業組合の皆様に大変お世話になりました。また魚種の同定では、坂下光洋さんに多くのご教示を頂きました。また坂下宙子さん始め坂下家の皆様には滞在中多大な便宜をはかって頂きました。末筆ながら以上の方々に深く感謝いたします。なお本調査は、トヨタ財団の研究助成（「琉球列島の干潟における潟生業についての研究」代表:長田英巳）を受けた。

#### 注

- (1) なお、夫が漁獲した魚を妻が販売することで、妻が社会的・経済的に自立性をもつ例は糸満（加藤 1990）や石垣島（今村 1989）などで報告されており、こうした観点から今後、家族により販売される魚種をとらえる必要があろう。
- (2) 集落ごとの漁業史は坂下宙子（2001）を参照した。

#### 引用文献

- Chen, M.H. and Hsiao J.S. 1996. The reproductive biology of the gizzard shad, *Nematalosa come* (Richardson, 1846), in the Kaohsiung River and its harbor area, southern Taiwan. *Zoological Studies* 35:261-271。
- 具志堅宗弘、1972、『原色 沖縄の魚』琉球水産協会。
- 池口明子、2001、「アマ集団の漁場利用と採集行動－三重県志摩町和具地区の事例－」人文地理53：574-589。
- 今村薰、1989、「石垣島における漁民の妻の社会的役割－ウキジュ関係を手がかりとして」『季刊人類学』20：129-186。
- 加藤久子、1990、「糸満アンマー：海人の妻たちの労働と生活』ひるぎ社。
- 中松竹雄、1976、『南島方言の記述的研究』根元書房。
- 坂下宙子、2001、「海Ⅱ」名護市史編さん委員会『名護市史本編 9 民俗Ⅱ 自然の文化誌』pp. 115-171。
- 田和正孝、1997、『漁場利用の生態』九州大学出版会。

## 档案に見る琉球から清朝への貢品リスト（その一）

—朝貢の実態と本質を理解する鍵—

孫 薩\*

A List of Gifts from Ryukyu to the Qingjao Emperor Compiled from the Qingjao Archives. I.

Sūn Wēi

冊封を中心に勉強してきた自分が、冊封と対を成している朝貢についても同時に考えていた。朝貢に関する自分の考えをかため、2002年、乾隆27年の琉球國の朝貢を纏め反映させてみた。この事例を通じ、まずあらためてずっと注目してきた琉球に言い渡される「免貢」（貢品の免除）と「抵貢」（進貢の回数を減らすこと）の問題を正式に論文の中で提起した。「免貢」と「抵貢」をめぐって、中琉間のやりとりが多すぎる。にもかかわらず、体系的に論じた人は少ない。「免貢」と「抵貢」は、進貢という普遍的な問題の中に存在する特殊的な問題である。その本質は、「貢物を多く持つてこなくてよい」ことである。

「進貢」を呼びかけることで、中国と琉球との公関係がスタートしたが、いかなる理由により、貢品を減少させようとする現象が生まれたのか。その背景と要因は何であったのかを明らかにし、中国と琉球との交流の性格を考えたい。

このために、「常貢」と「特別貢」から構成されている朝貢の歴史とのあり方について、清代における特別貢の貢品リストを通して纏めてみた。

キーワード：中（清朝）琉関係、朝貢、档案

### はじめに

琉球と清朝（1644～1911年）との関係は、明朝（1368～1643年）との関係に劣ることなく、その歴史が長く、内容も豊富なものである。

「本朝（清朝）が鼎を定めたことに当たり、琉球は、もっとも早く、順を果たすことを表明した。世世代代、藩としての封（命）を守り、貢を進めるという職に供えてきた。これは、もとよりのもので、すでに百年以上経っており、今日にいたるまで、歴代皇帝の重い御恩を受けてきた。これは、いずれも、臣（琉球）の高曾祖父たち（の功績）であり、臣下の全てをもっていっても、報いがたいものであります」<sup>(1)</sup>と尚敬がみずから表現したように。

ここで触れている「藩としての封（命）」と「貢の職」というのが象徴的に現れているのは、双方のトップ同士—中国皇帝と琉球国王の直接的に関わった朝貢と勅封という行事である。もちろん、このような500年とい

う長きにも及んだ友好関係を維持できたのは、いうまでもなく、双方のあらゆる層の人々の弛まぬ努力によるものである。

本論の目的は、琉球の進めていた2年に1回の「常貢」と呼ばれる貢物と違う「特別貢」というものを通して、琉球側の積極的な努力について、具体的に描き、さらに、朝貢の実態を立体的で、全方位的に、把握してみるところにある。

「特別貢」の誕生と継続は、中国と琉球の両方トップである皇帝、琉球国王の動きに連動する歴史現象である。中国と琉球の政局・政治情勢の変化という深い原因に基づき、中琉関係に現れてきた表面現象である。

琉球と交流のある清代において、中国皇帝の登極は、8回、琉球国王への任命一冊封は、8回、中国の最高学府である国子監への琉球人入学（官生入学）とその卒業は、7回、皇帝から琉球国への宸筆下賜は、7回である。

\*沖縄大学地域研究所、〒902-8521 那覇市国場555、Tel/Fax 098-835-4830

このようなことが行われるたびに、琉球からの特別貢が捧げられていた。この中で、今日にいたるまで、あまり体系的に論述されることのない官生入学、辰筆下賜と請安の礼について「特別貢」との関係もふくめて、考察を行ってみる。

この「特別貢」を扱う理由として、まず、挙げられるのは、朝貢全体に対する理解を深められるからである。朝貢システムの話題が盛んであるにも関わらず、その歴史的な具体的な状況がまったく把握されていない部分がまだあるように思われる。全般的に朝貢システムを理解する重要なポイントとして存在するのは、この「特別貢」である。

いうまでもなく、「特別貢」は、朝貢という行事の一部分であり、この「特別貢」の真相を知らなければ、朝貢全体に対する理解もきちんとできないのである。

この「特別貢」と二年に一回の朝貢である「常貢」との関係を明らかにし、貢物の本当の意味を再確認し、さらに、「常貢」と「特別貢」との両者関係を通じ、朝貢制度への認識を高め、アジアにあった朝貢システムを理解し、アジアにあった秩序のあり方について、もう一度考える。

琉球与中国との関係を考える上で、冊封、朝貢、漂着などいくつか重要なキーワードがある。この中で、朝貢という行事ほど、行き来する頻度の高いものはない。この朝貢を通じ、琉球・中国交流の本質を突き止めることもできるはずである。

「清代の琉球朝京使節の研究」をはじめ、朝貢に関する多くの先行研究があり、貢期や、朝貢のルート、貢品などに関してかなり明らかになった部分がある。

しかし、「抵貢」や「免貢」に関する研究の蓄積が少ない。この現状の改善に少しでも尽力できればと考えている。

本論の構成は、以下のようになっている。

## はじめに

### 第一章 「特別貢」の概要とその内容

### 第二章 「特別貢」の歴史とその変遷

### 第一節 順治時代（1644-1661）

### 第二節 康熙時代

### 第三節 雍正時代

### 第四節 乾隆時代

### 第五節 嘉慶時代

### 第六節 道光時代

### 第七節 咸豐時代

### 第八節 同治時代

## 第三章 清代における朝貢制度とその性格

### 第一節 清代の朝貢制度の形成と定着

### 第二節 量的な総括と分析

### 第三節 朝貢制度の本質

#### 1. 史料に関する史料学的な検討

#### 2. 補貢

#### 3. 抵貢

## 終わりに

紙面の関係で、「档案に見る琉球から清朝への貢品リスト」をその（1）とその（2）という二部分に分け、「はじめに」から第二章第五節までの部分を（1）とし、本号に発表し、第二章第六節から「終わりに」までを（2）とし、次号に掲載する。

## 第一章 「特別貢」の概要とその内容

清代において、琉球は、皇帝の即位—登極への慶賀、琉球国王世子への任命—勅封に対する謝恩、皇帝からの御書下賜への謝恩、または、勅封にともない、勅封使たちの依頼による琉球官生の國子監（中国の最高学府）入学が実現される際、行われる謝恩を実施する。その都度、2年に1回の常貢と違う「特別貢」と呼ばれるものを皇帝に捧げることとなっていた。

8名の清代皇帝が琉球から30数回にわたる「特別貢」を受けてきた。

先述したように、「特別貢」というものは、常貢と同様に中国と琉球の両方トップである皇帝、琉球国王の動きに連動する歴史現象である。

清代において、中国皇帝の登極は、琉球国王への任

命一冊封、官生入学とその卒業、皇帝から琉球国への辰筆下賜などが行われるたびに、琉球からの特別貢が捧げられていた。

本文の中で、時間の軸にしたがい、この「登極」、「官生入学」、「勅封」、「特別下賜」という分類に沿い、特別貢が行われた経緯とその特別貢の中身とその内容をまとめてみる。

扱う時代は、清代が誕生し、琉球と「朝貢」の関係が確立する1647年から、琉球王国が呑み込まれる「琉球処分」の前兆期に当たる「日本による進貢阻止」の1875年にわたるものである。

## 第二章 「特別貢」の歴史とその変遷

「特別貢」の歴史を考える場合、一番重要な手掛かりとなるものは、琉球が中国への特別な朝貢を行う都度、中国に持っていかれた「特別貢」の貢物そのものである。

とりあえず、清代の八つの時代という歴史的な沿革にしたがい、琉球から中国に持っていかれた「常貢」以外の「特別貢」とそのリストを、中国側に保存されてきた数多くの歴史資料に基づき、抽出し、関係者の利用に供えたいものである<sup>④</sup>。

いうまでもなく、リストを抽出するプロセスの中で、それぞれの時代背景、具体的な経緯などについても、あわせて紹介し、「特別貢」という立場からもう一度、琉球・中国の関係を確認する。

そして、このような事実確認を行った後、「特別貢」に関する分析を行い、8名の皇帝の受けた琉球から四十数回にわたる「特別貢」の持つ意味を明らかにし、朝貢の本質を把握したいものである。

### 第一節 順治時代（1644—1661）

順治皇帝は、清朝を樹立させた満族の歴史の中では、三代目となっている。しかし、北京を都とする中国全土を制覇する意味における最初の皇帝として、きわめて重要な役割を果たしている。

このような歴史的な位置付けがされている順治3年（1646）に、琉球と清朝との出会いは始まる。

尚賢に遣わされた請封使である金応元が、福建で、清朝の高官に率いられ、都に送られた。尚賢の請封に対しても、明朝からの印鑑がまだ清朝に返していないため、勅封はできないとの返事であった。

翌年の順治4年（1647）になると、尚賢が死亡し、尚質が世子と自称し、使者を中国に遣わした。このことにより、清朝が琉球からの投誠（忠心表明）を認めた<sup>⑤</sup>。

順治という時代において、順治皇帝は、琉球に明王朝との関係を絶たせ、琉球からの朝貢を許可することにより、清朝との関係を確立させた。

清朝との関係を確立させる手続きとして、まず、明王朝からの勅書と印鑑を返還させ、その後、清王朝の印鑑を下賜し、最後に、尚質を勅封した。

このような清琉間における冊封朝貢関係の構築は、その時代まで200年以上続いた明琉関係を受け継ぐことに成功したことになる。方法としては、琉球に、明朝との関係を断ち切らすことである。古い関係—明琉関係の断絶、あるいは、崩壊は、新しい関係—清琉関係のスタートを意味するものである。

明清交代という特別な時期において、請封使として福建に渡った金応元は、非常に重要で興味深い存在となる。清琉関係の樹立は、彼の動きによるところは少なくない。

#### 2-1-1. 順治登極への尚質からの慶賀

順治9年（1652年）、『中山世譜』によると、琉球から王舅である何榜現、蔡錦が、慶賀のために中国に遣わされた。しかし、彼らは、漂流し、行方不明となり、中国に到着していないため、その際の貢物も不明のままである。いうまでもなく、その派遣者は、尚豊の弟であり、国王の世子と自称する尚質である。

2年後の順治11年（1654年）、同じ尚質が皇帝への慶賀の方物を進めるために、王舅である馬宗毅らを遣わし、以下の貢物が中国に持っていかれた。

金飾柄匣佩刀

銀飾柄匣佩刀

金酒瓶  
銀酒瓶  
泥金畫屏  
泥金扇  
泥銀扇  
蕉布  
苧布  
紅花  
胡椒  
蘇木<sup>(4)</sup>。

糸棉  
土苧布  
蕉布<sup>(6)</sup>。

これは、康熙皇帝へのはじめての謝恩であるが、実は、康熙皇帝の即位への慶賀の意を表明する使者は、まだ琉球から派遣されていない時期である。

## 第二節 康熙時代

康熙時代は、61年という長期間にわたるものであり、特別貢の回数も多く、慶賀が1回、勅封が3回、特別下賜が1回、官生入学が1回という合計、6回になっている。その特徴としては、通常の慶賀から始まるのではなく、尚豊の弟である尚質への勅封が最初で、そのすぐ後、康熙皇帝への慶賀が来るという順序となっていることである。

### 2-2-1. 勅封使である張学礼による尚質への勅封

康熙2年（1663）、冊封使—張学礼がようやく琉球に来られ、尚質への勅封を完遂したが、3年（1664）、この勅封という御恩への感謝の意を表すために、使者である吳国用、金正春を遣わし、以下の方物を持っていった<sup>(5)</sup>。

金飾佩刀  
銀飾佩刀  
漆柄大刀  
漆杆鎗  
漆盔甲  
泥金畫屏  
泥金扇  
泥銀扇  
畫扇  
紅銅  
胡椒

糸棉  
土苧布  
蕉布<sup>(6)</sup>。  
2-2-2. 康熙登極への尚質からの慶賀

### 2-2-2. 康熙登極への尚質からの慶賀

康熙4年（1665年）、慶賀のための貢物を補い、貢物を進める使者として、英長春を中国に向けて、遣わした<sup>(7)</sup>。

「貢物を補う」といっているのは、順治9年（1652年）、琉球から王舅である何榜琨、蔡錦がすでに一度遣わされたという琉球からの報告があったからである。

康熙4年（1665年）の貢物は、順治11年と同様であったと報告されている。残念なことには、今回の慶賀の貢物も、梅花港で漂流し、中国の都には到着していなかった。ただ、慶賀使の到着があり、貢物が漂着したとの報告が、即座にちゃんと皇帝のところに届いた。これを受け、補うことを免れるという内容の旨を皇帝が下した<sup>(8)</sup>。

これは、清代の皇帝登極に対する2回目の慶賀である。

### 2-2-3. 勅封使である汪楫による尚貞への勅封

康熙21年（1682）、勅封使—汪楫が、尚貞を任命したが、23年（1684）、勅封への御恩に感謝する使者が遣わされ、次の貢物を中国に持っていかれた。

金飾佩刀  
銀飾佩刀  
漆柄大刀  
漆杆鎗  
漆盔甲  
泥金畫屏  
泥金扇  
泥銀扇  
畫扇  
紅銅

胡椒  
糸綿  
土苧布  
蕉布<sup>(9)</sup>

#### 2-2-4. 皇帝の御書—「中山世土」に感謝する尚貞からの謝恩

皇帝の御書—「中山世土」という匾額が汪楫の依頼により、皇帝から特別に下賜された。そのため、上記の方物のほかに、琉球からの「金鶴 壱對」が加えられた<sup>(10)</sup>。

#### 2-2-5. 官生一梁成楫らの入学による尚貞からの謝恩—官生 1

汪楫という勅封使は、このような皇帝に辰筆下賜を依頼したほかに、琉球人の中国最高学府—國子監への入学についても、自ら、上奏文を提出し、依頼した。このように、彼の積極的な行動により、清代において、最初の琉球人官生の國子監入学制度をはじめ、琉球関連制度に関する多くの「先例」が誕生した。

この國子監への入学は、科挙試験によるものではなく、皇帝の特別許可によるものである。そのため、琉球国王—尚貞から、この特別な入学許可に対して、以下のものを貢物として皇帝に捧げた。

康熙27年（1688）、官生一梁成楫、鄭秉均、阮維新、蔡文溥の入学が許可された際、謝恩の貢物として、

嫩熟蕉布	五十疋
圍屏紙	三千張

が捧げられた。

康熙32年（1693）、中国に渡る前、姑米山で死亡した鄭秉均を除いた彼らが、帰国した際、さらに、数年間にわたる育成の御恩に感謝し、

嫩熟蕉布	一百疋
圍屏紙	五千張

を貢物として皇帝に届けた<sup>(11)</sup>。

今回の勅封使による官生の入学申請、皇帝からの許可、琉球からの謝恩、官生の卒業、さらなる琉球から

の謝恩という一連の事務的な流れは、清代における官生制度に関する新しいスタイルの誕生を意味し、これは、二百数十年にわたる清代における琉球官生入学の先例ともなった。

汪楫は、典型的な中国知識人として中国の歴史、制度をきちんと理解し、それを一種の制度と文化として琉球に伝え、同時に、琉球の歴史と現実について、深く考え、論理的に一地域の文化として、分かりやすく中国に紹介すると深刻に悩んでいた人物と思われる。

その結果として『使琉球雜錄』、『冊封疏抄』、『中山沿革志』という分類の書物を書き残していた。これらの書物を通じ、往時の彼の琉球への強い思いと琉球に関する理性的な思考が伝わるものである。

#### 2-2-6. 勅封使—徐葆光による尚敬への勅封

康熙58年（1718）、世曾孫である尚敬の勅封使—徐葆光が、琉球に関する書物を数多く書き残し、後世の読者から高い人気を博している。彼は、もし、汪楫の『使琉球雜錄』、『冊封疏抄』、『中山沿革志』という分類にしたがい、琉球関係資料を残すのならば、その後の琉球研究は、また、違う方向に展開されていったと思われる。

歴史家としてよりは、やはり、文学者としての側面が強い印象を受けざるを得ない。

徐葆光は琉球のことを幅広く面白く紹介したわりには、汪楫のように、使者としての記録、冊封関係の行政文書、琉球に関する文字といった分類を行うことをしなかった。

歴史家としての汪楫が作り出した3ジャンルを受け継いでいない。彼が琉球から戻った際、中国に謝恩に来た琉球の謝恩使に関する史料も今のところ、発見されていないのである。

この時の勅封の恩への感謝に関する情報は、『中山世譜』の康熙59年の記録を借用しなければならない。この記録によると、王舅一向竜翼、紫金大夫一程順則、使者一楊天祐が謝恩の使者として遣わされたようである<sup>(12)</sup>。残念ながら、この時の明細表は無い。

### 第三節 雍正皇帝

清朝統治の中でもっとも長い支配である61年にわたる康熙帝の在位が、常に注目される。この61年の後を継いだのは、雍正皇帝であり、13年の統治で終わる。

#### 2-3-1. 雍正登極への尚敬からの慶賀 登極3

この13年の幕開けに当たり、「事例」によると、琉球からは次の貢物が持っていかれた。

金・銀飾佩刀

金・銀酒瓶

泥金畫屏

扇

圍屏紙

紅銅

白剛錫

蕉布

夏布

また、皇后へは、金銀粉甲、扇、蕉布、夏布とある<sup>(13)</sup>。

この時の記録として、「中山王臣尚敬為登極慶賀事」の奏本には、次のようなより詳細な記録が登場する。

金靶鞘腰刀	二把
-------	----

銀靶鞘腰刀	二把
-------	----

金鑼	一合 重さ：76両
----	-----------

銀鑼	一合 重さ：60両
----	-----------

細嫩土蕉布	五十疋
-------	-----

細嫩花蕉布	五十疋
-------	-----

土夏布	百疋
-----	----

金彩畫圖屏	一對
-------	----

精雅扇	二百把
-----	-----

圖屏（紙）	五千枚
-------	-----

紅銅	五百斤
----	-----

白剛錫	五百斤 <sup>(14)</sup>
-----	---------------------

皇帝登極への慶賀に関する史料は、現時点では「事例」と档案の二種類である。前者の方にはカバーする時代が長く、順治、康熙時代からのものがある。しかし、その数量が書かれていない。後者の方には、数量的なものが細かく書かれているが、雍正時代からのも

のしかない。

順治、康熙時代における貢物の品目は、明白であるが、しかし、その数量に関しては、現時点での档案史料では、明らかにすることはできない。

雍正皇帝への慶賀に関しては、二種類の記録がある。これは、比較・対比を可能にしてくれている非常に貴重な史料である。同一事柄を記録する二つの系統の史料を検討する素材を残していることになる。

#### 2-3-2. 官生である鄭秉哲らのための尚敬の謝恩

康熙58年の勅封使—徐葆光が中国に戻った後、琉球からの官生入学を依頼し、許可を得た。しかし、最初の官生—蔡用佐、蔡元龍、鄭師崇が海上事故により、死亡した。

康熙61年以後、雍正元年、再度の官生—鄭秉哲、鄭謙、蔡宏訓が派遣されることとなった。鄭秉哲、鄭謙、蔡宏訓らの入学が許可された際

細嫩土蕉布	伍十疋、
-------	------

圍屏紙	三千張
-----	-----

が捧げられた<sup>(15)</sup>。

この中の蔡宏訓は、國子監で死亡した。帰国したのは、鄭秉哲ら二人のみであった。その後、雍正9年、琉球國王が、あらためて恭しく

嫩熟蕉布	一百疋
------	-----

圍屏紙	五千張
-----	-----

を謝恩の貢物として皇帝に捧げた<sup>(16)</sup>。

#### 2-3-3. 「輯瑞球陽」の特別下賜への謝恩 御書2

雍正皇帝が、雍正3年6月2日、使者である翁國柱らを通じ、琉球國王に御書「輯瑞球陽」という額、玉器、緞疋などを下賜した。これに対して、琉球から、次の貢品が届いた。

金鶴形	一對 鶴踏銀岩坐各全
-----	------------

黒漆嵌螺五爪龍椀	三十個
----------	-----

黒漆嵌螺五爪龍盤	三十個
----------	-----

細嫩青花蕉布	五十疋、
--------	------

細嫩白花蕉布	五十疋、
--------	------

細嫩素花蕉布	伍十疋、	精彩畫圍屏	壹對
精彩畫圍屏	一對	圍屏紙	伍千張
圍屏紙	伍千張	護壽紙	伍千張
護壽紙	伍千張	精製雅扇	貳百把
精製雅扇	二百把 <sup>(17)</sup> 。	を恭しく皇帝に供えた <sup>(19)</sup> 。	

#### 第四節 乾隆時代

##### 2-4-1. 乾隆登極への尚敬からの慶賀 登極 4

乾隆2年、皇上の登極という大きな慶び事にあたり、琉球国王が、わざわざ、陪臣である王舅一向啓猷、正議大夫一金震らを遣わし、表を齋し、京に赴かせ、慶賀の意を表した。その時の貢物は、以下の通りである。

金靫鞘腰刀	二把
銀靫鞘腰刀	二把
金罐	一合 重さ：76両
銀罐	一合 重さ：60両
細嫩土蕉布	五十疋
細嫩花蕉布	五十疋
土夏布	百疋
金彩畫圖屏	一對
精雅扇	二百把
圖屏（紙）	五千枚
紅銅	五百斤
白剛錫	五百斤 <sup>(18)</sup>

##### 2-4-2. 「永祚瀛壩」の特別下賜への謝恩 御書 3

乾隆皇帝が、また、自らの御書—永祚瀛壩を特別に琉球に下賜したこともあり、常貢の時期にあたる乾隆5年に、琉球国王一尚敬が、わざわざ紫巾官一翁鴻業、正議大夫一蔡其棟、都通事一蔡宏謨らを遣わし、皇帝のこの天恩に感謝し、つぎのような品々

金鶴形	壹對 鶴踏銀巖座各全
黒漆嵌螺五爪龍碗	參拾個
黒漆嵌螺五爪龍盤	參拾個
細嫩青花蕉布	伍拾疋、
細嫩白花蕉布	伍拾疋、
細嫩素花蕉布	伍拾疋、

##### 2-4-3. 尚穆への勅封に対する謝恩 勅封 4

琉球國中山王である尚穆が、法司であり、王舅である馬宣哲らを遣わし、表章・土儀を齋し、京に赴き、天恩に感謝する。乾隆21年12月24日に、表文を恭しく上げた。さらに、恭しく

金鶴形	一對 鶴踏銀巖座全
盔甲	一領 護手護膝各全
金靫鞘腰刀	二把
銀靫鞘腰刀	二把
黑漆靫鞘鍍金銅結束腰刀	二十把
黑漆靫鞘鍍金銅結束鎗	十把
黑漆靫鞘鍍金銅結束袞刀	十把
黑漆酒金馬鞍	一座
轡銜絡頭前後	牽韁脊障坭鐙俱全
金彩畫圖屏	二對
精製雅扇	五百把
土絲綿	二百束
練蕉布	二百疋、
紋蕉布	一百疋、
土苧布	一百疋、
白剛錫	五百斤
紅銅	五百斤を進めてきた <sup>(20)</sup> 。

##### 2-4-4. 乾隆23年における琉球官生の入学 官生 3

乾隆23年、梁允治、鄭孝徳、蔡世昌と金型の入学を許可した。そのため、「嫩熟蕉布一百疋と圍屏紙五千張」を捧げたはずであるが、この際の明細は、現時点では無い。

しかし、前回の康熙61の國子監入学許可の際も、次回の嘉慶10年、毛邦俊ら4人の國子監入学許可の際も、進めた方物として、「嫩熟蕉布五十疋、圍屏紙三千張」

があったことから、この乾隆23年の場合も、手続きとして「嫩熟蕉布五十疋、圍屏紙三千張」の進貢があったと思われる。

この3名は、乾隆29年、卒業した。皇帝への方物として、「嫩熟蕉布一百疋、圍屏紙五千張」があった<sup>(21)</sup>。

のことについて、福建巡撫一定長の報告も提出されている。彼の報告によると、琉球國が恒例として2年に1回の朝貢であり、今は、乾隆29年となり、入貢を行うべき時期であります。この國王である尚穆が、遣耳目官一向廷器、正議大夫一鄭秉和らを遣わし、表文、方物を捧げ、海船（二隻）に乗り、福建に来ています。

また、入監し、讀書する官生一鄭孝徳らを帰す件のために、表を具え、謝恩し、ついでに方物を進めることに関しては、乾隆30年閏2月初2日に、来ている使者、貢物といった項目を明らかにし、館驛に落ち着かせ、上京、摘回、存留官伴に分け、冊を造り、部に届けるといった件に関しては、題本を具えました。その題本も届いています。

『會典』の記載を調べて見ると、琉球國の進貢期は、1年に1回となっています。今、この國王が、耳目官一向廷器、正議大夫一鄭秉和らを遣わし、恭しく乾隆29年の進貢物を進めています。これは、2年に1回の進貢の例と一致するものであります。その入貢を許可すべきであります。来ている使者に表文、方物を持たせ、上京させ。至所進めてきた貢物の内にある硫黃（一萬二千六百斤）は、例に照らし、福建巡撫に渡し、藩庫に収めさせるべきであります。わが部が工部に文を届けさせ、使用すべき處で、使わせていただきます。其の紅銅（三千斤）、白剛錫（一千斤）は、進めて来た日になると、總管内務府に渡し、調べ、収めもらうようにします。

また、この國の官生一鄭孝徳らが歸國するということで、この國王が表を具え、謝恩しています。

ついでに進めてきた方物は、嫩熟蕉布一百疋、圍屏紙五千張であるとのことであります。

…今、進めてきた謝恩の禮物は、京に到着する日にな

ると、亦、例に照らし、總管内務府に渡し、おさめてもらうとの記録も、別にある<sup>(22)</sup>。

#### 2-4-5. 「海邦濟美」下賜への感謝 御書4

乾隆49年（1784）と乾隆52年（1787）にわたる2回の特別下賜などに対する琉球からの謝恩方物は、以下の通りである。

金鶴形	一對	鶴韜銀岩座各全
黒漆嵌螺五爪龍蓋椀	三十個	
黒漆嵌螺五爪龍圓盤	三十個	
細嫩沈香色織花蕉布	十疋、	
細嫩織花蕉布	四十疋、	
精熟土黃色織花蕉布	十疋、	
精熟織花蕉布	四十疋、	
細嫩濃茶色素光蕉布	十疋、	
細嫩素光蕉布	四十疋、	
精彩畫圍屏	一對	
圍屏紙	五千張	
護壽紙	五千張	
精製雅扇	二百把 <sup>(23)</sup> 。	

乾隆53年度（1788）の方物を進め、52年に、皇上からの特別下賜として、御書である「海邦濟美」という扁額を蒙り、また、玉の如意などの物が特別に加わった。そのために、謝恩の方物を捧げて来ている。大學士であり、禮部の事務を管理する王杰が、琉球國の進貢の事に関し、乾隆55年正月25日、次のようなリストが付けられている題本一公の用事に関する上奏文を提出した。

乾隆54年（1789）12月の内、琉球國王である尚穆が、正使であり、紫巾官である向處中、副使であり、正議大夫である鄭永功らを遣わし、恭しく、乾隆53年（1788）の貢物を進めてきた。並びに、乾隆52年（1787）に、皇上が特別に御書である「海邦濟美」という扁額を下賜し、また、玉の如意などのものが特別的な下賜が加えられたため、謝恩の方物をも捧げてきた。

琉球國が恭しく進めてきた貢物として  
紅銅三千斤

練熟白剛錫一千斤		染花苧布	伍拾疋
があり、また、恭しく進めてきた謝恩の方物として		細嫩素光蕉布	伍拾疋
金鶴形	一對	精彩畫圍屏大小	貳對
黒漆嵌螺五爪龍蓋碗	三十個	護壽紙	伍千張
黒漆嵌螺五爪龍圓盤	三十個	精製雅扇	貳百把（乾隆53年） <sup>(25)</sup> 。
細嫩沈香色織花蕉布	十疋		
細嫩織花蕉布	四十疋		
精熟土黃色織花蕉布	十疋		
精熟織花蕉布	四十疋		
細嫩濃茶色素光蕉布	十疋		
細嫩素光蕉布	四十疋		
精彩畫圍屏	一對	煎熟硫黃	壹萬貳千陸百斤、
圍屏紙	五千張	紅銅	參千斤
護壽紙	五千張	煉熟白剛錫	壹千斤、
精製雅扇	二百把 がある <sup>(24)</sup> 。		
2-4-6. 特別下賜（乾隆伍拾捌年玖月貳拾捌日）		また、謝恩の貢物として	
乾隆57年7月、進貢と天恩への感謝のための文書が提出されている。		金龜形	壹對、銀座各全
「乾隆53年、貢使一向處中、鄭永功らが、乾隆56年7月初伍日に、歸國し、勅書、特別下賜の恩詔と御書、玉の如意などを恭しく迎え、（皇帝のいらっしゃる）闕を望み、拜領いたしました。		銀攢匣	貳具、漆彩畫盆各全
ここにて、乾隆57年貢期にあたり、特別に、紫巾官一毛國棟、正議大夫一毛廷柱、都通事一鄭文英らを遣わし、表章・方物を持たせ、官伴、水梢らの合計200名を率い、海船の2隻に乗り、それぞれ以下のものを搭載させています。		銅火盆	壹拾個、漆彩畫座各全
常貢：煎熟硫黃	壹萬貳千陸百斤	銅水罐	壹拾個
紅銅	參千斤	染花土紬	伍拾疋
煉熟白剛錫	壹千斤	染花苧布	伍拾疋
並びに、謝恩の貢物：		細嫩素光蕉布	伍拾疋
金龜形	壹對、銀座各全	精彩畫圍屏大小	貳對
銀攢匣	貳具、漆彩畫盆 各全	護壽紙	伍千張
銅火盆	拾個、漆彩畫座各全	精製雅扇	二百把を管理のもとで持たせています」 <sup>(26)</sup>
銅水罐	拾個		
染花土紬	伍拾疋		

物を蒙ったからであると表現している。そして、より詳細に乾隆58年7月23日、8月24日において、亭頭の怡山に到着し、停泊していると報告している。

以上は乾隆時代において、琉球から受け取った特別貢の全貌である。

#### 第五節 嘉慶皇帝

##### 2-5-10. 乾隆皇帝から嘉慶皇帝への伝位

乾隆皇帝が自ら退き、皇帝の座を嘉慶皇帝に譲った際、琉球から太上皇としての乾隆に次の貢物を捧げたことを嘉慶元年11月12日づけの「琉球国中山王世孫臣尚温謹奏為慶賀伝位事」から窺うことができる。

金鑊	一合	重さ：76両
銀鑊	一合	重さ：60両
銀攢盒	二具	黒漆嵌螺畫盆各全
銅火盆	十個	
精製雅扇	二百把	
貼金銀煙筒	百枝	
紫霞紙	三千張	
護壽紙	二千張	
銅水罐	十個	
染花土紬	五十疋	
染花苧布	五十疋	
細嫩素光蕉布	五十疋	
精彩畫圍屏大小	二對	
金彩畫圍屏	一對	
細嫩土蕉布	百疋	
織花紬	五十疋	
染花棉布	五十疋 <sup>(27)</sup>	

##### 2-5-2. 嘉慶登極への世孫である尚温からの慶賀 登極 5

同じ嘉慶元年11月12日づけの「琉球国中山王世孫臣尚温謹奏為慶賀登極事」によると、嘉慶皇帝の登極にあたり、琉球国の世孫である尚温から慶賀が行われた。その際、尚温が謹んで、備えたものとして、

金鑊	一合	重さ：76両
銀鑊	一合	重さ：60両

金鞞鞘腰刀	二把
銀鞞鞘腰刀	二把
精熟淡黄色土夏布	五十疋
精熟土夏布	五十疋
細嫩土蕉布	百疋
金彩畫圍屏	一對
精製雅扇	二百把
圖屏紙	五千枚
紅銅	五百斤
白剛錫	五百斤

があり、これを恭しく皇帝の御前に進めた。

また、謹んで、

金粉	一合	重さ：8両
銀粉	一合	重さ：7両3錢
精熟淡黄色土夏布	二十疋	
細嫩土蕉布	四十疋	
精製雅扇	八十把	

を備え、皇后殿下にも捧げた<sup>(28)</sup>。

##### 2-5-3. 乾隆皇帝への請安礼

嘉慶4年になると、嘉慶皇帝に対して、勅封をしてくださいという請（襲）封を尚温からあった。その前に、高宗純皇帝への請安礼が行われた。

高宗純皇帝への請安を行う際、捧げた礼物（貢物という表現ではなく）として

銀攢盒	二具	黒漆畫盆各全
細嫩素光蕉布	五十疋	
染花棉布	五十疋	
圖屏紙	貳千枚	
護壽紙	五千張	
精製雅扇	壹百把	があった <sup>(29)</sup> 。

##### 2-5-4. 勅封に対する尚温からの謝恩礼

嘉慶5年において、勅封使である趙文楷・李鼎元による尚温への冊封が行われた。その後、謝恩の使者が遣わされ、次のような土儀と呼ばれたものが捧げられた。

金鶴形 一對	鶴踏銀岩座各全
盔甲 一領	護手護膝各全
金靭鞘腰刀	二把
銀靭鞘腰刀	二把
黒漆靭鞘鍍金銅結束腰刀	二十把
黒漆靭鞘鍍金銅結束鎗	十把
黒漆靭鞘鍍金銅結束袞刀	十把
黒漆酒金馬鞍	一坐
轡銜絡頭前後	牽轔脊障坭燈俱全
金彩畫圖屏	二對
精製雅扇	五百把
土絲綿	二百束
練蕉布	三百疋
土苧布	一百疋
白剛錫	五百斤
紅銅	五百斤 <sup>(30)</sup>

## 2-5-5. 「海表恭藩」の下賜に対する尚温の感謝

まだ、国王の座についていない世孫である尚温に「海表恭藩」との匾額を下賜した。これに謝恩するため、尚温から（御書5）特別に以下のようないいものが加えられた。

金鶴形 一對 鶴踏銀岩座各全 嘉慶5年9月12日<sup>(31)</sup>。  
このことの詳細に関して、福建巡撫－汪志伊が、嘉慶陸年拾貳月初拾日において、琉球國の進貢船のために、また、難船をつけて帰国させた事のために、題本という正式な文書を皇帝に提出した。彼の調査によると、琉球國への冊封の用事が終わり、この國が例として陪臣を遣わし、謝恩のために福州入りをさせていることが明らかである。今、正使－趙文楷、副使－李鼎元がすでに勅封の事が終わり、福建に戻っている。そして、琉球國中山王－尚温により差わされた法司王舅－毛國棟、紫金大夫－鄭得功らが、表文を捧げ、頭號の貢船に乗り、嘉慶伍年拾壹月初肆日に、福建に到着している。閩浙總督は、欽差の用事が終わり、福建に戻ってきた日にちについて、わざわざ摺を具え、上奏している。ここにて、福州府、海防同知－張采五の

詳細な報告によると、謝恩と進貢の二隻の船を、内港に案内し、拾壹月初肆初陸らの日において、官田に着き、停泊させている。福州、白守副将－明徳とともに、親ら謝恩の貢船に行き、この国の夷使が持ってきた符文、執照、謝恩の方物をともに確認した。搭載されたものは：

金鶴形	壹對	鶴踏銀巖坐各全
盔甲	壹領	護手護膝各全
金靭鞘腰刀	貳把	
銀靭鞘腰刀	貳把	
黒漆靭鞘鍍金銅結束腰刀		貳拾把
黒漆靭鞘鍍金銅結束鎗		壹拾把
黒漆靭鞘鍍金銅結束袞刀		壹拾把
黒漆酒金馬鞍	壹坐	轡銜絡頭前後牽轔脊障坭燈俱全
金彩畫圍屏	貳對	
精製雅扇	伍百把	
土絲綿	貳百束	
練蕉布	參百疋	
土苧布	壹百疋	
白剛錫	伍百斤	
紅銅	伍百斤	

また、御書の特別下賜に感謝し、

金鶴形 壹對（鶴踏銀巖坐各全）が  
加えられたとその全貌を描いてみた<sup>(32)</sup>。

2-5-6. 嘉慶10年、官生の入学とその卒業に対する感謝  
官生 4

嘉慶10年、入学が許可された毛邦俊、向邦正、梁文翼、楊德昌4人のため、嘉慶10年の進貢正使である毛廷襄力が、つぎのような方物を進めてきた。

圍屏紙	三千張
細嫩蕉布	五十疋 <sup>(33)</sup> 。

嘉慶14年、卒業した毛邦俊、向邦正、梁文翼、楊德昌4人のため、嘉慶16の進貢正使である向國柱が、また、次のような方物を進めてきた。

嫩熟蕉布	壹百疋
圍屏紙	五千張 <sup>(34)</sup>

2-5-7. 勅封使である斎鯤による尚瀬への冊封への感謝  
勅封使である斎鯤、費錫章による尚瀬への冊封が嘉慶13年において行われた。この冊封に関して、王舅である毛光国らが遣わされ、以下のような謝恩の礼物を皇帝に捧げた。

金鶴形	壹對	鶴踏銀岩座全
金彩畫圖屏	貳對	
精製雅扇	伍百把	
土絲綿	貳百束	
練蕉布	貳百疋	
土苧布	壹百疋	
白剛錫	伍百斤	
紅銅	伍百斤	
盔甲	一領	護手護膝各全
金鞘鞘腰刀	二把	
銀鞘鞘腰刀	二把	
黒漆鞘鞘鍍金銅結束腰刀	貳拾把	
黒漆鞘鞘鍍金銅結束鎗	拾把	
黒漆鞘鞘鍍金銅結束袞刀	拾把	
黒漆酒金馬鞍	一座	
轡銜絡頭前後	牽韁脊障泥燈俱全 <sup>(35)</sup>	

#### 2-5-8. 嘉慶15年

嘉慶16の進貢正使である向國柱が、嘉慶15年、入学した官生一陳善繼、毛世輝、馬執宏、梁元樞のため、方物を進めた。

その方物は、圍屏紙 五千張

細嫩蕉布 壱百疋<sup>(36)</sup>である。

このことに関しては、嘉慶21年の琉球國王—尚瀬からの咨文によると、陪臣の入學を許可してくださった。そのために、皇帝の命したがい、嘉慶拾伍年において、官生一陳善繼、毛世輝、馬執宏、梁元樞らを遣わし、入學・讀書させた。国子監に入學した後、すでに3年以上、経っている。また、帰国の時において、嘉慶拾肆年の官生の例にしたがい、下賜が特別に増えた。臣としての尚瀬が謹んで、常貢の外に、嘉慶貳拾壹年度の（使者である）耳目官—毛維憲、正議大夫—蔡次九、

都通事—王士惇らを遣わし、表章・方物を捧げます。とともに、嫩熟蕉布 壱百疋、

圍屏紙 伍千張も具えたとのことである<sup>(37)</sup>。

嘉慶年間において、「特別貢」は、合計、8回行われた。そのうち、転位への慶賀1回、登極への慶賀1回、請安1回、勅封への感謝1回、皇帝の真筆下賜への感謝1回、琉球官生の入学2回となっている。

#### 注

- (1) 中国第一歴史档案館編、1994、『清代中琉関係档案統編』乾隆朝12 中華書局出版。
- (2) 本論文と同時に『琉球から清朝への進貢品の行方』という論文も纏めている。『琉球新報』連載決定、論文提出済み。ご参考に。
- (3) 『清史稿』列伝313 屬國1 琉球 (順治) 4年条。
- (4) 嘉慶『欽定大清会典事例』卷393、光緒『欽定大清会典事例』卷503。
- (5) 『清史稿』『清史稿』列伝313 屬國1 琉球 (康熙) 3年条。
- (6) 嘉慶『欽定大清会典事例』卷393、光緒『欽定大清会典事例』卷503。
- (7) 清『聖祖実錄』康熙4年9月条。
- (8) 浦添市教育委員会、1988、『琉球王國評定所文書』第1卷32号
- (9) 嘉慶『欽定大清会典事例』卷393、光緒『欽定大清会典事例』卷503。
- (10) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球國王表奏文書選録』、中華書局出版。
- (11) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球國王表奏文書選録』、中華書局出版。
- (12) 沖縄県教育委員会、1986、『中山世譜』康熙5年条。
- (13) 嘉慶『欽定大清会典事例』卷393、光緒『欽定大清会典事例』卷503。
- (14) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球國王表奏文書選録』4、中華書局出版。
- (15) 乾隆年間29年査まだ
- (16) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球國王表奏文書選録』4、中華書局出版。
- (17) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球國王表奏文書選録』、中華書局出版。
- (18) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球國王表奏文書選録』22、中華書局出版。
- (19) 中国第一歴史档案館編、1994、『清代中琉関係档案統編』乾隆朝60、中華書局出版。
- (20) 中国第一歴史档案館編、1994、『清代中琉関係档案統編』54、中華書局出版。
- (21) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球國王表奏文書選録』、中華書局出版。

- 
- (22) 中国第一歴史档案館編、1994、『清代中琉関係档案統編』乾隆朝64、中華書局出版。
- (23) 中国第一歴史档案館編、1994、『清代中琉関係档案統編』乾隆朝149、160、中華書局出版。
- (24) 中国第一歴史档案館編、1994、『清代中琉関係档案統編』乾隆朝149、160、中華書局出版。
- (25) 中国第一歴史档案館編、1994、『清代中琉関係档案統編』乾隆朝161、中華書局出版。
- (26) 中国第一歴史档案館編、1994、『清代中琉関係档案統編』乾隆朝161、中華書局出版。
- (27) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球国王表奏文書選録』72、中華書局出版。
- (28) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球国王表奏文書選録』73、中華書局出版。
- (29) 中国第一歴史档案館編、『清代中琉関係档案三編』嘉慶15、『清代中琉関係档案四編』嘉慶14、中華書局出版
- (30) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球国王表奏文書選録』80、中華書局出版。
- (31) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球国王表奏文書選録』80、中華書局出版。
- (32) 中国第一歴史档案館編、1994、『清代中琉関係档案統編』嘉慶朝11、中華書局出版。
- (33) 中国第一歴史档案館編、1994、『清代中琉関係档案選編』嘉慶朝117、『清代琉球国王表奏文書選録』41、中華書局出版。
- (34) 中国第一歴史档案館編、『清代琉球国王表奏文書選録』102、『清代中琉関係档案四編』嘉慶23、中華書局出版。
- (35) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球国王表奏文書選録』嘉慶61、中華書局出版。
- (36) 中国第一歴史档案館編、1997、『清代琉球国王表奏文書選録』72、中華書局出版。
- (37) 中国第一歴史档案館編、1994、『清代中琉関係档案統編』嘉慶朝24、『清代琉球国王表奏文書選録』93、中華書局出版。

## 渡真利源吉の思想と実践 — ライフヒストリーに基づく戦後沖縄児童福祉史研究・序説 —

鈴木 崇之\*  
加藤 彰彦\*\*

The Child Welfare Thought and Practices of Genkichi Tomari: An Introduction to the Historical Study of Child Welfare in Okinawa from the View Point of Life Histories

Takashi Suzuki and Akihiko Kato

渡真利源吉は、琉球政府児童福祉法の実質的作成者であり、1965年3月に琉球政府を辞するまで児童福祉関係の専門官として活躍し、その後1998年3月まで児童養護施設、愛隣園の副園長、園長を務めた人物である。

本研究では、渡真利源吉のライフヒストリーのうち出生から琉球政府社会局福祉課児童係長に就任するまでの期間を「出生から終戦まで」、「沖縄本島移住から教員時代まで」、「内地留学」、「琉球政府児童福祉法の立案」、「琉球政府児童相談所時代」という五つの時代区分に分け、紹介を行った。また中間考察として、上記の期間のライフヒストリーから「思想と実践」の形成に寄与した要素を6点ほど抽出し、検討を行った。

「戦争体験・臨死体験」は、人命尊重や平和主義といった渡真利源吉の実践思想の核の形成につながった。「キリスト教」は、愛隣園等における福祉実践の指針となつたのみならず、米軍占領下の沖縄で米国人とコミュニケーションを取りながら福祉実践を行う際の原動力となった。「教員生活」は、渡真利源吉の現場志向を大きく規定したほか、ひとりの不登校児との出会いが内地留学への決意のきっかけともなった。「日本社会事業学校への留学」は、琉球政府児童福祉法の立案作業および米軍物資窃盗児童への対応に関する指針をもたらし、また内地に様々な知人とのつながりを作ることに寄与した。「琉球政府時代の実践と山崎亮一との出会い」は、当時最新の米国児童福祉の人権概念やソーシャルワーク理論を渡真利源吉にもたらし、琉球政府児童福祉制度の基礎の形成へとつながった。

**キーワード：**戦後沖縄児童福祉史、琉球政府児童福祉法、ライフヒストリー

### はじめに

渡真利源吉は、1953年10月に制定施行された琉球政府児童福祉法の実質的作成者であり、1965年3月に琉球政府を辞するまで12年間に渡って琉球政府の児童福祉制度の発展に努め、日本復帰に至るまでの沖縄の児童福祉の礎を作った人物である。

その後、1965年4月から1998年3月まで児童養護施設愛隣園の副園長、園長を務め、現在も沖縄ソーシャルワーカー協会会長、NPO法人沖縄児童文化福祉協会理事長、沖縄県社会福祉士会電話相談員、そして沖縄国際大学を始めとした大学、専門学校の非常勤講師として、78歳（2004年11月現在）になった現在も社会福祉の第

一線に立ち続けている。

周知の通り、沖縄は戦後1972（昭和47）年5月15日に日本に返還されるまでは、アメリカによる占領下にあった。したがって、沖縄には日本本土とは異なる児童福祉政策の歴史が存在している。

占領下における沖縄の児童福祉政策に関する研究は、1990年代までは我喜屋（1962）、幸地（1975）、また沖縄県社会福祉協議会（1981, 1986）など当事者や元当事者によるまとめの形態をとっていることが多かった。しかし、1990年代に入ると、野田（1993）、丹野（1998, 1999）、望月（1998, 2004）など日本本土の研究者によって脚光が当てられることとなった。

\* 頌栄短期大学, 〒658-0065 神戸市東灘区御影山手1-18-1, VYC13015@nifty.com

\*\*沖縄大学人文学部福祉文化学科

このような流れの中で、沖縄県生活福祉部（1998）、沖縄県社会福祉協議会崎間晃編（2001）、前原（2003）など、再び沖縄の研究者、実践者によって占領下沖縄の児童福祉政策研究が進められつつある。

しかしながら、実際に当時を知る人々が高齢化しており、貴重な聞き取りの機会が少なくなりつつあるにも関わらず、インタビュー等の方法に基づく質的研究のアウトプットは十分であるとは言いがたい現状である。

したがって本研究では、まず沖縄の児童福祉の礎を作った人物である渡真利源吉の実践に焦点を当て、そこから沖縄の児童福祉の歴史を読み取ることを目的とする。さらに、終戦直後に中学校の英語科・社会科教諭となり、また一旦は琉球政府の役人になりつつも児童福祉現場への思い止まずに琉球政府を辞して児童養護施設、愛隣園の職員となり、施設の児童を八重山郡の離島、鳩間島の養育里親に委託する等の画期的な実践を行った渡真利源吉の思想を読み取って行くこととする。

本論文では渡真利源吉のライフヒストリーのうち、出生から琉球政府社会局福祉課児童係長に就任するまでの期間を「出生から終戦まで」、「沖縄本島移住から教員時代まで」、「内地留学」、「琉球政府児童福祉法の立案」、「琉球政府児童相談所職員時代」という五つの時代区分に分け、紹介を行う。

### 調査方法

文献研究およびインタビュー調査から、渡真利源吉のライフヒストリーを作成する。そして、作成したライフヒストリーから、琉球政府在職時、およびその前後における渡真利源吉の実践者としての特色を抽出し、実践を支える思想を読み取る。

また、渡真利源吉へのインタビューは、表1の日程で実施した。インタビューの様子は、今後の資料的価値も考え、デジタルビデオに記録し、渡真利源吉本人による文献に記されていないエピソードを中心にテーマ起こしを進め、今後、詳細な年表を作成する。

表1 インタビューの経過

2003年10月25日（土）	15:30-18:00
2004年 7月31日（土）	16:00-17:00
2004年 9月 1日（水）	14:00-19:00
2004年 9月 8日（水）	14:30-17:00
2004年 9月15日（水）	14:30-17:00
2004年10月 6日（水）	14:30-19:00
2004年10月20日（水）	15:00-18:30
2004年10月24日（日）	18:00-23:30
2004年10月27日（水）	14:30-18:30

本論文を理解する上で必要と思われる所以、渡真利源吉氏の略歴を以下に列挙しておく（表2）

表2 渡真利源吉略歴

1926（大正15）年7月27日	宮古島（平良市久松）にて出生
1945（昭和20）年3月 1日	沖縄県立宮古中学校卒業（旧制5年）
1945（昭和20）年3月25日	現地部隊に入隊
1945（昭和20）年6月23日	沖縄戦終結
1946（昭和21）年7月	沖縄本島へ渡る
1946（昭和21）年10月～1947（昭和22）年3月	沖縄外国語学校で翻訳・通訳を学ぶ
1947（昭和22）年4月～1948（昭和23）年3月	具志川実業高等学校勤務
1948（昭和23）年1月5日	前原バプテスト教会にて洗礼を受ける
1948（昭和23）年4月～1951（昭和26）年3月	具志川中学校勤務
1951（昭和26）年4月～1952（昭和27）年3月	日本社会事業学校研究科（1年課程）へ派遣（日本社会事業学校研究科第6期生）
1952（昭和27）年4月～1953（昭和28）年3月	琉球政府民生局民生課児童係に配属
1953（昭和28）年4月～1958（昭和33）年10月	沖縄中央児童相談所勤務
1958（昭和33）年11月～1964（昭和39）年3月	琉球政府社会局福祉課児童係長
1962（昭和37）年4月～1972（昭和47）年3月	玉川大学文学部教育学科（通信教育部）卒業
1964（昭和39）年4月～1973（昭和48）年3月	児童養護施設愛隣園副園長
1973（昭和48）年3月～1998（平成10）年3月	児童養護施設愛隣園園長
1988（昭和63）年4月～1991（平成3）年5月	知的障害者通所授産施設愛の園園長（兼任）

\* 渡真利源吉氏へのインタビューは、表1の日程で実施した。

表3は、渡真利源吉の執筆論文である。まだ未収集の資料もあるが、ご本人の協力もいただきながら執筆論文等の完全収集を目標に作業を進めている。また平行して、どの論文にライフヒストリーの中のエピソードが記述されているか等の分析を進めている。

表3 渡真利源吉執筆論文一覧（未完）

- 渡真利源吉、1952、「不良児の性格教育 一主として院内教育ー」日本社会事業学校研究科卒業論文（指導教官：朝原梅一）。
- 琉球政府、1953、「琉球政府児童福祉法」（実質的起草者）。
- 琉球政府、1962、『児童相談所運営指針』（実質的執筆者）。
- 渡真利源吉、1972、「小原國芳による教師論」玉川大学文学部教育学科（通信教育部）卒業論文。
- 渡真利源吉、1977、「沖縄における戦争孤児対策」全社協養護施設協議会、「養護施設三十年」編集委員会編『養護施設30年』:70-83。
- 渡真利源吉、1980、「施設における経済生活」、全国社会福祉協議会・全国児童養護施設協議会編『季刊児童養護』11(2)。
- 渡真利源吉、1986a、「児童福祉と施設福祉を通して」、竹内和三郎編『沖縄の社会福祉40年 一沖社協創立35周年記念誌ー』:157-170。
- 渡真利源吉、1986b、「比嘉メリーと児童養護」、全国社会福祉協議会養護施設協議会編『養護施設の40年 一原点と方向をさぐるー』全国社会福祉協議会:83-84。
- 渡真利源吉、1988a、「児童福祉施設の養護」、須郷昌徳編『児童福祉の基礎知識』法律文化社。
- 渡真利源吉、1988b、「児童福祉に関する雑考」、沖縄県社会福祉協議会編『季刊福祉おきなわ』創刊号。
- 渡真利源吉、1992、「玉川学園の創設者小原國芳先生との出会い」日本基督教社会福祉学会30周年記念出版『キリスト教社会福祉の証言』編集委員会編『キリスト教社会福祉の証言ー学会30周年記念出版ー』:194-200。
- 渡真利源吉、1993a、「沖縄の福祉事情 一私の仕事を通してー（公開研究会講演録I）】学校法人日本社会事業大学社会事業研究所。
- 渡真利源吉、1993b、「愛隣園創立40周年の経過報告」、『愛隣園ニュース』再刊第21号（1993年12月30日）:10-11。
- 渡真利源吉・川添雅由・宮城常敏・仲村小夜子・名城健二・新里則夫、1995、「沖縄の『ゆいまーる』と地域福祉の相互扶助」、日本地域福祉学会編『日本の地域福祉』第9号。
- 渡真利源吉、1997、「鳩間島と私 一島に里子を委託してー」、鳩間小学校創立百周年記念誌編集委員会編『鳩間小学校創立百周年記念誌 波濤を越えて』:169-179。

渡真利源吉、1998a、「私は彼らと共にあった」、全国社会福祉協議会・全国児童養護施設協議会編『児童養護』28(3):24-28。

渡真利源吉、1998b、「児童福祉法の制定」、沖縄県生活福祉部編『戦後沖縄児童福祉史』:10-38。

渡真利源吉、2003、「子ども達との関わり合いを通して」、セルフサポートセンター東樹・季刊誌『橡（つるばみ）』第37号。

渡真利源吉、2004、「私の生き立ちと社大」、沖縄原宿会『日本社会事業大学と沖縄の社会福祉 一会员個人史 その1ー』:19-27。

渡真利源吉、（印刷中）、「我が半生の記」、沖縄教区史編纂委員会編『戦中戦後の体験（仮題）』。

### 渡真利源吉ライフヒストリー

#### 1. 出生から終戦まで

1926（大正15）年（0歳）

7月27日宮古島（平良市久松）にて父蒲、母カメの三男（戸籍上は六男）として出生。幼名は「じんがま」。

父蒲は松原部落の監督（総務役）をしており、松原部落敬老会の創始者でもあった。父は外で遊ぶことを求めたが、朝は必ず早く起きるように躰けた。

母カメは9人の子どもを産んだが、幼くして4人を亡くしてしまう。また、母がコレラに罹り、命拾いした後に源吉は生まれている。そのような背景もあり、末子の源吉は母にやさしく育てられた。

1933（昭和8）年4月（6歳）

久松尋常高等小学校入学。前後して軍国主義教育が始まる。「ハト、マメ、マス」の教科書が「サイタ、サイタ、サクラガサイタ。スヌメ、スヌメ、ヘイタイスヌメ」に。

1935（昭和10）年4月（8歳）

久松尋常高等小学校3年次。近所の小学1年生の子ども2人に勉強を教える。これが教師としての原体験となる。

久松部落の先輩に、日本大学法学部を卒業し、県会議員となった前里秀栄氏がいた。父は源吉に「勉強しても良いが、前里氏のように政治家にはなるな」と言った。

1937（昭和12）年末（11歳）

久松尋常高等小学校5年次。上海事変、南京攻略の

成功のため、人々は「天皇陛下万歳」と叫びながら提灯行列を行った。

1940（昭和15）年4月 （13歳）

旧制沖縄県立宮古中学校入学（13期）。入学試験時の口頭諮詢の際、「中学校を卒業して、更に高等師範学校へ入学し、そこで地歴を勉強して、将来は中学校の教師になりたい」と源吉は答えた。

1941（昭和16）年 （14歳）

中学2年次。目標にしていた高等師範学校卒の地理、歴史教員が亡くなり、源吉はショックを受ける。

社会全体が戦時体制へ向かう中、中学校においても「英語は敵の言語だ」という声が上がる。その中で、「敵を知ろうと思えば、敵の言葉を学ぶべき」と言った、英語科の野崎先生（戦後に沖縄本島で校長）の言葉が源吉には印象的であった。

座右の銘のひとつである、「桃李不言下自成蹊」（桃李の言わざれども下おのずから蹊を成す）の漢詩に出会う。

1941（昭和16）年12月8日 （15歳）

真珠湾攻撃。第二次世界大戦勃発の号外が出たことを源吉は憶えている。

1942（昭和17）年4月 （15歳）

中学3年次。学校での日課は、小銃を持って突撃訓練を行う軍事教練。予科練へ志願する友人や、結核で没した友人もいた。

「身を鴻毛の軽きに置く」が当時の合言葉。

源吉は配属将校の神田少尉にかわいがられた。

1944（昭和19）年10月9日 （18歳）

中学5年次。陸軍経理学校を受験するために、宮古島から軍事徴用船に乗り、沖縄本島へ向かう。しかし、警戒警報がかかり、一旦宮古島を離れた船は平良港に戻って停泊した。

1944（昭和19）年10月10日 （18歳）

いわゆる「10・10空襲」の日。8時、12時に米軍の空襲を受けるも、船長の奇跡的な操船により一命を取り留める。

1945（昭和20）年3月1日 （18歳）

中学卒業式。

1945（昭和20）年3月25日 （18歳）

現地部隊に入隊。第一小隊（第三小隊まであった）。午前は訓練、午後はタコつぼ（急造爆雷を背負って米軍戦車に突進するために身を隠す穴）掘りの毎日。

1945（昭和20）年3月28日 （18歳）

米軍、宮古空襲および慶良間上陸。

1945（昭和20）年6月 （18歳）

沖縄戦終結。

1945（昭和20）年8月15日 （19歳）

中隊長の命令で全隊員が召集され、玉音放送を聞く。「悲しむということでもなかった。特に夢も無かった」。

除隊後、仕事を探すも見つからず。農業に従事。

1946（昭和21）年1月 （19歳）

長兄より「何のために苦労して君を旧制中学に行かせたのだ。野良仕事ではなく、机の上で出来る仕事を探せ」と言われ、仕事を探して歩く。そのうちに、沖縄文教学校と沖縄外国語学校が1月から沖縄本島で開学したという情報を知る（渡真利 2004:21）。

## 2. 沖縄本島移住から教員時代まで

1946（昭和21）年7月 （20歳）

宮国文三さん（後、渡真利文三牧師）、内間俊昌さんと、密航同然（当時は正式に宮古島から沖縄本島へ渡るためにパスポートが必要であった）で本島へ渡る。

代用教員経験のある宮国文三さんはすぐ前原初等学校の教員に採用された。

源吉は、同年1月から開学していた沖縄文教学校および沖縄外国語学校（ともに具志川）を受験することとし、6ヶ月コースのある沖縄外国語学校を選んだ。

前原の照屋敏子さん宅にお世話になり、一番座に下宿させていただいた。

1946（昭和21）年10月～1947年3月 （20歳）

沖縄外国語学校で翻訳・通訳を学ぶ。

卒業生がみなP X（Post Exchange＝米軍キャンプ内の購買部）などの米軍関係で働く中で、源吉は教員を志望する。

1947（昭和22）年4月 （20歳）

具志川実業高等学校教諭となる（仲里嘉英校長）。初任給220円はB型軍票（B円）にて支給された。当時、米一升180円、タバコ10箱（1ポール）200円の時代であり、教員としての給与だけでは生活できなかった。そのため、学校の農地（100坪）を借り、芋、大根などを植え、飢えをしのいだ。

「一度だけ涙を流したことがあります。それはある日のこと、味噌が無くなつておつゆが炊けず、カマドに向かって芋に塩をつけて食べているとき、なんとなく急に悲しくなつて、私は『何のために、こんなことをしているんだろう』と…。最低の生活をしていたのですね。でも今になって考えてみると、これが私の生活の原点ともなっているわけです。」（渡真利、2004:21-22）。

月～金は学校に泊まり、土日に照屋さん宅に戻つて畠仕事を手伝う生活が続いた。「トマリ先生」とは、学校に寝泊りしているために子どもにつけられたニックネームだと勘違いする生徒や父母もいた。

当時お世話になっていた照屋敏子さんは夫を防衛隊にとられながら、5人の男児を立派に育て、さらに源吉を支えてくれた。源吉は、照屋敏子さんを第2の母と思っており、「私が今日あるのは、この方のおかげ」と言う。

この頃、源吉は赤痢に罹り、友人に支えられるという経験もしている。

1948（昭和23）年1月5日 （21歳）

前原バプテスト教会にて、宮国文三さんと一緒に洗礼を受ける（前原にはキリスト教徒が多く住んでいた。）

1948（昭和23）年4月 （21歳）

新制具志川中学校教諭となる（英語・社会科担当）。

稻福春子、具志川中学校に赴任。

1948（昭和23）年7月～10月 （22歳）

マラリアに罹り、退職覚悟で宮古島へ帰島。

父は沖縄本島での貧窮生活の中で瘦せ衰えた源吉に滋養をつけるため、山羊をつぶして料理をしてくれた。

両親の献身的な介護の甲斐もあり、10月に職場復帰

するために源吉は沖縄本島に戻った。

1950（昭和25）年1月 （23歳）

稻福春子と婚約。

1950（昭和25）年4月 （23歳）

具志川中学校の同僚諸見里和子さんが、在沖ライカム（Ryukyu Commandの略）婦人クラブ・スカラシップにより、日本社会事業学校研究科および日本社会事業短期大学へ留学。

1950（昭和25）年4月21日 （23歳）

稻福春子との結婚式。

1950（昭和25）年9月 （24歳）

沖縄軍政府による、第1回社会事業研修生派遣。日本社会事業大学にて3ヶ月研修。研修生は外間宏榮（民政府社会事業課）、山田有昂（那覇市社会事業課長）、新嘉喜貴美（那覇市厚生員）、仲村節子（中城村厚生員）、島マス（越來村厚生員）の5名（島マス先生回想録編集委員会編、1986:94）。

「当時まだアメリカの占領状態にあった沖縄からも留学生が受け入れられた。沖縄では、戦争により荒廃した社会と人心の復興のため、社会福祉事業の振興、わけても専門家養成が急務であった。そこで本学（筆者註：日本社会事業大学）と現在の沖縄県社会福祉協議会が提携して、留学生派遣選抜制度がつくられ、1950（昭和25）年に最初の留学生が本学に派遣してきた。以来本学は短期間の研修生も含め多くの卒業生を沖縄に送り返し、それらの人々が沖縄県の福祉を担つて現在にいたっている。」（日本社会事業大学五十年史刊行企画委員会編、1996:90）。

1950（昭和25）年10月 （24歳）

長女誕生。

1950（昭和25）年11月 （24歳）

担任していたクラスに不登校児（登校せず、米軍のゴミ捨て場で缶詰あさりなどをしていた）があり、この子どものために何かしてあげられることはないと源吉は悩んでいた。

そんな折、留学から沖縄に戻った島マスによる新聞投書「不良児について」を読み、いわゆる「不良児」への見方や処遇方法について示唆を受ける。同時に、

「内地で学びたい」との思いを強くする。

琉球列島米国民政府（USCAR）社会福祉人材育成スクラップに応募することを決意。各群島から5名が選抜された。沖縄群島（渡真利源吉、前城弘秀）、宮古群島（砂川寛亮）、八重山群島（喜舎場信方）、奄美群島（栄原辰己）。

沖縄群島からは2名が選抜され、源吉はそのうちの1名。一次試験は現那覇高校にて筆記試験。約20名中4名が合格した。二次試験はコザ病院にて身体検査の後、面接試験が行われ4名中2名が選抜された。面接試験の内容は、試験官3名（嵩原久男民生課長、安里彦紀、文教課長、山崎亮一琉球列島米国民政府公衆衛生社会事業部）による口頭諮詢「ユネスコについて知るところを述べよ」等であった。

1951（昭和26）年3月（24歳）

具志川中学校退職。生徒たち全員が源吉の旅立ちを校舎から校門まで並んで見送った。

### 3. 内地留学

1951（昭和26）年4月（24歳）

日本社会事業学校研究科（1年課程）へ派遣（日本社会事業学校研究科第6期生）。

横浜港からは文部省国際文化課の高里氏（沖縄出身で比嘉春潮、比屋根安定の知人）の車で、下宿まで送ってもらった。

栄原辰己を除く源吉ら4名は比嘉春潮（民俗学者）の荻窪の自宅にて下宿した。夏に源吉と喜舎場信方は代々木の菁寮に移った。後に喜舎場信方日本社会事業学校の寮に移った。

学校の予習、復習が大変であったこともあり比嘉春潮と話す機会はあまり多くなかったが、エスペラント語の重要性などの話を聞いた。

50名ほどのクラスの中で、源吉は潮谷総一郎（慈愛園（熊本））、奥山典雄（岡山県中央児童相談所）、真下弘（国府台病院（千葉））等と親しむ。

当時の日本社会事業学校研究科講師陣は、吉田久一、五味百合子、鶴谷善教、木田徹郎、仲村優一、朝原梅

一、徳永寅雄、小川政亮、黒木利克など。

「当時の研究科のクラスメイトのなかには、現場を経験されて問題意識をもってこられた方も多く、また戦前から社会事業に携わっておられた方もいて、みんな学習意欲に燃えておりました。それに較べ私のほうは社会事業の社の字さえも知らないで入学したわけでした、正直な話、50名のクラスで、初めは教室の一番後ろの隅っこに座って講義を受けていました。当時私は、目が悪かったのに眼鏡をかけていなかったので、黒板の字が見えないです。そのこともあって前期はモヤモヤとした気持ちで過ごしましたが、『このままでは沖縄に帰れない』と思い、後期からは勇気を出して最前列の真正面のテーブルに座り教授に向き合いました。それからは誰にも気兼ねせずに講義を受けて、学校を終えたわけです。」（渡真利、2004:23）。

1951（昭和26）年7～8月（25歳）

夏期休暇中の7月下旬から8月末にかけて、源吉は教護院、東京都立誠明学園で社会事業実習を行った。

1952（昭和27）年3月（25歳）

研究科修了。卒業論文は「不良児の性格教育—主として院内教育—」（指導教官：朝原梅一）。沖縄の教育現場で抱いた「不良児」に対する問題意識から、ついで幅広い視野で論じようとする源吉に対して、朝原梅一は「東京都立誠明学園における社会事業実習での経験を基に、院内における教育に限定するように」と指導した。

### 4. 琉球政府児童福祉法の立案

1952（昭和27）年5月（25歳）

源吉は学校現場に戻ることを期待していたが、琉球政府民生局民生課児童係（現在の天妃小学校の敷地にあった）に配属となった。庶務係長：外間宏榮、係員：渡真利源吉、諸見里和子、喜舎場信方。

1953（昭和28）年6月26日（26歳）

比嘉秀平行政主席から護得久朝章立法院議長宛メッセージ第30号「児童福祉法に関する立法要請」が発せられる。

「戦後沖縄に対する日本の権力の行使が中絶されるに及び児童の福祉を裏付ける法的根拠も極めて不備で己の生活の為に児童の権利を無視し逆用される虞のあ

る実情なればこれを保障する必要上の法の制定は急務であると云わねばならない」（「児童福祉法に関する立法要請」より一部を抜粋）。

本要請は文教社会委員会付託となり、次の日程で審議された。審議に携わったメンバーは宮城久栄（文教社会委員会委員長）、兼次佐一、瀬長亀次郎、西原雅一、大浜国浩、平山源宝（文教社会委員）、山田有昂（琉球政府社会局福祉課課長）、末吉業信、渡真利源吉（琉球政府社会局福祉課主事）。

7月 8日 第1回法案審議。  
7月 9日 第2回法案審議。  
7月14日 第3回法案審議。  
7月15日 第4回法案審議。  
7月17日 第5回法案審議。  
7月20日 第6回法案審議。

1953（昭和28）年7月27日 （27歳）

7月30日 第7回法案審議。

（上記審議過程は、琉球政府立法文教社会委員会会議録に掲載。また、渡真利（1998b）に詳細に審議過程の様子が説明されている。）

8月 3日 第3回立法院本会議に発議。  
8月12日 提案理由＋修正事項。  
9月 7日 可決。  
10月19日 琉球政府福祉三法（児童福祉法、生活保護法、身体障害者福祉法）制定公布。すぐに児童相談所開設準備開始へ。

「児童福祉法案については、立案当初から米国民政府の指導官であった山崎亮一さんが積極的に関わったということもあって、民政府との調整もスムーズに行われました。が、それでもこの仕事には約一年間かかりました。それというのも、午前中は法律立案の準備など出来たのですが、午後は刑務所に入っている少年たちの出所に伴っての面接や、行き場を失っている少年たちの世話などで忙しかったのです」（渡真利、2004:23）。

1953（昭和28）年9月1日 （27歳）

養護施設 愛隣園開園（初代園長 比嘉メリー）。11月に琉球政府児童福祉法に基づく養護施設として認可。1954年2月には山崎亮一のアドバイスに従い、寄舍制か

ら小舎制となる。

## 5. 琉球政府児童相談所時代

1954（昭和29）年4月1日 （27歳）

児童相談所開設準備。

1954（昭和29）年10月 （28歳）

琉球政府中央児童相談所開設。所長：外間宏榮、主任：渡真利源吉、所員：幸地努・新垣まさ子。

1956（昭和31）年12月 （30歳）

日本社会事業大学にて3ヶ月間の研修。

日本社会事業大学の宿舎に泊まり、1953（昭和28）年10月に開設された日本社会事業大学付属児童相談室にて石井哲夫（心理学）に師事する。サイコドラマ、ロールプレイなどの研修を行う。

また、国立精神衛生研究所において知能検査やロールシャッハ・テストの実施と解釈の研修を受ける。

当時、ヘレン・パールマン著『Social Casework : A Problem-Solving Process』の訳出に松本武子がとりかかっていた（1958年11月に『ソーシャル・ケースワーク』のタイトルで刊行された）。その翻訳を基に、仲村優一らが行っていたケースワークの勉強会に参加。

大阪、岡山にも足を運ぶ。大阪では保育ママ制度について調査し、岡山では日本社会事業学校研究科の同窓生である奥山典雄の案内で岡山孤児院の跡地などを巡る。

1ヶ月分の研修費用で3ヶ月間東京に滞在したため、源吉は秋刀魚を食べたり、うどんを食べたりの貧乏生活を送ることとなった。大津美子の『嵐も吹けば』が流行歌だった。

1957（昭和32）年2月 （30歳）

最愛の母を亡くす。妻春子から「ハハナクナル」の電報が届く。大変なショックで、それ以降心臓の鼓動がおかしくなり、研修生活もままならなくなる。

帰沖することを決意し、すぐに宮古島に渡る。

この時に刊行間もない厚生省児童局『児童相談所執務必携』を沖縄に持ち帰る。のち、山崎亮一氏と喧々諤々の議論を経て、1962年2月に本書を基に書き改めた

琉球政府『児童相談所運営指針』を制定。

また、この研修で調査した保育ママ制度を琉球にて実施するための要綱案を作成するが、実施には至らなかった。

1958（昭和33）年10月（32歳）

10月末まで沖縄中央児童相談所勤務。11月から琉球政府社会局福祉課児童係長に就任。

### 本研究の中間考察

—「渡真利源吉の思想と実践」形成に寄与したもの—

ここでは本研究の中間考察として、出生から琉球政府社会局福祉課児童係長に就任するまでの渡真利源吉のライフヒストリーから、「渡真利源吉の思想と実践」形成に寄与したと思われる「経験」、「思想」、「出会い」を6点ほど抽出して検討していくこととした。

#### 1. 戦争体験、臨死体験

まだ印刷中であるため公にはなっていないが、「我が半生の記」（沖縄教区史編纂委員会編『戦中戦後の体験（仮題）』）において、渡真利源吉は自分が戦時中に受けた軍国主義教育を丁寧に振り返っている。

「身を鴻毛の軽きに置く」が合言葉となり、授業よりも軍事教練が重視された時代の渦中においては、それに対する疑問を差し挟む余地はほとんど無かったといえる。しかし、英語科排斥の流れの中で「敵を知ろうと思えば、敵の言葉を学ぶべき」と言った教諭の言葉を現在でも心象深く記憶していることなどからも、渡真利源吉は当時の風潮を冷静に見つめる視線を常に持っていたことを伺い知ることができる。

後に玉川大学にて教育学を学ぶ中で、戦時教育の誤りについて源吉は改めて振り返ることとなった。

また、源吉は1944（昭和19）年10月10日、いわゆる「10・10空襲」の被害者でもある。平良港において2度の空襲を受けるも、船長の奇跡的な操船により一命を取り留めている。

さらに、1948（昭和23）年7月にはマラリアに罹り、退職も考えねばならないほどの重篤な状態にまで陥った。

これらの戦争体験、臨死体験は、「人間の命を尊重し、平和を追求する」という渡真利源吉の福祉思想の根底を形成する上で、大きな影響を与えた出来事だと言える。

#### 2. キリスト教

渡真利源吉は1948（昭和23）年1月5日、宮古島時代からの友人である宮国文三氏の導きもあり、前原バプテスト教会にて洗礼を受けた。沖縄本島に来るまでは、キリスト教とは無関係であったとのことである。

キリスト教の洗礼を受けて信仰と学びを深めたことは、後にキリスト教を背景とする児童養護施設、愛隣園での実践につながっていくこととなる。それ以前にも、沖縄外国語学校で英語によるコミュニケーション能力を身につけたことと相俟って、米軍占領下の沖縄においてアメリカ人とのやりとりを行いながら児童福祉実践や政策立案を実施していく上で大きな原動力となつたのではないかと思われる。

渡真利源吉の思想と実践の形成に寄与した『聖書』中のエピソードは枚挙に暇がないが、特に福祉実践思想の指針としては『ルカによる福音書』第15章4節から7節や、『マタイによる福音書』第25章40節などに常に立ち返るとのことであった。

『ルカによる福音書』第15章4節から7節は、「あなたがたの中に、百匹の羊を持っている人がいて、その一匹を見失ったとすれば、九十九匹を野原に残して、見失った一匹を見つけ出すまで捜し回らないだろうか。そして、見つけたら、喜んでその羊を担いで、家に帰り、友達や近所の人々を呼び集めて、『見失った羊を見つけたので、一緒に喜んでください』と言うであろう。言っておくが、このように、悔い改める一人の罪人については、悔い改める必要のない九十九人の正しい人についてよりも大きな喜びが天にある」というエピソードである。

渡真利源吉はこのエピソードから、「対人援助に携わる者は『多数』ではなく、『たった一人』こそを大切にせねばならない」と学んだと述べている。

また、『マタイによる福音書』第25章40節は、「そこ

で、王は答える。『はっきり言っておく。わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。』」という一節で、イエスが弟子たちに寓話を話しながら最も大変な状況にあるものを平素から支援する心得と、そういった存在に対する共感性を説く場面である。

渡真利源吉はこのエピソードからも、対人援助職として身につけておくべき姿勢を学んだと述べている。

### 3. 教員生活

渡真利源吉は1940年の宮古中学入学前の口頭諮詢の際に「将来は、高等師範学校に進み、中学教員になりたい」と答えており、年若い頃から子どもと関わる仕事に対する憧憬を強く抱いていた。

また戦後、沖縄外国語学校を卒業した後、多くの卒業生が給料の良い米軍関係の仕事に就く中で、渡真利源吉は当時薄給の学校教員として働くことにこだわった。

そして、具志川中学校で教員として働く中で、自分の担当クラスに不登校の子どもがおり、その児童への対応に悩んだことが、後に留学を志望することにつながっていく。

留学後も他の留学生が当然のように琉球政府の役人になって行く中で、渡真利源吉は再び教室で子どもを関わることを希望する。

渡真利源吉ライフヒストリーの次回の報告で触ることになるが、この教職や子ども達との関わりへの強い思いが玉川学園創立者的小原国芳との出会いによって増幅され、渡真利源吉は官僚としての将来を約束されていた琉球政府を辞することとなるのである。

### 4. 日本社会事業学校への留学

日本社会事業学校では、当時厚生省庶務課長であった黒木利克（著書『現代社会福祉事業の展開』（中央社会福祉協議会 1951））に、教わる機会を得ることとなった。このことによって、日本政府厚生省との太いパイプを形成することができた他、琉球政府において児童福祉法を立案する際にこの授業で得た知識が十二分

に発揮されることとなったのであった。

また、夏季の社会事業実習では、教護院・東京都立誠明学園で1ヶ月以上に渡る現場配属実習を行い、卒業論文として「不良児の性格教育—主として院内教育—」を書き上げるに至った。

この時に、いわゆる「非行児」に対する処遇を体当たりで学んだことが、児童相談所児童福祉司として米軍物資窃盗などの罪で刑務所に入った子ども達の処遇に役立つこととなった。

また、潮谷総一郎（慈愛園（熊本））、奥山典雄（岡山県中央児童相談所）、真下弘（国府台病院（千葉））等と友人関係を結ぶことにより、内地における先進的な取り組みをいち早く取り入れていくことが可能となつたのであった。

### 5. 琉球政府時代の実践と山崎亮一との出会い

本稿では渡真利源吉ライフヒストリーの中の琉球政府着任から琉球政府児童相談所職員時代までを紹介したが、この範囲に限定したとしても渡真利源吉が沖縄の児童福祉を立ち上げるために果たした役割は極めて甚大であるといえる。

ここでは琉球政府児童福祉法立案および米国民政府の山崎亮一との関係に絞って見て行くことにしたい。

文部省科学研究費研究「占領下沖縄の児童福祉と児童福祉法成立過程」（1997 - 2000年、研究代表者：土井洋一）の研究分担者であった望月彰は、近著『自立支援の児童養護論』（ミネルヴァ書房）において、渡真利源吉が実質的に作成した琉球政府社会局福祉課による児童福祉法草案の特徴を3点指摘している（望月、2004:28）。

第1点目は、日本の児童福祉法を強く意識していたという点。第2点目は、琉球の子どもの権利を保障するものという琉球政府児童福祉法の基本理念が審議過程の中で強く強調されていたという点。そして、第3点は琉球政府児童福祉法の理念が日本の児童福祉法のみならず、1948年の世界人権宣言や1922年のアメリカ児童憲章の影響を受けていたという点である。

特に第3点目に関して、望月は1953（昭和28）年7月15日の第4回法案審議における琉球政府社会局福祉課児童福祉法草案の第1条をめぐる渡真利源吉の発言に注目している。

ちなみに日本の児童福祉法第1条の条文は次の通りである。

「第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」

2. すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」

渡真利源吉はこれを踏まえつつ、琉球政府社会局福祉課児童福祉法草案を次のように起草している（渡真利、1998b:11）。

「第1条 すべて児童は一人格として尊重され、ひとしくその生活を保障され、愛護される権利を有する。」

2. すべて住民は児童が心身ともに健やかに育成されるように努めなければならない。」

渡真利の草案と日本法との違いは、まず第1条第1項の主語を「国民」ではなく「児童」としたことである。また、「一人格として尊重され」という一文を挿入した上で、「権利を有する」という人権概念を取り入れられている点も大きな違いである。さらに、日本法では「健やかに生まれ、且つ、育成される」とされている文章を、「健やかに育成される」としているところも異なる点である。

1953（昭和28）年7月15日の第4回法案審議では、この点について次のような質疑応答がなされている（渡真利、1998b:22）。

「1953年（昭和28）7月15日

当日の委員会から法案の逐条審議に入った。渡真利証人が条文朗読しながら進められた。

宮城委員長 『第1条第1項の『すべての児童は一人格とし』とうたってあるのは、単に貴方がたの考え方か、それとも拠りどころがあるのか』

渡真利証人 『アメリカの児童憲章にそういうことばがあります』

渡真利源吉らが琉球政府児童福祉法の社会局福祉課草案を作成する際には、米国民政府の山崎亮一も作業に加わり、有益なコメントを行っている。アメリカの児童憲章に関する知識は山崎亮一によってもたらされ、日本社会事業学校での留学によって日本の児童福祉法に精通した渡真利源吉を触媒として、琉球政府社会局福祉課児童福祉法草案に日本法を超える理念を植えつけることとなったのであった。

また、琉球政府児童福祉法の社会局福祉課草案作成時における山崎亮一のアドバイスの中で重要なものとしては、現在でも日本国児童福祉法第27条「都道府県の採るべき措置」の第1項第1号に残っている「訓戒、制約」を草案から削除させたことがある。

このことについて、渡真利源吉は次のように論じている（渡真利源吉、1993a:6）。

「本土法の第27条の措置の中で、第1項第1号に『児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること』と言うのがあります。そのことについて、一緒に法案作りに参加している米国民政府の福祉担当の指導官から『訓戒、誓約』と言うのは、ケースワークの原則に反するから省いたほうが良いとの意見が出され、結局省くことにした記憶があります。」

山崎亮一は1949年5月30日に社会福祉担当官として米国軍政府に赴任している。戦中はGHQで勤いており、戦争末期にハワイ大学大学院にてMaster of Social Workを取得。その後は、ハワイの福祉事務所にて勤務していた。

戦後、米国軍政府からハワイ大学に対して沖縄での社会事業担当専門官の推薦要請があり、在日2世であった山崎亮一に白羽の矢が立ったのであった。

ちなみに山崎亮一の父母は山口県出身である。渡真利源吉が「見ず知らずの沖縄に来ることに不安はなかったのか？」とたずねたところ、「ハワイに沖縄からの移民コミュニティがあり、沖縄の人々と親しんで、沖縄人の人柄を愛していたので不安はなかった」という返答を得たのことであった。

山崎亮一は約20年間、沖縄の社会福祉一とりわけ児童福祉の一の発展に尽力し、1969年9月にハワイへ帰国したのであった（幸地1975: 311-316）。

山崎亮一は2004年11月現在、まだ80歳代中盤とのことで、ハワイで元気に暮らしておられるとのことである。山崎亮一から直接聞き取りを行うことも、渡真利源吉のライフヒストリー研究を元にして戦後沖縄児童福祉史の解説を目的とする本研究の今後の大きな課題であると言える。

### 今後の課題

「渡真利源吉の思想と実践」に関する本研究の今後の課題を記して、本稿の一旦のまとめとしたい。

まずは、本稿でまとめたライフヒストリーについて、さらに深く聞き取りを進めると共に周辺知識を深めるという作業を継続していく必要がある。

沖縄の戦前史～戦後史にまだまだ精通の足りない筆者たちは、「インヌミヤドウイ」、「丸山号」、「P X」などの言葉に関して、ひとつひとつ丁寧に渡真利源吉から教示いただいたり、あるいは文献やインターネットから調べたりしながら、インタビューに併行して確認作業を行っているところである。

そして、次の大きな課題は琉球政府を辞する前後から愛隣園時代にかけての渡真利源吉のライフヒストリーを聞き取ることである。すでにインタビューは開始しており、こちらについても琉球政府から沖縄返還後の時代の児童福祉発達史に関する重要なエピソードをお話しいただいている。なるべく近いうちに発表できるように、作業を進めているところである。

特に、上記の時代における渡真利源吉の思想と実践を理解するうえで、渡真利源吉の「全人養護論」とでも称すべき思想に小原国芳の「全人教育論」がどのような影響を与えたのかを比較検討する必要性が出てくる。こちらに関しても、小原国芳との出会いや交流に関するエピソードを交えながら、聞き取りを行っているところである。

また、山崎亮一、外間和子、宮城常敏、幸地努など、

琉球政府における児童福祉の基礎作りに直接参加した人々からも聞き取りを行うことによって、戦後沖縄児童福祉史全体における渡真利源吉の思想および実践の定位を図っていくことも今後の課題として残されている。

### 謝辞

まずは多忙な中、長時間を割いて聞き取りに協力いただいている渡真利源吉先生に対して、ここに最大限の感謝の気持ちを表します。

本稿は、2004年10月10日に開催された日本社会福祉学会第52回全国大会（於、東洋大学）における自由研究報告に加筆・修正を加えたものである。

当日は渡真利源吉先生が一命をとりとめた「10・10空襲」から60年目にあたる日であった。そのような日に渡真利源吉先生に関する研究発表をさせていただいたことに感謝すると共に、この場をお借りして空襲の犠牲者へ追悼の意を表したい。

沖縄における児童福祉の歴史における山崎亮一氏（元米国民政府）の活動の重要性に関しては、筆者の一人である鈴木崇之が2003年度に沖縄大学に着任する際に、野田正人先生（立命館大学）より「戦後沖縄の少年司法制度（その1）—琉球政府以前の点描—」の文献と共に教示いただいたものである。

また、望月彰先生（大阪府立大学）には渡真利源吉先生について論及されている近著『自立支援の児童養護論』を献本いただき、渡真利源吉先生のライフヒストリーを作成する本研究の意義に賛同していただくと共に励ましの言葉をいただくことができた。

ここに記して感謝の意を表したい。

### 参考文献（渡真利源吉執筆分以外）

- 我喜屋良一、1962、「琉球の児童福祉事業—戦後沖縄社会事業概観（II）—」、琉球大学『文理紀要(人文・社会)』No.6:175-214。
- 幸地努、1975、『沖縄の児童福祉の歩み』。
- 前原穂積、2003、『生命輝け—米軍占領下におかれた沖縄の社会福祉—』、あけぼの出版。
- 望月彰、1998、「琉球政府児童福祉法案の審議経過とその特質」、児童福祉法研究会編『児童福祉法研究』:93-113
- 望月彰、2004、「自立支援の児童養護論」ミネルヴァ書房:27-31。
- 日本社会事業大学五十年史刊行企画委員会編、1996、『日本社会事業大学五十年史』。

野田正人、1993、「戦後沖縄の少年司法制度（その1）—琉球政府以前の点描—」、花園大学社会福祉学会編『福祉と人間科学』第4号:110-121。

沖縄県生活福祉部、1998、『戦後児童福祉史』。

沖縄県社会福祉協議会、1981、『沖社協三十年のあゆみ—沖社協創立三十周年記念誌—』。

沖縄県社会福祉協議会、1986、『沖縄の社会福祉40年—沖社協創立35周年記念誌—』。

沖縄県社会福祉協議会 崎間晃編、2001、『50年のあゆみ—創立50周年記念誌—』。

島マス先生回想録編集委員会編、1986、『島マスのがんばり人生—基地の街の福祉に生きて—』。

谷富夫編、1996、『ライフヒストリーを学ぶ入るために』世界思想社。

丹野喜久子、1998、「占領下沖縄の児童問題と児童福祉法成立過程」『社会事業史研究』第26号:79-112。

丹野喜久子、1999、「占領下沖縄の児童問題とその救済事業—『うるま新報』から透視してみる—」『縮刷版うるま新報 第2巻』:1-10。

## 老人介護者の生活実態調査・研究報告(2)

大城 トモ子\*・国吉 和子\*\*・田中 寛二\*\*\*

Adjustment by Family Members to Caring fo the Aged (2)

Tomoko Oshiro, Kazuko Kuniyoshi and Kanji Tanaka

沖縄本島内の家族による老人介護の様子を実態調査した。介護負担は、要介護者の状態のみならず、介護内容によっても異なっていた。また、介護者は敬老の精神を持っており、ストレスに認知的対応をしていた。そして、介護負担過剰の時の虐待の危険性も否めず、介護者は支援を求めていた。

キーワード：老人介護、家族介護者、介護生活への適応

### はじめに

高齢化社会において、「老人介護」は社会的問題である。現在、「介護の社会化」を理念とした介護保険制度が導入されているが、在宅介護においては、家族介護者が、介護の担い手となっていることに変わりはない。介護保険によるサービスの利用は、要介護者の心身の状態に基づいて査定されており、必ずしも介護者の負担に応じたものとはいえないであろう。そこで、今回は、介護生活の適応に影響する要因として、要介護者の心身の状態、介護者が負担と感じる介護内容、そして介護生活への適応のスタイルについて調査した。また、老人虐待への共感が強まる状況から、適応の困難な状況を検討した。さらに、介護生活の改善のために介護者が必要としていることについて声を拾った。本報告は本調査・研究報告(1)（大城ら 2004）に続き、記述統計的データに基づいた結果を報告する。

なお、本報告では「痴呆」という用語を用いたが、現在は「認知症」が用いられている。

### 方 法

対象は、沖縄県内の家族介護者とした。質問紙による調査が、七つの市町村で行われた。調査項目（付録

参照）は、宗像・川野(1994)が実施した調査項目や早川(1982)の介護者の声を参考に作成された。その内容は、要介護者の日常生活行動能力、痴呆の状態、介護者の老人一般への態度、痴呆老人への態度、実際の世話の中で困難な問題、介護生活でのストレスへの対応スタイル、老人虐待への共感度、介護生活を改善するために必要な事で構成された。

### 結 果

回答者（介護者）の総数は124人で、女性89人、男性11人、無回答24人で、圧倒的に女性が多い。年齢では、50-60代が56%を占め、30-40代(26%)、70-80代(18%)と続く。

一方、要介護者の年齢では、80代(43%)が最も多く、70代(25%)、90代以上(23%)、そして、60代(9%)と続いている。そして、男性(32%)の2倍以上の女性(66%)が介護されている。

#### 1. 要介護者の身体能力と痴呆症状について

要介護者の心身の状態は介護生活への適応に大きく影響する要因の一つと考えられた。本調査の要介護者の身体の状態は、寝たきりではないが、身体が不自由

\*沖縄大学人文学部、902-8521 那覇市国場555、sumirearies@yahoo.co.jp；\*\*沖縄大学人文学部；\*\*\*琉球大学法文学部

な要介護者が43%で、寝たきりは36%、そして、身体は不自由でない要介護者が21%であった。

さらに詳しく、要介助の観点から各身体能力を調べると、特に入浴(要介助78%)、歩行(要介助76%)、着脱(要介助76%)や排泄(要介助65%)の際に介助の必要がみられた。

一方、痴呆症状については、ほんやりして周りの出来事に興味を示さなかったり(38%)、痴呆特有の記憶障害、例えば、物の置き忘れ(39%)、家族がわからない(36%)、話したことを忘れる(28%)などが多く見られ、失禁(35%)や身体の麻痺(38%)もあった。

## 2. 老人及び老化への態度

大城ら(2004)で言及したように、介護者と要介護者との人間関係は、介護生活の快適さに影響すると考えられるが、すでに持っている老人一般への態度あるいは老齢化へのイメージについて、また、痴呆老人に関する認識についても回答を求めた。

その結果、回答者の多くは、老人に対して敬愛の念を抱いており(80%)、老人をいたわるという思いやり教育(97%が賛同)や、子どもが親の面倒をみることの大切さを強調(92%)していた。しかし、実際老いることについて、肯定的な気持ちを持てず(55%)、寝たきりや痴呆になってまで長生きしたくないという気持ちが強かった(80%)。

ところで、痴呆老人についての認識は、性格や生き方(64%)がその原因であり、年齢のせい(29%)とか精神の病(29%)とは考えてなかった。痴呆老人も誇り(58%)や感情(69%)、周りの人の気持ちを認知する能力(50%)があり、心のつながりを持つことも可能(58%)だと捉えていた。また、呆けたから樂でいられるとも思えず(68%)、同情的であった。

## 3. 世話をしている中での困難な問題

老人介護を単純に要介護者の身体や痴呆の状態から理解するだけでなく、介護者自身が大変だと感じる介護とは何かに焦点を当てて、実際の介護内容や介護状

況で起こることを設定した。その回答から、介護が大変だと感じるのは、「介護者の言うことを聞かず、自分のやり方を通そうとする」(27%)や「お互いに言っていることが通じない」(25%)が上位を占め、相互理解のコミュニケーションの問題が介護者を困らせていた。これは、介護者—要介護者間の人間関係がうまくいっていないかどうかというだけでなく、要介護者が痴呆の場合に起きやすい状況と考えられる。また、身体の面では「移動、歩行の世話をすること」(24%)が、介護者にとって介護負担が大きいといえる。

## 4. 痴呆老人の介護者の心情

老人介護は身体と痴呆という全く異なった介護内容を含んでおり、その介護者の理解のためには、両者の差異を明確にする必要がある。身体介護は比較的理されやすいが、痴呆介護は実情が見えにくい。そこで、痴呆老人の介護者に介護の問題点を問うと、「世話の大変さは周りからわかりにくい」(81%)し、「痴呆老人の世話は、寝たきり老人の世話より大変」と感じ(59%)て、「公的支援機関の理解と援助が足りない」という不満をもっている(52%)。つまり、痴呆老人の介護者には、実際の介護だけでなく介護の大変さを理解されないという苦悩が加わっていた。

## 5. ストレスへの対応

介護生活の中でストレスへの対処は介護者にとって避けられない課題となる。そこで、老人の世話を通じて、腹が立ったり悩んだりした時の対応について聞いた。その結果、ストレスの原因となる問題を積極的に解決しようとする行動(例、周りの協力や理解を求めながら、問題解決しようとした)よりも、むしろ、現実の状況を前向きに受け止めた(認知的対処)、思いつめず気晴らしをする(情緒的対処)人が多かった。

## 6. 老人虐待への共感度

介護者の心理状態を反映するものとして、老人虐待(精神的、肉体的、経済的虐待状況の設定)への共感度

(実際に虐待しているのかを問うものではない)を測定した。その結果、「介護に疲れてくると老人を手荒に扱う」(60%)、「世話をする人の心身の疲労が積もると異常な行動をしないとも限らない」(36%)となり、介護者の状態が悪化したときに起こる虐待への共感がみられた。

## 7. 介護生活を改善するために必要なこと

家族介護者は、在宅介護支援サービスを利用してない時は概して孤軍奮闘の状況にいる。介護生活をよくするために21項目の中から複数(3~5項目)選択してもらうと、同じ体験をしている仲間との交流、介護手当の支給、介護についての知識などが挙げられた。

## 考 察

介護生活への適応について、介護者全体では比較的適応的な様相が見られた(大城ら、2004)が、痴呆介護者に焦点を当てると異なった結果が得られた。つまり、老人介護はその要介護者の状態いかんによって介護者が負う介護生活の困難さが異なることが示唆された。さらに、介護する立場からの介護の負担度を調査した結果、介護内容において負担感に差異が見られた。この事から、要介護者の状態のみならず、むしろ介護者の観点から負担となる介護内容を識別し、それに対応した在宅支援サービスを査定する事がより理にかなつたものと考えられる。

本調査の介護者のほとんどが、介護を積極的に始めている(大城ら、2004)ことは、底辺に老人への敬愛の態度があり、またその教育の必要性を説き自ら実践しているということになる。

しかし、介護の困難さはあり、特に要介護者との人間関係やコミュニケーションが、大きな影響要因と考えられた。

このような老人介護というストレス状況において、介護者は現実を前向きに受け止め、思いつめることのないよう適切な気晴らしをして対応していた。しかし

ながら、もし、その負担が介護者の適応能力を超えたとき、老人介護が適切に行われないと危険性も、老人虐待への共感から示唆されよう。従って、介護者の負担を軽減することが、介護者と要介護者の共生に繋がると考えられる。そこで、介護者が理解しあえる介護仲間との交流を通しての情報の交換やリフレッシュ、そして、家族の介護労働に見合った公的機関からの介護手当等、精神的且つ経済的支えが必要となる。

## まとめ

「老人介護」は高齢化社会において重要な課題である。沖縄本島内の老人介護者の実態調査の結果、家族介護者の負担は、要介護者(高齢者)の心身の状態により異なり、痴呆介護には周りにその大変さが理解されない苦悩が加わっていた。また、介護内容によって介護者が感じる負担も異なり、要介護者の状態だけでは推測できない介護者の負担が浮き彫りにされた。介護者の身体面への負担のみならず、特に痴呆介護において大きなウエイトを占める精神面への負担も看過できない。介護生活への適応には、介護者の敬老精神とストレス状況への前向きな姿勢が助けになるとされるが、もし、負担が加重になった場合は、老人虐待への可能性も否めないだろう。従って、介護者自身を支えるシステムの確保が必至のこととなろう。

以上のことから、在宅介護者の支援サービスには、介護者支援という観点を堅持し、介護者の現実の負担を反映する「介護の負担度」を査定し、多面的に介護者をサポートするという発想が必要であろう。

## 引用文献

- 大城トモ子・国吉和子・田中寛二、2004、「老人介護者の生活実態調査・研究報告(1)」『地域研究所所報』31:15-26。  
早川一光、1982、『ボケ老人をかかえて』 合同出版。  
宗像恒次・川野雅資(編)、1994、『高齢社会のメンタルヘルス』、金剛出版。

## 付録：調査結果

## 1. 要介護者の日常生活行動能力について

## ・食事について

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 1)一人で不自由なく食べられる      | 39% |
| 2)なんとか一人で食べられる       | 14% |
| 3)一部介助してもらえば食べられる    | 16% |
| 4)全て介助してもらわないと食べられない | 32% |

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 4)全て介助してもらわないと着脱できない | 53% |
|----------------------|-----|

## ・意志の伝達について

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 1)不自由なく伝えられる         | 30% |
| 2)大体伝えられるが伝えられない事もある | 34% |
| 3)辛うじて伝えられる          | 24% |
| 4)全く伝えられない           | 12% |

## ・入浴について

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 1)一人で不自由なく入れる      | 9%  |
| 2)なんとか一人で入れる       | 13% |
| 3)一部介助してもらえば入れる    | 16% |
| 4)全て介助してもらわないと入れない | 62% |

## 2. 要介護者の痴呆症状について

- ・ほんやりして周りの事に興味を示さない (38%)
- ・物を置き忘れたり、しまい忘れたりする (39%)
- ・家族など親しい人が誰かわからなくなる (36%)
- ・家庭器具の誤使用や火の不始末がある (15%)
- ・夜、不安になり騒いで落ち着かなくなる (16%)
- ・実際ない物が見えたり声が聞こえる (16%)
- ・事実でない事を事実と思い込んだりする (19%)
- ・ふさぎこんだり悲しがったりする (16%)
- ・自分の話したことすぐ忘れる (28%)
- ・作り話をする (14%)

## ・歩行について

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 1)一人で不自由なく歩ける      | 12% |
| 2)なんとか一人で歩ける       | 13% |
| 3)一部介助してもらえば歩ける    | 30% |
| 4)全て介助してもらわないと歩けない | 46% |

- ・食事の異常がある(何でも口にする等) (11%)
- ・場所の見当がつかない (18%)
- ・物を盗まれたとさわぐ (9%)
- ・時間や季節がわからない (26%)
- ・失禁がある (35%)
- ・不潔行動(便いじりなど)がある (1%)
- ・床ずれがある (13%)
- ・身体がマヒしたり自由に動かせない (38%)

## ・聴力について

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 1)何の不自由も感じない       | 34% |
| 2)大体聞こえるが不自由なこともある | 30% |
| 3)大声でないと聞こえない      | 30% |
| 4)全く聞こえない          | 6%  |

## 3. 老人への態度

大城ら(2004)で言及しているように、介護者と要介護者との人間関係は、介護生活の快適さに影響すると考えられるが、すでに持っている老人一般への態度あるいは老齢化へのイメージについて、また、痴呆老人に関するイメージについても回答を求めた。

## 1) 老人一般への態度

・老人から、まだまだ学ぶことがあると思いますか。

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1.全くそう思う    | 33% |
| 2.ややそう思う    | 47% |
| 3.あまりそう思わない | 16% |
| 4.全くそう思わない  | 4%  |

・老人は社会の重荷(経済的負担など)になっていると思いますか。

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1.全くそう思う    | 11% |
| 2.ややそう思う    | 27% |
| 3.あまりそう思わない | 36% |
| 4.全くそう思わない  | 26% |

## ・視力について

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| 1)何の不自由も感じない        | 44% |
| 2)大体見えるが不自由なこともあります | 40% |
| 3)辛うじて顔の輪郭が見える      | 13% |
| 4)全く見えない            | 3%  |

## 3. 老人への態度

大城ら(2004)で言及しているように、介護者と要介護者との人間関係は、介護生活の快適さに影響すると考えられるが、すでに持っている老人一般への態度あるいは老齢化へのイメージについて、また、痴呆老人に関するイメージについても回答を求めた。

## 1) 老人一般への態度

・老人から、まだまだ学ぶことがあると思いますか。

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1.全くそう思う    | 33% |
| 2.ややそう思う    | 47% |
| 3.あまりそう思わない | 16% |
| 4.全くそう思わない  | 4%  |

・老人は社会の重荷(経済的負担など)になっていると思いますか。

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1.全くそう思う    | 11% |
| 2.ややそう思う    | 27% |
| 3.あまりそう思わない | 36% |
| 4.全くそう思わない  | 26% |

## ・話の理解について

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 1)よく理解できる            | 28% |
| 2)大体理解できるがわからないこともある | 40% |
| 3)辛うじて理解できる          | 23% |
| 4)全く理解できない           | 8%  |

## 3. 老人への態度

大城ら(2004)で言及しているように、介護者と要介護者との人間関係は、介護生活の快適さに影響すると考えられるが、すでに持っている老人一般への態度あるいは老齢化へのイメージについて、また、痴呆老人に関するイメージについても回答を求めた。

## 1) 老人一般への態度

・老人から、まだまだ学ぶことがあると思いますか。

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1.全くそう思う    | 33% |
| 2.ややそう思う    | 47% |
| 3.あまりそう思わない | 16% |
| 4.全くそう思わない  | 4%  |

・老人は社会の重荷(経済的負担など)になっていると思いますか。

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1.全くそう思う    | 11% |
| 2.ややそう思う    | 27% |
| 3.あまりそう思わない | 36% |
| 4.全くそう思わない  | 26% |

## ・排泄について

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 1)一人で不自由なくできる        | 17% |
| 2)なんとか一人で排泄できる       | 17% |
| 3)一部介助してもらえば排泄できる    | 19% |
| 4)全て介助してもらわないと排泄できない | 46% |

## 3. 老人への態度

大城ら(2004)で言及しているように、介護者と要介護者との人間関係は、介護生活の快適さに影響すると考えられるが、すでに持っている老人一般への態度あるいは老齢化へのイメージについて、また、痴呆老人に関するイメージについても回答を求めた。

## 1) 老人一般への態度

・老人から、まだまだ学ぶことがあると思いますか。

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1.全くそう思う    | 33% |
| 2.ややそう思う    | 47% |
| 3.あまりそう思わない | 16% |
| 4.全くそう思わない  | 4%  |

・老人は社会の重荷(経済的負担など)になっていると思いますか。

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1.全くそう思う    | 11% |
| 2.ややそう思う    | 27% |
| 3.あまりそう思わない | 36% |
| 4.全くそう思わない  | 26% |

## ・着脱について

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1)一人で不自由なくできる     | 13% |
| 2)なんとか一人で着脱できる    | 12% |
| 3)一部介助してもらえば着脱できる | 23% |

・老人とはつきあいたくないと思いますか。	・痴呆とはいわゆる精神病である。
1.全くそう思う 5%	1.そう思う 29%
2.ややそう思う 5%	2.そう思わない 47%
3.あまりそう思わない 39%	3.わからない 24%
4.全くそう思わない 51%	
・社会の発展のために、老人は大きな役割を果たしていると思いますか。	・痴呆老人は劣った、かわいそうな人間である。
1.全くそう思う 36%	1.そう思う 51%
2.ややそう思う 40%	2.そう思わない 41%
3.あまりそう思わない 22%	3.わからない 7%
4.全くそう思わない 2%	
・老人や障害者をいたわるという思いやり教育は必要だと思いますか。	・痴呆になつたら、何も憶えていないから、苦労がなくのんきでいい。
1.全くそう思う 82%	1.そう思う 19%
2.ややそう思う 15%	2.そう思わない 68%
3.あまりそう思わない 0%	3.わからない 13%
4.全くそう思わない 3%	
・老いることは美しいと思いますか。	・痴呆になつてもまだ誇りを持っている。
1.全くそう思う 18%	1.そう思う 58%
2.ややそう思う 27%	2.そう思わない 20%
3.あまりそう思わない 41%	3.わからない 22%
4.全くそう思わない 14%	
・寝たきりや痴呆になってまで長生きしたくないと思いますか。	・痴呆老人も周りの人の気持ちがわかる。
1.全くそう思う 60%	1.そう思う 50%
2.ややそう思う 20%	2.そう思わない 23%
3.あまりそう思わない 15%	3.わからない 28%
4.全くそう思わない 5%	
・子が年老いた親の面倒を見るという考え方は大切だと思いますか。	・痴呆になつたら、優しくされても粗末にされてもわからない。
1.全くそう思う 69%	1.そう思う 12%
2.ややそう思う 23%	2.そう思わない 71%
3.あまりそう思わない 7%	3.わからない 17%
4.全くそう思わない 1%	
2) 痴呆老人について	・痴呆老人との心のつながりを持つということは期待できない。
・痴呆は年齢のせいだ。	1.そう思う 18%
1.そう思う 29%	2.そう思わない 58%
2.そう思わない 51%	3.わからない 24%
3.わからない 21%	
・性格や生き方によってボケになつたりする。	・痴呆になると感情(うれしい、悲しい等)も失う。
1.そう思う 64%	1.そう思う 15%
2.そう思わない 16%	2.そう思わない 69%
3.わからない 21%	3.わからない 16%
	4.世話をしている中の困難な問題
	1)攻撃したり、暴力をふるうこと
	1.大変困っている 1%
	2.困っている 5%
	3.あっても困らない 11%
	4.あてはまらない 83%

2)外へ勝手に出かけたり、迷って帰ってこれない 1.大変困っている 2.困っている 3.あっても困らない 4.あてはまらない	1%	10)興奮して騒ぐこと 1.大変困っている 2.困っている 3.あっても困らない 4.あてはまらない	5% 8% 17% 68%
3)同じことを何度も聞かれたり、同じ話を聞かされたりする 1.大変困っている 2.困っている 3.あっても困らない 4.あてはまらない	2% 12% 33% 54%	11)身体のささいな不調を重大な病気ではないかと繰り返し訴えること 1.大変困っている 2.困っている 3.あっても困らない 4.あてはまらない	3% 7% 17% 72%
4)用便のお世話をすること 1.大変困っている 2.困っている 3.あっても困らない 4.あてはまらない	3% 14% 58% 25%	12)こちらの言うことを聞かず、自分(老人)のやり方を通そうとする 1.大変困っている 2.困っている 3.あっても困らない 4.あてはまらない	6% 21% 22% 52%
5)移動、歩行のお世話をすること 1.大変困っている 2.困っている 3.あっても困らない 4.あてはまらない	6% 18% 50% 26%	5. 痴呆老人介護者の心情 1)痴呆老人の世話は寝たきり老人の世話よりも大変だと思いますか。 1.全くそう思う 2.ややそう思う 3.あまりそうは思わない 4.全くそうは思わない	27% 32% 34% 7%
6)入浴のお世話をすること 1.大変困っている 2.困っている 3.あっても困らない 4.あてはまらない	3% 11% 65% 21%	2)痴呆になってしまった老人のことをまわりに知られるのは恥ずかしいですか。 1.とても恥ずかしい 2.少し恥ずかしい 3.あまり恥ずかしくない 4.全く恥ずかしくない	5% 22% 36% 37%
7)食事のお世話をすること 1.大変困っている 2.困っている 3.あっても困らない 4.あてはまらない	2% 11% 59% 28%	3)痴呆老人に対する他の人達の態度に、腹が立ったり傷ついたことがありますか。 1.よくある 2.少しある 3.あまりない 4.全くない	9% 26% 37% 28%
8)着替えのお世話をすること 1.大変困っている 2.困っている 3.あっても困らない 4.あてはまらない	4% 7% 67% 21%	4)痴呆老人の世話の大変さは周りのものからわかりにくいと思いますか。 1.全くそう思う 2.ややそう思う 3.あまりそうは思わない 4.全くそうは思わない	39% 42% 7% 12%
9)お互に言っていることが通じない 1.大変困っている 2.困っている 3.あっても困らない 4.あてはまらない	8% 17% 37% 39%		

5)痴呆老人の世話をすると自分の頭がおかしくなってしまいそうな気がしますか。	1.よくある 2.まあある 3.あまりない 4.全くない	15% 25% 32% 25%	5)じっと耐え、がまんするようにした。	1.よくそうした 2.時々そうした 3.そうしなかった	38% 50% 12%
6)身内の人が痴呆になったことについて今でも信じられない気持ちですか。	1.全く信じられない 2.あまり信じられない 3.少し信じられる 4.十分信じられる	20% 26% 30% 24%	6)今の苦しさも想い出の一つになると思い、あまり気にしないようとした。	1.よくそうした 2.時々そうした 3.そうしなかった	33% 49% 18%
7)痴呆老人の家族や介護者に対して、支援機関「市、町、村、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、保健所等」の理解と援助が足りないとだと思いますか。	1.全くそう思う 2.ややそう思う 3.あまりそうは思わない 4.全くそうは思わない	15% 37% 41% 7%	7)なるようにしかならないと思うことにした。	1.よくそうした 2.時々そうした 3.そうしなかった	60% 36% 4%
6. ストレスへの対応	老人の世話をしている生活で、腹が立ったり悩んだりした時の対応について問うた。	1)今の状況は天命だと思うことにした。	8)腹が立ったり悩んだりしたことを、友達などに聞いてもらうことにした。	1.よくそうした 2.時々そうした 3.そうしなかった	32% 50% 18%
		2)他人と比べたり自分のもっと辛い時を思い出し、今の状況はまだましだと思うことにした。	9)ユタに相談した。	1.よくそうした 2.時々そうした 3.そうしなかった	1% 7% 92%
		3)今の体験は、自分の人生にとって貴重なものだと思うことにした。	10)同じ経験者の話を聞いたり、会うようにした。	1.よくそうした 2.時々そうした 3.そうしなかった	23% 48% 29%
		4)前向きに考えることにした。	11)周りの協力や理解を求めながら、問題解決をしようとした。	1.よくそうした 2.時々そうした 3.そうしなかった	28% 41% 31%
		5)酒を飲んだり、おいしいものを食べて気分をすっきりさせるようにした。	12)あまり思いつめずに、ちょっと気をぬいてみることにした。	1.よくそうした 2.時々そうした 3.そうしなかった	45% 46% 9%
		6)他の人に相談した。	13)他の人に相談した。	1.よくそうした 2.時々そうした 3.そうしなかった	13% 36% 51%

14)今の状態を良くするために、自分ができることは何かを考え計画した。	3.あまり共感できない 4.全く共感できない	29% 61%
1.よくそうした 26%		
2.時々そうした 47%		
3.そうしなかった 26%		
15)問題解決のために、本を読んだり関係者と話し合ってみるようとした。	4)老人の収入、年金、貯金、などを勝手に使う。	
1.よくそうした 22%	1.とても共感できる 3%	
2.時々そうした 49%	2.やや共感できる 6%	
3.そうしなかった 29%	3.あまり共感できない 33%	
4.全く共感できない 58%		
16)買物や趣味、娯楽、スポーツなどをして気を晴らすようにした。	5)痴呆老人をバカにする。	
1.よくそうした 25%	1.とても共感できる 2%	
2.時々そうした 53%	2.やや共感できる 2%	
3.そうしなかった 22%	3.あまり共感できない 27%	
4.全く共感できない 69%		
17)宗教的なものを心の支えにするようにした。	6)かつて嫁いびりされたので、姑が寝たきりになっても身の回りの世話をしない。	
1.よくそうした 18%	1.とても共感できる 2%	
2.時々そうした 9%	2.やや共感できる 12%	
3.そうしなかった 73%	3.あまり共感できない 39%	
4.全く共感できない 47%		
18)問題に関わった人に不満をぶつけた。	7)老人に家の中をうろつかれるのが嫌なので、部屋に閉じ込めたり、外出させない。	
1.よくそうした 6%	1.とても共感できる 1%	
2.時々そうした 30%	2.やや共感できる 5%	
3.そうしなかった 64%	3.あまり共感できない 31%	
4.全く共感できない 63%	4.全く共感できない 63%	
<b>7. 虐待への共感</b>		
老人の身近な人々の下記のような振る舞いに対し、どの程度共感(気持ちがわかる、賛同できる)できるかについて回答を求めた。		
1)介護に疲れてくると老人を手荒に扱ってしまう。	8)老人を無視したり、冷たい態度で接する。	
1.とても共感できる 14%	1.とても共感できる 0%	
2.やや共感できる 46%	2.やや共感できる 6%	
3.あまり共感できない 24%	3.あまり共感できない 40%	
4.全く共感できない 16%	4.全く共感できない 54%	
2)身体が不自由な老人を一人暮らしさせている。	9)父親の酒乱に苦労させられた娘たちが、介護を嫌がり、その父親に暴力をふるう。	
1.とても共感できる 5%	1.とても共感できる 2%	
2.やや共感できる 6%	2.やや共感できる 8%	
3.あまり共感できない 29%	3.あまり共感できない 33%	
4.全く共感できない 60%	4.全く共感できない 57%	
3)痴呆は年のせいだからと、医者にも相談せず放っておく。	10)金は出すが他のこと(老人の身の回りの世話など)はやらない。	
1.とても共感できる 4%	1.とても共感できる 2%	
2.やや共感できる 6%	2.やや共感できる 6%	
3.あまり共感できない 46%	3.あまり共感できない 46%	
4.全く共感できない 46%	4.全く共感できない 46%	

11)「世話が大変だ、いつまでも続けられない」と老人をなじる。

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1.とても共感できる  | 2%  |
| 2.やや共感できる   | 5%  |
| 3.あまり共感できない | 37% |
| 4.全く共感できない  | 56% |

12)世話をする人の心身の疲労が積もると、異常な行動(例えば無理心中)をしないとも限らない。

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1.とても共感できる  | 7%  |
| 2.やや共感できる   | 28% |
| 3.あまり共感できない | 31% |
| 4.全く共感できない  | 33% |

8. 介護生活を改善するために必要なこと

介護者の生活を良くするために必要なことを21項目から複数(3~5項目)選択してもらうと、以下の順位となった。

- 1位：「家族の会」のような、同じ体験をしている仲間との交流
- 2位：市・町・村等の公的機関からの介護手当の支給
- 3位：世話の仕方がよくわからないので、実際に介護をした人からの助言や、講習会、また気軽に相談できる専門家(医師など)
- 4位：老人の世話に手を貸してくれる身内のもの
- 5位：自分の気持ちをわかってくれ、支えてくれる友人

## 座間味・阿嘉島の地形地質と赤土流出

渡辺 康志\*

Gedogy, Landform and Red Soil Run-off on Zamami Island and Aka Island in the Ryukyu Islands

Yasushi Watanabe

本調査は近海離島調査環境班の調査のうち、慶良間諸島の地形・地質・土壤分野の基礎的野外調査である。本調査地域は琉球列島でも有数のサンゴ礁が健全な地域であり、沖縄島に隣接していることもあり、今後様々な観光開発等が行われる可能性がある。地形・地質・土壤調査は、このような陸域での開発行為による「赤土流出」の危険性を予測するための重要な環境情報である。

**キーワード：**慶良間諸島、地形地質、土壤、赤土流出

### 1. 前年調査の概要と本年度調査の目的

前年までの近海離島調査（渡辺 2002）では、渡嘉敷島の地質・土壤調査により、その分布の特徴として以下の状況が判明した。

- ① 渡嘉敷島の大部分の土壤は黄色土や表層グライ系赤黄色土よりなり、土層は非常に薄く、沖縄島中北部の土壤の分布とは大きく異なる。
- ② 渡嘉敷島の赤土分布は、母材である地質によることが判明した。地表踏査の結果、島中央部付近の粘板岩分布地域では赤土の分布が確認できた。
- ③ このような土壤分布が、慶良間海域の赤土流出の少なさ、さらにはサンゴ礁の健全さに役立っていると推定された。

2003年度の調査は、座間味・阿嘉島の地表調査から、座間味・阿嘉島の地質・土壤状況の把握と前年調査結果の検証を行うことを目的とした。

### 2. 地形地質土壤概要

慶良間諸島周辺海域は大小20余の島々が点在する多島海となっており、いずれの島も山地が海岸まで迫り、海岸線は大部分急崖急斜面を呈する。このような地形は沈降地域に典型的に見られる地形であり、慶良間諸

島は周辺地域の沈降により形成された島々であることを示している。以下、土地分類基本調査（沖縄県1986）による地形、地質、土壤の概略を示す。

#### (1) 地形

慶良間諸島の島々の大部分は山地に区分され、小規模に谷底低地や海岸低地が存在する。渡嘉敷島は諸島中最大で、島は南北に細長く最高峰は島の北部の赤間山（227.3m）である。古第三系砂岩が広く分布し、その南側には千枚岩が主体をなして丘陵地形が発達している。座間味島は諸島中2番目に大きな島である。山地は島の北西部の海岸に面し最高峰は大岳（160.7m）で、古第三系砂岩が広く分布するが、島の南西部は千枚岩によって覆われている。その他の島々もほぼこの両島と地質地形的に類似していて、山地が海岸まで迫り、大部分急崖急斜面を呈し、河川の発達は見られない。

#### (2) 地質

慶良間諸島の島々をつくる地層は緑色岩類、砂岩、粘板岩-千枚岩の3岩相に区分されている。地層の走行・傾斜は一般に北西-南東方向、南西傾斜である。

緑色岩類-屋嘉比島、久場島、奥武島の全島、慶留間島の大部分、阿嘉島、座間味島、渡嘉敷島の一部に分布する、緑色～暗緑色を呈する塩基性岩起源の千枚

\*GIS沖縄研究室、〒901-0401 沖縄県東風平町東風平631-2-102、gis-okinawa@myad.jp

岩や結晶片岩で、玄武岩質の溶岩、凝灰岩類であり、輝緑岩やはんれい岩の岩床や岩脈もみられる。

砂岩部層—渡嘉敷島、座間味島北東部、阿嘉島、慶留間島、外地島、黒島などに広く分布しており、慶良間列島のなかでもっとも広い面積を占める岩相である。砂岩はアルコース質で、単層の厚さが2~3mの塊状砂岩が薄い粘板岩層をはさみながら互層する。

粘板岩部層—座間味島の南半分と渡嘉敷島、前島と付近の小島などに分布し、千枚岩、粘板岩から構成されている。これらの岩石は暗灰色~黒色を呈し、層理面がよく発達し、砂岩との数cm毎の互層部もはさまれる。

### (3) 土壤

赤色土壌は、山地地域の緑色岩類が赤色風化を受け

たものを母材にした土壌が一部分布する（野底統）。黄色土壌は慶良間諸島の山地丘陵地に砂岩・千枚岩等を母材として分布する。丘陵地の谷斜面、山地斜面には乾性の久志岳1統、谷頭等にはスポット状に適潤性の久志岳2統が分布する。表層グライ系赤黄色土は、慶良間諸島の山地斜面や丘陵平坦面、斜面等に広く分布する。

### 3. 地表踏査結果と考察

#### (1) 座間味島の地質・土壌

座間味島では、アルコース質砂岩の分布面積が広い。アルコース質砂岩とは、石英、長石（花崗岩の主成分）を主体とした粗粒砂岩である。両鉱物とも風化には比較的強く、風化作用により鉱物粒間の結合が弱まり、マサとよばれる土砂状になる。また、長石はさらなる

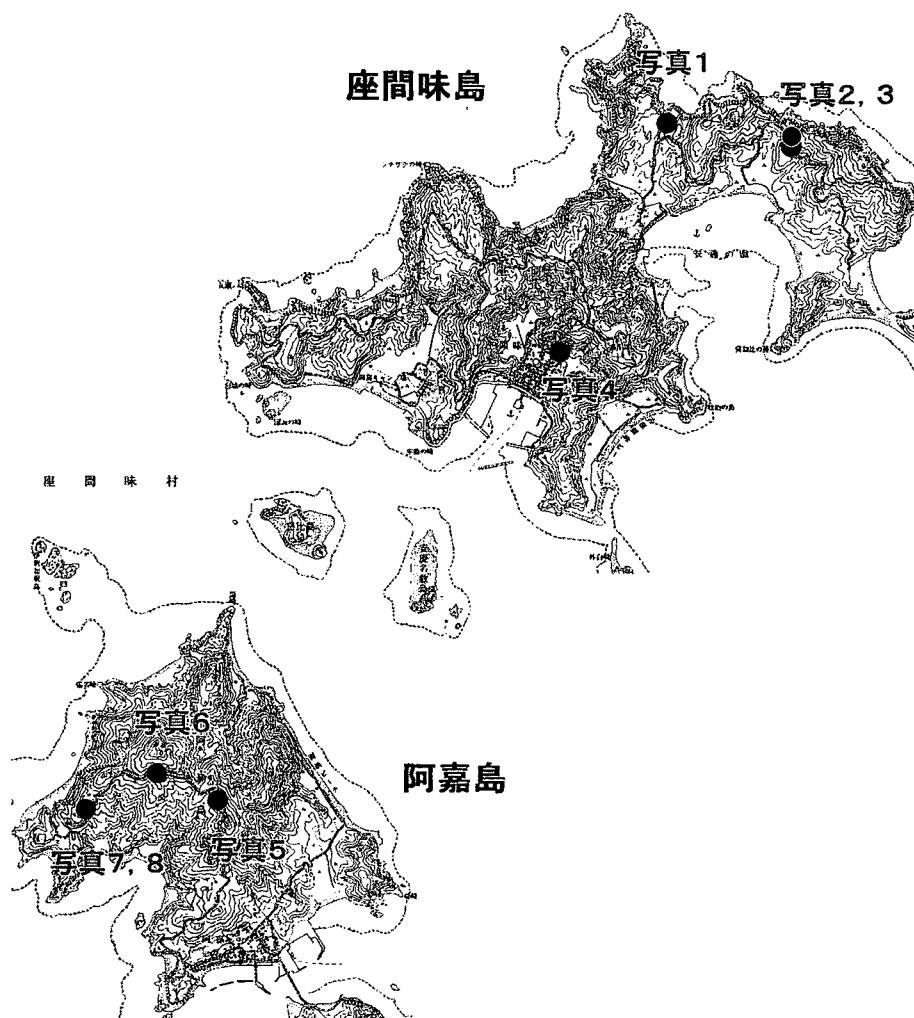


図1. 座間味島、阿嘉島の地形図と写真1~8の撮影場所

風化作用により白色の粘土に変質するが、石英は非常に風化に強く最後まで鉱物粒子として残る。このような岩石の性質のため、砂岩分布地域では赤色土が形成されにくいものと考えられる（写真1、図1）。一方、粘板岩（写真2）分布地域である座間味島東部では、丘陵頂部や緩斜面などで、赤黄色土層の厚い地域も確認された（写真3）。また、粘板岩分布地域では斜面崩壊地形があり、植生の剥離による小規模な土壤流出も見られた。同様な状態は、渡嘉敷島の渡嘉志久地区の地滑りでもみられた（渡辺 2002）。写真4は斜面崩壊の修復工事現場の遠景写真である。沖縄島北部の同様の工事現場と比較すると分布する土壤の違いがわかる。

以上の地質土壤状況は、渡嘉敷島と同様である。



写真1



写真3

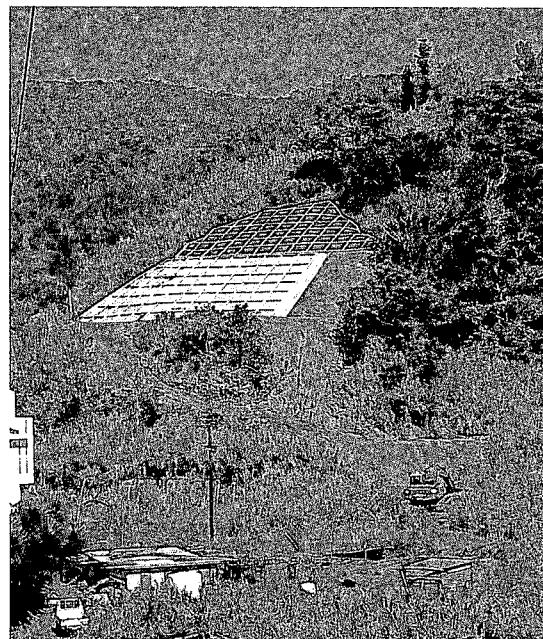


写真4

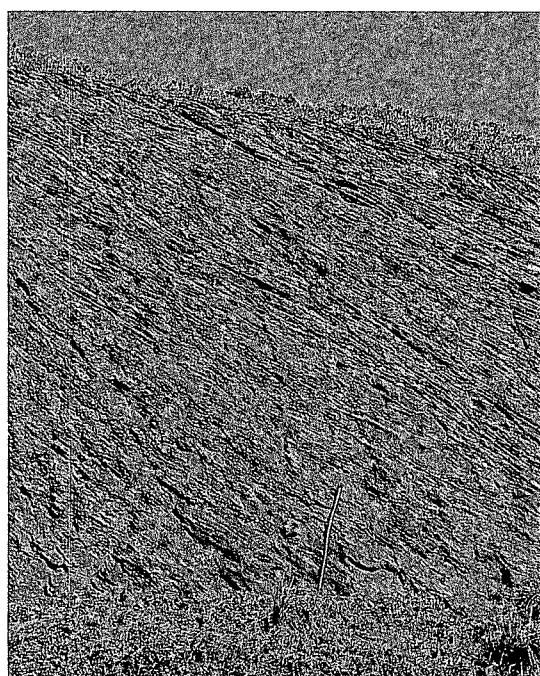


写真2

## （2）阿嘉島の地質土壤

阿嘉島中央、中岳から北西部にかけては広く緑色岩類が分布する（写真5、図1）。緑色岩類は海岸など侵食作用の激しい地域では、新鮮岩が広く露出した崖や急斜面（阿嘉島北部海岸）をなすが、島中央部の山地内の緩斜面では赤色土を厚く載せる（写真6）。

緑色岩と砂岩の境界部分では、それぞれの母岩を材料にした土壤形成の差を観察することができる（写真7,8）。写真7の左側は砂岩、右側は緑色岩であるが、緑色岩の上部が著しく風化し、厚い赤色土を生じているのに対し、砂岩の上部は弱風化で、土層が薄い。

阿嘉島では、岩相の違いが赤色土の生成に大きな影響を与えていていることが確認できた。



写真 5

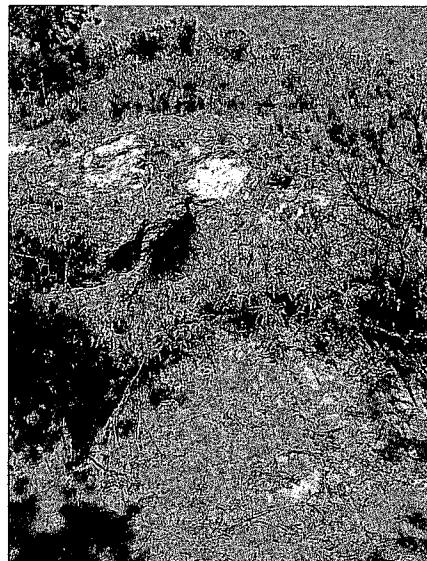


写真 6

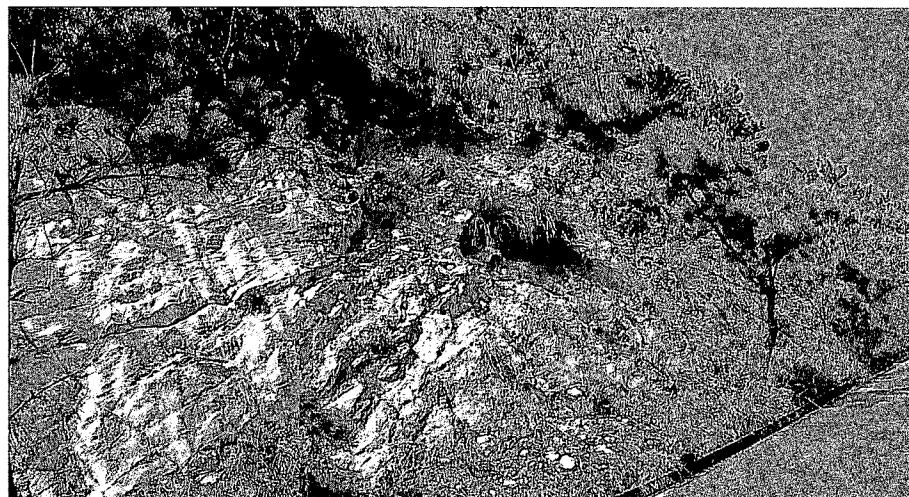


写真 7



写真 8

#### 4.まとめと今後の展開

慶良間諸島は、同じ地質状況である沖縄島北部地域に比べ赤色土の分布が少ない。これは、沖縄島と慶良間諸島の形成の違いによるところが大きいと考えられる。沖縄島には、隆起作用によって形成された琉球石灰岩よりなる台地や、海岸段丘由来と考えられる丘陵、海岸段丘が島周辺部を広く取り巻いている。これらの台地、丘陵は長期間地表付近に露出しており、そのため深層まで風化作用が及んで、土層が厚くなる原因となっている。また、これら丘陵・台地地域に厚く分布する国頭礫層は、それ自体が岩盤の風化作用により生成された赤色の粘土を多量に含有している。一方、慶良間諸島は沈降地域となっており、琉球石灰岩や国頭礫層の分布する台地・丘陵は存在しない。従って、

赤土の分布が少ないものと考えられる。

慶良間諸島では、その地質状況によって、赤色土の分布が粘板岩及び緑色岩類の分布する地域に部分的に分布する。そこで、地質・土壤調査を行い、赤色土の分布図を作成する事によって、開発行為による地表露出時、赤土流出発生の可能性がある地域を推定できる。また、これを利用して開発規制区域などの設定など、赤土流出防止対策が可能になるものと考えられる。

#### 引用文献

- 沖縄県、1986,『土地分類基本調査』.  
渡辺康志, 2002,「近海離島調査－渡嘉敷島の地形・地質と赤土流出」,『沖縄大学地域研究所所報』30:9-16.

## 比嘉政夫著『沖繩群島（琉球列島）祭祀空間的村落與家』

訳者：劉 剛\*\*

“Village and House as a Ritual Micro-cosmos in the Ryukyu Islands” by Masao Higa

Translated by Gang Liu

集落は、国家的行政機構の下位組織でありながら、自律的な祭祀運営体として独自の儀礼や空間的領域を持っており、祭祀的小宇宙（ミクロコスモス）として捉えることができる。集落の出口、入り口などの境界で行われる儀礼をとおして人間世界と他界の認識を知ることができる。そして、北や南などの方位と結びつく人々のさまざまな観念をとおして村落の構造を分析する方法は琉球列島のみでない、東アジア、東南アジア地域にも適用できると考える。特に中華文化圏の人々に琉球への理解を深めるために方雨訳して紹介する。（出典：『宗教人類学』佐々木宏幹 村武精一編第6章3節。）

キーワード：祭祀空間、構造、村落、家

### 祭祀化小宇宙の集落

一般情況下，集落因其規模的大小或者其作為集團的凝聚力的強弱而有各種不同的差異。這在世界上的任何地域和民族中間都是常見的情況。集落實際上內涵若干複數的功能，它既在其中包含若干家族乃至親屬集團、並作為下位集團發揮血緣紐帶的作用，也有作為連結近鄰相識而發揮地緣性的紐帶作用，還有作為農耕儀禮等祭祀行為的集團性作用。不用說，我們可以既把集落看作是國家政治化機構的末端組織，也是一個行政單位。這是因為國家這種東西有時能在其巧妙地將集落和地域的祭祀組織納入其政治性支配體系中的同時，還能將其提升為支撐國家的宗教和祭祀體制。可是，國家的統治和管理卻無法達其集落的政治和祭祀運營的內部，這在於它總是具有以土著的社會組織為基礎所構築的獨特因素。

由此含義，集落就能夠在作為國家性體系的下位組織的同時，又可以作為自律性的繼嗣運營體而具有獨特的韌力和空間性領域，因此對其也可以作為祭祀性的小宇宙來加以把握。地理條件上看似比較接近的幾個集落，所具有的以獨自的聖域為中心的境域和獨特的祭祀慶典、以及為儀禮運營而組織的形態，在下面我們要提到的

沖繩為首，包括日本在內的東亞以及東南亞整體在內，都可以見到它們同時具有的各種各樣的差異或變異。

在語言和信仰體系等方面和日本本土具有共同的基層文化的同時，因其地理性位置和經過獨特的歷史性過程而成立的琉球王國，曾經有過由王權及其支撐王權的巫術、宗教的女性祭司為核心的“noro制度”這樣的國家級的祭祀組織的存在。這個祭政一致的系統，即使在琉球王國、當它十七世紀被置於九州薩摩藩統治下之後，仍在繼續；儘管明治時代的廢藩置縣以後作為國家性制度被廢止了，但稱之為“noro制度”的、以女性為司祭者核心的女性神役性組織，其主持沖繩集落祭祀儀禮的機能都並沒有喪失而持續下來。

生活的近代化伴隨人們的意識變化，集落的傳統性祭祀也發生著顯著地改變。但因地域不同、主持集落的主要的祭祀儀禮的女性司祭者的地位和作用，並沒有隨之喪失，它延至今日仍在發揮機能並不斷更新其作用。由此看來，集落與祭祀往往是依靠各種形式結合在一起並發揮作用。本文，想就集落與其所有的祭祀的關聯性，以及構成集落的家庭所具有的各種各樣祭祀形態的含義，以在日本而言也具有獨特祭祀文化特徵的琉球列島的事例為主來加以思考和認識。

\*沖繩大學人文学部，902-8521 那霸市国場555，liu@okinawa-u.ac.jp

### 集落の祭祀組織與其領域

作為社會集團的某個集落的凝聚作用，也就是所謂同伴（我方、夥伴）的意識、共屬的意識的產生和凝結，其關鍵，不僅在於如同上面所列舉的、它與地緣或血緣的連帶和土地等共有物的存在有關，更多地還在於詞語和信仰等文化性的共有物的存在所致。就我們最近的體驗來說，以共同的方言即“家鄉話”而與談話的對方有了親近感，甚而時不時還會由此刺激而生出強烈的鄉土意識。還有，我們不是常常有這樣的體驗嗎？由於參加村落和街道與節日期間舉行的活動，如興奮地彙入推拉花車或扛抬轎輿的雄壯熱鬧的行列、或因參加拔河的比賽而強了同夥意識。這都說明，祭祀和慶典能夠提高集團的約束力。

集落，當被作為一個祭祀集團來看的時候，我們就有必要究明其作為空間性的伸延的祭祀圈或者祭祀性領域。在從奄美到八重山連結而成的琉球列島，集落被稱為“shima”。所謂shima就是島嶼的意思，同時也是意味著集落的辭彙。對所謂shima所具有的廣泛含義，下面想通過具體的事例來加以說明。



写真1 村の入り口の一つ 災厄を除ける左縄が張ってある。

宮古群島與八重山群島之間的幾乎正中間有個叫多良間的島嶼，東西長約6公里，南北約5公里，面積20多平方公里，島內最高海拔的地方高程也只有32米，是一個圓形而平坦的珊瑚礁的島嶼。島的北面海上有一個更小的叫做水納的島嶼，當地以多良間島和水納島為一個行政單位來構成所謂多良間村。可是，它們卻分別具有各自獨到的年中節日和主導其事的組織，甚至作為祭祀單位也分屬各別的集落。水納島近年來出現人口方面僅剩下幾個家族、極端地過疏化現象，由此使得其喪失了作為集落的凝聚機能。所以多良間村的祭祀單位就只剩下有多良間島的仲筋和鹽川兩個集落。

如上所述，多良間島有字仲筋和字鹽川兩個集落(shima，嚴格地說，多良間方言叫做shuma，為了方便，在此仍用shima)，這兩個集落夾著一條路而相鄰，方言

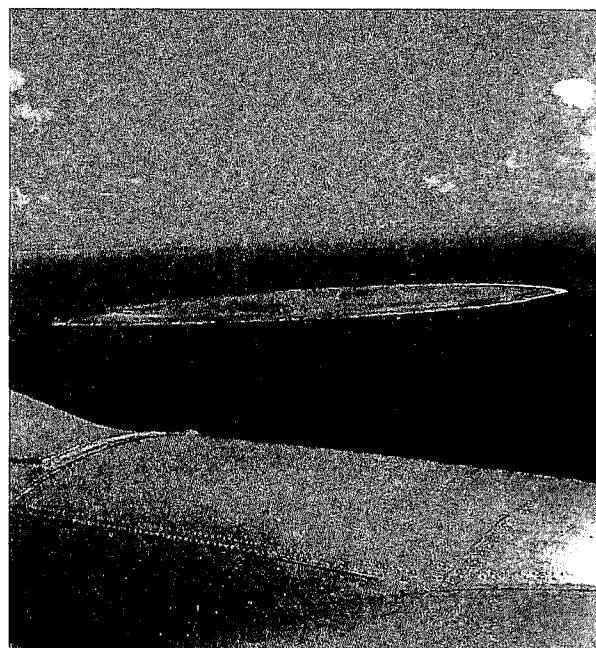


写真2 多良間島の遠景

上也有若干差異，在祭祀的形式和內容上採取既對稱、比對同時又統籌協力的姿態。兩個集落的房屋都集中在島嶼的北部地域，彷彿要把這些房屋都圍起來似的，稱之為“福木”的行道樹連續不斷。這所謂行道樹沖繩話稱作bougu(意思類似‘抱護’兩個漢字)，它是琉球王國時期作為林業施政而培植出的，同時它也很強地象徵性地意味著衛護shima(集落)的巫術和宗教性的含義。也就是說，bougu的週邊是許多的農地，在多良間人們的觀

念中，這個bougu之外的地方是與他界相連的世界，同時又是各種各樣的鬼魂和神仙不時棲身的世界。這樣的觀念，表現在如下的行為中，當地的人們認為，在bougu的內側被認為是shima之內，在其外側就是shima之外，曾經被作為運送死者遺體至墳墓的，則是稱之為“gan”的獨特的輿狀的道具，它決不會被用於bougu之外、shima之外的慣行；也不會出現在農耕儀禮上被認為是忌諱的日子裏，人們去那些處於shima之外的農地幹活的行為。

還有，從集落開始，這個bougu呈現放射狀地、沿著道路向島的海岸延伸。人們在稱作“shumafusyara”的集落內舉行惡疫祓除、不讓災害為患的儀禮的日子裏，在有bougu的道路上，寓含災厄盡除之意而把牛或豬的骨頭片穿在繩子上吊起來的巫術行為，也是同樣表達著在人們居住的shima領域內、外境界之別的觀念標誌。在這些個表示shima〈集落〉內、外境界的象徵意義的東西裏面，在沖繩本島南部地域，還有以石獅子放置在集落之四方的出入口的習慣。

在多良間島，從這個所謂bougu外側的農地和原野再向海岸，並隨著向大海的延伸離集落愈來愈相距遙遠，一個與人們居住的shima相異地、呈同心圓狀伸展開去的另外一個世界就呈現在人們的面前，由此，人們在shima之

又比如，舊曆的3月3日人們有利用海灘的白沙來淨身除穢的習慣，基於此種信仰，這一天家族成員和朋友就會聚集海邊，一邊采拾海貝魚蝦之類、一邊快活。在這稱之為“sanitu”的節日裏，人們把撿來的海貝之類的東西獻給daopuri以祈求幸運。環護著海島的珊瑚礁的內側是稱之為“yinau”的眾多礁湖（叫ragunn），這一個個礁內湖都是豐富的漁場，人們相信，夜晚的海邊時不時會碰上魔鬼什麼的，為了避免魔鬼把捕魚的火把吹滅，人們就做一些驅走似的巫術般的活動，比如將火把斜置於沙灘的地上，用左腳一邊踩住火把，一邊大聲地吆喝，以便將鬼魂嚇跑。

居住在被bougu所圍繞著的shima（集落）中的人們的祭祀生活的中心，乃是稱之為“utaki”的聖域（用漢字表記為禦嶽，但並不和山嶽信仰相關）。一般而言，它的形式是在眾多的樹木中間安置有神的鎮座或者從天而降下的石頭圍成的神聖的空間，以及在它前面修一座木質的社殿。被祭祀的神祇可以是天神、祖神或歷史上的英雄等各色各樣的神靈。多良間島上有五處utaki和明治時期所創立的、祭祀島嶼歷史上的英雄的神社。在各地域分別區分為一種稱作氏子的祭祀集團，而統率其氏子、主宰其祭祀儀禮的就是被稱為“tukasa”的女性祭司。如本文開篇所述，主宰琉球列島的集落祭祀的是女性祭司。在奄美和沖繩的北部，她被琉球語言稱之為“noro”，而在南部琉球的宮古和八重山則一般被稱為tukasa，都是植根於琉球各個地域的繼承原理而選舉出來的。人們意識到，像前述的utaki是集落的祭祀中心，人們的日常生活都得到utaki的各位神靈的佑護。旅居外面離開島嶼的人們和在日本本土及沖繩等地生活的多良間島出身的人們回到島嶼來的時候都要祭祀utaki，這已經成為習慣。

多良間島的仲筋和鹽川兩個shima，夾著南北朝向的道路而鄰接，但在祭祀上卻具有相互對立的要素。牽動全島的祭祀是所謂的“八月跳（舞）”，在此節日裏，人們懷著感謝豐收的心情，為各位神靈獻上藝能，但饒有興味地是，仲筋和鹽川的兩個集落奉獻的節目卻不同。尤其是在演出的最初奉獻的節目雖然都是含蘊預祝豐穰的合唱和收穫繁榮的含義，但在仲筋登場的是蓄著黑鬍子的稱為福祿壽神，與之相對、鹽川登場的則是蓄著白鬍子



写真3 村の周囲を取りかこむ抱護林の遠景

外的行動就蘊含著各種各樣的巫術般的要素。例如，從集落通向大海的道路的盡頭下到海灘的地方稱呼為“daopuri”，在島各處的daopuri，都有支配其周圍土地的神靈存在，因而也有祭祀他們的、形式樸素的拜神處。

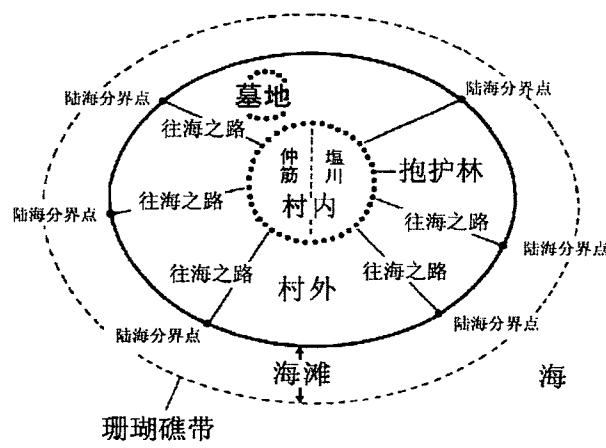
的被神格化了的、財大氣粗、威望厚重的呼作“長者的大主”。

正如本圖所示，多良間島的祭祀空間被分為集落之內、外，也就是shimauti 和shimafuka，再推衍出去擴展到島嶼與大海的境界，所及之處瀰漫著的都是祭祀空間。

#### 家與祭祀

家，對沖繩的人們而言，它在既是家族成員進行各種協調和互助場所的同時，也是舉行特定的祭祀儀禮的場所。家，雖然表現為宅基地和房屋等具體的形式，但它同時也發揮著使某些功能得以確認和強化的作用，這就是使具有超越世代而繼承下來的家訓和格式、繁縝先祖傳承的觀念性和抽象性的因素，在作為成員的共有物而讓成員相互間團結和凝聚時所具有的功能。

一般來說，家中的祭祀，因其物件、主持者、場所等因素而有多種多樣的內容，我們透過對它的分析，能夠



多良間島的祭祀性空間之概念圖

理解各種地域和民族的社會構造和世界觀。比如，家屋的內部房間的分配，宅基地的朝向和建造物的配置，通過對日本和亞洲各地的村落觀察我們似乎可以看到，幾乎所有的住戶朝向都是相同的，神龕的場所和灶神的位置等也都具有一定之規的形式，而不單是居住者恣意而為的事情。這乃是因為，人們相信，這所謂的一定之規，乃是基於其各個地域的信仰和自然觀而產生的，是否遵從它則關係到能否怯災除厄、招來幸運的大問題。再有，人們在家的結構的內部某處，祭祀著祖先和具有各種職能的神靈，由此而來也就在家族和親族之間確定了其各自在宗教祭祀上的職能。下面筆者在介紹沖繩本島的事例的同時擬來看一看在祭祀的場所，家發揮著什麼樣的

機能，在祭祀的時候家族的男女成員是如何參與的。

#### 祖先祭祀

沖繩之有關“家”的祭祀，其典型性的形式是祖先祭祀。所以會有如此表現乃是在於，它包含著在家裏舉行的年中節慶的大部分內容，都表現為是對先祖奉行的儀禮。此外即使不是特別的節慶，但日常生活中，祖先們也會不時成為祈願的對象。在家中祭祀的象徵性產物就是牌位，供祭他們的、有佛龕的屋子就是祭祀的具體場所。位於沖繩本島南部的那霸=首裏地區，這裏曾經是琉球王國的王府所在地，在以其地為中心的地域所進行的有關家的祖先祭祀，幾乎都會以某種形式與年中節慶牽扯在一塊。例如，本來是為了祈願稻子和麥子都能結穗飽滿、預祝豐收的舊曆2、3月和4、5月，都要舉行“umati-”這樣的節慶，屆時各家都向祖先報告，履行獻納的義務，還要給佛壇進香獻茶。而這一切都是主婦們的日課，尤其是每月（舊曆）的初一、十五的日子則更要及時換供鮮花，較之平日的祈願更要多費點心。

就琉球列島的社會來說，佛教的文化因素是由僧侶禪鑒從日本本土傳過來的。傳來之初的13世紀，當時以首裏為中心所建立的統一王權尚未出現。其後，在統一的王朝佑護下佛教得到了隆興。但17世紀薩摩藩的琉球支配後，佛教，也並沒有因薩摩藩的宗教政策和首裏王府對佛教重視的方針，而確立為象日本本土那樣的檀家制度。琉球社會的祖先祭祀在吸收佛教文化要素的同時，反而以獨自的形態而存續了下來。沖繩的佛教因素的演化，較之盆節以及和彼岸的僧侶到其居住地域所在的家家戶戶去施禮化緣的、與寺廟形式相關聯所不同，其特徵主要是表現為有親族關係的人們、相互帶著香火和供物互相訪問的習慣。

位牌是祖先的象徵，其祭祀要超越世代而延續不斷，這樣的觀念是支撐家族的重要要素之一。我認為，在沖繩，對祖先祭祀的權利和義務的繼承所具有的象徵意義的理解，尤為重要。所以如此，乃在於當我們和日本本土的情況加以比較時可以看到，從中世的武家社會到近世的商業社會，人們在對待祖先的遺產和名譽，職業，換句話說也就是家產與家名的認識，即為了不讓家業中衰使之不斷得到繼承和發展所賴以支撐的價值觀，是與

作為制度而得以發達起來的日本本土的家相比較而有所不同的。在沖繩，直到19世紀後半期延續下來的琉球王國的土地制度，基本上就是不允許農地私有的“地割”制度，甚至於就其因與日本和中國及東南亞的交易而繁興的國家來說，交易本身就是為王府所直轄（壟斷）的事業，商人階層的抬頭和發展因而受到了阻礙，從而讓沖繩的“家”理念未能提煉昇華到如同日本本土那樣的制度化水平。家產和家業的繼承在沖繩尚未成熟，關於家的繼承，其象徵性就只好留給牌位這樣的傳統性表現了。並且，與中國大陸的長期文化交流中，受到儒家思想的影響，父系血緣原理受到了尊重。而位元牌祭祀和祖先祭祀的目的，便是使男系優先的繼承方式得以強化。也就是說，由女性作為家的繼承和位元牌的繼承的方式受到忌諱，甚而由婿養子等非父系血筋（脈）以外所產生的養子現象也是被禁忌的。

#### 家祭祀中的女性位置

前面我們敘述了在沖繩、男子優先的家祭祀裏邊，位元牌祭祀的情況，那麼女性在家的祭祀中又是怎樣的一種情況呢？

其實，沖繩的家祭祀中，女性佔有很大的比重，其表現主要是在廚房的神棚，在有hinukann（火之神）之處對它的祭祀。沖繩的hinukann信仰，可以看作是土著的火神信仰和中國的灶神信仰的融合的產物，但這個hinukann在沖繩的家祭祀中居於與祖先祭祀同樣重要的地位。在婚姻儀禮的過程中，作為新娘和新郎對家中的諸神和佛壇的祭拜是不可或缺的。Hinukann的祭祀則是由女性主持的，其中尤其是主婦的作用具有相當重要的位置。

我們在談到村落祭祀時已經講過，沖繩的宗教生活中，女性所占的地位和作用是較大而且重要的。這一點，表現在姊妹（okeri）巫術性和靈異性地守護兄弟（ekeri）的信仰上面，乃是因為對okeri神的信仰是具有基礎的緣故。從稻作繁盛起來以後，到昭和30年左右，在沖繩的農村，作為祝賀稻子收穫的儀禮中，各家的戶主（男）要把初穗贈給要出嫁的姊妹們，這已成為宗教上的慣例。就男子們（兄弟）而言，女子們（姊妹）靈威高強，只有在接受了其守護以後再出行才不會悖運。對這樣的慣行給予理解，乃是解明沖繩家族結構的關鍵性所在。

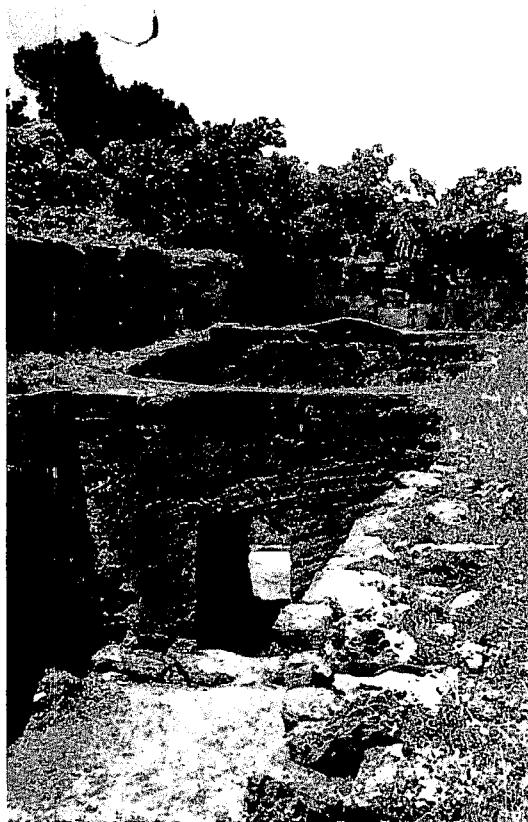


写真4 沖繩人の墓

這裏我們敘述了琉球文化中的家與集落的祭祀性世界，就其與日本本土的情況比較而言，狀況雖然有些差異，但反映出類似的神觀念和世界觀在日本本土也可以看到。不過，在琉球所具有的如此規整使然的空間認識及其表現，在日本本土卻變成頗為柔軟的東西了。再者，我們對琉球列島地域所有的集落概念的視點，很有必要將海岸部、即不僅是陸地還有海沖的珊瑚礁與陸地之間稱之為inau（或者叫inou）的部分都包括在集落的領域內。

近年來，即使在日本民俗學的研究領域，對有關宅基地、集落、聖地、墓地等等現象，從空間論的把握及其對其祭祀的解讀都正在繼續加深。

## 元、明時期の中国が遭遇した海禁と倭患

(張荷著『吳越文化』第6章)

訳者：劉 剛\*・草野 美保\*\*

The Calamity Caused by Yamato Pirate “Wakou” and Maritime Bans in Yuan, Min Dynasty  
(Translation to Japanese from Chapter 6 of *Culture of “Wu-Yue”* by He Zhang )

Translated by Gang Liu and Miho Kusano

この訳文は現在、著者らによって翻訳中の『吳越文化』（張荷著 劉剛監訳 中国遼寧教育出版社1991版）の第6章である。倭寇が、日本人だけでなく中国人が多かったことはすでに周知の事実であろう。

本稿では、元代半ばから明代にわたり、倭寇といわれる集団が、どのような背景の下に構成され、中国東沿岸に多大なるダメージを与えたか、また強硬な対倭寇政策が実際には功を成さず、むしろ民衆の反抗と貧困、倭寇の強大化、ひいては経済・社会発展の芽を摘むに至ったかが、明代を中心とする詳細な歴史資料を基にした綿密な分析とともに考察されている。これは、最近の中間、東シナ海沿岸部の歴史的交流に関する海洋文化をめぐっての理解に、様々な示唆が提供している。

キーワード：海禁、倭寇、倭患

### 1. 倭患とその影響

14世紀、中国では元朝中葉にあたるこの時期、日本は南北朝動乱の混乱の最中にあった。この戦乱に破れた武将や兵たちの中には浪人に身をやつしたものもあり、商人たちはしばしばそのような者を利用して船をあやつり、中国沿海で略奪をおこなった。

早くも元の成宗大徳6（1302）年に次のような記録が残されている。

日本の博高海浜には「海船が往来したが、いずれも狡猾な者ばかりであった…久しく海寇のなすがままであった（海船往来、皆奸利小民……久是遂流為海寇）。」約50年後、元順帝の至正18（1358）年12月、史書に再び「倭人沿海処地を侵略し、しばしば略奪をおこなった（倭人侵擾沿岸諸地、自是常來抄）。」と記載され、至正23年8月にはさらに「倭人が蓬州を侵略したが、守將劉暹がこれを破る。至正18年以来、倭人は海に臨む郡県を襲い続けたが、これにより海の隅々まで安定した（倭人寇蓬州、守將劉暹去敗之、自十八年以来、倭人連寇頻海郡県、至是海隅隨安）。」との詳細な記載が

なされている。

こうした記録から、元代は倭寇の形成時期で、元末すでに中国沿海一帯の倭寇による被害は深刻なものとなっていたことが明らかであろう。

明代の倭患一つまり倭寇による侵略は、明代の二大辺境問題の一つであり、中でも被害がもっとも深刻だったのが浙江である。洪武2（1339）年3月にすでに浙江は倭寇の侵略を受けていたので、朱元璋は湯和や周德興ら将領に命じて沿海一帯に城壁を築かせ、海防を強化するなどして、倭患の影響を最小限に食い止めた。陳懋恒の『明代倭寇考略』の統計によれば、洪武2年から成化2年（1369-1477年）の100年近い年月の間に倭寇が浙江を侵略したのは34回、平均すると3年に1度の頻度であった。嘉靖2年から万曆16年（1523-1588年）の67年間では、倭寇による浙江の侵略は平均年1回、合計66回にもおよんだ。嘉靖期にいたってなぜかくも大きな変化がおこったのか。しかも東南沿海千里の海防を以ってしても倭患を撃退することができなかつたのはなぜであろうか。

\*沖縄大学人文学部, 902-8521 那覇市国場555, liu@okinawa-u.ac.jp

\*\*鯉淵学園

歴史上日本は“倭”、そして日本人は“倭人”と称され、倭患とは文字通り日本の海賊による侵略を意味する。15、6世紀、日本社会は群雄割拠の大変動期で、絶えまなく戦乱が起きていた。各地の藩諸侯、寺院、地主は勢力拡大のために、仕えている者たちが海で略奪を働くのを黙認、あるいは支持し、自分の富を蓄積した。混乱した社会情勢は多くの農民の生活を破たんさせ、生きていくために流民となった者、また、海外で略奪を企てる一味に加わった者も少なくなかった。中国の華やかな繁栄は、日本の海賊にとって略奪の絶好の標的となつたのはいうまでもない。1100年来の不斷の日中貿易により、日本商人は日中間の航路を熟知していた。藩侯や商人たちの支持の下、浪人、流民から職を失った官僚までが略奪隊を組織し、順繰りに中国の沿海各地を侵略したのである。

日本倭寇のひっきりなしの侵略に、明朝政府は手をこまねいていた。このころの明政府の内部事情に言及すると、嘉靖年間はとりわけ皇帝の権力の失墜と権臣による独裁、高官の騙し合いなど、上下ともに貪欲で政治的風気は乱れきっていた。軍隊もまとまりに欠け、海防も当然のことながら手薄になってしまっていた。地方官吏や中央官吏は金錢のために倭寇に便宜をはかるのを惜しまず、中国国内は空洞化、無力化していく。かたや財産を得るために手段を選ばないという日本の亡命徒たちの攻撃とあって、倭寇はいよいよ自在に、ますます強大化し、倭患はエスカレートしていく。

ここで留意しておくべき点は、嘉靖以来の政局の腐敗や上下官吏のあくなき貪欲さのために、人民の負担は日増しに増大していったということである。商品経済の発展にともない、江南では資本主義の萌芽や、商業の発達、都市の繁栄がみられたものの、陰ではその繁栄を支える人民の大きな負担があったのである。全国の賦役の大半は実は江南から得られたものであった。しかし明朝なかば以来、土地の併合はひどく、皇帝が皇庄を設置して土地を占有するようになると、諸王やその親戚、宦官、文将、武将のいずれもが上に習い、

土地を独占し「吳の民の中に田を持つ者は10人に1人（吳中之民、有田者什一）」というありさまであった。土地は高度に集中し、しかもやはり租税の負担は農民にかかっていたのである。正統年間（1436-1450年）、政府は江南の各省田1石に対し銀1両、米麦は1石につき銀2錢5分を課し、以後これを全国に広げた。負担は4倍に増え、大量の農民がこうした政府の私利横行に耐えかねて逃げ出し、巨大な流民集団を形成するようになった。流民は明朝中期以降ずっと大きな社会問題であったが、嘉靖年間になっても依然深刻だった。田畠の併合、財物の略奪、ゆすり、欠債、欠糧といった要素はいずれも農民を流民へと変えた。嘉靖の時代、賦税の土地と言われた東南部でさえも大量の流民を生み出し、金華府の宣徳から正統にかけての戸数は、洪武時代の5分の2、台州はわずか3分の1に減少してしまった。

大量に出現した流民たちはどこに活路を見出したのだろうか。

周忱が自ら調べ、次のような資料を書き記している。「蘇州、松州の民は最初の故郷離れば貧困のために逃亡せざるを得なかった。その後、皆は逃亡者としての現地生活を手工業でうまくたてることができたため、そのことが互いに伝えられると、相次いで外地に出て、故郷に二度と戻らなかった。二度と故郷の地を踏むことのない者もいたが、四民の中で農民が目立っていた。この状況をどう言い表せようか。天下の農民たちはもとは勤勉で、蘇州や松州の農民がその勤勉さたるや、その倍であった。天下の農民はもともと貧困だが、蘇州、松州の農民は輪をかけて貧しい。天下の民は土地を懷かしみながら他所へ移るが、蘇州、松州の農民にとって故郷などどうでもよく、喜んで出て行く。天下の民は故郷を出ても身の置き場はないが、蘇州、松州の民は故郷を出て手工業の技で十分生活ができる。（蘇松之逃民、其始皆因艱窘、不得已爾逋逃。及其後也、見流寓者之勝於工着、故相煽成風、接踵爾去、不再復懷鄉土。四民之中、農民尤甚。何以言之、天下之農民固勞矣、爾蘇松之民比於天下、其勞又加倍焉。天下之

農民固貧矣、爾蘇松之農民比於天下、其貧又甚焉。天下之民出常懷土爾重遷、蘇松之民則嘗輕其鄉爾樂於転徙。天下之民出其鄉則無所容其身、蘇松之民出其鄉其足以售其巧）」（『明經世文編』卷22周忱「与行在戶部諸公書」）

周忱はここで蘇州・松州の流民が多い原因を、かれらが他地での「商売に長けている」と指摘し、もしそうでない者の活路には以下の七つがあるだろうと述べている。それは「①金持ちをたよる（一曰大戸苞蔭）②豪匠に身を寄せる（二曰豪匠冒合）③船で放浪する（三曰船居浮蕩）④軍に入るか囚人になる（四曰軍囚牽引）」⑤ひそかに屯田兵にまぎれ込む（屯營隱占）⑥辺境地に隠れ住む（隣境敝匿）⑦出家する（僧道招誘）」である。

こうした七つの選択肢は一見多そうに見えるが、船で放浪するのは別としても、ほかの六つごときでは、到底全国規模のとてつもない数の流民の受け皿とはなりえなかつた。

沿海一帯について言えば、流民が生きるには“下海”つまり、海へ出るしか方法はなかった。明代の福建、廣東、浙江沿海では常に流民が海へ出て“商売”を行つた。明朝元年、政府は沿海の民間貿易を禁止し、「ひときの板も海に浮かべてはならない（片板不許下海）」という的外れな対外政策に出た。この海禁の実行により、海で富を得た沿海の商人から、海を生計の場としている庶民までが活路を閉ざされたことになつたのである。そのため捷を破つて自らが、あるいは雇われて武装した“半商・半盜”らが倭寇と結託して中国の海賊集団を形成した。最後に生活を託した海から閉め出された大量の流民にとって、これらの盗賊集団に依存するか“豪右の家”に身を隠す以外、もはや選択のすべはなかつた。ここでいういわゆる“豪右”とは、海賊集団の頭目であり、有名な人物には王直、徐海、林朝曦、鄭芝龍といった者たちがいた。中国の海賊と日本の浪人そして商人などが入り交じつて明代の倭寇が構成され、さらに膨大な数の中国人が加わつたため、嘉靖、万曆期の倭患は深刻で、千里の海防も同

時に大きな危険にさらされることとなつた。

明代の倭寇は、主として中国人で構成されており、浙江を脅かしていた倭寇の多くが江南人か漳州人であった「（多江南人或漳州人）」という。（梁九德『倭變事略』卷1）

倭寇の成員たちの身分やそのいきさつはさまざまである。「抑圧に憤懣やる方なく倭寇になった者（有冤抑難理因憤爾流於寇者）、ならずものにならつて倭寇になった者（有凭籍門戸因勢爾利於寇者）、商売に失敗して財産を失つた者（有貨殖失計因困爾營於寇者）、科挙の試験に落ちてやけをおこした者（有功名淪落因傲爾放於寇者）、借金の返済に困り、逃げて倭寇に加わつた者（有傭賃作息因貧爾食於寇者）、風水の知識をかわされた者（有知識風水因能爾誘於寇者）、親戚が倭寇に捕らえられて自分も倭寇になつてしまつた者（有親族被拘因愛爾牽於寇者）、もともと略奪を生業としていた者（有搶掠人口因權爾役於寇者）などである。

（胡宗憲『籌海図編』卷12「散賊党」）要するに、ごろつきや流民、市中の無賴漢、亡命者、知識人もおり、複雑で玉石混合の不揃いな人々が倭寇の成員なのであつた。

中国の海賊は商人であると同時に強盗という性格をもつていた。略奪や焼き討ちをし、商船を襲つて財貨を奪う一方で、日本・西欧人と通商交易を行つてゐた。通商貿易の面から言えば、ある程度の海禁政策は商品経済発展上の支障となるが、同時に中国の資本主義の初期段階における本源的蓄積の過程を促進させることにもなる。倭患の激化にともなつて政府が規制を厳しくすると、それに乘じて海上交易を行う民間商人もあり、たしかに商品経済の繁栄にある程度の刺激をもたらしたといえる。だが、略奪や焼き討ち、殺傷、強盗といった行為が沿海各地へ与えた破壊性はとうてい過小評価できないものであつた。

中国の海賊と倭人は結託し、時には倭寇の旗印を掲げて略奪活動をすることさえあつた。彼らの財産は「外国の力を借りて盗んだもの（通番接濟為盜行劫中得来）」と認めざるをえなかつたのである。（俞大猷『正

## 気堂集』卷2「呈福建軍門朱公掲」)

集団の長ともなれば「男は耕さずとも上等な穀物や肉が食え、女どもは絹を紡がなくても美しい錦を着られる（男不耕作爾食必梁肉、女不蚕織爾衣皆錦綺）」という生活を送っていた。彼らは倭寇と一緒に、あるいは倭寇の名を借りて明政府に対抗し、州県を陥落させ、殺人、放火を繰り広げるなど、沿海地に多大なる危害を加えた。洪武年間だけ挙げても、次の通りである。

洪武2年正月	山東浜海郡県で男女の民に略奪を行ひ去る。
4月	蘇州・崇明で住民を殺傷し、財貨を奪う。
5月	温州、中界山、永嘉、玉環などで略奪を働く。
6月	淮安などで寇が略奪。
洪武3年6月	山東から温州、台州、明諸州にかけて海の民たちあるいは福建沿海で略奪。
洪武4年	倭船200艘海宴下川などの地で略奪を行う。
洪武5年5月	海塩、澉浦で地元民を殺害し財物を持ち去る。また倭船200艘が温州永嘉、樂清などの県で略奪。
6月	福建寧德県および蘇、松、溫、台州などの海に面した諸郡で略奪。
8月	寇、福建福寧県で住民350余人を殺害し、民家1000戸余りを焼く。
洪武6年7月	寇、すなわち墨、諸都市、萊陽などの県で住民を殺し略奪。
	浙江浜海州県でも略奪を働く。
洪武7年7月	寇、相次いで膠州、海州および大住海口などで略奪。
洪武13年7、8月	寇、廣州東莞県、海豐県で住民を殺害、略奪。
洪武16年6月	倭船18艘、金鄉衛を襲い、官軍22名を

殺す。	
洪武17年10月	寇、台州で巡檢を殺す。
洪武20年7月	寇、台州で住民を殺し略奪す。
洪武22年12月	倭船13艘、城山洋の艾子口から上陸し略奪。
洪武23年1月	穿山浦から上陸し、軍士70余人を殺害・捕虜にし、財物を奪う。
洪武24年9月	寇雷州遂溪県にて官軍敵にならず百戸の李玉と鎮撫の陶鼎は戦死。
洪武26年4月	潮州南澳各地で略奪。
洪武27年2月	倭船9隻小尖亭で略奪、10月寇遼東金州、新市に入り、駐屯兵の食糧を焼き、兵士を殺し略奪。
洪武31年2月	寇山東寧海で住民を殺害・略奪。さらに倭賊2千余人、船30余粵寨楚門に入る。

以上の史料のはほとんどは『明太祖実録』によるもので、あとは地方志、官方の記載によるものである。これらの記録を客観的にみると、倭寇によって洪武間に「北は遼海、山東から、南は福建、浙江、東粵、浜海地区で被害にあわない年はなかった（北自遼海、山東、南抵閩浙、東粵、濱海之区、無歲不被其害）」ということがわかるであろう（谷慶泰『明史紀事本末』卷55「沿海倭乱」）。彼らの略奪対象は主に住民－特に東南の沿海一帯の住民で、官府ではなかった。ねらいも殺人・財産略奪であった。史籍中、富を奪い貧乏人を救済するといった記載がないこともないが、きわめて少ない。富豪を襲撃の標的と見なしていたとの説明が多く、歴史上の反官府、反圧迫の農民蜂起とは性質を異にしていた。倭寇の中に大量の中国人がおり、しかもその中には貧しい中国人も少なくなかったということは、かれらがその道を選ばざるを得なかつたということであり、殺人や略奪行為はかれらが海賊、つまり寇であったことを物語っている。そして貧しい中国人がそれに加わっても、その海賊としての性質は変わらなかつた、という点から言っても、明朝の抗倭闘争は必須であった。

明代の抗倭闘争の中で、最も大きい成果をあげたのは、戚繼光、俞大猷である。戚繼光は山東・東牟人、俞大猷は福建・晉江人で、かれらは幼い頃より倭寇の所業を知り、その罪行を痛恨していた。戚繼光は少年時代すでに「封侯は我が願いにあらず、ただ海の平和が願いなり（封侯非我愿、但愿海波平）」という志を持ち、海防保衛に力を注いだ。1555年（嘉靖34年）彼は浙江へ防倭に赴き、寧波、紹興、台州三府の鎮守の責任を負った。彼の軍隊は義烏から募集したもので、農民や鉱山労働者を主体とした4千以上の人員で構成された新軍は、通称「戚家軍」と呼ばれた。俞大猷は、戚繼光が浙江寧、台諸郡參將を任される以前に、現地で訓練を積んだ水軍を中核とし、戦船を装備し、辺防を改進するなど、すでに貢献をしていた。俞大猷の浙江東部での大きな功績は、1553（嘉靖32）年3月の「普陀山の勝利」で、選りすぐりの兵を引き連れて普陀山の倭寇の巣窟に火を放ち、賊を追い散らした。1555年、王江涇（現、嘉興北）で敵2千人を斬り、抗倭戦争以来最大の勝利を治め、沿海領土の防衛に重要な意義をもたらした。

戚繼光の主要な戦績は、9戦全勝した台州での戦いで、倭寇を全滅させ、倭寇を立ち上がらせなかつことである。以後この二人は福建・廣東へ赴き、倭寇をおさえ、抗倭戦に完全勝利したことで、東南沿海は日に日に安定していった。このように、抗倭戦争は各地の人民の組織を基礎として展開していった自衛闘争、すなわち中国人民が日本倭寇の侵略に反対した民族戦争であり、なおかつ、国内の海賊が倭寇と結託して略奪を働いていることに対して、中国の大群衆がおこした正義の戦争だった、ということが容易に分析される。戚繼光らは民族の利益を守り、群衆の権益を保った民族的英雄であった。彼らの正義の行動は、古い吳越文化も守ることとなり、そのことは後世まで人々に賞賛された。

## 2. 海禁が江南に与えた影響

明代の中国は、当時のアジアの中でも強大な国家で、

政治、文化、経済の各方面において、アジアのみならず世界に大きな影響を与えていた。明初めの統治者たちは、元朝が日本へ出兵して失敗した教訓から、軽々しく外国へ出兵しないことを戒めとし、国内統治の安定に基礎を置き、保境に注意して民心を安心させ、慎重に対外関係を開拓した。

外国との海上貿易を始めるために、「太祖はまず天下を安定させ、太倉州黃渡鎮に録を置き、諸外国から渡航する船を管理する市舶司を設けた。（太祖初定天下、於直隸太倉州黃渡鎮、設市舶司。司有提挙一人、副提挙二人、其属、吏目二人、駅丞一人。後以海夷狡詐無常、迫近京師、或行窺伺、遂罷不設。洪武7年（1374年）、又設於浙江之寧波府、廣東之広州府、其体制一同太倉。其後寧波尋廢、今止広州一司存耳。蓋以寧波亦近畿甸、為奸民防也）」司は1名、副司は2名で、さらに官目2名、驛丞1名がその下に属していた。洪武7年（1374年）、浙江に寧波府、廣東に広州府を設けたが、それは太倉と体制は同じであった。その後寧波の方は廃止され、広州の一司をとどめるのみである（沈徳符『野獲編』卷12）。寧波は畿甸に近かったため、奸民の為の防波堤となつたのである（沈徳符：『野獲編』卷12）。

明朝初めは古からの市易の制に照らし合わせて市舶司を設置し、国外との通商責任を負っていた。ところが、ほどなくして廃止されてしまったその原因是「海夷が常に狡猾（海夷狡詐無常）」で、「国都に迫って来る（迫近京師）」からであった。実際その海夷こそが倭寇であり、海防や都の安全に影響を与えていたことは明らかである。

明朝政府は日中両国の伝統的な友好関係を望んでおり、洪武2年、3年の2度にわたり日本へ使を派遣した。洪武4年に日本の使臣が中国を訪れ、以後交互に使節をかわすようになった。洪武9年、日本は再び明朝へ友好関係を保つための使者を派遣した。明朝政府は倭寇が中国沿海地区を荒らすのを阻止する要求を日本に申し入れていたが、幕府が倭寇の中国沿岸侵略を制御できなかったのと、明臣の胡維庸が倭に通じてい

た事実が発覚したため、明朝政府は遣使の往来を継続しつつ、一方で禁海令を出し、防御を強化した。したがって明朝の海禁は「番人は寇のために利を失い（番人失利乃為寇）、貴族や役人は倭寇を制御できない（貴官則譲有司不御寇）」という状況下で始まったのである（王士性『廣志緯』卷4）。

海禁措置は明の太祖朱元璋の「定制、ひときの板でも海にうかべてはならない（定制、片板不許下海）『明史』卷205「朱紈伝」にはじまり、明の成祖は、沿海の軍民に対して無断で外国へ赴くこと、外国と通じてはならないという詔書を出した。正統年間、政府はたびたび沿海居民に、外国との密通禁止令を出した。代宗の時の禁令には「凡そ馬、牛、軍需品、鉄貨、銅錢、緞子、絹織物、綿などを無断で海外で売ったり、海に出たものは鞭打ち百回に処し、加担した者については罪は軽いが物資、船は没収とする（凡将馬、牛、軍需、鉄貨、銅錢、緞匹、紬絹、絲綿、私出境外貨賣者及下海者、杖一百、挑担駄載之人減一等、物貨船車並入官）」。「軍器を国外へ持ち出した者、および下海したものは縛り首、国情を漏らしたものは打ち首とする（若將人口軍器出境及下海者絞、因爾走泄事情者斬）」。「逮捕された者と看守がグルになってはならない。なお、それを知っているながら黙っていたものも同罪である（其拘官司及守把之人通同灰帶、或知爾故縱者、与犯人同罪）」。「双帆以上の違法の大型船を作り、禁止されている物を海外で取り引きした場合。あるいは海賊と結託して良民を脅かした者。主犯者は謀反を企てたのと同罪であり、さらし首に処す。その家族はすべて辺境兵役につかせる（奸豪勢要軍民人等、擅造二帆以上違式大船、将帶違禁貨物下海前往番國壳買、潛通海賊同謀結聚、及為向道劫掠良民者、正犯比照謀叛已行律處斬仍枭首示衆、全家發辺衛充軍）」。「大型船が人を雇って外国との商売し、もうけを分け合うこと。大型船を作らなくても、海で商売するものたちと通ずること、外国の金をやりとりすること、こっそりと蘇木（スオウ：広東、広西、雲南などで産するマメ科の植物で漢方薬としても使われる）や胡椒千斤以上売買

する者は兵役につかせ、外貨は没収とする（若將大船雇与下海之人、分取番貨、及雖不曾造有大船、但糾通下海之人、設置番貨、与探聽下海之人、番貨到来、私壳販買蘇木胡椒至一千斤以上者、俱發辺衛充軍、番貨並入官）。」といった具合に、規定は具体的に定められていた。（以上の記載はいずれも熊鳴岐『昭代王章』卷2による。）

ここまで具体的、かつ、厳格な海禁措置は普通なら効を奏しそうなものだが、明初頭の海禁政策はまったく役立たずであった。明朝中期の嘉靖年間になってさらに厳しい海禁政策が制定された。嘉靖3（1524）年には「ひそかに外国の者と禁止物資を商った者（私代番夷取売禁物者）」あるいは「違法の海船を造ったり、外国の者を鬻導する者（攬造違式海船、私鬻番夷者）」は重刑に処すという規定が出され（『明嘉靖實錄』卷38）、嘉靖4年の規定では、双帆船であれば外国の物資を売買していなくても船を拘留し、人員は辺境防衛させる、とされた（『明嘉靖實錄』卷54）。嘉靖8年には、航海用の大型船はすべて破壊すべし。沿海住民が外国の貨幣をもつことは厳禁である。違反者を隠匿する者も同罪である、とあり、嘉靖12年にはさらに、沿海住民で賊と密かに取り引きしている者、「隣人でありながら訴えない者は連座とする（其隣舍不挙者連座）」（明嘉靖實錄154）と定められた。嘉靖年間の海禁措置は、航海用の大型船の製造の禁止・破壊から、隣人の連座までの厳格、具体的なもので、もはやそれ以上の厳しさを加えることはできないほどであった。しかしながら海禁は依然として効果はなく、倭寇は縦横無尽に東南沿海で横暴を尽くしたため、政府は上下を問わず、悲鳴をあげるひますらなかった。

嘉靖26年、明朝政府は朱紈を浙江巡撫に任命し、浙江全域、福建は福州、興化、漳州、泉州、建寧など五府、浙江・福建の海防軍務を兼任することになった。彼は、「渡船を嚴重管理し、保甲（防衛のための隣組）制を強化し、「奸民」を手配・逮捕した（革渡船、嚴保甲、搜捕‘奸民’）」（『民史・朱紈伝』第26冊「福建」）。

彼は一切の海外貿易のみならず、海で漁をすることも、海上交通をも一切禁じた。「90余名を逮捕してことごとく打ち首にしただけでなく（獲通販者九十余人、悉斬之）」（顧炎武『天下郡国利病書』第26冊「福建」）、はなはだしきは「外から来た者は帰さず、外へ去ったものは戻ることを許さなかった（留者不得去、去者不得帰）。」（葉権『賢博編』）。

かくも厳格な海禁政策は平穏をもたらすどころか、かえって上下内外の不満を引き起こし、その槍玉にあげられた朱紈は「天子が我を許しても、福建・浙江の人は必ず我を殺すであろう（縱使天子不欲死我、閩浙人必殺我）」と自ら死を選んだ。

それ以降、巡視大臣はおかげず、「その話題になると内外の誰もが手をふって口をつぐみ、海禁のことを敢えて言う者はいなくなり（中外搖手、不敢言海禁事）」、海禁政策は失敗をもって終わりを告げたのである。

明朝の海禁やそれが東南沿海に及ぼした影響はどう評価されるべきだろうか。

第一に、明朝の海禁政策は社会経済の発展の流れに反したものだったといえよう。周知の通り、明朝中・後期は中国東南沿海地区の商品経済が発展し、資本主義的な萌芽が早くもみられた。海外貿易の繁栄、趨勢は、規模、範囲、人数のどれもが、歴史上他のどの王朝もおよばなかつたほどである。明朝政府はもともとこうした有利な条件を利用して海外貿易を推進し、商品生産を発展させ、それによって政府の収入を増加させ大きな利益を得るべきであったと思われる。顧炎武はこれに関して次のような鋭い分析をしている。「思うに、海の夷は大西洋にも東洋にもおり（蓋海之夷、有大西洋、有東洋）」、「いずれも中国の絹織物を好み（皆好中国綾緞雜繪）」、「元値の2倍も儲けている（至彼得価二倍）」。「永樂年間に前後して呼び集められた夷の朝貢者は、洋の東西を問わず恭順にして（永樂間、先後招徠、東西二洋入貢之夷、恭謹信順）」、「ひとえに市場を得ることを願った（一心通市）」。「これを禁ずることは、明らかに利益を奸民の手に帰すことになり（自明禁斷之、爾利乃尽帰於奸民矣）」、「奸民に渡った利は、

2万余りの俸給を失ったのに相当するといえよう（夫利歸於奸民、而使公家歲失二万余金之餉、猶可言也）」。そしてこの2万～さらに5、6万もの金を以て兵士たちの俸給とすれば、その一利である。また、その金額で沿海の貧民の生計を援助すれば、人民は飢えや寒さから救われ、強盗にもならなかつたであろう。これは第二の利である。そして通航を解禁すれば官府と奸民の癒着による災いも根絶することができただろう。これは第三の利である（顧炎武『天下郡国利病書』第26冊「福建」）。

この三つの利点によって明朝の社会経済は発展できたものを、海禁政策は返って海外貿易の発展を制限し、資本主義の萌芽の足かせとなってしまったのである。江南の蘇州、松州、杭州、嘉州、湖州など経済が繁栄している地区にとってこれは大きな束縛となり、寧波、泉州、漳州、福州など对外貿易港となっている都市にあってはかなり深刻な打撃であった。経済発展の現実に反した政策とは、まさに封建專制統治の具現であったである。

海禁政策のために、封建統治者の考え方や視野はますます保守的、短絡的なものとなった。明朝中葉以降、封建国家は皇權擁護政策をとっていたので、さまざまな改革の矛盾も表面的にはなんとかバランスがとれていた。しかし宦官が実権を握るようになると、政治はとたんに腐敗するようになった。統治の危機が日増しに深刻になると、国家機関は融通性を失い、混乱と麻痺状態に陥ってしまった。このような状況下で、封建統治者はますますもって閉鎖的になり世間との隔絶は大きくなり、事態はさらに深刻さを増すという悪循環を引き起こした。このことは清朝の幾度にもおよぶ禁海措置とも関連する。

つまり「そもそも天朝、つまり中国にないものなどないから外夷との通商など必要ない（天朝物多豊盈、無所不有、原不籍外夷貨物以通有無）」と強調し（『清高宋聖訓』卷276）、自分を殻の中に閉じ込めてしまったのである。統治者がいわば引きこもりの鎖国状態にあるということは、封建社会経済の自給自足の状態

を表している。政治的にも外界から閉ざされることになった明・清時期の海禁政策は、後の発展に影響を与えることになった。

第三に、海禁政策は社会矛盾を激化させ、倭寇はその機会に便乗していった。海禁はもともと倭患を防ぐためのものだったのが、海禁が厳格になるにつれ「商業活動はしていないのに(商貨不通)」「寇の害はおさまらない(海寇之不息)」といった具合に、倭患は益々ひどくなつた。海禁は一切の正常な貿易を排除してしまつたのである。

もともと沿海居民たちは海外貿易にたよつて生計を維持してこられたが、海禁の結果、活路を絶たれてしまつた。政府は海外貿易から貢物や税金を得ることができたが、海禁の後は「海賊集団は利益を得、海禁を厳しくするほどに益々それは増え、しかも残殺の害は残酷をきわめた(遂使勢豪得・其利、禁愈嚴、則矣勢豪之利愈重、爾殘殺之害愈酷矣)」(鄭曉『鄭端簡公今言類編』卷2)という状況になつた。

政府は沿海の群衆の身上にかける負担を重くしていった。「海上居民の近年の海禁はなはだ厳しく、漁もできず生活もままならず、ついには盗人に転ずる(海上居民近年海禁太厳、漁樵不通、生理日蹙、転爾從盜)」(趙文華『嘉靖平倭祇役紀略』卷5)。社会矛盾が深刻になるほど倭寇たちは社会不安を自己勢力の発展にうまく利用した。「旧寇が破られ、新寇が必然的に生まれた。海中の利は限りなく、外貨には万の利がある。そう分かっていながら誰がおめおめ寇をやめるだろうか(旧寇既破、新寇必生。海中之利無涯、諸番奇貨一本利万、誰肯頓息哉)」。洪迪珍のような商人を例にとれば、彼は「もともとは商売をやっていたが(初止通販)」「倭寇とはかかわりはなかった(未引倭為寇)」にもかかわらず、明政府がしつこくその活路を絶ち、彼に「倭寇の表裏を乱すこと、つまり攪乱させるために倭と通ずること(倭表里為亂)」を強要したため、結果として彼は「倭寇」の頭目になつてしまつたのである。

商貨が滞り、海禁が厳しくなつたことは、倭患が止まなくなつた一つの重要な要因である。朝廷が「旧制

を修復(修復旧制)」して海路を開き、「それを用いて國の利とし、民に便宜をはかれば、あえて寇に戻ろう」というものはいなかつたはずである(則國利其用、民樂其宜、皆嗜利爾不復敢為寇矣)(王世懋『策枢』卷1)。

海禁を緩和することは、倭患を防ぐ大切な措置の一つであつただろう。

第四に、海禁措置は吳越故国の民風を台なしにしてしまつた。東南沿海は中国の重要な通商の港であり、海外貿易は当地の人々の正統な職業であった。海禁措置によってかれらの正常な生活は中断され、非合法な個人貿易に駆り立てことになつた。浙江を例にとれば、「浙海と倭の距離はほんのわずかで、ちょっと風にのればほどなくして到着する(浙海距倭、盈盈一水、片帆乘船、指日可到)」のだが、「海で商売となると浙江人はさっぱりで、それに長けているのは福建人である(往時下海通販、惟閩有之、浙不甚然)」。しかも「はからずも福建人が、従来のやりかたを捨てて近道を利用した方法、つまり奸商とならざるをえなくなった今、浙江人までもがそのよびかけに応えるようになった。いったんよからぬ道に入つたら、一体いつその災いが止むかは知るよしもない。これはすべて政府自身が招いた自業自得なのである(今不意閩之奸商、舍其故道爾從我之便道、浙不甚然。此畔一開、実嫁禍於我、爾患不知所底止矣!)」。たとえば福清人の林清は船をあやつって寧波、寧海へ至り、杭州へと向つた。「杭州は富を蓄積するに都合良く、寧波は漳州に近くて便利である。数十枚の金貨は、帰る時には百枚の金貨となり、金貨百枚を積んだ船ならば千金を積んで帰ることができた。このような臭いに引き寄せられて、浙江人は農業を放棄して商売を学ぶことに走り、故郷すら捨てて海へ出たのであった。官軍は賄賂を利益とし、商売人たちはかえつて倭に通じないこと、また商船が来ないことを恐れた。倭と結びつき、うま味を多く吸つた収穫物を満載して故郷に凱旋し、さらに仲間を引き入れたのであった(杭之置貨便於福、而寧之下海便於漳。以數十金之貨、得數百金而帰、以百余金之船、買千金而返、此風一倡、聞腥逐膻、將通浙之人、棄農爾

学商、棄故都爾入海。官軍利其賄、惟恐商販之不通倭；夷利其貨、惟恐商船不至。獲息滋多、則旋帰鄉里、可勾倭爾使入；……」（王在晋『越鐫』卷2）

同様に「寧波に昔は倭寇はおらず、民は毎年ただ漁船を海に出したり、薪を集めたりしていたのに、禁海の後状況は一変した（寧波自來海上無寇、毎年只有漁船出洋打魚樵柴、並無敢過海通番者）」「利をむさぼる徒が外国船を引き入れ、往来で入り乱れている（貪利之徒、勾引番船、紛然往来）」（範表『玩鹿亭稿』卷5）。多くの民が海にて個人貿易を行い、倭寇と結託してよからぬことを企んでいる。民風はがらりと変わってしまった。

悪い影響というものはそうそう変わるものではなく、

浙江のある地区は商人、盜人、投機商人の集団の大本拠地にさえなってしまった。

これについて朱紈は「外国の盜賊を除くのは易しいが、中国の盜賊を除くのは難しい。さらに中国の沿岸の盜賊を除くのはやさしいが、中国の衣冠を着た盜賊を除くのは、もっとも難しい（在外國盜易、去中國盜難；去中國瀕海盜尤易、去中國衣冠之盜尤難）」（『明史』卷205「朱紈伝」）と述べている。

こういったことから明らかのように、海禁政策や抗倭闘争はさして効果があまりなく、むしろ福建と浙江の在朝官吏こそが支障となっていたということができよう。